

黒滝村地域防災計画

令和6年3月

目 次

第1編 水害・土砂災害等編	1
第1章 総 則	3
第1節 目的	3
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 黒滝村の地勢と災害要因、災害記録	15
第2章 災害予防計画	19
＜共通項目＞	19
第1節 避難行動計画	19
第2節 避難生活計画	26
第3節 帰宅困難者対策計画	32
第4節 要配慮者の安全確保計画	34
第5節 住宅応急対策準備計画	41
第6節 防災教育計画	42
第7節 防災訓練計画	47
第8節 自主防災組織の育成等に関する計画	53
第9節 企業防災の促進に関する計画	58
第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画	60
第11節 ボランティア活動支援環境整備計画	62
第12節 むらの防災構造の強化計画	64
第13節 災害に強い道づくり	67
第14節 緊急輸送道路の整備計画	69
第15節 ライフライン施設の災害予防計画	72
第16節 危険物等施設災害予防計画	84
第17節 防災体制の整備計画	86
第18節 航空防災体制の整備計画	89
第19節 通信体制の整備計画	90
第20節 孤立集落対策	94
第21節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	95
第22節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	96
第23節 保健医療計画	98
第24節 防疫予防計画	102
第25節 火葬場等の確保計画	103
第26節 災害廃棄物処理計画	104
第27節 食料、生活必需品の確保計画	107
第28節 文化財災害予防計画	111
＜個別項目＞	114
第29節 総合的な水害防止対策	114
第30節 水害への備え	115
第31節 風害予防計画	117
第32節 総合的な土砂災害防止対策	118
第33節 大規模土砂災害防止対策	125
第34節 砂防設備計画	127
第35節 地すべり防止施設計画	129
第36節 急傾斜地崩壊防止施設計画	130

第 37 節	山地災害予防計画	132
第 38 節	宅地等災害予防計画	134
第 39 節	火災予防計画	136
第 40 節	林野火災予防計画	139
第 41 節	原子力災害予防計画	142
第 3 章	災害応急対策計画	143
<共通項目>		143
第 1 節	避難行動計画	143
第 2 節	避難生活計画	159
第 3 節	帰宅困難者対策計画	167
第 4 節	要配慮者の支援計画	169
第 5 節	住宅応急対策計画	174
第 6 節	活動体制計画	180
第 7 節	災害情報の収集・伝達計画	193
第 8 節	長期停電対策計画	213
第 9 節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	214
第 10 節	通信運用計画	218
第 11 節	広報計画	223
第 12 節	孤立地区支援活動計画	226
第 13 節	支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	228
第 14 節	受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	229
第 15 節	公共土木施設の初動応急対策	238
第 16 節	道路等の災害応急対策計画	240
第 17 節	ライフライン施設の災害応急対策計画	249
第 18 節	危険物施設等災害応急対策計画	261
第 19 節	救急、救助活動計画	263
第 20 節	医療救護計画	265
第 21 節	緊急輸送計画	272
第 22 節	災害警備、交通規制計画	275
第 23 節	食料、生活必需品の供給計画	281
第 24 節	給水計画	290
第 25 節	防疫、保健衛生計画	294
第 26 節	遺体の火葬等計画	301
第 27 節	廃棄物の処理及び清掃計画	305
第 28 節	ボランティア活動支援計画	311
第 29 節	災害救助法等による救助計画	313
第 30 節	文教対策計画	318
第 31 節	文化財災害応急対策	325
<個別項目>		327
第 32 節	河川施設応急対策	327
第 33 節	土砂災害応急対策	328
第 34 節	大規模土砂災害応急対策	330
第 35 節	被災宅地の危険度判定	331
第 36 節	山地災害応急対策	332
第 37 節	火災応急対策	333
第 38 節	林野火災応急対策	343

第 39 節	原子力災害応急対策	346
第 4 章	災害復旧・復興計画	347
第 1 節	公共施設の災害復旧	347
第 2 節	被災者の生活の確保	349
第 3 節	被災中小企業の振興	359
第 4 節	農林漁業者への融資	361
第 5 節	義援金の受入れ・配分等に関する計画	365
第 6 節	激甚災害の指定に関する計画	367
第 7 節	災害復旧・復興計画	371
第 2 編	地震編	373
第 1 章	総 則	375
第 1 節	目的	375
第 2 節	防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	376
第 3 節	黒滝村の地勢と過去の地震	377
第 4 節	地震被害想定	378
第 2 章	災害予防計画	387
第 1 節	避難行動計画	387
第 2 節	避難生活計画	388
第 3 節	帰宅困難者対策計画	389
第 4 節	要配慮者の安全確保計画	390
第 5 節	住宅応急対策準備計画	390
第 6 節	防災教育計画	391
第 7 節	防災訓練計画	393
第 8 節	自主防災組織の育成に関する計画	394
第 9 節	企業防災の促進に関する計画	396
第 10 節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画	397
第 11 節	ボランティア活動支援環境整備計画	397
第 12 節	むらの防災構造の強化計画	398
第 13 節	建築物等災害予防計画	400
第 14 節	災害に強い道づくり	402
第 15 節	緊急輸送道路の整備計画	403
第 16 節	ライフライン施設の災害予防計画	404
第 17 節	危険物施設等災害予防計画	410
第 18 節	水害予防計画	411
第 19 節	地盤災害予防計画	412
第 20 節	地震火災予防計画	414
第 21 節	第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画	417
第 22 節	防災体制の整備計画	418
第 23 節	航空防災体制の整備計画	419
第 24 節	通信体制の整備計画	419
第 25 節	孤立集落対策	419
第 26 節	支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	420
第 27 節	受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	420
第 28 節	保健医療計画	420
第 29 節	防疫予防計画	421
第 30 節	火葬場等の確保計画	421

第31節	災害廃棄物処理計画	421
第32節	食料、生活必需品の確保計画	421
第33節	文化財災害予防計画	422
第3章	災害応急対策計画	423
第1節	避難行動計画	423
第2節	避難生活計画	429
第3節	帰宅困難者対策計画	434
第4節	要配慮者の支援計画	434
第5節	住宅応急対策計画	434
第6節	活動体制計画	435
第7節	災害情報の収集・伝達計画	440
第8節	長期停電対策計画	452
第9節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	453
第10節	通信運用計画	453
第11節	広報計画	453
第12節	孤立地区支援活動計画	454
第13節	支援体制の整備（村外で災害発生の場合）	454
第14節	受援体制の整備（村内で災害発生の場合）	455
第15節	公共土木施設の初動応急対策	455
第16節	建築物の応急対策計画	456
第17節	公園、緑地の応急対策計画	457
第18節	道路等の災害応急対策計画	457
第19節	ライフライン施設の応急対策計画	458
第20節	危険物施設等応急対策計画	458
第21節	水防活動計画	459
第22節	地盤災害応急対策計画	460
第23節	消火活動計画	463
第24節	救急、救助活動計画	464
第25節	医療救護計画	465
第26節	緊急輸送計画	465
第27節	災害警備、交通規制計画	466
第28節	食料、生活必需品の供給計画	467
第29節	給水計画	467
第30節	防疫、保健衛生計画	467
第31節	遺体の火葬等計画	467
第32節	廃棄物の処理及び清掃計画	468
第33節	ボランティア活動支援計画	468
第34節	災害救助法等による救助計画	468
第35節	文教対策計画	469
第36節	文化財災害応急対策	470
第4章	災害復旧・復興計画	472
第1節	公共施設の災害復旧	472
第2節	被災者の生活の確保	472
第3節	被災中小企業の振興	472
第4節	農林漁業者への融資	472
第5節	義援金の受入れ・配分等に関する計画	473

第6節	激甚災害の指定に関する計画	473
第7節	災害復旧・復興計画	473
第5章	広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画	474
第1節	総 則	474
第2節	南海トラフ地震臨時情報	477
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	480
第4節	防災訓練計画等	481
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	482
第6節	地域防災力の向上に関する計画	484
第7節	広域かつ甚大な被害への備え	486
第8節	地震発生時の応急対策等	490
第9節	消火活動計画	498
第10節	保健医療活動計画	500
第11節	緊急輸送計画	504
第12節	防疫、保健衛生計画	506
第13節	支援・受援体制の整備	507
第14節	広域避難対策	508
第15節	物資等の確保	509

第 1 編 水害・土砂災害等編

第1章 総 則

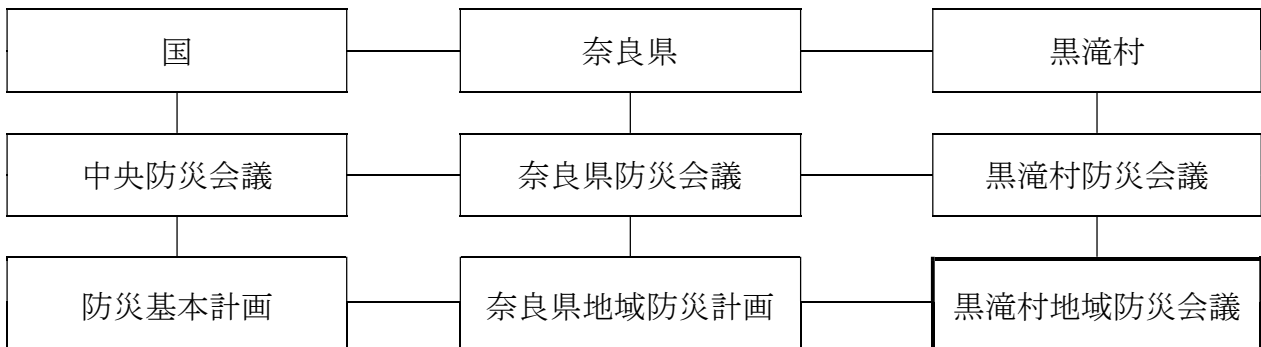
第1節 目的

黒滝村の地域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づく「黒滝村地域防災計画」の水害・土砂災害等編として、黒滝村の地域における大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体・機関（以下「防災関係機関」）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、村域における土地及び住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【国、県及び黒滝村の防災会議並びに防災計画の体系】



2 災害の定義

本計画の対象とする「災害」は、災害対策基本法第2条に記述されている各種災害のうち、「暴風」「竜巻」「豪雨」「洪水」「崖崩れ」「土石流」「地震」「地滑り」とする。また、直接の災害は発生しないが、備えておくべき事項として「原子力災害（災害対策基本法における「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等」）を付加する。

3 計画の基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、「公助」として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。併せて、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である

「自助」や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」が必要であり、特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、「自助」・「共助」の重要性はより一層高まっている。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家族、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取組みを推進するとともに、村及び県による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図る。

(1) 計画の推進に当たっては、次の諸点を基本とする。

ア 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化

イ 「自助」・「共助」を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立

ウ 村、県、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携

エ 防災関係機関相互の協力体制の推進

オ ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進

カ 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進

キ 関係法令の遵守

ク 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進

ケ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

4 計画の推進

村及び各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、本計画に掲げられている事項の推進に努める。

また、分野ごとに緊急度の高いものから順に災害対応マニュアル等の策定を進め、マニュアル策定後は、訓練を定期的に実施し、マニュアルを検証し、必要に応じて修正を加えて、より実践的なマニュアルづくりを目指す。

5 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めたときは、速やかにこれを修正する。

また、各課・各機関は、毎年関係のある事項について、計画修正案を黒滝村防災会議（以下、「村防災会議」という。）に提出する。

6 計画の構成

本計画は、「第1編 水害・土砂災害等編」、「第2編 地震編」及び「資料編」から構成する。なお、「第1編 水害・土砂災害等編」の構成は次の4章による。

(1) 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本村の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防計画

災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

(3) 第3章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

7 計画の周知

本計画の内容は、村職員、住民、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民に広く周知徹底させる。

8 計画の運用・習熟

本計画を効果的に推進するため、村及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟、習得に努め、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

9 黒滝村国土強靱化地域計画との関係

村は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、黒滝村国土強靱化地域計画（令和4年7月改訂）を策定し、その進捗を管理している。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

本節は、本村並びに奈良県及び村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処置すべき事務又は業務を示す。

1 村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
黒滝村	1 黒滝村防災会議に関する事務 2 気象予警報の伝達 3 防災知識の普及 4 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5 防災訓練・避難訓練の実施 6 防災活動体制・通信体制の整備 7 消防力・消防水利等の整備 8 救急・救助体制の整備 9 危険物施設等の災害予防 10 公共建築物・公共施設の強化・耐震性の向上 11 地域の防火構造の強化 12 簡易水道等の確保体制の整備 13 避難計画の作成及び避難所等の整備 14 ボランティア活動支援の環境の整備 15 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保体制の整備 16 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17 防疫予防体制の整備 18 廃棄物処理体制の整備 19 火葬場等の確保体制の整備	1 黒滝村災害対策本部に関する事務 2 災害対策要員の動員 3 早期災害情報・被害状況等の報告 4 ヘリコプターの受入準備 5 災害広報 6 消防、救急救助、水防等の応急措置 7 被災者の救出・救難・救助等 8 ボランティアの活動支援 9 要配慮者の福祉的処遇 10 避難指示又は緊急安全確保の発令 11 避難所の設置・運営 12 災害時における交通・輸送の確保 13 食料、飲料水、生活必需品の供給 14 危険物施設等の応急対策 15 防疫等応急保健衛生対策 16 遺体の搜索、火葬等 17 廃棄物の処理及び清掃 18 災害時における文教対策 19 復旧資材の確保 20 被災施設の応急対策 21 義援金の募集活動の支援	1 被災施設の復旧 2 義援金の配分の支援 3 その他法令及び村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

2 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合	1 消防、救助、救急に関する施設及び組織・体制の整備並びに訓練 2 危険物施設等の災害予防	1 消防、救急、救助、その他の応急対策 2 災者の救出・救助、その他の保護 3 災害に関する情報の収集及び伝達 4 消防団の指導 5 消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等の活動支援	1 法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施

3 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	1 防災に関する組織の整備・改善 2 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4 災害危険箇所の災害防止対策 5 防災に関する施設・設備の整備、点検 6 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10 自主防災組織等の育成支援 11 ボランティア活動の環境整備 12 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 14 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予	1 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3 災害救助法の運用 4 消火・水防等の応急措置活動 5 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7 緊急輸送体制の確保 8 緊急物資の調達・供給 9 児童・生徒等の応急教育 10 施設、設備の応急復旧 11 県民への広報活動 12 ボランティア、救援物資の適切な受入れ 13 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 14 被災建築物の応急危険度判定 15 被災宅地の危険度判定	1 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2 民生の安定化策の実施 3 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5 義援金の受入れ・配分等に関する計画 6 被災公共建築物の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	防の実施		
吉野土木事務所	1 公共土木施設の強化、整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定 4 緊急輸送網の整備	1 公共土木施設の応急対策 2 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策	1 被災公共土木施設の復旧
吉野警察署 (黒滝駐在所)	1 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3 道路実態の把握と交通規制の策定 4 防災訓練の実施 5 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1 被害の実態把握 2 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3 行方不明者の捜索 4 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5 死体の調査等及び検視 6 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8 広報活動 9 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2 交通信号施設等の復旧 3 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
吉野保健所	1 初期医療救護体制の整備 2 後方医療体制の整備 3 医薬品等の確保体制の整備 4 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制の整備 5 防疫予防体制の整備 6 上水道の確保体制の整備	1 医療、助産救護 2 医療ボランティアの活用 3 防疫、清掃等応急保健衛生対策 4 給水対策	1 保健衛生関係施設の復旧

4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿財務局 奈良財務事務所			1 災害復旧事業費査定の立会 2 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の審査及び災害融資 4 地方公共団体に対する災害短期資金

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
			(財政融資資金)の融資 5 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿農政局 奈良県拠点	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2 農作物等の防災管理指導	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害の防除指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3 被害農林業者等に対する災害融資に関する対策
近畿中国森林 管理局 奈良森林管理 事務所	1 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2 治山施設による災害予防	1 災害対策用復旧用材の供給	1 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿地方整備 局・緊急災害 対策派遣隊 (TEC-FORCE・ リエゾン) 奈良国道事務 所 紀伊山系砂防 事務所	1 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3 災害対応の応援	1 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
奈良地方気象 台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	1 被災地域への支援情報の提供

5 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第4施設団	1 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2 防災訓練等への参加	1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 遭難者等の搜索救助 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療・救護・防疫 8 人員及び物資の緊急輸送 9 炊飯及び給水 10 救援物資の無償貸与又は譲与 11 危険物の保安及び除去等	1 災害復旧対策の支援

6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社 (黒滝郵便局)		1 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者あて救助用郵便物等の料金免除 4 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1 電気通信設備の保全と整備 2 気象情報の伝達	1 電気通信設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信の調整	1 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (奈良県支部)	1 医療救護班の派遣準備 2 被災者に対する救援物資の備蓄 3 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1 災害時における医療救護 2 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3 防災ボランティアの派遣 4 血液製剤の確保及び供給 5 救援物資の配分	1 義援金の受入れ・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送)	1 放送施設の保全と整備 2 気象予警報等の放送	1 気象情報及び災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策	1 被災放送施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本通運株式会社 (橿原支店)		1 災害時における緊急 陸上輸送の協力	1 復旧資材の 輸送
関西電力送配 電株式会社 (奈良本部)	1 電力施設の保全	1 災害時における電力 供給対策 2 電力施設の応急対策	1 被災電力施 設の復旧
こまどりケー ブル株式会社	1 ケーブルテレビ施設の保 全	1 ケーブルテレビ設備 の応急対策	1 被災ケーブ ルテレビ設備 の災害復旧

7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良交通株式 会社 (自動車事業 本部乗合部)	1 輸送施設等の保全と整備	1 災害時における交通 輸送の確保 2 輸送施設等の災害応 急対策	1 被災輸送施 設等の復旧
奈良テレビ放 送株式会社 関西テレビ放 送株式会社 讀賣テレビ放 送株式会社 株式会社毎日 放送 朝日放送テレ ビ株式会社 朝日放送ラジ オ株式会社	1 放送施設の保全と防災管 理 2 気象予警報等の放送	1 気象情報及び災害情 報の放送 2 災害時における広報 活動 3 放送施設の応急対策	1 被災放送施 設の復旧
株式会社朝日 新聞社 (奈良総局) 株式会社毎日 新聞社 (奈良支局) 株式会社讀賣 新聞大阪本社 (奈良支局) 株式会社産業 経 済 新 聞 社 (奈良支局) 株式会社日本 経 済 新 聞 社 (奈良支局) 株式会社中日 新聞社(奈良 支局) 株式会社奈良 新聞社	1 住民に対する防災知識の 普及 2 住民に対する予警報等の 周知徹底	1 住民に対する災害情 報及び災害応急対策等 の報道	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(一社)共同通信社 (奈良支局) 株式会社時事通信社 (奈良支局)			
(一社)奈良県医師会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及 3 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	1 災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1 医療機関の早期復旧 2 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
(一社)奈良県病院協会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及 3 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1 医療機関の早期復旧
(一社)奈良県歯科医師会	1 歯型による身元確認等の研修 2 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2 身元確認班の派遣 3 口腔ケア物資の供給	1 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2 歯科医療機関の早期復旧
(一社)奈良県薬剤師会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及	1 医療救護所における服薬指導 2 医薬品集積所における医薬品の管理等	
(公社)奈良県看護協会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及	1 災害支援ナースの派遣要請 2 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県LPガス協会	1 LPガスによる災害の防止	1 LPガスによる災害の応急対策止	1 LPガスの災害復旧
(公社)奈良県トラック協会		1 緊急物資の輸送 2 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		1 特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	

8 公共的団体その他防災上必要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県農業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の整備	1 共同利用施設の災害応急対策 2 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3 県・村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4 農作物・林産物の被	1 被災共同利用施設の復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋

		害応急対策の指導	
医療機関 (黒滝村国民健康保険診療所)	1 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2 防災訓練	1 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	1 病院機能の早期復旧
黒滝村社会福祉協議会	1 関係機関との連携 2 村災害ボランティアセンター本部の設置・運営訓練	1 村災害ボランティアセンターの運営支援	
金融機関 (南都銀行)			1 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1 避難所の整備 2 避難訓練	1 災害時における応急教育対策	1 被災施設の復旧
黒滝村商工会		1 物価安定についての協力 2 救助用物資、復旧資材の確保・協力斡旋	1 商工業者への融資斡旋実施 2 災害時における中央資金源の導入
宿泊施設		1 災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2 災害時の帰宅等困難者への支援	

9 公共的団体その他防災上必要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
住民	1 自助の実践 2 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練及び自主防災組織等の防災活動への参加に關すること	1 自助の実践	
自主防災組織	1 災害及び防災に関する知識の普及啓発 2 地域における安全点検、防災訓練等の実施	1 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施 2 村又は県が実施する防災対策への協力	
事業者等	1 災害時において事業を継続することができる体制の整備 2 地域における自主防災組織等の防災活動への協力	1 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保 2 災害応急対策の実施 3 地域における自主防災組織等の防災活動へ	

		の協力 4 村又は県が実施する 防災対策への協力	

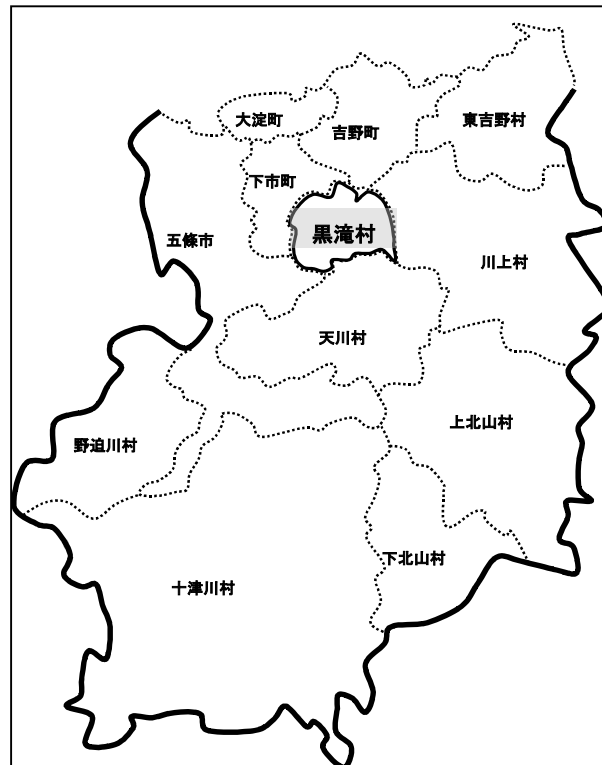
第3節 黒滝村の地勢と災害要因、災害記録

本節では、村の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、地震等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 村の位置

本村は奈良県のほぼ中央に当たり、平均標高 490m、東西 12km、南北 10km、北は吉野町、東は川上村、西は下市町及び五條市、南は天川村と境を接している。面積は 47.70k m²で奈良県総面積の 1.3%、吉野郡総面積の 2.1%に相当する。

■ 黒滝村の位置図



名 称	所 在 地	位 置	
黒滝村役場	奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地	東 経	北 緯
		135. 18°	34. 18°

■ 土地の利用状況

地 目	田	畑	宅 地	山 林	その他	計
面積 (km ²)	0. 07	0. 43	0. 27	45. 94	0. 99	47. 70
割合 (%)	0. 14	0. 90	0. 57	96. 31	2. 08	100

2 自然的要因

(1) 地形・地質

本村は大峰山脈の北西に在り、周囲は北に百貝岳（863m）、東に四寸岩山（1,236m）、西に大天井岳（1,439m）、南に扇形山（1,053m）があり、これらの山を中心に急峻な山並みが連なっている。また大天井岳に源を発した黒滝川は大小無数の谷川を集めて本村の中央部を東西に流れ、途中四寸岩山に源を発した脇川、扇形山に源を発した笠木川とそれぞれ大字寺戸、大字長瀬で合流して丹生川へ注いでいる。本村の総面積のうち約96%は山地であり、集落の大半は黒滝川の流域に存在し、道路もこの川沿いに発達している。

地質については、奈良県の中央を東西に走る中央構造線の南側にあつて秩父古生層に属し、砂岩、粘土岩、凝灰岩、硅岩等の堆積岩で形成されている。

また、村内には多数の災害危険箇所をかかえ、近年には林業不振による山林の荒廃、道路の舗装、用・排水路の整備等により、土地の保水能力も低下しており、防災面からも河川改修等に取り組む必要がある。

(2) 気候

気候は吉野の山岳気候区に属し、年平均気温は約15℃で夏でも涼しい。また雨も比較的多く、年間2,100mmに達する。積雪期間はおおむね12月～2月の間である。平均積雪量は10cm以下である。

3 社会的要因

(1) 人口

村の総人口は623人（令和2年国勢調査）で現在も減少傾向にある。人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が急速に進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は非常に高い。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産業

本村は元来土壌が優れ、適量の降雨、寒暖差の少ない気象条件にも恵まれているため良質の木材が生育し、古くから杉や檜材の生産が行われ、基幹産業として林業が発展してきた。しかし、地域を取り巻く環境と状況は大きく変化し、林業不況の長期化をはじめ、若年層を中心とした労働力の流出が激しく、林業就労者の減少と高齢化、その上、少子化現象が一段と進むなど様々な問題等が生じ、村の経済にも大きな影響を受けている。

そうした中、近年、本村周辺を通る大峯奥駈道が世界遺産に登録されたのを機に、地域の自然と資源を活用した観光施設や登山道の整備、移動通信施設（携帯電話）やケーブルテレビ網の通信施設基盤を利用した情報通信環境の整備を行ってきた。今後はこの環境を活用した地域の活性化を推進し、移住定住の促進、後継者の育成、雇用機会の確保等が課題であるが、それとともに観光客や新規移住者への防災啓発や情報通信基盤の防災対策も重要な課題である。

■ 産業分類別就業人口構成（15 歳以上）

年度 産業（大分別）		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和 2 年
総数	人数（人）	505	448	339	284	267
	割合（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	人数（人）	58	52	32	35	34
	割合（％）	11.5	11.6	9.4	12.3	12.7
第2次産業	人数（人）	136	117	84	63	57
	割合（％）	26.9	26.1	24.8	22.2	21.3
第3次産業	人数（人）	305	279	218	179	176
	割合（％）	60.4	62.3	64.3	63.0	65.9
分類不能	人数（人）	6	—	5	7	—
	割合（％）	1.2	—	1.5	2.5	—

〔出典：「国勢調査」（総務省）〕

(3) 交通

下市町から村の西部地区を通過して五條市及び天川村へ一般国道 309 号、中央部を下市町へ県道赤滝五條線、下市町から天川村へ県道洞川下市線、法者トンネルを通じて下市町へ村道栗飯谷線、東部地区は広域林道吉野大峰線を通して吉野町及び川上村及び天川村へ通じている。しかし、これらの主要道路及び村道、里道、林道はすべて谷や川に沿い山の中腹を縫って設けられているため、拡幅整備・防災対策が遅れており、災害を受けやすい状態にある。

公共交通機関は、奈良交通バスが一般国道 309 号を運行しているが、運行便数及び運行地域も限られている。また、村運行の「ふれあいバス」が村内各公共施設及び各地区を巡回している。

4 災害記録

本村の災害には、台風、大雨、火災があり、主なものは次のとおりである。

(1) 台風・大雨

発生年月日	名称	被害概要	備考
昭和34年 9 月	伊勢湾台風	槇尾地内において、山地が崩壊、死者 5 名。 2 名が濁流にのまれて行方不明。村全域にわたって家屋浸水、農地、道路、山地の崩壊等大きな被害を受けた。	
昭和57年 7 月	豪雨	脇川地内（現地蔵トンネル付近）で山地崩壊、笠木地内において河川の氾濫、笠木地内の道路決壊等村内各地で大小多数の被害が生じた。	
平成10年 9 月	台風 7 号災害	村内全域で強風による風倒木、家屋被害が数十件発生。特に山林の風倒木が激しく林業関係者に甚大な被害が生じた。	
平成23年 9 月	紀伊半島大水害	村内全域で大雨による土砂災害被害が発生。赤滝地内・中戸地内で深層崩壊発生により避難指示4日間105世帯175人、全壊住家1戸、半壊住	

第1編 水害・土砂災害等編 第1章 総 則

発生年月日	名称	被害概要	備考
		家1戸、床上浸水7戸、床下浸水3戸、倒壊橋梁3橋、水道施設損壊、その他道路、河川、山林被害多数。	
平成25年9月	台風18号災害	村内全域で大雨による土砂災害被害が発生。避難勧告19世帯56人、床上浸水2戸、床下浸水2戸、水道施設損壊により4日間に渡って村内全域の水道供給に支障が発生。その他道路、河川、山林被害多数。	

(2) 火災

発生年月日	原因	被害概要
昭和36年4月3日	晴天続きで異常乾燥注意報発令中	民家9戸、山林12ha

第2章 災害予防計画

<共通項目>

第1節 避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平常時からの取組みが重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。

そのため、村、県及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

1 定義

(1) 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

(2) 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・・・・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

自主避難所・・・・・・・・事前に災害の発生が懸念され、自主的に避難を行うための場所又は施設

2 避難路の選定基準

村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(1) 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

(2) 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

(3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

(4) 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準

村長は、災害時における緊急の避難場所として、次の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

ア 災害の種類

- (ア) 洪水
- (イ) 崖崩れ、土石流及び地滑り
- (ウ) 大規模な火事
- (エ) 内水氾濫・外水氾濫による浸水

イ 指定基準

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
 - (イ) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
 - (ウ) 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、(エ)、(オ)に適合する施設については、この限りでないが、(エ)、(オ)に適合した施設であっても、村は、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。また、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、できない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
 - (エ) 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - (オ) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- (2) 指定に当たっての注意事項
- 村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（黒滝村を除く。）の同意を得なければならない。
- (3) 県への通知
- 村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。
- (4) 指定の取消
- 村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。
- (5) 留意事項
- 指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

村及び県は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 要配慮者に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- (4) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- (5) 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- (6) 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

5 指定緊急避難場所の公表

村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

6 発令基準

村は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定する。河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当））」、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。

また、村は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、災害が発生したとき、又は、発生するおそれのある場合の避難指示等の発令基準は、「本編 第3章 第1節 1 避難指示等の発令」に記載のとおりである。

なお、発令基準については、災害の傾向、避難の実施状況、社会的な要請等を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- (1) テレビ放送（こまどりケーブル含む。）
- (2) ラジオ放送（コミュニティ FM 含む。）
- (3) 村防災放送
- (4) IP 告知システム
- (5) 緊急速報メール
- (6) ツイッター等の SNS
- (7) 広報車、消防団による広報
- (8) 電話、FAX、登録制メール
- (9) 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

8 住民への周知及び啓発

(1) 災害に関するリスク等の開示

村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

あわせて、村及び県は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組みを行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

(2) ハザードマップの内容の理解促進

村は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

村は、ハザードマップの作成に関し、必要に応じて、県に技術的助言を行うなどその支援を要請する。

(3) 迅速かつ適切な避難行動等の促進

村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発する。

また、一人で2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、村や自治会等が連携して取り組むものとする。（参考：「本章 第4節 要配慮者の安全確保計画」）

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場

合もあることに留意し、村や県は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。

また、村は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

(4) 生活再建に向けた事前の備え

村及び県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

9 村における計画

村は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】災害発生情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等の発令区域・タイミング
- (3) 水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
- (4) 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- (6) 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- (7) 避難準備及び携帯品の制限等
- (8) その他必要な事項

10 自主避難所の開設

村は、台風の接近や大雨・暴風・大雪・地震の発生等の影響で災害の発生が事前に懸念され、避難方法等に不安があり、早期に自主的な避難を行う住民のために、自主避難所を開設し、安全かつ適切に避難ができるよう努める。

(1) 自主避難所の場所

自主避難所は、地区単位に1箇所以上指定する。指定に当たっては自治会と事前に協議を行う。

(2) 自主避難所の開設と閉鎖

自主避難所の開設と閉鎖は、村は気象情報・地震情報等を基に自治会と協議して判断する。開設後は住民、県及び関係機関等に開設の状況等を公表する。

(3) 自主避難所の運営と資材の整備

自主避難所の運営は、自治会に委託し、村が全面的に協力する。自治会は自主避難者の人数や状況を逐次、村に報告する。村は平常時から自主避難所に、必要な物資や非常食等を常備し、災害情報が円滑に伝達できるよう防災放送等を整備し、安全かつ適切に避難できるよう努める。

(4) 指定緊急避難場所への移動

災害発生時又は避難指示等の発令により、避難者が指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、自治会と協議を行い、村は全面的に協力する。

(5) 自主避難所の周知

村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の自主避難場所を周知する。さらに、防災マップを作成し、地域の危険性についても周知する。

11 避難体制確立のための留意事項

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成、住民への日頃からの周知徹底

(2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 避難所への経路及び誘導方法

(4) 要配慮者の避難誘導等の支援体制

(5) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給

エ 衣類、日用必需品の支給

オ 負傷者に対する応急救護

(6) 避難所の管理に関する事項

ア 避難中の秩序維持

イ 避難住民に対する災害情報の伝達

ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ 避難住民に対する相談業務

(7) 災害時における広報

ア 防災放送による周知

イ 広報車による周知

ウ 避難誘導員による現地広報

エ 住民組織を通じる広報

12 防災上重要な施設における計画

次の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

(1) 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮した上で、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

ア 避難場所及び避難経路

- イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 避難場所の選定、収容施設の確保
- エ 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

(2) 医療機関

医療機関においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- ア 避難場所及び避難経路
- イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- エ 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

(3) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- ア 避難場所及び避難経路
- イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 避難場所の選定、収容施設の確保
- エ 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

13 住民自らが取組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

14 自宅療養者等の避難

吉野保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、村総務課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、村総務課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第2節 避難生活計画

村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

1 避難の定義

(1) 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

2 指定避難所の指定

(1) 指定基準

村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定に当たっては次の事項に留意する。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこと。また、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、できない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

(2) 指定に当たっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう

努めるものとする。

(3) 県への通知

村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(4) 指定の取消

村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 住民への周知

村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

3 多様な施設の利用

(1) 県有施設の利用

村は、指定避難所の不足に備えて、県と県有施設の指定を検討する。

(2) 民間施設の利用

村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院や宿泊施設等の民間施設の利用についても検討する。

(3) 隣接市町村等における受入体制の検討

村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入れや指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

(4) その他の施設の利用

村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

4 指定避難所の整備

村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。なお、必要に応じて、県に協力を要請する。

(1) 指定避難所に指定されている施設等の整備

ア トイレのバリアフリー化等

村は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。

イ 耐震性の強化

村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、又は耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

ウ 家庭動物のための避難スペース確保

村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保

等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 設備の充実による避難所としての機能強化

- ア 非常用電源（電気自動車の活用を含む。）、自家発電機
- イ 衛星携帯電話等複数の通信手段
- ウ 換気や空調、照明の設備
- エ シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- オ 食料、飲料水、生活用品
- カ マスクや手指消毒液
- キ 冷房・暖房器具
- ク マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- ケ 簡易トイレ
- コ パーティション
- サ 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等

(3) 要配慮者や女性等を考慮した避難所・設備の整備

- ア 紙おむつ等の介護用品
- イ 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- ウ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- エ 生理用品
- オ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(4) 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

5 指定避難所の公表

村は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するようにする。

6 避難所の運営

村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する次の対策を実施する。

(1) 避難所運営マニュアルの作成

村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

また、村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

ア マニュアルの主な記載内容

- (ア) 避難所運営の基本方針
- (イ) マニュアルの目的・構成及び使い方
- (ウ) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
- (エ) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
- (オ) 要配慮者への対応
- (カ) 女性への配慮
- (キ) 避難所のペット対策
- (ク) 大規模災害時の避難所の状況想定
- (ケ) 関係機関の役割
- (コ) 様式

(3) 避難所としての学校施設利用計画の策定

村は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

(3) 住民等による自主運営に向けた運営体制の整備

村は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(4) 避難所開設・運営訓練の実施

村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、必要に応じて、県に技術的助言等の協力を要請する。

(5) 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。

村は、すべての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無

等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(6) 普及啓発

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(7) 平常時の感染症対策

村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、村総務課と村保健福祉課が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、宿泊等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

7 在宅被災者等への支援体制の整備

村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

8 村における計画

村は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

- (1) 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- (2) 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- (3) 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- (4) その他必要事項

9 避難の長期化対策

(1) 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、村は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

(2) 生活環境の確保

村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど、要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

10 住民自らが取組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

第3節 帰宅困難者対策計画

大規模水害や台風等の発生により、公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が発生することが予想されるため、村及び県は、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号等の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

1 帰宅困難者の定義

大規模水害や台風等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 普及啓発

大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。

このため、村及び県は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し次の内容の啓発を行うこととする。

(1) 住民への普及啓発

村及び県は、住民に対し、大規模水害や台風等の発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、村及び県は、交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

(2) 企業等への普及啓発

村及び県は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

(3) 集客施設や公共交通機関への普及啓発

村及び県は、集客施設や公共交通機関に対して、大規模水害や台風等の発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

(4) 情報提供の体制づくり

指定緊急避難場所等に関する情報、バス等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページや緊急速報メール、こまどりケーブル等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段

が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

(5) 観光客対策

本村を訪れる観光客の輸送対策等の体制づくり、また、外国人に対する情報提供のため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

3 徒歩帰宅者への支援対策

村は、災害時帰宅支援ステーション協力事業者の確保に努めるなど、徒歩による帰宅を行う者に対しての支援体制の整備を図る。

第4節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者とは災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障がい者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組みに努めることとする。

併せて、平常時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

村は国、県の指針等を参考に、地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備に努める。

1 黒滝村避難行動要支援者避難支援計画

村は、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理するものとし、そのうち、「黒滝村避難行動要支援者避難支援計画」の作成に努めるものとする。

また、村は、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

- ア 村関係部局
- イ 村社会福祉協議会
- ウ 民生児童委員
- エ 奈良県広域消防組合
- オ 吉野警察署
- カ 自治会
- キ 自主防災組織
- ク 近隣者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難情報の入手、避難行動の判断又は自ら避難することが困難な在宅で生活する者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

- ア 身体障がい者のうち身体障害者手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- イ 知的障がい者のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度がA1及びA2の者

- ウ 精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- エ 障害程度区分認定者で区分3以上の者
- オ 要介護者認定で要介護3以上の者
- カ 独居及び日中独居の高齢者
- キ 高齢者のみの世帯
- ク その他村長が必要と認める者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は要配慮者について、村の関係各課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握し、保健福祉課、住民生活課及び総務課が協力して、避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、村の個人情報保護条例では、一般的には、本人以外からの個人情報の収集、目的外利用や外部提供を禁止しつつ、法令に定めがある場合など一定の場合に限り例外的に許容する取扱いとしているが、改正災対法に規定されたことから、本人の同意を得ずに避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、村の内部で利用することが可能である。

(5) 名簿の更新に関する事項

当該記載事項に変更が生じた場合は、基本的に名簿記載者からの申告により、前項と同様の手続きを行う。

また、村は、作成した名簿について、定期的に点検・更新を行い、常に最新の情報を把握するよう努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

村は、入手した情報は申請のあった避難支援者のみに提供するものとする。

情報提供を希望しない者については、名簿を別途作成し、村関係者のみが閲覧できるものとする。

村は、避難支援者に対し、情報の管理、漏洩の禁止について、説明を行い、誓約書等を提出させる。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村は、要配慮者に避難の必要性が生じた場合、高齢者等避難を発令する。

避難支援者は、その情報を避難行動要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、避難誘導等の支援を行う。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に努める一方、本人の安全の確保のため、状況に応じて、自らの安全の確保を最優先する行動をとるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の整備

村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

なお、名簿情報の収集・更新に当たっては、本人の申請を基本とするものの、民生児童委員や自治会役員など地域の方々の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりに努める。

村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、本計画の定めるところにより、村関係部局、村社会福祉協議会、民生児童委員、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）、自治会、自主防災組織、近隣者など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、又は、村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

3 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。村は、総務課や保健福祉課など関係各課の連携の下、福祉専門職、村社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画を作成する。

また、村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努める。

そして、村は、本計画の定めるところにより、村関係部局、村社会福祉協議会、民生児童委員、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）、自治会、自主防災組織、近隣者など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、又は、村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動

要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

4 地域における支援体制のネットワークづくり

村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良 DWAT）の活用体制の整備

災害時に避難所等において、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図るため、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良 DWAT）の派遣要請及び活用体制の整備に努める。

6 避難所における対策

(1) 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障がい者用のトイレが少ないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

また、村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設や宿泊施設等を「福祉避難所」として指定する必要がある。平常時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定の締結に努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう県と連携し、周知・広報を行う。

(2) 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニユ

アル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、村及び県は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNS を活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

7 情報伝達手段の整備

(1) 様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平常時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワークの活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の多言語化、日頃から通訳者の確保に努める。同時に、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」などを活用し、日本語がわからなくても伝達しやすい方法の確立に努める。

(2) 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、村及び県は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS 等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、村及び県は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、村及び県は、NPO や民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

8 防災教育・訓練の充実

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自主防災組織、県警察（吉野警察署）・消防機関・医療機関・障がい者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障がいの特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防

災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

9 防災知識の普及の方法

防災知識の普及は要配慮者の内容、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

- (1) 視覚機能に障がいのあるとき。
 - ア 音声情報による周知
 - イ 拡大文字による周知
 - ウ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障がいのあるとき。
 - ア 文字情報による周知
 - イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ウ 手話による周知
 - エ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解に障がいのあるとき。
 - ア 外国語による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解に障がいのあるとき。
 - ア 地図による情報の周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知

10 観光客対策

村の地理や地理的理解に不安のある観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、村は、関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 避難所等の標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にも分かるように努める。
- (2) 観光地、宿泊施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。
- (3) 旅館、観光施設等の従業員について、国内及び国外の観光客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災教育を促進する。

11 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

村は、備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとするすべての避難者に必要な生活用品等についても確保を

図る。

ただし、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルート of 遮断等により、物資が直ぐに届かないおそれがある点にも留意が必要である。

第5節 住宅応急対策準備計画

村及び県は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

1 応急仮設住宅の供給体制

村及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しの上把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、県の主導により、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等について、近隣市町村との連携を進める。

さらに、大規模災害時には近隣府県等において同等以上の被災が発生し、県内の応急仮設住宅の供給が不足する可能性も踏まえ、広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

2 応急仮設住宅の設置

村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

3 村営住宅の建替え及び空家状況の把握

村及び県は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な村営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第6節 防災教育計画

災害発生時における被害の軽減を図るため、村、県及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

1 村職員に対する防災教育

村は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、的確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 黒滝村地域防災計画と村の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 学校における防災教育の充実

(1) 趣旨

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童・生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家

庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童・生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

ア こども園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

イ 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

ウ 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

なお、障がいのある児童・生徒等については、各校種毎の目標の他に、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(2) 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

イ 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方

エ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

オ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方

カ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

キ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ク 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力

ケ 災害時における心のケア

(3) 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探求）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- ア 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- イ 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- ウ 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- エ 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童・生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- オ 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童・生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、村、県、国、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICT を活用するなど指導方法の多様化にも務める。
- カ 児童・生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- キ 障がいのある児童・生徒等について、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障がいのある児童・生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
- ク 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- ケ 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童・生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日頃から「開かれた学校づくり」に務める。
- コ 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るた

め、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。

サ 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童・生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

(4) 教職員に対する防災研修

村及び教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

3 住民に対する防災知識の普及

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、村、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは村や県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、村、県、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

(1) 普及の内容

普及する知識は、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

ア 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）

イ 過去の主な災害事例及びその教訓

ウ 気象知識

エ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性

オ 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること

カ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方

キ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ク 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、宿泊施設等の避難場所、避難経路等の確認

- ケ 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等
(アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む。)
- コ 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- サ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- シ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ス 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)についてあらかじめ決めておくこと
- セ ライフライン途絶時の対策
- ソ 生活再建に向けた事前の備え(水害保険・共済等への加入等)
- タ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 普及の方法

村、県、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- ア 広報媒体の利用(テレビ、ラジオ、新聞、村・県広報紙、インターネット等)
- イ 講演会・講習会等の開催
- ウ パンフレット等の作成
- エ 視聴覚教材の貸出
- オ 県政出前トーク
- カ 災害リスクの現地表示
- キ 避難訓練(特に水害・土砂災害等のリスクがある学校)等

4 防火管理者に対する防災教育

村及び県は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

5 災害教訓の伝承

村及び県は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第7節 防災訓練計画

災害発生時において、住民（自主防災組織等）、村、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に実施していく。

1 訓練の考え方

住民（自主防災組織等）、村、県、防災関係機関等が各種防災訓練を行うに当たっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次の訓練に反映させる。

2 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 村は、単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 災害予防責任者の属する機関の職員等は、防災訓練計画の定めるところにより参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、村又は他の関係機関が行う防災訓練に協力する。

3 防災訓練の種別

村が実施する訓練は次のとおりとする。

区 分		実施主体	実施期間	実施場所	実施方法
水防訓練		林業建設課 総務課 消防団	水害が予想される時期前	水害危険地区	図上又は実施訓練他の訓練と合併も考えられる。
消防訓練		総務課 消防団	適 宜	水利の乏しい地区	図上又は実施訓練他の訓練と合併も考えられる。
災害救助		消防団	適 宜	被災のおそれのある地域の適当な場所	災害想定により、救助、救援を円滑に遂行するため、医療救護、人命救助、炊出しその他関連活動。
訓 練		広域消防組合並びに災害救助実施機関			個別又は併合して行う。
その他訓練	災害情報連絡訓練	部及び各機関	適 宜	適 宜	気象予警報、その他情報、指示命令及び報告等を円滑に実施するために行う。
	非常招集訓練				応急対策を実施するため、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう実施。
	避難訓練				被災のおそれのある地域内及び学校、診療所、集会所等の建造物の人命救助

区 分	実施主体	実施期間	実施場所	実施方法
				を目的として実施。

※ 必要に応じて図上訓練も実施する。

4 村が実施する訓練

(1) 総合防災訓練

ア 村の総合防災訓練

村は、防災関係機関等連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、奈良県広域消防組合、吉野警察署、西日本電信電話株式会社奈良支店、関西電力株式会社高田営業所、こまどりケーブル株式会社宇陀保守センター、自衛隊など防災関係機関の参加、また自治会など住民の参加協力を得て、次のような様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

また、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

- (ア) 情報収集・通信訓練
- (イ) 交通規制訓練
- (ウ) 電話施設応急復旧訓練
- (エ) 断水広報・給水訓練
- (オ) 水防訓練
- (カ) 応急送電訓練
- (キ) 架橋訓練
- (ク) 避難誘導訓練
- (ケ) 住民による初期消火訓練
- (コ) 水道施設復旧訓練
- (サ) 救助救急訓練・消火訓練
- (シ) 避難所運営訓練

イ 県防災総合訓練への参加

村は、県その他の関係機関と合同して、毎年1回実施する県防災総合訓練に努めて参加し、防災対策要員の技術向上等を図るものとする。

ウ 隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

村は、隣接市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

(2) 水防訓練

村は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて隣接市町村と連合し、また関係機関と合同して実施するものとする。

ア 実施時期

洪水発生が予想される台風時期前等の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

水防作業は、暴風や大雨の最中、しかも夜間に行う場合も多いことを考慮しながら、次の事項等について訓練を行う。

- (ア) 観測
- (イ) 通報
- (ウ) 動員
- (エ) 輸送
- (オ) 工法
- (カ) 水防信号

(3) 消防訓練

黒滝村消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他関係機関と合同して実施するものとする。

ア 実施時期

春秋2回の火災予防運動の期間中、又はその他適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

山林、公共施設や事業所、文化財等の施設において実施するものとする。

- (ア) 消防ポンプ操法
- (イ) 放水
- (ウ) 非常招集、出動
- (エ) 消防通信の利用訓練
- (オ) 人命救助
- (カ) 避難
- (キ) 一般火災防御
- (ク) 重要文化財、社会福祉施設その他の特別火災防御
- (ケ) 災害応急対策
- (コ) その他

(4) 災害救助訓練

災害発生の際において迅速、的確な救助を実施するため、村単独又は他関係機関と合同して次の事項について訓練を行うものとする。その際、自力避難の困難な高齢者や障がい者等の救助を考慮したものとする。なお、学校、診療所、社会福祉施設、事業所、作業場、運輸機関等にあっては、避難についての施設を整備し、随時訓練を実施するものとする。

ア 実施時期

実施効果のある台風期前の適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 通信連絡

- (イ) 避難救出
- (ロ) 炊出し
- (エ) 給水
- (オ) 物資輸送
- (カ) 医療救護

(5) 災害通信訓練

通信情報計画に基づき、予警報の伝達、災害現場との無線等による連絡を円滑に実施できるよう、村内関係機関の協力により各種通信施設を有効に利用して訓練を行う。

ア 実施時期

実施効果のある梅雨時期又は台風期等の適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

実施の方法については、その都度定めるものとするが、おおむね次の事項に留意して実施する。

- (ア) 正確度
- (イ) 伝達所要時間
- (ロ) 訓練通信文の作成
- (エ) 特別ルート利用による通信
- (オ) 無線通信訓練にあつては、機器の応急修理、交信感度、混信、雑音等

(6) 非常招集訓練

災害の発生若しくは発生のおそれのある場合で、村長が動員計画に基づき勤務時間外において発令し、突発的災害時において速やかに登庁して万全の警備体制が整えられるよう、適当な時期に訓練を実施する。

(7) 学校等安全避難訓練

授業中において火災その他不慮の災害が発生した場合に、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して児童・生徒を危険から守ることができるよう、各学校等において防火管理者が適当な時期を選んで定期的に訓練を実施するものとする。また、情報連絡や児童・生徒等の引渡しなど、必要に応じて、保護者の参加を検討する。

(8) 各地域での防災訓練

村は、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練を行い、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、次のような訓練を実施する。

ア 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

(要配慮者の避難支援訓練を含む。)

イ 避難所開設・運営訓練

(要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)

ウ 安否確認訓練

(例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安

否を確認した上で避難所に集団避難し、村等に報告する)

エ 情報収集・伝達訓練

(例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する)

オ 避難指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会、緊急地震速報が発表された場合に取りるべき行動等の研修会 等

なお、(1)と(8)を組み合わせ、同日に村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

5 訓練実施に当たっての留意事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の推進

災害の想定を明らかにするとともに、災害が季節、天候、時間（日中、夜間）の状況を問わず発生すること、また、同時に地震が発生し複合災害が発生する可能性があることを考慮する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくために、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

(3) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

6 県の協力・支援

(1) 村は、必要に応じて、防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して支援・協力の要請を行う。

ア 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

イ 消防防災ヘリコプターの派遣

ウ 避難所訓練等のモデル事業の実施

エ 職員による出前トークの実施 等

(2) 村、県は、単独又は共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害による被害を防止・軽減するには、住民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平常時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取組むことが重要である。

村、県及び関係機関は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、地すべり、洪水等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ウ 住宅周辺の谷等が出水による危険がないかを確認し、災害が発生するおそれがないよう常に整備しておく。
- エ 建物の補強、家具の固定をする。
- オ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- カ 飲料水や消火器の準備をする。
- キ 非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- コ 注意報・警報やキキクル等、防災気象情報の入手方法を確認しておく。

(2) 災害発生時

- ア まず自分自身の安全を図る。
- イ 増水している川や谷には近寄らない。
- ウ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- オ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。

2 自主防災組織の活動

村は、自主防災組織と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。その際、自主防災組織は、黒滝村消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、女性団体、民生児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体(NPO)、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業

(事業所)等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

(1) 平常時の活動内容

- ア 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
(例：防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等)
- イ 地域における危険箇所の把握
(例：行政が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- ウ 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・川などの把握と現状確認等)
- エ 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
(例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等)
- オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等)
- カ 要配慮者の把握
(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- キ 指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- ク 防災資機材の整備、配置、管理
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等)
- ケ 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)
- コ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、村などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- サ 地域全体の防災意識向上の促進
(例：PTAや民生児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

(2) 災害発生時の活動内容

- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 正しい情報の収集、伝達
- オ 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- カ 避難所の運営、避難生活の指導

キ 給食、給水、備蓄品・救援物資の運搬・配分

ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

3 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、村及び奈良県広域消防組合と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成に当たっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めることとする。

なお、自主防災組織の防災計画は、次の事項について記載するものとする。

- (1) 地域の周辺及び危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- (2) 地域住民のそれぞれの能力に応じた任務分担に関すること。
- (3) 自主防災訓練の時期、内容等及び村が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- (4) 防災関係機関、自主防災組織本部及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- (5) 出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (6) 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (8) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (9) その他自主的な防災に関すること。

4 育成強化対策

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、村は、自主防災組織の結成を積極的に促進する。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じて次の点に留意する。

ア 住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。

イ 他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地区内の事業所と協議の上、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

(2) 組織づくり

既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 区長等を対象に防災リーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

イ 地区内の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自

主防災組織として育成する。

ウ 防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ 区長連合会、女性団体、高齢者団体、PTA 等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

(3) 村及び消防機関の育成強化対策

村及び奈良県広域消防組合は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

なお、今後高齢化が進み、担い手となる人材の不足が懸念されることや、多様な視野を取り入れるため、女性や若年層の参加促進、将来の地域を担う小中学生を対象にした、取組みについても検討を推進する。

ア 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施

イ 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導

ウ 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援

エ 各コミュニティへの個別指導・助言

オ 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

カ 自主防災に関する啓発資料の作成

キ 自主防災に関する情報の提供 等

(4) 自主防災組織への具体的支援策

ア 補助金等を活用して自主防災組織の育成、整備促進

イ 防災資機材等の活用

防災訓練等を実施する際には、村内に設置されている防災資機材備蓄倉庫の防災資機材を使用するなど、防災資機材の使用方法を習得し、災害発生時に備える。

5 事業所等の自主防災活動

村は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

(1) 建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）

(2) 物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）

(3) 通信の確保（一般の NTT 回線以外の通信手段）

(4) 企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）

(5) 自主的な防災組織の編成

(6) 防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、BCP等の作成

(7) 従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修

(8) 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施

(9) 従業員の帰宅困難対策

(10) 地域の自主防災組織との連携（事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等）

6 地区防災計画の策定等

(1) 地区防災計画の策定

村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案することができる。

村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、本計画の中に地区防災計画を定めることができる。

(2) 個別避難計画との整合

村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第9節 企業防災の促進に関する計画

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定する。村、県、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

(1) 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、村、県、国が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

(2) 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組みの評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。

また、事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に当たっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合に当たっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の

確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組みを計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施に当たっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

2 村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

2 他の組織との連携

(1) 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる奈良県広域消防組合との連携をさらに強化する。

ア 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

(2) 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

ア 定期的な合同訓練等による連携強化

イ 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組み、事業所の防災活動との連携のための取組みを強化する。

ア 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

イ 事業所の自衛消防組織との連携の促進

(4) 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3 消防団員数の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

(3) 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

村、奈良県広域消防組合及び県は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消

防団の充実強化に努める。

(4) 地域における初期消火の担い手の確保

地域における活動的で消防の知識・経験を有する高齢層に火災時の初期消火を担ってもらうため、機能別団員（OB 団員）制度を設けて団員を募集し、迅速な初期消火活動が可能となるように組織の育成・充実を図る。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、村及び県は、平常時より村及び県の社会福祉協議会等と協働して、村内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体、住民と連携・協働して活動できる環境を整備する。

1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

(1) 活動支援環境の整備

ア ボランティアの活動支援拠点の確保

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援拠点の確保、整備に努める。

イ 受入窓口の整備

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当を保健福祉課と定め、整備を図るものとする。

ウ 支援ネットワークの構築・強化

村及び県は、村及び県の社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働し、平常時から災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

2 ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、大規模災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

村をはじめ関係各機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、その環境づくりに努める。

(1) ボランティア活動の普及啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、防災ボランティア週間等を利用して住民、企業等に対するボランティア活動の普及啓発を行う。

(2) 災害ボランティアの事前登録

ア 平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。

イ 県が構築を進めている「地域サポートシステム」に登録している砂防地域サポーターを、村の災害ボランティアに登録を図る。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの養成等

災害ボランティアの登録を推進するとともに、その中から災害ボランティアコーディネーターを養成し、またボランティア活動団体等のネットワーク化を図る。

(4) 防災訓練への参加

村は、災害ボランティアコーディネーターや専門技術ボランティア等を村等が実

施する防災訓練への参加促進に努める。

3 ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介護及び介護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配分
- (6) 通訳等の外国人支援活動

4 災害時活動への迅速な対応

村及び県は、村及び県の社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速かつ効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平常時より、住民に対し、研修や訓練等の実施により、災害ボランティア活動についての知識の習得機会を提供するとともに、ボランティア団体・NPO等の関係機関・関係団体等との連携強化を図る。

（具体的な取組み）

- (1) 災害ボランティア養成研修の実施
- (2) 災害ボランティアコーディネーターの養成
- (3) ボランティアとの防災訓練の実施
- (4) 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

第12節 むらの防災構造の強化計画

むらにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いむらづくり」を進めるため、むらの防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災拠点となる災害応急対策施設等の機能整備を進める。

1 施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

(1) 道路の防災機能

広幅員の幹線街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

(2) 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

(3) 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

2 災害に備えた計画的なむらづくり

(1) 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

(2) 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるむらづくりを進めるため、防災構造の強化に努める。

ア 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるむらづくりの推進

村は、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるむらづくりを進める。

イ 防災を考慮した土地利用

村及び県は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地などについて、防災を考慮した土地利用を進める。

ウ 建築物の不燃化の推進

村は、建築物の不燃化を進める。

3 災害に備えた取組み

(1) 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、診療所、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

ア 避難場所、防災拠点の確保

災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

イ 避難場所、防災拠点を支える機能の整備

(ア) 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

(イ) 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることができるよう、公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

(ロ) 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

(2) 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

ア 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、県は次の建築物不燃化対策を実施する。

(ア) 県は、建築確認、中間・完了検査及び定期報告等の機会を捉えて、建築基準法の防火規定の遵守に係る指導を行う。

イ 大規模建築物の適正な維持保全

災害時における火災等による大規模建築物での人的被害を防止するため、県は次の対策を実施する。

(ア) 県は、旅館等の不特定多数の者が利用する既存建築物の防災性能や避難所等を常時適正に維持させるために、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、建築物所有者等に対して建築物の安全性確保及び施設の改善に係る指導を行う。

(イ) 県は、大規模建築物の防災性能を向上させるために、消防機関等と連携して実施する防災査察等の機会を捉えて、建築物所有者等に対して建築物の防災性能の向上に係る指導・啓発を行う。

(3) 災害に強いむらづくり施策

村及び県は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いむらづくりを推進する。

ア 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

イ 空家等の状況の確認

村は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

ウ 都市防災総合推進事業の活用

避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

エ 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。

オ 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

4 防災空間の整備拡大

村は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、村全体の安全性の向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて貯水槽、防災倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第13節 災害に強い道づくり

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。村は、定期的にパトロールを実施するとともに、県と協力し、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施できるよう体制も整備するものとする。

1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化に当たっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。

(1) 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

ア 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。

イ その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

(ア) 道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。

(イ) 道路の災害補修工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

ア 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年改定公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。

イ その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修等の対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

(3) トンネル・ロックシェットの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェットの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

(4) 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備を推進する。

2 連絡体制の整備

(1) 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関との応援体制

ア 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。

イ 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

(1) 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

(2) (一社) 奈良県建設業協会等の役割

(一社) 奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第14節 緊急輸送道路の整備計画

平成23年に発生した紀伊半島大水害等の経験から、災害の発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

1 緊急輸送道路の指定

(1) 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、次の2つに区分し、次表のとおり指定されている。

ア 第1次緊急輸送道路

- (ア) 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など）
- (イ) 県内の主な市町村を相互に連絡する道路
- (ウ) 京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号など）
- (エ) 災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線など）

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

■ 緊急輸送道路ネットワーク路線（黒滝村内）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
第2次	一般国道（指定区間外）	国道309号	
	一般都道府県道	赤滝五條線	

(2) 緊急輸送道路と防災拠点

ア 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から下表「防災拠点の機能区分」の5つに区分する。

イ 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、防災拠点相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

■ 防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			市町村役場
			道路管理者（土木事務所）
			交通管理者（県警）

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			道路管理者
			気象台
			道路公社
			郵便局
			鉄道会社
			放送局
輸送拠点	・緊急時における人的、 物資輸送の玄関口、備 蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラックターミナル
		交通空間を利用し た拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅
			鉄道駅前広場
ライフライン 拠点	・日常生活に必要不可欠 なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関	ガス
		指定地方公共機関	電気
		指定公共機関	電話
			ケーブルテレビ
救助活動拠点	・災害後の消火、救助等 の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地
			自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機 材の備蓄 ・地域内外からの物資の 集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当た る基幹の駐屯拠点	地方公共団体 (県)	県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

2 緊急輸送道路の整備

(1) 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。

また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。

(2) 村道の整備

村は、村域の県指定緊急輸送道路と、村役場、指定避難場所等の避難所、災害活

動用緊急ヘリポート、救援物資集積場所など防災拠点とを結ぶ村道について、拡幅や耐震強化の整備を推進するとともに、県指定緊急輸送道路の道路管理者に対し、当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請するなど、村域の緊急輸送網の整備を行う。

(3) 応急活動体制の整備

ア 村は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、吉野土木事務所及び村内建設業者との連絡体制及び協力体制の整備を図る。

イ 村は、障害物（がれき）等の仮置場をあらかじめ定めておくものとする。

3 緊急通行車両の事前届出

(1) 緊急通行車両の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。（資料14－3参照）

(2) 公安委員会の緊急通行車両事前届出済証の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

4 冬季における交通の確保

冬季において、地形又は道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第15節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

1 簡易水道施設

村は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

(1) 簡易水道施設の土砂災害対策

村は、指定されている土砂災害（特別）警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。

(2) 水の融通体制の確立

村は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な簡易水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援要請等を行うために、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県及び近隣市町村との相互協力体制を整備する。

また、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

(3) 防災用資機材等の整備・点検

村は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から給水車等の点検、管路図等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

(4) 給水データベースの整備

村は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

(5) 初動マニュアルの整備及び防災訓練の実施

村は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

2 電力（関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

(1) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び県・村等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ次の設備について対策を実施する。

ア 水害対策

(ア) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(イ) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次の設備について対策を実施する。

(ア) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(ロ) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

オ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

キ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

ア 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

(イ) 地震動観測設備

イ 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

(ア) 無線伝送設備

- a マイクロ波無線等の固定無線回線
- b 移動無線設備
- c 衛星通信設備

(イ) 有線伝送設備

- a 通信ケーブル
- b 電力線搬送設備
- c 通信線搬送設備、光搬送回線

(ウ) 交換設備

(エ) IP ネットワーク回線

(オ) 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

エ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

(ア) 水防関係

- a 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- b 排水用のポンプ設備
- c 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- d 警報用設備

(イ) 消防関係

- a 消火栓、消火用屋外給水設備
- b 各種消火器具及び消火剤
- c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

カ 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

(ア) 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器

(イ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

キ その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

(5) 復旧用資機材等の確保及び整備

ア 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

エ 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

カ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(6) 電気事故の防止

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動

(7) 電気事故防止 PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- f 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- g その他事故防止のため留意すべき事項。

(4) PRの方法

電気事故防止 PR については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及び SNS 等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

村等を通じて、医療施設等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

3 電信電話施設

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。

(1) 西日本電信電話株式会社（固定電話等）

NTT 西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

ア 電気通信設備等の防災計画

(イ) 電気通信設備等の高信頼化

a 水害対策

- (a) 豪雨・洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (b) 通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

b 風害対策

- (a) 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- (b) 無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- (c) 電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

c 火災対策

- (a) 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- (b) 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- (c) 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

(ロ) 電気通信システムの高信頼化

- a 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはル

ープ化構造とする。

b 通信ケーブルの地中化を推進する。

c 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

d 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

イ 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

ウ 災害対策用資機材等の確保と整備

(ア) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(イ) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ロ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(ハ) 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

エ 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

オ 防災に対する教育、訓練

(ア) 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(イ) 村、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

カ 災害時優先電話

村、県及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、村、県及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

(2) 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、次のとおり実施する。

ア 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。

(イ) 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

(ロ) 中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

イ 電気通信設備等に対する防災計画

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

(ロ) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(エ) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

ウ 重要通信の確保

(ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

(イ) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

(ロ) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

エ 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

オ 災害対策用資機材等の確保と整備

(ア) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(イ) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ロ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(エ) 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

(オ) 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(カ) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

(3) KDDI 株式会社（携帯電話）

KDDI 株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

ア 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

(ア) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(イ) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(ウ) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

ウ 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

(ア) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

(イ) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

エ 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

オ 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等

に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

カ 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

キ 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

ク 防災に関する教育、訓練

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

(イ) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

(ウ) 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

(4) ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、「SB」という。）は、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

ア 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

(ア) 停電対策

(イ) 伝送路対策

(ウ) 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

a 移動電源車

b 移動無線基地局車

c 可搬型無線機

(エ) 緊急時・災害時の通信網整備

イ 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

(ア) 対応マニュアルの徹底

(イ) 非常時体制の確立と連絡網の整備

(ウ) 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

ウ 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

(ア) ネットワーク障害対応訓練

(イ) 安否確認訓練

(ウ) 火災・地震の対応訓練

エ 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

(ア) 基地局の代替サービスエリアの確保

(イ) 代替基地局の研究開発

4 ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

災害・重大事故が発生した場合にケーブルテレビ設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等のケーブルテレビ設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、過去の災害実績等を参考とし、ケーブルテレビ設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) ケーブルテレビ設備等の防災計画

ア ケーブルテレビ設備等の高信頼化

(ア) 水害対策

a 豪雨・洪水等のおそれがある地域にあるケーブルテレビ設備等について、耐水構造化を行う。

b 重要設備は役場建物内に設置し、水害対策を施す。

(イ) 風害対策

a 暴風のおそれがある地域にあるケーブルテレビ設備等について、耐風構

造化を行う。

b 電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ウ) 火災対策

a 火災に備え、主要なケーブルテレビ設備等について耐火構造化を行う。

b 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ ケーブルテレビ通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造を推進する。

(イ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 村、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

第16節 危険物等施設災害予防計画

県、奈良県広域消防組合及び関係団体は、危険物施設の火災や、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

村は、これらの対策に協力し、災害発生時に速やかな対応に取り組めるよう、体制の整備に努める。

1 危険物施設

県、奈良県広域消防組合及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

(1) 県、奈良県広域消防組合が実施する対策

ア 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。

イ 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令及び奈良県広域消防組合危険物規制規則等を遵守させる。

ウ 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可に当たって、水害等による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

エ 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し水害等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行う。

オ 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

カ 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

(2) 危険物施設の管理者が実施する対策

ア 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。

(ア) 防災資機材の整備及び化学消化剤の備蓄

(イ) 自主的な防災組織の結成

(ウ) 保安教育の充実

(エ) 防災訓練の実施

イ 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 高圧ガス・LPガス施設

高圧ガス・LPガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

(1) 県が実施する対策

- ア 高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに自主保安検査の励行を推進する。
- イ 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。
- ウ 消費者保安対策の中核推進者である LP ガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。
- エ LP ガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。
- オ 高圧ガス保安活動促進週間等において優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

(2) 高圧ガス事業者等が実施する対策

- ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- イ LP ガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- ウ LP ガス販売事業者は、その貯蔵施設内の LP ガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等における LP ガス漏出事故発生防止を徹底する。
- エ 一般社団法人奈良県 LP ガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、消防機関、吉野警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- オ 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第17節 防災体制の整備計画

村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図るとともに、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 活動体制の整備

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 初動体制の整備

災害発生時に速やかに村災害対策本部の立ち上げができるよう、平素から次のような整備を推進する。

- ア 職員に対し災害時における配備基準等の周知徹底
- イ 災害時における連絡体制、参集体制の確立
- ウ 本部室に準備すべき物品のリストアップ
- エ 防災行政通信ネットワーク等の使用方法の習得

(3) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響するから、村は意思決定者、配備基準、指揮命令系統について職員に対して習熟を図る。

(4) 災害対策本部設備等の整備

- ア 備品の固定及び落下物の防止措置
- イ 停電時に備えた非常電源の整備
- ウ 無線機器の点検・整備
- エ 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- オ 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣類等の確保

(5) 備蓄の推進

ア 災害対策本部職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害対策本部職員の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため災害対策本部職員用の物資の備蓄を推進する。

イ 避難所への備蓄

指定避難所へ、避難所として開設する際に必要な食料、毛布、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。

ウ 調達体制の確立

備蓄よりも調達する方が効果的、現実的と思われる物品等については、関係業者等と調達体制を確立する。

また、必要によっては関係業者等と災害時における応援協定の締結を推進する。

2 防災拠点の整備

(1) 防災拠点の指定

村は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を村の防災拠点として位置づけ、整備するものとする。

①	災害対策活動拠点	村役場
②	避難拠点	各指定緊急避難場所（資料4－1参照） 各指定避難所（資料4－2参照）
③	給水拠点	村役場
④	物資備蓄拠点	黒滝村冷凍冷蔵庫
⑤	救援物資集積拠点	資料6－4参照
⑥	物資輸送拠点（ヘリポート）	資料5－1参照
⑦	消防活動拠点	奈良県広域消防組合、黒滝村消防団

(2) 耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる村役場、避難所となる学校その他の公共施設においては、耐震診断を推進し、その結果に応じ、また新築、改築の際に耐震化・不燃化を図るものとする。

また、災害時に医療活動の拠点となる民間医療機関については、広報紙、パンフレット等により耐震診断及び耐震改修等の普及啓発を推進する。

(3) 防災拠点の整備

村は、災害応急対応施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

ア 計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

イ 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災放送等の通信設備の設置等を検討する。

(4) 業務継続計画の策定

災害発生時に応急復旧対策に取り組むとともに、住民の生活に関する通常業務を継続できるよう、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ウ 電気・水・食料等の確保

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

カ 非常時優先業務の整理

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

(5) 電子データバックアップ等の推進

村の電子データの破損に備えて、担当部署等はデータのバックアップに努めるとともに、遠隔地又は村役場と地形条件が異なる施設等へのデータの保管、定期的な紙等への出力による保管等、各種対策の推進に努める。

(6) 地理情報システム導入の推進

村内の被害状況の整理・管理及び関係機関との共有化のため、地理情報システムの導入の推進に努める。

3 防災関係情報の共有化

村は、県、県内他市町村、その他防災関係機関と協力し、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

4 大規模水害発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、診療所等）については、大水害時の倒壊等の防止にとどまらず、大水害後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- (1) 新規に建物を設計及び建築する際は、大水害及び大水害により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- (2) 大水害の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

5 大規模停電災害予防計画

- (1) 村及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

- (2) 村、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
- (3) 診療所、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第18節 航空防災体制の整備計画

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。また、村は県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

1 緊急ヘリポートの整備

- (1) 村は、災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地を選定し、その拡充を図る。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- (3) 村及び県は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。
- (4) 洪水、土砂災害等により孤立が予想される地区を中心に、ヘリコプターの離着陸が可能な用地をあらかじめ選定しておく。

2 緊急ヘリポートの現状

本村における災害活動用緊急ヘリポートは資料5-1・5-2のとおりである。

3 対策

- (1) 要請担当窓口
要請は村長が行うものとし、関連する手続きの窓口は総務課とする。
- (2) 派遣要請手続き
村長は、奈良県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして、応援を要請する。
 - ア 災害の種別
 - イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
 - ウ 災害発生現場の気象状況
 - エ 災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
 - オ 場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
 - カ 応援に要する資機材の品目及び数量
 - キ その他の必要事項
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

第19節 通信体制の整備計画

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、県との情報交換のための通信網を確実に運用する。

1 情報収集・連絡体制の整備

村は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間休日等においても対応できるよう配慮する。
- (3) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を確保する体制の整備に努める。

2 通信施設等の整備

被害の未然防止や適切な応急対策の実施には正確な情報の収集・伝達が不可欠なため、通信施設の整備を推進する。

(1) 県防災行政通信ネットワーク

ア 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線、衛星系回線を副回線とし、さらにそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

イ 災害予防計画

村、県及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。

(2) 大和路情報ハイウェイ

ア 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、

大和路情報ハイウェイ障害時におけるバックアップ回線を平成 24 年 7 月から整備・運用している。

イ 災害予防計画

村、県と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

3 通信手段の確保

(1) 現況

村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に村防災放送等がある。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（EM-Net）についても整備済みである。

(2) 災害予防計画

ア 村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

イ 村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。

ウ 村は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(3) 整備計画

ア 村は、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。

イ 村は、住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。

ウ 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

4 通信訓練

村は、災害非常時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

5 非常通信体制の充実強化

県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第 74 条第 1 項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

村、県及び防災関係機関は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

6 災害時優先電話

(1) 現況

災害時には、一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、村は、災

害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話として登録している。

(2) 災害予防計画

村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機及び電話番号が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

7 奈良地区非常通信協議会との協力体制

大規模災害により通信が途絶した場合に、県等防災関係機関との通信を確保するため、平素から村域内及び次の関係機関と災害時における通信施設の利用等について、協議等を検討するものとする。

- (1) 関西電力株式会社高田営業所
- (2) 吉野警察署

8 緊急速報メール

村は、住民への防災情報を伝達する際に、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する。

9 Lアラート等

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、住民への速やかな情報提供が可能である。

村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。

10 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、村及び県は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

(1) 衛星携帯電話

村は、避難所の機能強化のため、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

(2) 村防災放送

村は、避難所等へ情報発信が可能な村防災放送の整備に努める。

11 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送施設は、施設の耐震性強化、非常用放送

設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的に実施する。

12 こまどりケーブル株式会社

こまどりケーブル株式会社は、災害・重大事故が発生した場合にケーブルテレビ設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等のケーブルテレビ設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

13 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第20節 孤立集落対策

通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生 of 未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村及び県は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

1 住民・自主防災組織、村、県の役割分担

(1) 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域等を把握しておくよう留意する。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平常時から訓練しておくものとする。

また、集落内にヘリポート又はヘリコプター離着陸の適地を確認し、ヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。

(2) 村

民間通信インフラがつかない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることへ備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

また、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

(3) 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、村が作成した孤立可能性のある集落を表示した地図を収集、把握し臨時ヘリポートが災害時に活用できるよう確認を行う。

第21節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入れを実施する場合に、村としての対応、県との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

1 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

(1) 人的支援体制の整備

ア 村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

イ 村は、個別に交流のある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

ウ 県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。

エ 被災市町村への支援に当たっては、国（総務省）の応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む。）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。

(2) 被災者受入体制の整備

ウ 村は、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制について、県と連携して整備に努める。

エ 村及び県は、大量の被災者を長期間受入れる場合を想定し、宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

2 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「本章 第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第22節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

村内において災害が発生し、村だけでは救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1 相互応援体制の整備

(1) 公共団体間の協定

村は、公共団体間で、下表のとおり相互応援協定等を締結している。

今後、大規模災害に備え、遠隔地の公共団体との相互応援協定等の締結に努めるほか、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

名称	締結団体	締結時期
奈良県消防広域相互応援協定	奈良市長他 12 団体	平成 8 年 5 月 7 日
奈良県水道災害相互応援に関する協定	奈良県知事、日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会	平成 15 年 6 月 2 日
五條市と黒滝村における消防相互応援協定	五條市	平成 19 年 10 月 1 日
災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 24 年 2 月 28 日
災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	奈良県内すべての市町村、奈良県市長会、奈良県町村会、奈良県	平成 27 年 2 月 20 日

(2) 各種団体・企業等との協定

村は、各種団体・企業等と、下表のとおり協定等を締結している。

今後、村内外で活動している団体・企業を対象に、災害発生時の応急復旧等の対応を中心に、応援協定の締結推進に努める。

名称	締結団体	締結時期
災害時における緊急物資供給協力に関する協定	奈良県農業協同組合	平成 22 年 3 月 5 日
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	奈良県電気工事工業組合	平成 22 年 9 月 1 日
災害時における物資供給等に関する協定	市民生活協同組合ならコープ	平成 24 年 5 月 28 日
災害時等における緊急対応業務に関する基本協定書	黒滝村建設組合	平成 25 年 9 月 30 日
災害時における飲料の提供協力に関する協定	コカ・コーラウエスト株式会社	平成 25 年 10 月 31 日
安心なまちづくりに関する協定書	日本郵便株式会社黒滝郵便局、日本郵便株式会社下市郵便局	平成 25 年 12 月 25 日

2 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

(1) 防災関係機関の相互応援体制の整備

ア 村及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を

整備する。

イ 村は、個別に交流のある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

ウ 県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておくものとする。

エ 村は、県が作成した受援マニュアルと整合のとれた村受援マニュアルの作成に努める。

オ 村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

(2) 応援受入体制の整備

ア 村及び県は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。

イ 村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

ウ 村は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、「応急対策職員派遣制度」を活用した受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努める。

(3) 広域防災体制の確立

村は、県による「広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）」の検討を受け、必要な整備を行う。

3 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「本章 第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第23節 保健医療計画

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

1 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、村が行う。なお、村限りで実施困難なときは県に対して救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、村は、県の委任に基づき日本赤十字社奈良県支部の協力を得ながら実施する。

2 医療救護班の整備

村は、地区医師会等医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

- (1) 医療救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師・看護師2名及び補助者1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動体制を整え、招集連絡方法を定めておく。
- (2) 歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

3 初期医療体制の整備

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所（資料3-2）を定め、避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (4) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

4 保健医療活動体制等の整備

(1) 村

村は、奈良県広域消防組合・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察（吉野警察署）による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、「本編 第3章 第20節 医療救護計画」を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

(2) 県

ア 災害時の医師等の医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処するため、広域的な保健医療活動チームの派遣、医薬品、医療機材の搬送、重症・重篤患者の受入れを調整することになっている。

イ 災害時において、医療ボランティアの確保・受入れに係る調整を行い、医療救護スタッフの適正な配置を行うための保健医療活動体制の整備を図ることになっている。

ウ 県独自で十分な医療活動が実施できない場合は、隣接府県に対し、救護班の派遣及び傷病者の受入れを要請するとともに、他都道府県からの救護班、医療品、医療機材受入れを調整することになっている。

エ 精神障がい者に対する災害時の医療を確保するため、これらの患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに精神医療チームの編成に努める。また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する相談体制の確立や関係団体・関係者に対する指導体制の充実に努めることになっている。

オ DMAT（災害医療チーム）の整備

DMAT は災害発生直後の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では 25 チーム編成されている。

県は「奈良県 DMAT 運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、すべての災害拠点病院における DMAT の複数整備を促進する。

(3) 関係機関の活動体制の整備

ア 医療機関

あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(ア) 災害時における医薬品等の需要については、迅速に対応できるようにする。

(イ) 災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように訓練等を行う。

イ 奈良県医師会

災害時の医療・助産活動を担う医師、看護師等の医療関係者については、医師会等を窓口として災害時における協力体制を推進する。また、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

(1) 村

村は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の整備に努める。

(2) 県

県は地域の医療機関、医療関係団体、災害拠点病院、消防機関、保健所間等との情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時に必要な医療情報の収集、提供を行い円滑な連携の基に傷病者等の医療の確保を図るため、広域災害・救急医療情報システムの整備を図ることになっている。

6 住民に対する普及啓発

村及び医療機関は、住民に対する心肺蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

7 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

村は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

(1) 情報の集約と提供の確保

村は、被災者の情報を速やかに県に伝達し、県及び関係機関等との情報共有に努める。

(2) 要配慮者への対応

村は、要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、必要に応じて県に支援を要請するほか、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

(3) 人材育成等

村は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

なお、人材育成等に当たっては、必要に応じて、県に支援を要請する。

8 在宅難病患者対策（長期療養児含む。）

村は、県と情報を共有し、災害発生時に速やかに必要な支援を実施する体制の整備に努める。また、県は、在宅難病患者に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。

(1) 在宅難病患者の療養状況の把握と情報の共有

- ア 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- イ 災害時の連絡方法の確保
- ウ 災害時個別支援計画の作成
- エ 患者・家族の同意に基づいた村や関係機関への患者情報の提供

(2) 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- ア 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- イ 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立
- ウ 吉野保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

9 精神障がい者対策、メンタルヘルス対策

県は、精神障がい者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障がい者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

村及び県は、迅速かつ適切なこころのケアに関する行動指針として、「DPAT 活動マニュアル」（仮称）を作成し、マニュアルに基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、村及び県

はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、精神医療従事者や吉野保健所等の専門職員に対する教育研修体制の充実に努める。

10 医薬品等の確保

災害時において、医療救護班が行う保健医療活動に必要な医薬品等の確保について、近隣ドラッグストア等との災害時応援協定等の締結に努める。

第24節 防疫予防計画

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

1 実施体制

災害時における被災地域の防疫は、村が県の指導、指示に基づいて行う。村で実施困難なときは、隣接する市町村、県（吉野保健所）の応援を得て実施する。

2 防疫予防計画

(1) 村

- ア 災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるように防疫班（4～5名）を組織する。
- イ 防疫班は村職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。
- ウ 防疫実施計画を作成する。
- エ 防疫用資機材及び薬品の調達計画を作成する。
- オ 防疫作業の習熟を図り、防疫訓練を実施する。
- カ 住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

(2) 県

- ア 吉野保健所は、市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査等を行うため、疫学調査のため医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成することになっている。
- イ 吉野保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、できるだけ周密な防疫計画を策定することになっている。
- ウ 県は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

(3) 住民

し尿、ごみの自家処理の準備を行うものとする。

3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

村及び県は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

4 職員の訓練

村及び県は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第25節 火葬場等の確保計画

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣市町村等との連携体制を整備する。

1 火葬データベースの整理

火葬は、原則として資料7-1に掲げる施設で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼働できなくなったり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合も発生するため、村及び県は、火葬の受入体制等を把握し、火葬データベースとして整理する。

2 応援協力体制の確立

(1) 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに（一社）全国霊柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

(2) 近隣自治体等との連携

村及び県は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第26節 災害廃棄物処理計画

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、村及び県が実施する対策について定める。

1 災害廃棄物処理計画による体制整備

(1) 村

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県と連携して広域的な処理体制の構築に努める。

(2) 県

大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場配置計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

2 人員の確保

村は、さくら広域環境衛生組合及び葛城地区清掃事務組合に対し災害時に関係者全員がごみ・し尿処理に従事できるよう平常時から特に健康保持について留意するよう要請する。

3 収集車両の整備及び点検

村は、災害時においてごみ・し尿の収集業務が円滑に実施できるよう平常時からごみ・し尿収集車両の整備点検の実施と、さくら広域環境衛生組合及び葛城地区清掃事務組合及びし尿収集運搬業者との協力体制の確立に努めるよう要請する。

4 廃棄物処理施設の整備点検等

(1) 村

ア 施設の整備

村は、焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、さくら広域環境衛生組合及び葛城地区清掃事務組合に対し、災害によりごみ・し尿処理施設の円滑な稼働が損なわれることのないよう平常時から整備点検に努めるよう要請する。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設

の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

イ 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

ウ 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

(2) 県

村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

5 災害時の相互協力体制

(1) 村

村は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

(2) 県

県は、相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

ア 支援可能な処理内容、規模

イ 提供可能な資機材等

ウ 職員派遣の可否（人数）

エ 組織、連絡体制

オ 支援に当たっての課題等

また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、（一社）奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、（一社）奈良県建設業協会、奈良県解体工事業協会と締結（平成21年8月25日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

6 廃棄物仮置き場等

(1) 村

ア 村は、災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。

イ 村は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。

ウ 村は、生活ゴミ及びがれき等の一時保管場所の確保を図る。

(2) 県

生活ごみやがれき等を広域的処理処分を行えるよう市町村間の調整を行うことになっている。

第27節 食料、生活必需品の確保計画

村は、防災関係機関との連携のもと、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、食料及び生活必需品等の調達及び供給について、村・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

また、村及び県は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

1 住民、村、県の役割分担

(1) 住民の役割

住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するよう努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料、飲料水及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

(2) 村の役割

村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

(3) 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品や感染症対策に必要な物資等の物資及び村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

2 平常時の物資調達

村及び県は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

(1) 村の物資調達

村は、供給に必要な物資の調達を行うために、流通関係業者との物資の調達に関する協定締結等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- ア 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、要配慮者や女性、子ども、食品アレルギー患者にも配慮する。
- イ 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- ウ 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。
- エ 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- オ その他、物資の調達に必要なことを定める。

(2) 県の物資調達

県は、供給を行うのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整えることになっている。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- ア 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- イ 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- ウ 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。
- エ 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時等相互応援に関する協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。
- オ 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- カ その他、物資の調達に必要なことを定める。

(3) 関係機関の物資調達

ア 近畿農政事務所奈良県拠点

緊急に必要な食料であって、県内で調達できないものの調達、斡旋の準備を行うものとする。

イ 日本赤十字社奈良県支部

災害発生時、被災者援護等を実施するため、緊急援護物資の備蓄を行うものとする。

3 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

(1) 村

- ア 被災者等や一時的滞在者に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、村は、第2次奈良県地震被害想定調査結果等を参考にし、緊急に必要な物資を備蓄しておく（資料6－6参照）。
- イ 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- ウ 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- エ 住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

(2) 住民

最低3日間、推奨1週間分の最低生活を確保できる緊急物資や非常食を含む非常持出品を準備するよう心掛けるものとする。

4 飲料水等の確保

(1) 村

- ア 簡易水道の整備を進め、飲料水の確保を行う。
なお、本村の水道普及率については、資料6－5参照のこと。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク等応急給水資機材を整備する。
- エ 住民に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

(2) 住民

- ア 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを目安とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

5 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 村は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 村は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

6 情報交換の実施

(1) 村

- 村は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため県の情報責任者及び担当者と平常時から災害の発生に備えた情報交換を行う。
- ア 村は、物資調達状況等の情報交換を行うための情報責任者及び担当者を指定するとともに、その職務権限を明らかにしておく。
- イ 村は、少なくとも年1回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況・調達責任者及び担当部署を県に報告する。

ウ 村は、上記イの報告内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

(2) 県

平常時から市町村が実施している調達状況や調達体制を把握し、市町村からの応援要請に対応するための検討を行うことになっている。

7 食料等の備蓄率の向上

住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、村及び県は積極的に災害時の物資確保に努める。

村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第28節 文化財災害予防計画

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定、県指定及び村指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・き損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

なお、平成16年に榎尾～赤滝の大峯奥駈道が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録されており、その防災上の対策についても、考慮するものとする。

1 基本計画

(1) 管理状況の把握（資料8－1参照）

村企画政策課は、課職員による適宜巡視、所有者、管理者等による情報提供、文化財保護委員会委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

(2) 所有者・管理者への指導・助言

所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について指導・助言を行う。

(3) 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実施訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず一般住民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

(4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

村は、県が設置する文化財防災のための連絡会議に参加し、消防、警察、県内市町村等と連携のとれた連絡・協力体制の整備に協力する。

2 文化財種別対策

(1) 建造物

防火設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を推進する。また、風水害に備えた周辺の環境整備を行うとともに、破損状況に応じて適切な保存修理し、建築物としての性能維持に努める。

(2) 美術工芸品

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、指定物件には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

3 災害別対策（文化財災害予防対策）

企画政策課は、所有者、管理者と協力して、次の予防対策を講ずるよう努める。

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2 既設設備の日常的な点検による維持保全
	3. 消火設備の充実強化	1 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2 既設設備の日常的な点検による維持管理
	4. その他	1 火元の点検、巡視・監視の励行 2 環境の整備と危険箇所の点検 3 火気使用禁止区域の設定及び標示 4 消防活動空間の確保 消防進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理、自衛消防隊の編制・訓練 5 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 風水害	1. 環境整備	1 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧施設の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1 定期的な設備点検の実施 2 漏電火災警報機の設置 3 不良配線の改修 4 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1 定期点検による早期発見 2 環境整備 3 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調節	1 温・湿度の定期的測定 2 保存箱・収納庫への収納 3 有害光線の減衰 4 扉の適時閉塞
7. 全般	（全般）	1 防災訓練の見学と学習 2 防災施設の見学 3 防災講習会の実施 4 防災・防犯診断の実施 5 各種設置機械類の機能検査 6 文化財管理状況の把握

災害別	予防方法	予防対策
		7 文化財の搬出避難計画の検討 8 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1 施錠 2 入口・窓等の補強 3 柵・ケース等の設置 4 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5 記帳等による参観者の把握 6 監視人の設置 7 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

＜個別項目＞

第29節 総合的な水害防止対策

治水安全度の向上を図るため、村・県が連携しながら、従来の河道を改修する治水対策に加え、雨水貯留施設等を整備する流域対策も含めた総合的な対策の推進を図る。

1 紀の川水系の総合的な対策の推進

本村を流れる紀の川水系の黒滝川（丹生川）について、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策として雨水貯留施設等を整備するなど、国・県・村等が連携しつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も積極的に活用し、紀の川水系の流域治水プロジェクトにのっとり、総合的な対策の推進を図る。

2 洪水氾濫による被害軽減対策

局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し下記の取組みを推進する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第30節 水害への備え

水害による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策を行い、住民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図っていく。

1 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

(1) 浸水想定区域の指定・公表

水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、村長に通知する。

(2) 浸水想定区域における避難確保措置

村は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

なお、浸水想定域内に位置する災害時要配慮者関連施設は次のとおり。

■ 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者関連施設

名称	住所	備考
黒滝小学校・中学校	大字寺戸41	
黒滝村国民健康保険診療所	大字寺戸182-1	
黒滝村デイサービスセンター	大字寺戸187-2	

(3) 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

ア 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを村長に報告するものとする。

また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

村及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、村は、当該施設の

所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

イ 大規模工場等の浸水防止計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

(4) 住民への周知

村長は、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知している。引き続き、【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、村長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

2 水防訓練、避難訓練の実施

村は、毎年1回以上（なるべく出水期前）に、水防団、奈良県広域消防組合及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、洪水ハザードマップ等を活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

3 水防協力団体、水防活動要員の育成

村は、(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供、(4) 水防に関する調査研究、(5) 水防に関する知識の普及啓発、など、業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

4 情報共有

県は、住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するための危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を進める。

第31節 風害予防計画

台風等等に対しては、気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。

また、今後国等から示される施策をもとに、竜巻等突風対策について検討を進める。

1 風害の予防対策

公共施設の管理者（村、県）及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

2 農作物、林産物の防災対策

村及び県は、適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図る。

3 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入りを規定値以上にする等補強措置を講ずる。（関西電力送配電株式会社の防災対策については、「本章 第15節 ライフライン施設の災害予防計画」2参照）

4 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な整備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。（電信電話施設の防災対策については、「本章 第15節 ライフライン施設の災害予防計画」3参照）

第32節 総合的な土砂災害防止対策

危険な箇所の区域指定や住民の迅速な避難を促す情報伝達などのソフト施策の充実を最優先で取組むとともに、より積極的に土砂災害警戒区域等の指定を図る。また、地域の防災体制の充実を支援する取組みを進める。土砂災害対策のハード施策については、上記のソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

(資料 10－8 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧参照)

1 奈良県土砂災害対策基本方針に基づく対策の推進

奈良県土砂災害対策基本方針（平成 22 年 6 月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の取組みを推進する。

2 土砂災害に関するソフト施策

(1) 県

土砂災害に対する防災対策を進めるに当たっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。そのため、市町村及び住民に対して土砂災害発生のおそれのある場所の周知、土砂災害警戒情報の発表、雨量情報等の提供、市町村の警戒避難体制を支援するシステム整備等のソフト対策を推進していく。

また、平成 27 年 1 月に改正・施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行う。

土砂災害から住民の生命を守るために、基礎調査の調査結果を速やかに公表した後、土砂災害警戒区域等を指定することにより、危険な区域を地域の住民に周知することで、警戒避難体制の整備促進を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められるときは、建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転や、その他土砂災害を防止又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。また、勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。

ア 土砂災害発生のおそれのある場所の周知

土砂災害のおそれのある区域において警戒避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためにも、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。

また、土砂災害警戒区域等が未指定の地域においても、基礎調査が完了している地域については、基礎調査の結果を公表し、県のホームページや土木事務所、村の役場などで、土砂災害警戒区域に相当する区域を閲覧することできるよう、土砂災害発生のおそれのある場所の周知を行う。そのため県は、村に基礎調査の調査結果及び当該区域が土砂災害警戒区域に指定された際のデータ提供を行う。

イ 土砂災害警戒情報の発表

県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、避難指示等の発令基準として活用する等災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

ウ 地域防災マップづくり

県は、平成 27 年 2 月に作成した「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」及び「土砂災害地域防災マップづくり事例集」を活用し、自主防災組織や住民が地域に特化した防災マップ作成の主体となり、その作成過程での防災に関する「気づき」や「きっかけ」の発見を促す『地域防災マップづくり』のワークショップを県内全域へ展開すること等で、村の警戒避難体制の整備を支援する。

エ 住民への土砂災害に対する防災意識の啓発

県は、日頃から村と連携し、奈良県土砂災害防災の日や土砂災害防災週間、国の土砂災害防止月間を中心として、土砂災害防止に関する広報活動を進めるとともに、防災意識の向上を図る。

(2) 村

ア 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害防止法に基づき、住民が安全で円滑な避難ができるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画において定める。

イ 避難情報発表基準の設定

村は、過去の降雨状況、県と奈良地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を定めるものとする。なお、「避難指示等の発令の判断基準例」については、「本編 第3章 第1節 避難行動計画」によるものとする。

ウ 情報伝達体制及び避難計画の整備

村は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努めるものとする。

また、整備に当たっては、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達を定めるものとする。

エ 住民の自主避難の指導

村は、土砂災害が発生した時に住民の自主避難について、広報紙を始め、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するように努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、村及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとする。

オ 警戒避難体制の周知

村は、土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省平成27年4月改訂）、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改訂内閣府（防災担当））等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、次の項目について本計画に記載することにより、住民に対し周知するように努める。

(ア) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

(イ) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知。

(ウ) 避難指示等の発令基準

迅速かつ的確な避難指示等が行えるように、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」等の客観的な発令基準の設置と周知。また、地域ごとの前兆現象等の情報を加えて実地的なものとする。

なお、天候が回復しても、避難指示等の解除に当たっては土壌雨量指数が十分に低下したことや、前兆現象がないことを確認することとする。

(エ) 避難単位、避難経路の設定

避難指示等の発令単位として、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動を取るべき避難単位。

避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、村内の大部分の地域で土砂災害警戒区域に指定されていることや、避難経路を選択可能な地域が限られていることを考慮し、避難行動が安全に行える時間帯に避難が完了するよう避難指示等を発令する。

(オ) 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営体制、避難所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して安全な避難所。あらかじめ、土砂災害警戒区域外の避難所を土砂災害用の避難所として指定する。

(カ) 要配慮者への支援

要配慮者利用施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制や要配慮者情報の共有方法。

■ 土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

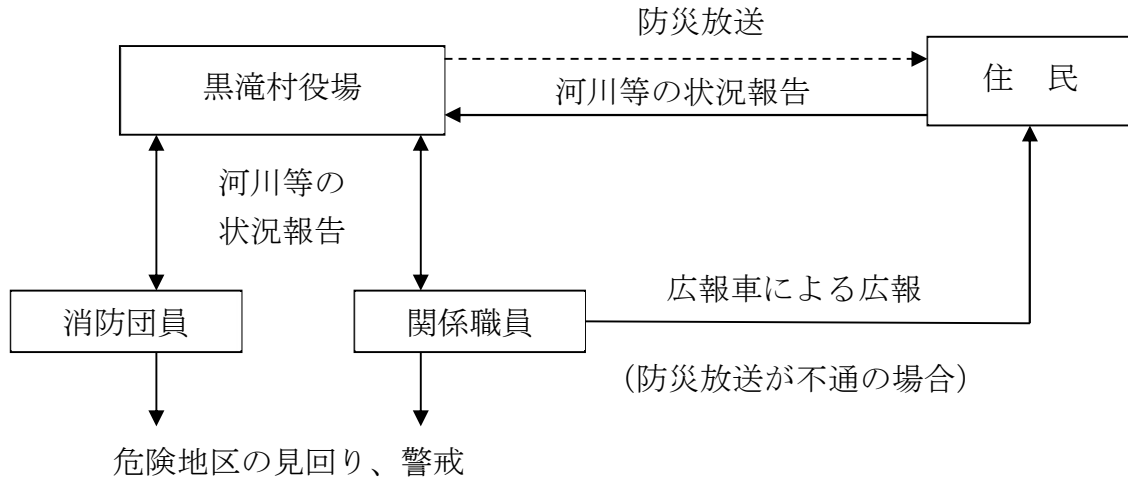
・ 防災放送による周知

- ・広報車による巡回広報
- ・自治会長や自主防災組織、村消防団へ電話連絡
- ・村福祉部局から関連施設管理者等に電話連絡
- ・村職員等による戸別訪問
- ・エリアメール・緊急速報メール等

(キ) 防災意識の向上

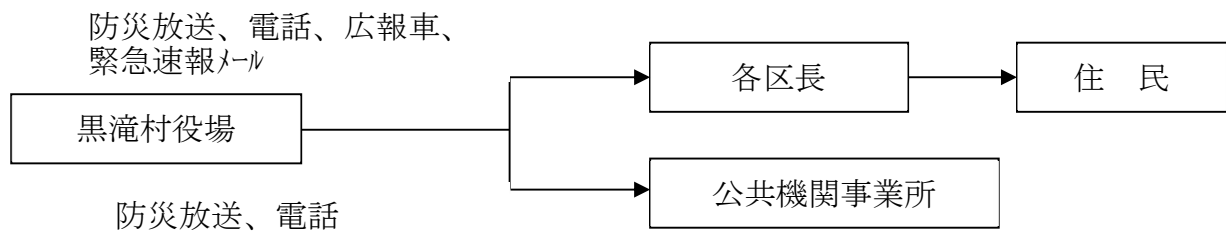
防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

(ク) 警報を発令したとき（警戒体制）

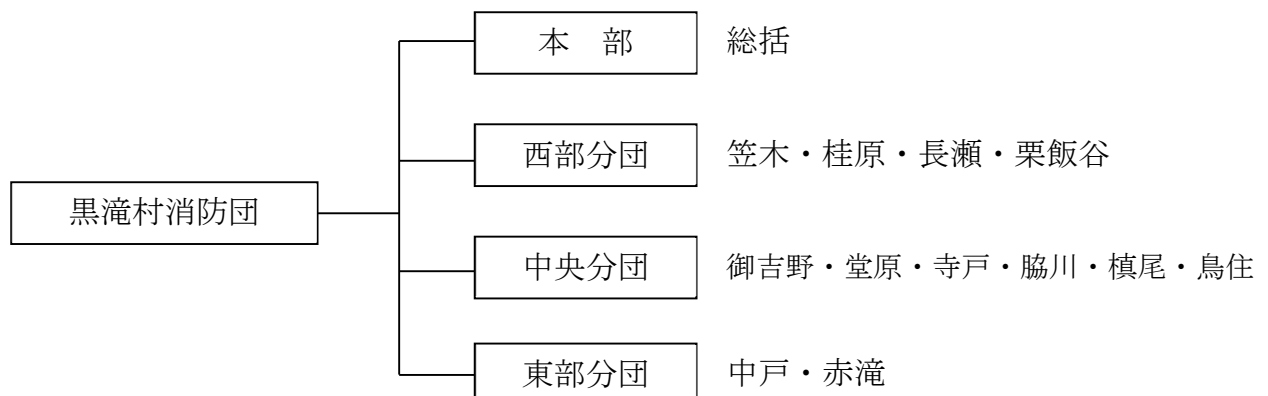


(ケ) 避難指示等を発令したとき（避難体制）

a 住民への連絡系統及び方法



b 誘導分担



カ 要配慮者利用施設における防災体制の確立

平成 11 年 1 月 29 日付建設省河砂発第 6 号により建設省河川局等より通知があった「災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」に基づき、該当する土砂災害危険箇所（土石流、急傾斜、地すべり）、土砂災害外警戒区域及び特別警戒区域において防災体制の整備を実施する。

村は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）の管理者に対して、県と協力して、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、避難場所、避難経路、警戒避難基準等の情報を提供し、印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど必要な措置を講じ、警戒避難体制の確立などの防災体制の整備に努めるよう指導する。

また、従来から要配慮者は自力で避難することが一般的に困難であることに鑑み、近隣住居者等の協力を得て早めの避難誘導を行うよう指導する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置する災害時要配慮者関連施設は次のとおり。

■ 土砂災害警戒区域内に位置する災害時要配慮者関連施設

名称	住所	備考
黒滝小学校・中学校	大字寺戸41	
黒滝こども園	大字寺戸421-1	
黒滝村国民健康保険診療所	大字寺戸182-1	
黒滝村デイサービスセンター	大字寺戸187-2	

キ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

平成 29 年 6 月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。村及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

ク 土砂災害警戒区域等での住宅等の立地抑制等

土砂災害は毎年全国各地で発生しているが、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害が発生するおそれのある危険箇所も年々増加している。土砂災害から人命や財産を守るため、防止施設等のハード対策に併せ、避難体制の整備や住宅の立地抑制等のソフト対策を推進する必要がある。

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 13 年 4 月 1 日施行）に基づき、土砂災害のおそれのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しく危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。指定区域では、それぞれ次の対策を実施する。

(ア) 土砂災害警戒区域

村は、本計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令・伝達、避難場所・避難経路・避難訓練、救助等）を定める。

村は、区域ごとの災害特性を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知する。

村は、当該区域内にある学校等教育施設、福祉施設、医療施設及び防災上配慮を要する者が利用する施設等の状況を把握し、これら施設に対し、早い段階からの情報提供を実施するため、情報伝達体制の確立に努める。

村は、当該区域に指定された地区を対象にした「土砂災害に関する避難訓練」を実施し、住民への啓発に努める。

村は、土砂災害に関する情報の伝達及び避難に関する事項を記載した「ハザードマップ」を作成し、住民への全戸配布・ホームページ掲載などにより広く周知を図る。

村における警戒避難体制の整備に対し、県より適切な指導を仰ぐ。

(イ) 土砂災害特別警戒区域

県は、村と協力し居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行うとともに、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為について審査を行う。また、県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

ケ 宅地の災害防止

大規模な災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

そのため、村及び県は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき当該開発計画の是非について判断するものとする。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘案し、当該開発計画について土質学上の安全性を確認することが望ましい。

村は、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地すべりやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起するものとする。

コ 災害危険区域からの住宅移転

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し、巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させなければならない。

そのため、区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

なお、移転助成のための制度は次のとおり。

(ア) 防災のための集団移転促進事業

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業

(ウ) 住宅金融公庫、災害復興建設資金

サ 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国、県及び村等関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会に加わり、連絡調整を図るものとする。

シ 「地域サポートシステム」の周知

県は、平成9年度に「奈良県砂防ボランティア協会」を発足し、地域と密着した防災ネットワークづくりを進めてきたが、さらに自治会等の既存地域組織を「砂防地域サポーター」として登録して、危険箇所の監視活動や情報収集活動を行う「地域サポートシステム」の構築を進めている。

村は、危険区域の自治会や地域住民に対して、広報紙等により本制度の周知を図り、災害の未然防止体制の確立に努める。

3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進める。

また、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、次の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。

【主な整備箇所】

- (1) 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設
- (2) 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の代替性の無い避難所
- (3) 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の緊急輸送路（アンカールート）
- (4) 現行基準に適合しない老朽化堰堤

第33節 大規模土砂災害防止対策

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した近隣市町村（五條市・十津川村等）での深層崩壊を含む大規模土砂崩壊による甚大な被害の経験を踏まえ、大規模土砂災害防止対策を推進する。

1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

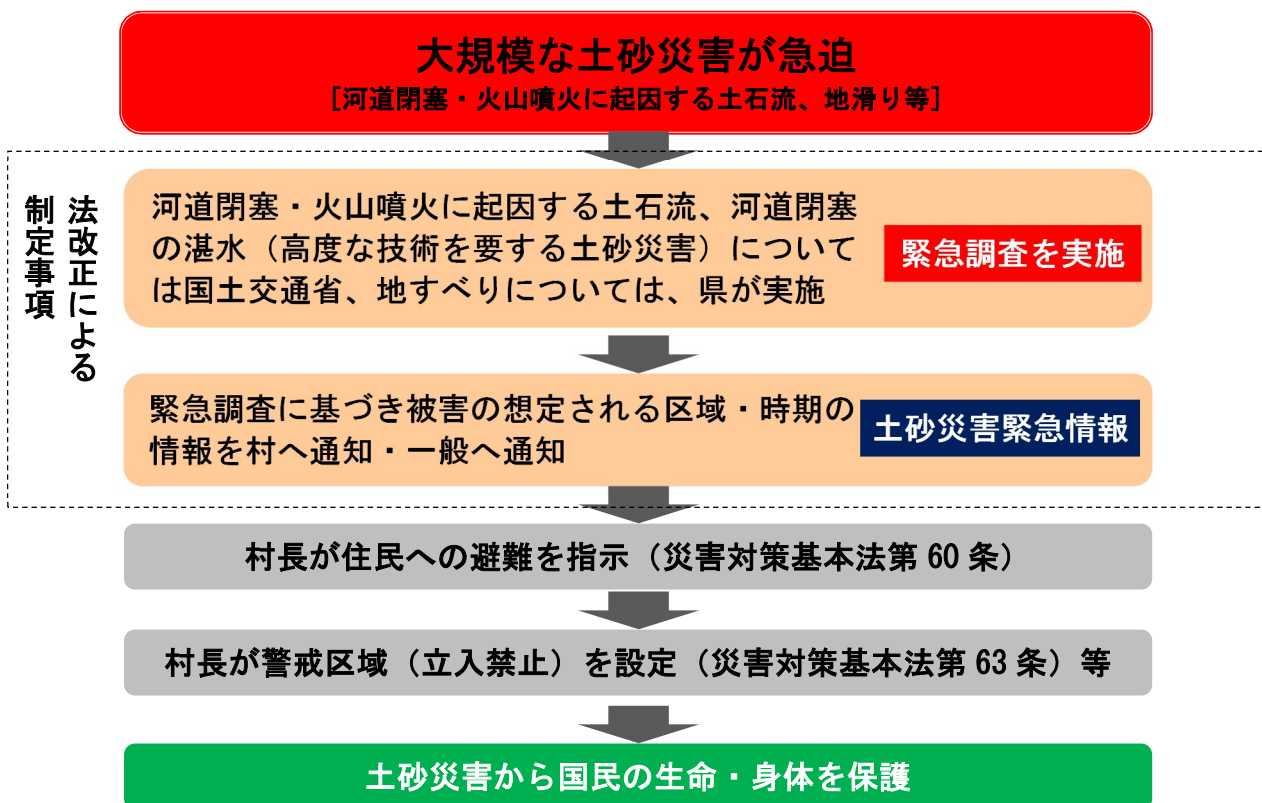
紀伊半島大水害では、多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法（平成23年5月改正）に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。

このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、村は、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省、その他の土砂災害については県から情報提供を受けて、当該地域の住民に対し、避難指示等を行えるよう、基準を定める。

さらに、村内で、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される場合は、土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）が、村長に通知されるとともに、地域住民にも周知される。

大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、村と連携して情報伝達体制等の構築に努める。

■ 土砂災害防止法の一部改正に基づく国による緊急調査の実施



2 紀伊半島大水害復旧・復興計画における取組成果の活用

紀伊半島大水害復旧・復興計画における取組成果を有効に活用し、今後の大規模土砂災害に備えるため、安全・安心のためのシステムづくりに努める。

(1) 深層崩壊のメカニズムに関する調査・研究の推進

県では、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所において、現地調査を行い、深層崩壊が発生しやすい斜面の評価につながる情報を収集した。また、調査を踏まえ、村、地域住民にとって監視・警戒・避難の基礎となるマップ（奈良県深層崩壊マップ）を作成した。さらに災害経験を風化させず、災害の伝承活動に役立てるため、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所や「深層崩壊のメカニズム解明に関する現状報告」などの調査・研究結果を大規模土砂災害アーカイブとして構築した。今後、県では国や村、研究機関との連携を図りながら、深層崩壊研究・対策の進展に寄与していく。

(2) 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊などによる2次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりも的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。そのため、村は県と連携し、次の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。併せて、国土交通省が整備した大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を検討する。

[避難行動]

- ・どのタイミングでどこに逃げるか。
- ・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法。
- ・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定。

[避難所・避難路]

- ・より安全な避難路・避難所はどこか。

[深層崩壊・河道閉塞]

- ・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定。

[自助・共助・公助の連携による防災・減災]

- ・自主防災組織の活動支援。
- ・自主防災組織と行政の役割分担。

第34節 砂防設備計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

本地域の地質と地形の特質のため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生産された土砂礫は勾配の急な谷筋に多量に推積され、豪雨に際して下流に流出し河川及び耕地に氾濫浸水等の治水上甚大な被害を与えている。

また、集中豪雨による土石流被害も懸念され、これらの災害を予防するため砂防設備の整備促進を図る。

1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表

(1) 砂防指定地（法規制区域）

砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置し又は当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（令和4年●月現在●●箇所）

(2) 土石流危険溪流

土石流危険溪流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生危険性がある溪流である。（令和4年●月現在●●箇所）

(3) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。（令和4年●月現在●●箇所）

(4) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。（令和4年●月現在●●箇所）

2 計画的砂防事業の実施

村は、砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、県及び国土交通省近畿地方整備局の協力を得て実施していく。

(1) 県は、砂防指定地及び土石流危険溪流を主対象とする。

土石流対策としては、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。

(2) 村は、保全人家とともに災害時の緊急輸送路・要配慮者利用施設等に係る溪流に

については、重点的に整備促進を要請するものとする。

(3) 砂防事業の施行（資料10－2・10－4）

砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん提工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

3 関係機関との連携

砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、県、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。

第35節 地すべり防止施設計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

地すべりによる被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に地すべり防止施設の整備促進を図る。

1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表

(1) 地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域をいう。（令和4年●月現在●●箇所）

(2) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により、空中写真判読及び既存記録等から抽出されている。（令和4年●月現在●●箇所）

(3) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。（令和4年●月現在●●箇所）

2 計画的な地すべり対策事業の実施

(1) 村は、県に協力し、逐次地すべり地区における地すべり状況の把握に努め、又巡察を行い、当面危険の発見に努めるものとする。

地すべり対策は、を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づき崩落やその兆候が見られるなど、土砂災害の危険が切迫している箇所へ対策を実施する。

(2) 地すべり発生及び兆候が発見された箇所においては、地すべり防止区域として指定を促進し、緊急度・重要度に応じて排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事の実施を要請する。

3 関係機関との連携

砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、県、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。

第36節 急傾斜地崩壊防止施設計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

急傾斜地におけるがけ崩れ災害から住民の生命を保護し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に急傾斜地崩壊防止施設の整備促進を図る。

1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表

(1) 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれらに隣接する区域のうち、がけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域をいう。（令和4年●月現在●●箇所）

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所である。（令和4年●月現在●●箇所）

(3) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。（令和4年●月現在●●箇所）

(4) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。（令和4年●月現在●●箇所）

2 計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施

(1) 県は、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を主対象とする。

急傾斜地崩壊対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）を踏まえつつ、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）に基づきレッドゾーン内の24時間利用の要配慮者利用施設や安全が確保できない避難所、緊急輸送路（アンカールート）を中心に、選択と集中により、真に対策が必要な箇所・範囲において、ソフト・ハード対策を連携させ対策を実施する。

(2) 村は、保全人家とともに災害時の緊急輸送路・要配慮者利用施設等に係る箇所については、重点的に整備促進を要請するものとする。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の施行（資料10-1・10-3）

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し

区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を促進する。

3 関係機関との連携

砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、県、関係市町村及び国土交通省近畿地方整備局と連携して実施していく。

第37節 山地災害予防計画

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策のひとつである治山事業等を実施し、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

1 森林整備保全・環境保全

新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。

特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。

2 森林整備保全

住民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。本村の位置する地域は、急峻な地形や脆弱な地質である上に多雨な気象条件の地域である。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。

このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施業を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の県民の期待に応えとともに、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。

また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県南部・東部振興基本計画アクションプランにおいて治山事業の推進が掲げられている。

これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施しており、村は、事業が速やかに実行するよう、県に協力している。

3 保安林の配備

流域における森林に関する自然的条件、社会・経済的背景及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、地域森林計画に基づき保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて保安林の指定施業要件を見直しする等、山地保全と森林の総合的な機能の維持増進を図ることとする。

4 山地災害危険地区の周知

県による山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。

村は、県が作成する山地災害危険地区の位置図を基に、地域住民に周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。

第38節 宅地等災害予防計画

豪雨による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

1 宅地の安全性の向上

(1) 宅地の安全性

村及び県は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

なお、がけ地近接危険住宅については、「本節 3(2) がけ地近接危険住宅移転」による。

(2) 宅地防災パトロール

梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く住民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

2 二次災害の軽減・防止対策

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

県は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

(2) 実施体制の整備

村及び県は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

(3) 宅地危険度判定制度の普及啓発

村及び県は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

3 災害危険住宅の移転計画

(1) 集団移転

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、村が制定実施を行う集団移転促進事業計画に対し、国は補助金の交付等の援

助等を行い、県はこの対策が促進するよう指導を行う。

(2) がけ地近接危険住宅移転

村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

第39節 火災予防計画

村、奈良県広域消防組合及び県等は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上を図る。

1 一般火災対策

社会、経済等の進展に伴い、災害も複雑化していく傾向にある。このような状況のもと、消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止を推進する。

(1) 消防団員の教育

消防団長は、消防団員に対して次の教育訓練を行う。また、村は、人員配備の強化を図る。

ア 一般教育・・・火災と火事に対する一般的知識の習得を図る。

イ 委託教育・・・奈良県消防学校に入校させ消防知識、事務能力のかん養を図る。

ウ 訓練

(ア) 消防用機械器具操法訓練を適宜、実施する。

(イ) 機関運用、放水演習を各分団毎に実施する。

(ウ) 防火訓練、救急訓練、災害応急対策訓練等年1回以上実施する。

(2) 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき、消防施設、設備及び人員の確保を図り、装備の近代化を促進する。また、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に適合するように、消防水利施設の整備を図り、その適切な配置に努める。さらに、青年層・女性層・高齢層の消防団への参加促進を図る等、消防団の充実強化に努める。

(3) 火災予防

村及び消防機関は、次の方法により火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意欲の向上を図る。

ア 広報紙に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動期間中、次の広報活動を行う。

(ア) 広報紙、広報車等による広報

(イ) 防災放送による広報

ウ 各種団体を対象にした防火講演会等の実施

(4) 初期消火

火災時においては、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防機関と消防団等が一体となった火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

(ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から火災時における初期消火等の訓練を実施する。

- (イ) 女性による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ロ) 幼少年期における防火教育を推進するため、こども園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。
- (エ) 地域における活動的で消防の知識・経験を有する高齢層に火災時の初期消火を担ってもらうため、機能別団員（OB 団員）制度を設けて団員を募集し、迅速な初期消火活動が可能となるように組織の育成・充実を図る。
- イ 職場における初期消火体制の整備
 - (ア) 火災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
 - (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から火災時等における初期消火等について具体的な対策を検討する。
- ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施
 - (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
 - (イ) 計画的かつ効果的に防災教育を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。
 - (ロ) 初期消火の実効性を高めるため、消火器や消火バケツ等の普及に努める。
- (5) 火災警報
 - ア 火災警報の発令

気象状況等が火災予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。
 - イ 火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、防災放送等により、伝達し、住民に対して周知しなければならない。
 - ウ 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

警戒要員への伝達は、防災放送により全戸放送、又は電話により直接要員に伝達する。
 - エ 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

 - (ア) 山林、原野への火入れの禁止
 - (イ) 煙火の打ち上げの禁止
 - (ロ) 屋外におけるたき火等の禁止
- (8) 消防機械器具の点検と水利の確保

村及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

 - ア 機械器具の点検及び整備

火災発生時において、円滑に消火活動を行うため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消火資機材の整備

点検に努める。

(ア) 通常点検・・・毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

(イ) 特別点検・・・年1回以上各分団ごとに行う。

(ウ) 現場点検・・・火災注意報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているかについて行う。

イ 水利の確保

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、河川、プール、井戸等、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 火災予防思想の普及徹底等

本村における火災発生原因は、たばこ・たき火の不始末、燃焼器具の取扱不注意など、大部分は人為的なものである。このため、村は、次の計画を実施するものとする。

(1) 火災予防思想の普及徹底

常に住民に対し、火災予防思想の啓発を行うとともに、毎年一斉に春季、秋季火災予防運動、年末年始の防火運動を実施するものとする。また、1月には文化財防火運動、3月には山林火災及び車両火災予防運動を、6月には危険物安全運動をそれぞれ実施するものとする。

(2) 出火防止・初期消火

ア 各種集会、広報紙、防災訓練等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

イ 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツ、家庭用火災警報器を普及する。

ウ 地域及び事業所等において自主的な防災組織を編成し、奈良県広域消防組合の指導の下に、消火訓練等を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

(3) 特殊火災の防止

最近における火災様相の経験に鑑み、車両火災、危険物火災その他の特殊火災については、特に査察指導の徹底等、正しい知識の普及により火災発生の未然防止に努めるものとする。

第40節 林野火災予防計画

大部分が森林で覆われている本村においては、林野火災の予防対策の推進が非常に重要な課題である。村は、国、県、森林組合及び林野の所有（管理）者等と協力し、平常時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 林道、森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

(2) 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 火災警報の発令等

気象情報等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知徹底は、打鐘、サイレン等を活用するほか、防災放送及び広報車による巡回広報等により行う。

(3) 林野所有（管理）者等への指導

ア 防火線、防火樹帯の整備

村は、森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

イ 防火用水の確保

村は、森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ 森林等への火入れの制限

森林への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び黒滝村火入れに関する条例の定めるところにより、村長の許可がなければできない。村長は、許可条件等について事前に奈良県広域消防組合及び奈良森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

エ 火の使用制限

村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時において特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

オ 火気使用施設に対する指導

奈良県広域消防組合は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(4) 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の普及、徹底を図る。

ア 公衆に対する啓発活動

(ア) 広報宣伝の充実

村は、県、奈良県広域消防組合、奈良森林管理事務所、その他林野関係機関等と連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光、保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

(イ) 学校教育による防火思想の普及

村、県、奈良県広域消防組合、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、村・県教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

イ 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

(ア) 地域での指導・啓発

村及び奈良県広域消防組合は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

(イ) 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、奈良県広域消防組合の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

2 活動体制の整備

村、奈良県広域消防組合及び県は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

(1) 消防資機材の整備

村及び林野関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

(2) 林道の維持管理

林道管理者は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

村は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

(4) 航空消火体制の整備

村は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコ

プター等による空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立する。

(5) 森林の整備

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を敷設するよう努める。

(6) 防火線の整備

固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

(7) 林野所有（管理）者への指導

村は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行うとともに、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(8) 林野火災消火訓練の実施

村、県及び奈良県広域消防組合、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

3 山林防火パトロールの強化

パトロール等の実施により災害を未然に防ぐよう努める。

(1) 広報車等により、ハイキングコース等での禁煙の呼びかけ及び巡回広報の実施

(2) 強風時や空気乾燥時等の気象状況により、火災の発生危険及び拡大危険がある場合の山林やハイキングコースにおける焚火、タバコ火の注意等の指導の実施

4 警戒業務

林野所有（管理）者と協力して警戒活動を実施する。

(1) 普通警戒

例年3月から5月までの季節風の吹く気象条件の悪化時等には、消防団員により管内の巡視警戒を行う。

(2) 特別警戒

春季に多い次のような異常気象時には、広報車及び村防災放送等を活用して行楽客や住民に啓発を行い、火災発生危険の排除を図る。

ア 乾燥注意報、強風注意報、火災気象通報などの発表時

イ 連日の晴天などにより、平素に比べて火災発生率が高いと察せられる場合

ウ 火災警報発令時

第41節 原子力災害予防計画

奈良県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

1 原子力発電所事故対策

(1) 概要

本村に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、両者とも県境から約150km以上の位置にある。また、福井県には美浜発電所も設置されている。

(2) 情報の収集及び連絡体制の整備

村は、県を通じて原子力災害の正確な情報を入手するものとし、入手した情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図る。また、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、相談体制については、要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

(3) 環境放射線モニタリング体制の整備

村は、原子力災害の発生時において、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの結果を入手し、速やかに公表する体制の整備に努める。

また、必要に応じて村内でも環境放射線モニタリングができるよう、必要な機材の確保に努める。

(4) その他の対策

村は、県と協力し、国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や予防対策の体制のあり方等について検討していく。

(5) 県外からの避難者の受入れ

村及び県は、福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者を受入れる。

そのため、県は、原発立地県等から避難者の受入体制の整備について要請があれば、村に協力を求め、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討、調整を行う。

村は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

第3章 災害応急対策計画

<共通項目>

第1節 避難行動計画

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

1 避難指示等の発令

(1) 実施責任者

災害時の避難指示等の実施責任者は次のとおりである。

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法 第56条第2項	災害全般
村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】 避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があるときと認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法 第60条第1項、第2項	災害全般
村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法 第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法 第60条第6項	災害全般
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があるときと認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施 責任者	要件	措置	根拠規程	災害の 種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

■ 避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 （必ず発令されるものではない）
～～～警戒レベル4までに必ず避難！～～～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 （令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難情報等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）
	水位情報がある場合 （下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合 （下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報	
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 （氾濫している可能性）	大雨特別警報（浸水害）※2 危険度分布：黒（災害切迫）		大雨特別警報（土砂災害） 危険度分布：黒（災害切迫）
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 （氾濫危険水位超過相当）	危険度分布：紫（危険）	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫（危険）
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 （避難判断水位超過相当）	洪水警報 危険度分布：赤（警戒）		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤（警戒）
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 （氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄（注意）		危険度分布：黄（注意）
1相当				

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。

注）本資料では、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(2) 避難指示等の発令の判断基準例

村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、あらかじめ作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、村に積極的に助言する。また、県は村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

避難情報の発令に当たっては、次の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

ア 土砂災害の場合

受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大2時間先までの予測である。このため、上記1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

区分	判断基準
	4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、上記1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合 ※1又は2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
雨量観測所	【川の防災情報等（雨量観測所）】 黒滝村：寺戸〔県（吉野土木事務所）〕
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、村内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

イ 河川の氾濫の場合

被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ・丹生川の貝原観測所：水防団待機水位 ・黒滝川の寺戸観測所：▲1.5m ①上記の地点より上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報

区分	判断基準
	基準に到達する場合) ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※1については、河川の状況に応じて①～③のうちから、一つ又は複数選択する。 ※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記②又は③を参考に目安とする基準を設定することが考えられる。
【警戒レベル4】 避難指示	■1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ・丹生川の貝原観測所：水防団待機水位 ・黒滝川の寺戸観測所：▲1.0m ①上記の地点より上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報〔洪水〕） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※3については、河川の状況に応じて①～③のうちから、一つ又は複数選択すること ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること ※水位を観測していない場合つや基準となる水位が設定できない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：次の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合 ・丹生川の貝原観測所 ・黒滝川の寺戸観測所 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水

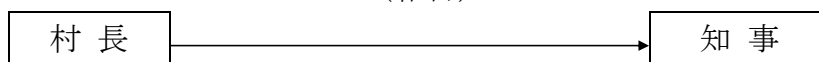
区分	判断基準
	害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 5：河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（警戒レベル5相当情報〔洪水〕） （災害発生を確認） 6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合） ※1～5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
観測所	【川の防災情報等（雨量観測所）】 黒滝村：寺戸〔県（吉野土木事務所）〕 【川の防災情報等（水位観測所）】 五條市：貝原〔県（五條土木事務所）〕
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、村内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(3) 避難指示等の報告、通知

ア 報告

村長は、避難指示等を行った場合又は警察官等から避難指示等を行った旨の報告を受けた場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(報告)



(災害対策基本法第60条)

イ 通知

水防管理者は、避難の指示を行った場合は、その旨警察署長に通知する。

(通知)



(水防法第29条)

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

避難指示等を実施する者は次の事項を明示して行う。なお、住民に対し周知を図

る際には、避難行動要支援者に配慮して行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難所の場所

ウ 避難経路

エ 避難の理由

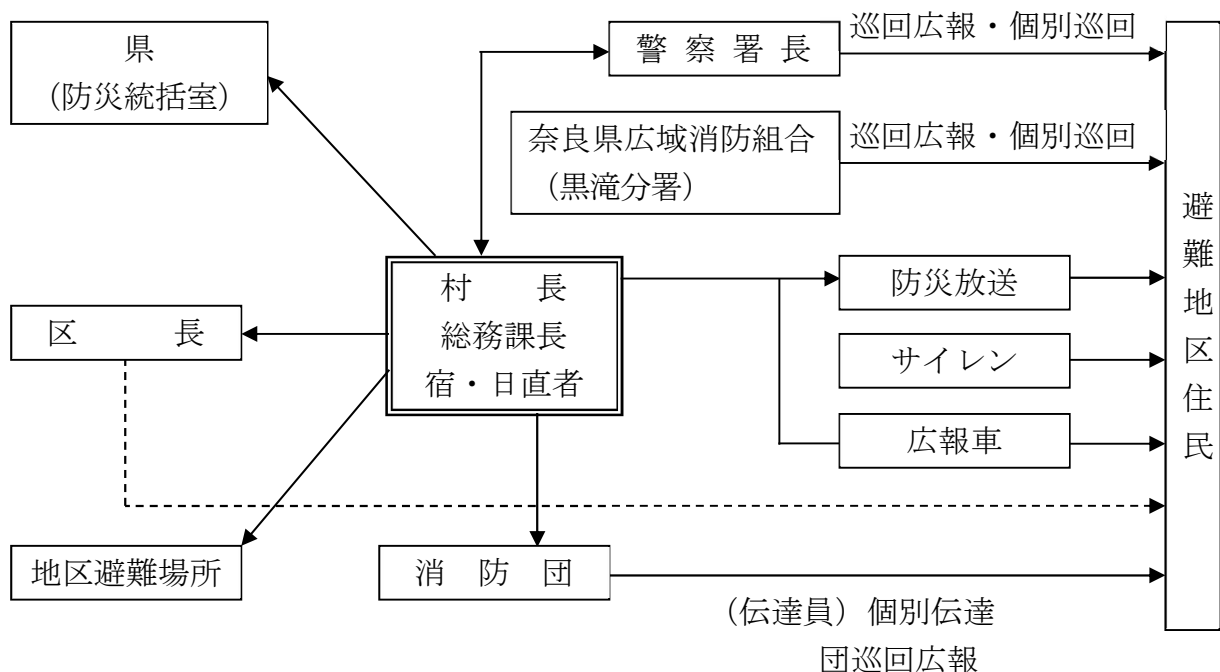
オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

(5) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

避難指示等は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務課長は、各区長がまとめた情報等によって、避難指示等が必要と認めるときは、村長に報告し、その命令により直ちに村防災放送、サイレン、広報車等により地区住民に伝達する。

(イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、各分団長に連絡し、警鐘、巡回広報及び個別伝達等により住民に周知する。

(ウ) 総務課長は、避難指示等があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

(エ) 伝達の留意事項

- a 避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災放送の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、FAX、SNS、Lアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

- b 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は住民等への周知徹底に努める。
- c 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- d 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達に当たっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。
- e 村長は、避難指示等の伝達に当たっては、事前に例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
- f 避難指示等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」をおそれず、判断基準に基づき避難指示等が発令する。
- h 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等が発令する等、臨機応変に対応する。
- i 住民に対して避難指示等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- j 災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- (オ) 村長等から避難指示等がなされたときは、次により関係機関に報告又は連絡するものとする。
 - a 警察官等（村長以外）の者が、避難指示等を行ったときは、その旨を村長に通知しなければならない。
 - b 知事が村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、終了したときは、速やかにその旨及び代行した措置を村長に通知しなければならない。
 - c 村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を村長に

報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- (a) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- (b) 発令時刻
- (c) 対象地域
- (d) 対象世帯数及び人員
- (e) その他必要事項
- (h) 関係機関への連絡
避難が円滑に行われるように協力を得るため、関係機関へ連絡を行う。
 - a 吉野警察署及び同署管内各駐在所並びに交番へ避難誘導等の協力を得るため通知する。
 - b 避難者の受入施設の管理者に通知し、開設準備等を依頼する。
 - c 近隣市町村への通知
災害の状況等により、地域住民が近隣市町村に避難するような場合には、近隣市町村にも協力を得るため通知する。
- (i) 住民等への伝達方法
住民等に対する避難指示等の伝達方法は、次により行うものとする。
 - a 防災放送
 - b サイレン
 - c 広報車
 - d 自治会を通じ各戸伝達
 - e 村ホームページ
 - f 緊急速報メール
- (k) 避難時の注意事項
住民等に対する避難時の注意事項は、次のとおりである。
 - a 家屋補強
 - b 避難後の戸締り
 - c 必要最小限の携帯品（限られた必需品、例えば水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬、懐中電灯、携帯ラジオ、多少の食料等）
 - d 服装（帽子、頭巾（ヘルメットなど）、雨合羽等とし、軽装のこと）等

2 住民に求める避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平常時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

■ 避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平常時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階にとどまる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小・中学校・公民館・高台等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階にとどまる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 （土砂災害は立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(3) 土砂災害における留意点

- ア 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- イ 土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- エ 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。
- オ 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- カ 避難の際は、隣近所に声を掛け合いともに避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- キ 土砂災害警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

(4) 水害における留意点

- ア 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- イ 洪水時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- エ 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- オ 避難の際は、隣近所に声を掛け合いともに避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- カ 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

3 警戒区域の設定

(1) 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第 63 条第 1 項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法 第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条 第36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第21条	災害全般
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条 第36条	水害を除く 災害全般
水防団長、 水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第21条	災害全般

(2) 警戒区域の設定

ア 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、村長が警戒区域の設定するに当たっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協

議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合には、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

イ 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

ウ 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するに当たっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

エ 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討した上で決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

オ 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、村長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受入れ、必要なサービスを提供する。

カ 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、村長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供する。

4 避難の誘導・移送

(1) 避難誘導の方法

ア 避難誘導は村職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難の誘導に当たっては、高齢者、乳幼児、小児、障がい者、傷病者等要配慮者を優先させる。

イ 村長及びその他の避難指示等の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、要配慮者に配慮する。

ウ 村は、平常時より要配慮者の避難対応マニュアルを作成するなど、避難誘導の支援体制の確立に努める。

(2) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を設定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、ボート又はロープ等を使用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(3) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、村は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、村において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は県に要請する。

(4) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）のものとする。

(5) 避難終了後の確認措置

ア 避難指示等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

イ 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。それでも避難を行わない者に対しては、自家の2階以上のなるべく高い階に避難するよう勧める。

5 広域避難

村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、村からの求めに応じて助言を行うとともに、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第2節 避難生活計画

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平常時からの取組みを活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

1 避難所の設置

(1) 避難所の開設

村は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、村職員等を避難所に派遣する。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

ア 避難所開設責任者

避難所の開設は、村長が行うものとする。

イ 避難収容対象者

避難所に収容するものは、災害により現に災害を受け、又は受けるおそれがある者（避難命令を受けた者等）とする。

ウ 指定

村長は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする（資料4-1～4-5）。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て、避難所として開設する。

エ 設置

(ア) 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

(イ) 開設の基準

災害救助法が適用された場合は、資料11-2の基準により、避難所を設置する。

また、災害救助法が適用されない場合は、災害救助法の規定に準じて、村長

の判断により決定する。

(ウ) 開設の方法

- a 避難場所として、学校、集会所、公民館等既存建物を応急的に使用する。
なお、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合等には、宿泊施設等の民間施設管理者や関係機関への協力要請、また必要に応じて野外にテントやバラックを仮設し、又は天幕を借上げて設置し対応する。
- b 村長は、避難所を開設したときは、住民にその旨を公示するとともに速やかに避難所の施設管理者に連絡し、収容すべき者を誘導し保護する。また、直ちに建物及び収容者の維持管理のための避難所責任者を指名する。その際、障がい者や高齢者等の誘導介助や避難所での生活環境を配慮したものとする。

(エ) 開設期間

原則、災害発生の日から最長で7日以内とする（災害救助法適用の場合）。
ただし、大災害のため引き続き避難を行う必要があるときは、延長することができる。災害発生状況、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、村長は、県と協議の上設置期間を決める。

(オ) 設置費用

避難所設置及び収容のための費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(2) 避難所の追加開設

村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、宿泊施設等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

(3) 民間の施設の利用

村及び県は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、県は、村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の情報提供を要請し、その情報を村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。

(4) 避難所が不足した場合の対応

上記(2)及び(3)の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

2 避難状況の報告

- (1) 村は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県をはじめ県警察（吉野警察署）、奈良県広域消防組合、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 避難所名、避難世帯数及び避難者数

- (2) 自主避難をした住民がいる場合には、その状況について、県に報告する。

- (3) 災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県に依頼する。

3 避難所の運営

- (1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと村が適切に行う。避難所を開設し、避難者を収容したときは、所属職員を派遣し、これを駐在させて避難者の管理に当たる。

イ 村は、避難所ごとにそこに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難者の心のケアやプライバシーの確保に努めるとともに、避難所のバリアフリー化に努めるなど、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

ウ 駐在員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たるとともに、避難所を管理し、常に村（災害対策本部）との連絡をとることとする。

エ 避難所の運営に当たって、避難所運営マニュアルを基本に運営する。また、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。さらに、さらに、避難所の運営における女性の参画、役割分担は性別のみに依らない等の配慮に努める。

オ 村は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。

カ 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を明確にし自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努めるものとする。

- (2) 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、「本章 第23節 食料、生活必需品の供給計画」、「第24節 給水計画」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、ござ、むしろ等を調達し配置する。

- (3) 情報提供

村は、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。

(4) 応急住宅の提供

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

(5) 留意事項

村は、避難所の運営に当たっては、次の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。

なお、人手不足や長期化等により、村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

県は、村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。

ア 避難者による自主的な運営

イ 避難所の運営における女性の参画

ウ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮

エ 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ

オ 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

カ 感染症対策

キ 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

(6) 収容避難者への措置

ア 縁故先がある者への措置

一時収容した避難者に対しては、所要の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできうるだけ短期間に縁故先に転出するよう指導するものとする。

イ 要配慮者の保護

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な要配慮者に対しては、必要により被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等、さらには、介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする。

(7) 職員等の役割

ア 職員

避難所に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ア) 被災者の収容

(イ) 収容者名簿の作成

(ウ) 被災者に対する食料、飲料水の配給

(エ) 被災者に対する生活必需品の供給

(オ) 負傷者に対する医療救護

イ 避難所の所有者又は管理者

村が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

(8) 書類の整備

避難所の開設・運営に当たっては、次の書類を整備するものとする。

ア 避難所一覧集計用紙

イ 避難者名簿

ウ 避難所の報告用紙

(9) その他

日時が経過し、災害が落ち着くとともに避難所の収容人員が次第に減少するときは、村長は避難所を逐次整理減少し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

(10) 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は次のとおりである。

ア 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組みは次のとおりである。

(ア) 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難生活に必要な設備の使用可否を点検する。

(イ) 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

(ロ) 避難者の受入れ、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。

名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(ハ) 感染症対策

村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、村及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と保健福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

イ 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組みは次のとおりである。

(ア) 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

(イ) 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

(ウ) 要配慮者に関すること

- a 避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて避難生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。
- b 視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

(エ) 衛生に関すること

- a 仮設トイレの速やかな設置に努める。
- b 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
- c 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
- d ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

(オ) その他

- a 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
- b 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- c 暑さ寒さ対策に努める。
- d 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

ウ 安定期

安定期とは、災害発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組みは次のとおりである。

(ア) 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

(イ) 要配慮者に関すること

必要に応じて宿泊施設等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

(ロ) 衛生に関すること

- a 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。
- b 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

エ 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

(11) 村の取組み

村は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

4 学校、こども園、医療機関等における避難対策

学校、こども園、医療機関等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施）
- (3) 避難順位
- (4) 避難責任者及び補助者
- (5) 避難誘導の要領
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握

5 避難地区の警戒警備

村長は、関係機関と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

6 在宅被災者等への支援

村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

7 車中泊者への対応

村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

8 広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を村に代わって行うものとする。

- (1) 一時収容した避難者に対しては、所用の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散転出するよう指導し、やむを得ない者については別途収容施設を考慮する。
- (2) 村の避難所に被災者を収容できないとき、村長は、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送に当たる引率者を添乗させる。

9 避難所の閉鎖

- (1) 村長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、村長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 村長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第3節 帰宅困難者対策計画

大規模災害等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、村は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 発災直後の対応

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

村及び県は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

(2) 企業等における対応

村及び県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

(3) 集客施設等における対応

集客施設等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

2 帰宅困難者への支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

村及び県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

(2) 道路等の情報共有

村は、県及び交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等の共有に努める。

(3) 代替輸送

村及び県は、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後にバス等による輸送ができるよう、道路管理者やバス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等に努める。

(4) 徒歩帰宅支援

村及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等

をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI（ナビ）」の活用について周知を図る。

第4節 要配慮者の支援計画

村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き」等に基づき、保健福祉課が担当し、防災知識の普及啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

1 情報伝達等の方法

村は、災害による情報の伝達、避難指示等、避難誘導、避難所等での情報提供等を行うときは、今後村が作成する「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

(1) 視覚機能に障がいのあるとき。

- ア 音声情報による周知
- イ 拡大文字による周知
- ウ その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 聴覚機能に障がいのあるとき。

- ア 文字情報による周知
- イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- ウ 手話による周知
- エ 携帯電話、スマートフォンのメール機能による周知
- オ その他、効果的な方法の併用による周知

(3) 日本語理解に障がいのあるとき。

- ア 外国語による周知
- イ その他、効果的な方法の併用による周知

(4) 地理的理解に障がいのあるとき。

- ア 地図による情報による周知
- イ その他、効果的な方法の併用による周知

2 災害情報等の周知

村は、災害による情報の伝達、連絡を受け、あるいは異常現象を覚知したときは、民生児童委員、ホームヘルパー及び地域住民等の協力を得て要配慮者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

3 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、必要に応じ次の措置をとる。

- (1) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。地域住民等の協力を得て避難所へ移送する。また、特に要配慮

- 者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。なお、避難支援者は、自らの安全性を優先とする。
- (2) 必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- なお、村は、平常時より要配慮者の避難対応マニュアルを作成するなど、避難誘導の支援体制の確立に努める。
- (4) 外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS 等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。また、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

4 避難所到着後における対応

- (1) 村及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。併せて、個々の事情により、その地域において在宅において避難生活を送っている者も支援の対象とする。
- (2) 村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。
- (3) 村は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

5 安否確認及び被災状況の調査・報告

- (1) 村は、災害が発生したときは要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。
- (2) 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。
- ア 避難所等に避難している者
- 避難所ごとに氏名、性別、年齢、障がい内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項
- イ その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）
- 氏名、性別、年齢、障がい内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法
- ウ 被災地域の在宅者
- 行政区ごとに氏名、性別、年齢、障がい内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項
- エ 被災地域の施設入所者及び施設等
- (7) 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告

(イ) 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

- (3) すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。
- (4) 村は、要配慮者の被災状況について、県のほか、必要に応じて関係機関や関係団体等にも報告を行う。

6 被災状況の取りまとめ

村は、要配慮者の被災情報を県に報告する。また、県は市町村から報告のあった要配慮者の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行うことになっている。

7 被災者に対する応急的処遇

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

- (1) 村は、必要に応じて、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を県に要請する。
- (2) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受入れることができる社会福祉施設の情報及び当該施設への移送支援を県に要請する。
- (3) 村は、避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送る被災者も支援の対象とする。

- (4) 村は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。
- (5) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。
- (6) 村は、巡回健康相談やメンタルヘルスケア等心身の健康維持や在宅療養者等への対応の必要性がある場合、必要に応じて、県に協力を要請し、専門職の派遣を要請する。
- (7) 村は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

- (8) 災害時には、必要に応じて奈良県災害派遣福祉チーム（奈良 DWAT）の派遣を県に

要請し、避難所等における要配慮者に対し、適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

8 食料の供給

避難所等での食料供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、必要に応じて要配慮者の代替食料の確保、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。
- (2) 村は、乳児・幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクなどを現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。
- (3) 村は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- (4) 村は、食事制限や食物アレルギーに配慮する。

9 日常生活用品の供給

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、災害救助用物資として日常生活用品を備蓄及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、ほ乳ビン等の確保に努めるが、村限りで不足する場合は県に対して配送を要請する。
- (2) 村は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- (3) 高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。
- (4) 村は、日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。また、要配慮者が避難所等で生活する上で必要な福祉機器の確保に努める。

10 応急仮設住宅

(1) 村

村は、災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項に留意する。

ア 高齢者や障がい者等の優先入居

イ 高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

ウ 入居後の高齢者や障がい者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

エ 高齢者や障がい者等が孤立しないよう、従来のコミュニティの維持、又は新しいコミュニティの確立に努める。

オ 特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(2) 県

県は、応急仮設住宅を建設する際、その建物構造及び付属設備は次の事項に留意することになっている。

- ア 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- イ 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障がい者用トイレの設置等
- ウ 地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

11 社会福祉施設及び要配慮者利用施設等に係る対策

(1) 村

ア 入所者・利用者の安全確保

村は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に設置する。

イ 支援活動

- (ア) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (イ) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (ウ) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

(2) 社会福祉施設及び要配慮者関連施設の管理者

ア 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。

イ 応援要請等

- (ア) 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請するものとする。
- (イ) それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

第5節 住宅応急対策計画

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上住宅等の確保・供給計画を示す。

1 趣旨

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、県に対し応急仮設住宅の供給を要請する。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。（詳細については「本章 第4節 要配慮者の支援計画」参照）

応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案した上で、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

2 実施責任者

- (1) 実施責任者は村長とし、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画と実施に当たるものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は知事を実施責任者とし、村長はその補助機関としてその業務を行う。

3 対象者

- (1) 住家が全壊（焼）又は流失した被災者で、居住する住家がなく、自己の資力で建設することができない者
- (2) 住家が半壊（焼）又は床上浸水のため、そのままでは居住が不能であって、かつ、自己の資力では応急修理のできない者

4 応急仮設住宅の確保

- (1) 災害救助法が適用された場合

ア 県があらかじめ協定した（一社）プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

イ 県に対し、村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と使用貸借契約を行う。

なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

ウ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

- (2) 災害救助法が適用されない場合

ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

イ 建設用地を確保する。ただし、私有地については(1) アのただし書きに留意す

る。

- ウ 応急仮設住宅の設計を行う。
- エ 建設業者との請負契約を行う。
- オ 工事監理、竣工検査を行う。
- カ 入居者の決定を行う。
- キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

5 建設の規模及び費用

- (1) 仮設住宅1戸当たりの規模は29.7㎡を基準とするが、世帯人員の数を十分勘案して設置する。
- (2) 設置のため支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

6 建築の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成すること。

7 入居基準

- (1) 住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力を持って住宅を確保することができない者であること。入居する仮住宅がない世帯であること。
- (2) 入居者の選定に当たっては、民生児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障がい者等を優先的に入居させる。

8 供給期間

住宅完成の日から2年以内とするが、大災害のため新たな居宅が確保できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

9 応急仮設住宅の維持管理・運営

(1) 管理体制

応急仮設住宅の管理運営は、県が行うものとするが、状況に応じて村に管理を委任する。委任に際して、村長と知事の間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

村は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当っては、次の対応に努める。

ア 安心・安全の確保に配慮した対応

- (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (イ) 街灯や夜間照明等の工夫

- (ウ) 夜間の見回り（巡回）
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア) 交流の場
 - (イ) 生きがい
 - (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ) 保健師等による巡回相談
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - (ア) 集会所
 - (イ) 仮設スーパー
 - (ウ) 相互情報交換
 - (エ) 窓口の一元化
- エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - (ア) 運営における女性の参画推進
 - (イ) 生活者の意見集約と反映

10 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することになっている。

なお、災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

(1) 住家の応急修理対象者及び対象数

- ア 住家が半壊（焼）し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、かつ、自己の資力で応急修理のできない世帯
- イ 該当者が修理戸数を超える場合は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

(2) 修理方法

応急仮設住宅の建設方法に準ずる。

(3) 修理の規模及び費用

ア 修理の規模

特に規模について制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分でその最小限度に限る。

イ 費用の限度

世帯当たりの費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(4) 修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了する。

(5) 書類の整理、保管

被災住宅の応急修理を行ったときは、書類を整理し保管するものとする。

(6) 空家に対する措置

村は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

11 災害公営住宅

(1) 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の1以上に達したときは、低所得罹災者を入居させるため災害公営住宅を建設するものとする。

ア 地震、暴風雨その他の異常な自然現象による災害の場合

イ 火災による場合

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は村が建設し、管理するものとする。ただし、特に県が建設する必要があると認められるときは、県が建設・管理する。

(3) 建設戸数

ア 一般の場合

建設戸数は被災滅失戸数の3割以内とし、村の建設戸数が県内滅失戸数の3割に達しないときで必要がある場合にあっては、3割に達するまで県において設置することができる。

イ 激甚災害の指定のあった場合

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定により激甚災害の指定を受けた地域に係る建設戸数は、それぞれ滅失戸数の5割に達するまで建設することができる。

(4) 規模、構造

建設する災害公営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定による公営住宅とし、原則として準耐火構造とするが、地域性を考慮のうえ上木造とすることがある。

12 一般公営住宅の災害特別割当

(1) 建設中の公営住宅との緊急振替え

災害発生の際、事業実施中の一般公営住宅がある場合にあっては、それを災害用に振替え、被災者を入居せしめることができる。

この場合、以後に建設する災害公営住宅のうち既に災害用に振替えた戸数分は、一般に戻すことができる。

(2) 一般公営住宅の特別割当

災害公営住宅の制限建設戸数のみでは住宅対策が充分でない場合にあっては、一般公営住宅として建設し、公営住宅法第16条の規定による特定入居をさせることができる。

この場合、建設戸数その他等については、一般公営住宅の建設として取扱う。

13 既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の災害復旧は、当該公営住宅管理者が復旧するものとする。

既設公営住宅の復旧事業計画のある場合、村長は、災害発生1か月以内に公営住宅建設事業等補助要領に定めるところにより、被害状況等を調査の上、復旧計画書を知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

14 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難生活の長期化を回避するため、村は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

(1) 村の対応

村は、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

(2) 配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が村内（大規模災害の場合は県内）各地に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、村は、自治会やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

15 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

村は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

16 支援制度に関する情報提供

村は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

17 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておかなければならない。

(1) 応急仮設住宅入居者台帳

(2) 応急仮設住宅用地貸借契約書

(3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

(4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

18 住宅相談窓口の設置

村は県と連携を図り、応急仮設住宅や公営住宅等の空家状況、住宅の応急復旧の技

術指導及び融資制度の利用等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

1 防災活動体制

The diagram illustrates the disaster response organizational structure in Nara Prefecture, showing the flow of information and commands from the top level down to the disaster-stricken residents.

Top Level (Prefecture):

- 知事 (Governor):** The central authority at the top.
- 奈良県防災会議 (Nara Prefecture Disaster Prevention Conference):** Connected to the Governor by a double-headed arrow.
- 奈良県災害対策本部 (Nara Prefecture Disaster Response Headquarters):** Directly under the Governor.
- 他都道府県 (Other Prefectures):** Connected to the Governor via "応援要請" (Request for Assistance).
- 県警察本部 (Prefectural Police Headquarters):** Connected to the Governor via "指示" (Instruction).
- 県教育委員会 (Prefectural Education Commission):** Connected to the Governor via "指示" (Instruction) and "職員の派遣要請" (Request for Dispatch of Staff).

Middle Level (Village):

- 村長 (Village Head):** The central authority at the village level.
- 黒滝村防災会議 (Kurotaki Village Disaster Prevention Conference):** Connected to the Village Head by a double-headed arrow.
- 黒滝村災害対策本部 (Kurotaki Village Disaster Response Headquarters):** Directly under the Village Head.
- 他市町村 (Other Municipalities/Towns/Villages):** Connected to the Village Head via "応援要請" (Request for Assistance).

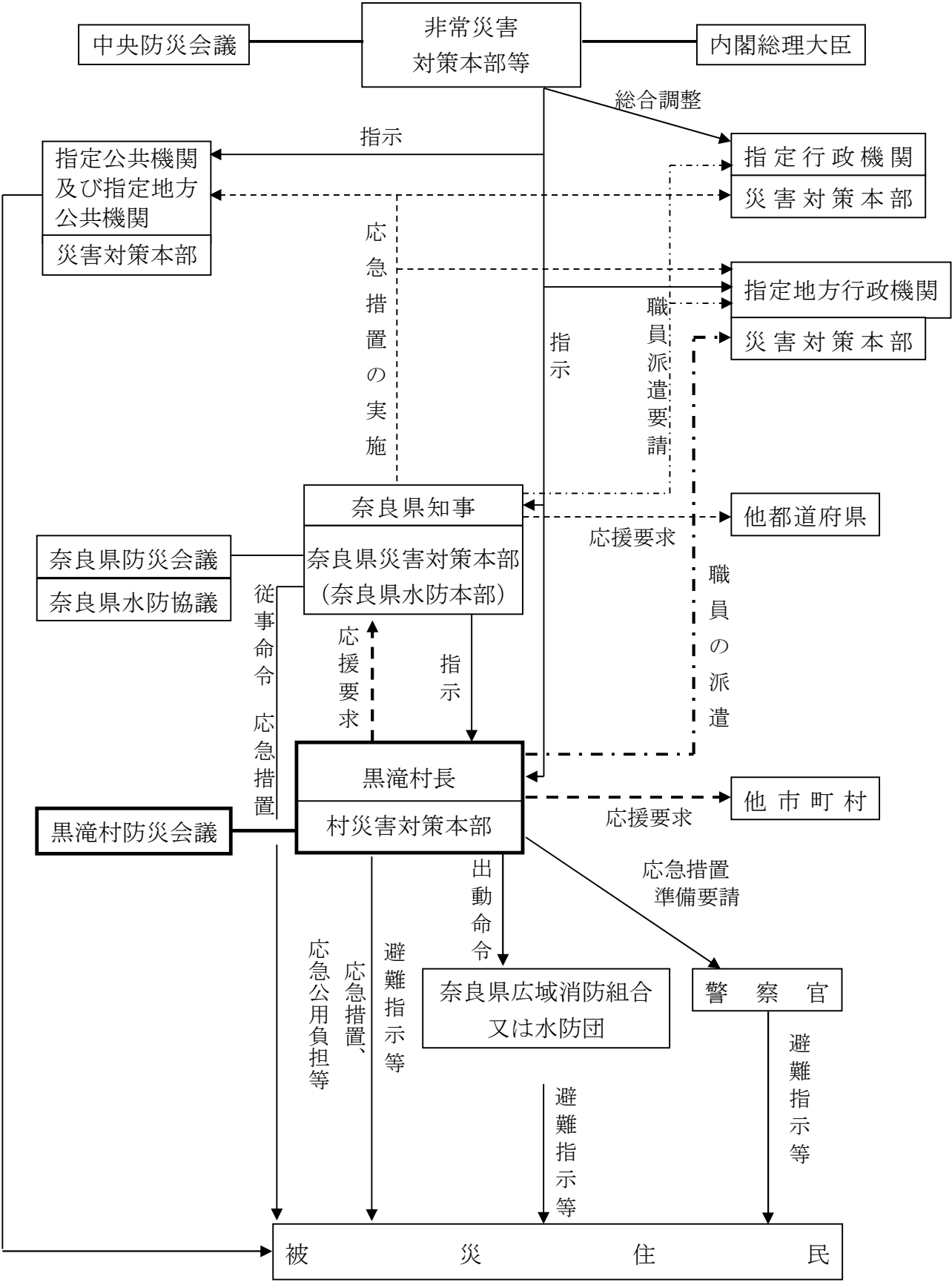
Bottom Level (Implementation and Residents):

- 自衛隊 (Self-Defense Forces):** Connected to the Village Head via "災害派遣要請" (Request for Disaster Dispatch) and "被災状況の通知" (Notification of Disaster Situation).
- 奈良県広域消防組合 (Nara Prefecture Wide-Area Fire Fighting Association):** Connected to the Village Head via "出勤命令" (Dispatch Order).
- 警察官 (Police Officer):** Connected to the Village Head via "出勤要請" (Request for Dispatch).
- 村教育委員会 (Village Education Commission):** Connected to the Village Head via "指示" (Instruction).
- 被災住民 (Disaster-Stricken Residents):** The final recipients of the response, receiving "災害派遣" (Disaster Dispatch) from the Self-Defense Forces and various instructions/requests from the Village Head's departments.

Key Flow Lines and Labels:

- 指示 (Instruction):** Downward flow from Governor to Prefectural Police, Prefectural Education Commission, and Village Head to Village Fire Fighting Association, Police Officer, and Village Education Commission.
- 被災状況の報告 (Report of Disaster Situation):** Upward flow from Village Head to Governor.
- 職員派遣幹旋要求 (Request for Dispatch of Staff):** Upward flow from Village Head to Governor.
- 被災状況の通知 (Notification of Disaster Situation):** Downward flow from Village Head to Self-Defense Forces.
- 応援要請 (Request for Assistance):** Upward flow from Village Head to Governor; Downward flow from Governor to Other Prefectures.
- 従事命令 (Dispatch Order):** Downward flow from Village Head to Village Disaster Response Headquarters.
- 公的負担等、従事命令 (Public Burden, etc., Dispatch Order):** Downward flow from Village Head to Village Disaster Response Headquarters.
- 緊急措置、避難指示等 (Emergency Measures, Evacuation Instructions, etc.):** Downward flow from Village Head to Village Disaster Response Headquarters.
- 協力命令、緊急措置の代行 (Request for Cooperation, etc., Emergency Measures):** Downward flow from Village Head to Village Disaster Response Headquarters.
- 災害派遣 (Disaster Dispatch):** Downward flow from Self-Defense Forces to Disaster-Stricken Residents.

■ 災害対策系統図



2 配備体制・動員

(1) 初動対応の組織及び活動体制

災害等の発生状況に応じた配備体制は、次のとおりとする。

体制	体制時期	体制内容	対応組織
第1次 準備体制 (レベル1)	○暴風、大雨、洪水又は大雪その他の警報が発表されたとき ○台風の接近により大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	事態に対処するため、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とし、次の動員体制に移行し得る体制とする。	警戒本部
第2次 準備体制 (レベル2)	○上記に加え、災害の危険性が高いとき ○台風接近により、暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき		
警戒体制 (レベル3)	○局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○その他村長が特に必要と認めたとき		
第1次 非常体制 (レベル4)	○多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時 ○多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ○多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を実施し、被害状況等に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	災害対策本部
第2次 非常体制 (レベル5)	○気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報、又は暴風又は大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき ○村内に自然災害（大雨、暴風、土砂災害等）や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害（死者、行方不明者等）又は甚大な住家被害（複数の全半壊等）が発生したとき ○村内全域にわたって災害が発生したとき ○その他災害により被害が予想される場合において本部全活動力を必要とするとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	村の組織、機能のほぼすべてをもって応急対策活動に当たる体制とする。	

※非常体制の区分によっては、各課の日常業務を必要最小限にとどめ災害対応を優先とする。

※体制時期及び対応組織について、本部長が特に必要と認めたときは、弾力的な運用を行うことができる。

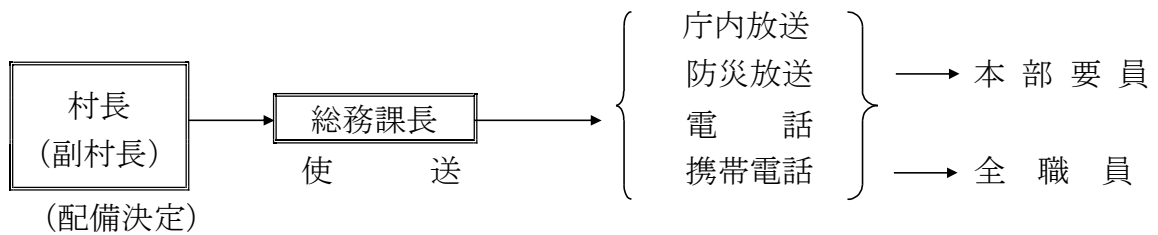
■ 標準配備要員数

区 分	総務課		住民 生活 課	保健 福祉 課	林業 建設 課	企画 政策 課	議会 事務 局	教育 委員 会	診療 所	こど も園
		会計 室								
第1次 準備体制 (レベル1)	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-
第2次 準備体制 (レベル2)	4	-	-	1	3	-	-	1	-	-
警戒体制 (レベル3)	5	1	1	2	5	1	1	1	2	1
第1次 非常体制 (レベル4)	5	2	3	4	5	3	1	2	2	2
第2次 非常体制 (レベル5)	全 員									

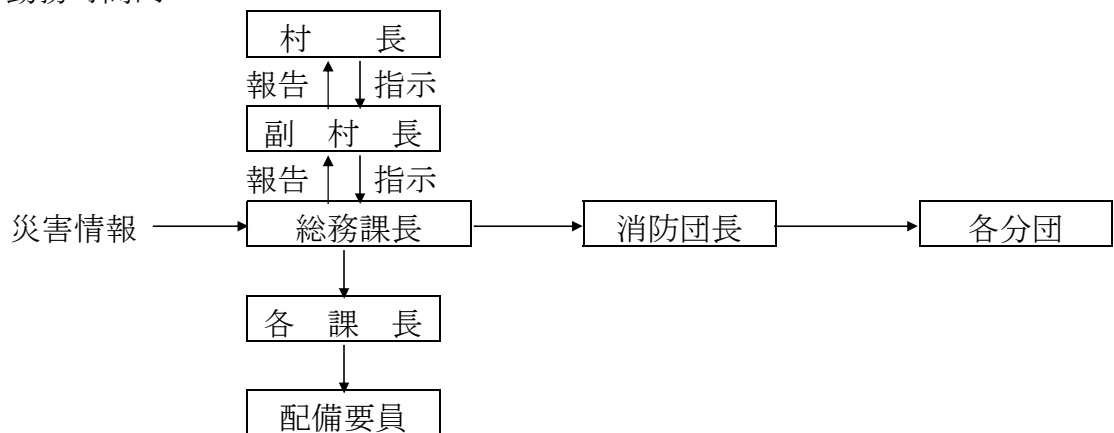
(2) 動員の方法

職員の動員は、村長の配備決定に基づき次の系統で実施する。

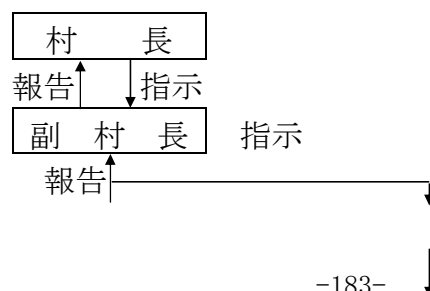
ア 動員伝達系統

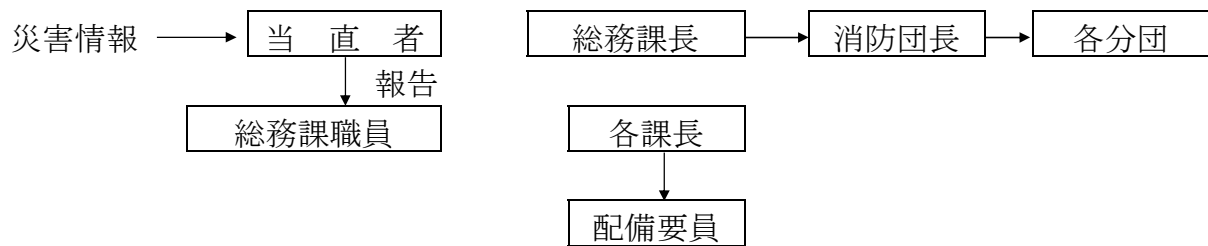


(イ) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外





イ 伝達の方法

(ア) 村長が配備を決定したときは、総務課長は本部要員に連絡するとともに、在庁時にあっては庁内放送等を通じて全職員に伝達する。庁外職員に対しては、防災放送又は電話により伝達する。

(イ) 休日及び勤務時間外の伝達方法は上記ア(イ)による。

(ウ) 防災放送又は電話が不通のときは、村長が別に定める職員が伝達の任務に当たる。

(エ) 職員は休日及び勤務時間外であっても動員の指令が発せられたときは、直ちに平常勤務場所に登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

ウ 応援体制

災害応急対策の実施に当たっては、編成された各班において職員に不足が生じる場合は、次により応援を行う。

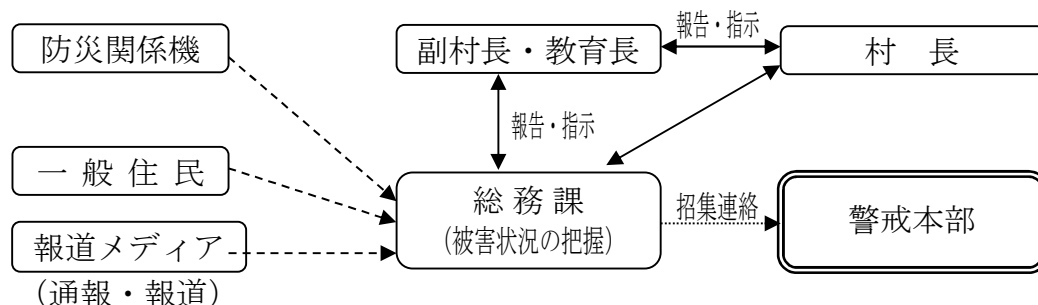
(ア) 本部内で余裕のある班から応援

(イ) 上記により実施してもなお不足するときは、他市町村、県に対して応援を要請する。

3 警戒本部

上記(1)の第1次準備体制（レベル1）、第2次準備体制（レベル2）、警戒体制（レベル3）の各体制時期に該当するとき、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とし、情報収集連絡活動に当たるとともに、被害状況等に応じ、速やかに第1次又は第2次非常体制へ移行できる準備を行うため、警戒本部を設置し、村全体の被害状況を把握し、防災関係機関と連絡をとりながら、全村的若しくは局地的な応急対策を迅速に指示する。

(1) 動員伝達系統



(2) 組織編成等

ア 警戒本部の設置の責任は、副村長とし、本部長を司る。副村長に事故あるときは、教育長がその職務を代行する。

イ 警戒本部の事務局は総務課が担当する。事務局は災害状況等を把握し、総務課長は警戒本部を構成する課長並びに消防団長に招集連絡を行う。

ウ 警戒本部の各部長は、配備された職員により応急対策活動の実施を指示する。

エ 警戒本部の設置場所は、役場庁舎とする。

(3) 警戒本部の掌握事務

部名	掌握事務	責任者・担当課
総務部	・各部との連絡調整に関する事 ・県との連絡調整に関する事 ・本部内の事務に関する事 ・災害発生速報の把握に関する事 ・気象警報、地震情報等の受理及び伝達に関する事 ・避難指示等の決定及び伝達に関する事 ・被害状況の調査（住民からの被害状況の受付、災害発生速報の記録）に関する事 ・参集職員の把握と各部への配置（各部長と協議）に関する事 ・災害対策活動に関する物資（発電機、無線機、災害時優先電話、懐中電灯、食糧料の準備）に関する事	責任者 総務課長 担当課 総務課 議会事務局
民生部	・要配慮者等の避難誘導體制に関する事 ・被災者の避難誘導準備並びに避難所の開設準備に関する事 ・食料その他必要物資の確保斡旋準備に関する事 ・被災者に対する救援物資の配布準備に関する事 ・医薬品及び衛生材料の備蓄、供給準備に関する事	責任者 保健福祉課長 担当課 保健福祉課 住民生活課 診療所
消防部	・危険箇所箇所の点検、火災発生状況確認に関する事 ・村内巡回による情報収集に関する事 ・災害の予防、警戒並びに防御に関する事	責任者 消防団長 担当 消防団

部名	掌握事務	責任者・担当課
建設部	・災害発生速報の把握及び応急措置の実施に関する事 ・道路、河川、急傾斜地等危険箇所の点検に関する事 ・上下水道、電気等のライフラインの確認に関する事	責任者 林業建設課長 担当課 林業建設課 企画政策課
教育部	・文教施設の被害調査及び応急対策準備に関する事	部長 教育次長 担当課 教育委員会 こども園

4 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、上記(1)の第1次非常体制（レベル4）、第2次非常体制（レベル5）の各体制時期に該当し、次のア(ア)のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めた上、必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

災害対策本部は、全体的な被災状況を収集・把握するとともに、次の事項を協議し、速やかに全村的な応急対策を決定し、それぞれの任に当たらせる。

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

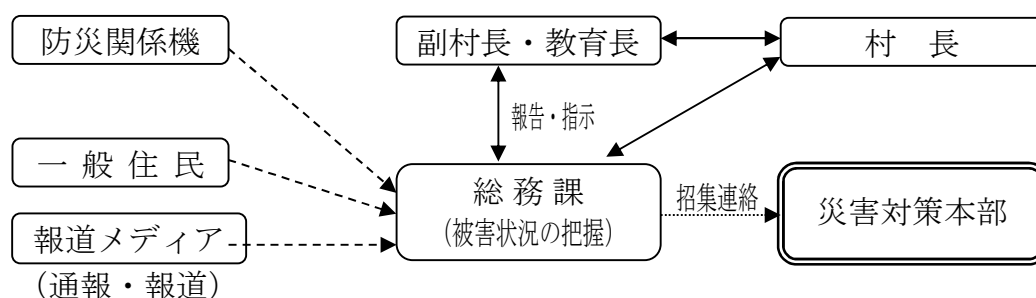
災害対策本部設置基準	
風水害	・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時
	・多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要な時
	・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時
雪害	・被害が大規模で、広域にわたるとき
大事故等	
航空災害	・多くの死傷者が発生したとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時 ・航空機が消息を絶ったとき
道路災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
その他	・村長が必要と認めるとき

イ 廃止基準

(ア) 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合

(イ) 災害対策活動が完了した場合

(2) 動員伝達系統



(3) 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

■ 災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
庁内各班	庁内放送、携帯電話、メール	総務課長
一般住民	村防災放送、緊急速報メール、村ホームページ、報道機関	
県本部	有線電話、県防災行政通信ネットワーク、FAX	
奈良県広域消防組合	有線電話、県防災行政通信ネットワーク	
吉野警察署	有線電話、県防災行政通信ネットワーク	
近隣市町村	有線電話、県防災行政通信ネットワーク	
報道機関	災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX	

(4) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(5) 感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・災害対策本部設置場所の工夫
- ・災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・電話やTV会議システム等の活用

ア 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。

イ 大規模な災害の発生時においては、県や国、他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。

ウ 感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

(6) 組織編成

- ア 災害対策本部の本部長は村長とし、事務を総括する。
- イ 副本部長は副村長及び教育長とし、本部長に事故あるときは、その職務を代理（第1順位：副村長・第2順位：教育長）する。
- ウ 災害対策本部の事務局長は、総務課長とする。
- エ 災害対策本部の本部員は、課長職級とする。
- オ 部長、副本部長に事故あるときは、総務課長がその職務を代行する。さらに、総務課長に事故あるとき又は連絡不能の場合は、災害対策本部に到着した本部員で職制上の上位者が職務を代行する。
- カ 災害対策本部の事務局は総務課が担当する。事務局は災害状況等を把握し、総務課長は警戒本部を構成する課長並びに消防団長に招集連絡を行う。

(7) 災害対策要員のローテーション

大地震災害や風水害などの大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについて本部方針を定め、職員に周知することとする。

また、消防団員のローテーションについては、本部方針に基づき消防団幹部会議において定める。

(8) 災害対策本部の分掌事務

部名	主な分掌事務	責任者・担当課
各部共通事項	・各部員の動員配備に関すること ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること（村指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること） ・職員・来庁者の救助・搬送に関すること ・各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること ・所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ・使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ・所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること ・住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関すること ・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること ・他部他班の応援・協力に関すること ・その他本部長の命ずる事項に関すること	—
総務部	・本部の企画運営に関すること ・本部指示・命令に関すること ・各部及び関係機関との連絡調整に関すること ・各機関への報告に関すること ・気象警報、地震情報等の受理及び伝達に関すること ・避難指示等の決定及び伝達に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・災害発生情報、被害状況の調査及び被害情報の収集に関すること ・諸情報の住民への周知に関すること ・現地写真、その他広報活動に必要な資料の収集及び民生安定	部長 総務課長 副部長 議会事務局長 担当課 総務課 議会事務局

部名	主な分掌事務	責任者・担当課
	のための広報活動に関する事 ・報道機関への連絡・対応及び情報提供に関する事 ・自衛隊の派遣要請に関する事 ・県又は他市町村への応援依頼に関する事 ・受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関する事 ・災害救助法適用に必要な災害調査に関する事 ・復興計画に関する事 ・本部職員の給与に関する事 ・災害救助費の出納に関する事 ・災害救助基金の管理及び経理に関する事 ・災害時の通信に関する事 ・公用自動車等の管理に関する事 ・その他各部の業務に属さない事	
消防部	・消防計画に関する事 ・被害情報の収集及び調査に関する事 ・災害現場における消防活動及び防災業務に関する事 ・火災警報の発令及び気象情報に関する事 ・被災者の救出及び避難指示、誘導に関する事 ・消防団長の指示による防災業務に関する事 ・広域消防組合との連絡調整に関する事	部長 消防団長 副部長 消防副団長
民生部	・被災者の救出並びに捜索に関する事 ・要配慮者等の避難等支援に関する事 ・避難行動要支援者名簿の作成、運用に関する事 ・被災者の避難誘導並びに避難所の開設・管理に関する事 ・福祉避難所に関する事 ・食料その他必要物資の確保斡旋及び物資集積所の管理に関する事 ・被災者に対する救援物資の配布に関する事 ・日赤奉仕団等の応援要請、受入配置に関する事 ・一般ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事 ・炊出し等による被災者に対する食生活の保護に関する事 ・感染症防止のための予防接種に関する事 ・医薬品及び衛生材料の備蓄、供給に関する事 ・災害により傷害を受けた人及び感染症にかかった人の医療及び助産に関する事 ・遺体の収容・処理及び埋火葬に関する事 ・災害廃棄物の処理に関する事。 ・被災地域の防疫に関する事 ・被災地・避難所の感染症予防・応急対策に関する事 ・保健所との連絡に関する事 ・清掃及びし尿処理、下水道処理に関する事 ・災害時のペット対策と死亡獣畜の処理に関する事 ・被災者相談窓口の設置に関する事 ・罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成に関する事	部長 保健福祉課長 副部長 住民生活課長 担当課 保健福祉課 住民生活課 診療所
建設部	・道路、橋りょうの応急修理並びに緊急施設に関する事 ・河川及び砂防施設等の応急復旧に関する事 ・村有建物の被害調査と報告に関する事 ・仮設住宅の建設及び応急修理に関する事 ・建物及び被災宅地の応急危険度判定の依頼と受入れに関する事	部長 林業建設課長 副部長 企画政策課長 担当課

部名	主な分掌事務	責任者・担当課
	・資機材の現地調達に関する事 ・耕地、山林の災害状況調査並びに応急対策に関する事 ・飲料水の確保に関する事 ・簡易水道施設等の応急修理に関する事 ・飲料水の適否の検査に関する事 ・災害応急物資、資機材の輸送に関する事 ・交通対策に関する事 ・観光・宿泊施設における宿泊客の安全確保に関する事 ・がれき処理、障害物・堆積土砂の除去に関する事 ・文化財の保護に関する事	林業建設課 企画政策課
教育部	・文教施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・応急教育の実施並びに運営に関する事 ・教材、学用品等の調達、給付に関する事 ・学校、こども園の保健衛生に関する事 ・学校、こども園の給食指導に関する事	部長 教育次長 担当課 教育委員会 こども園

(9) 現地災害対策本部の設置

村長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進する上で必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

ア 現地災害対策本部長は、村長が、村職員の中から指名する。

イ 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。

ウ 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

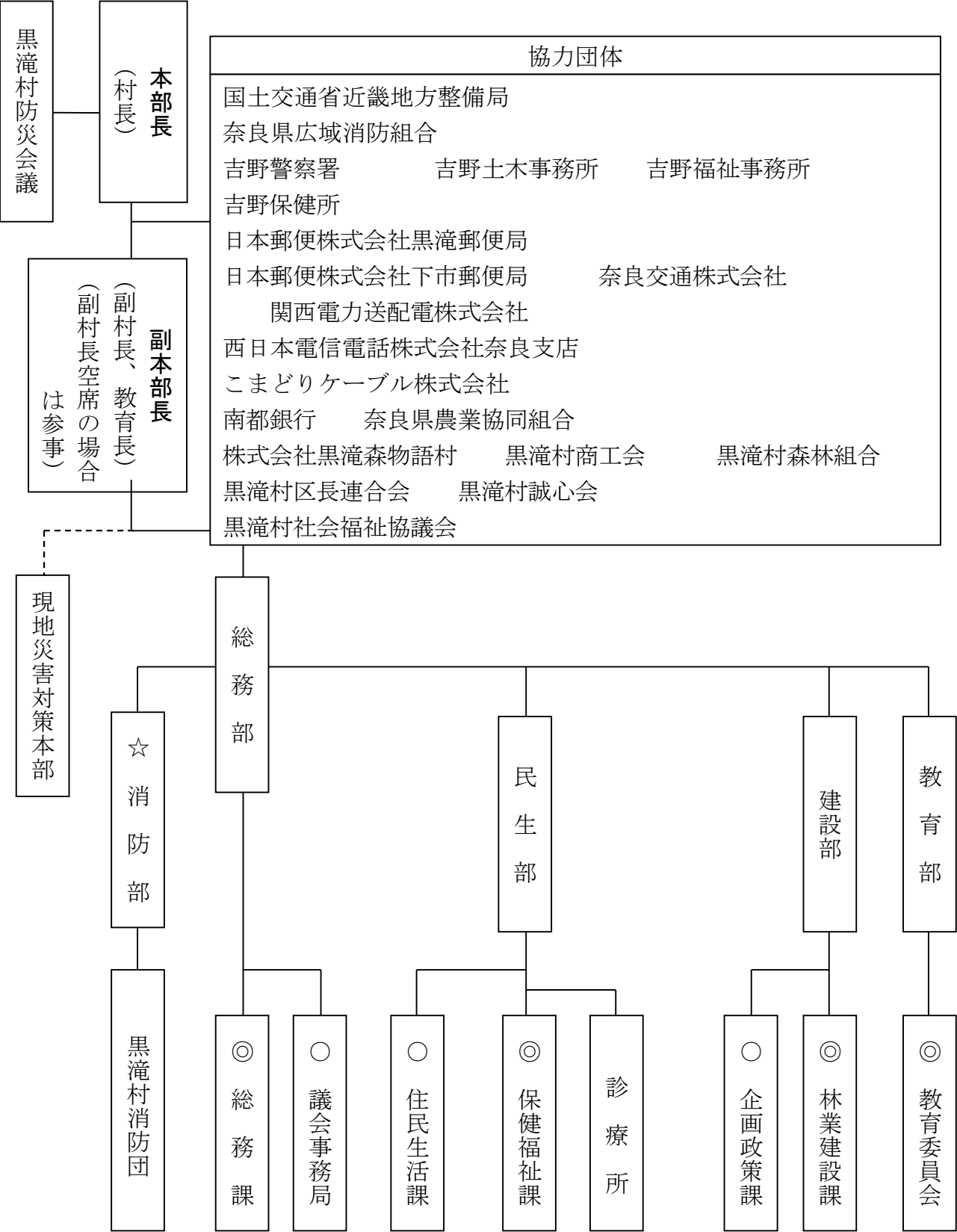
(ア) 被害状況等の情報収集、調査及び村への報告に関する事

(イ) 応急対策の実施に関する事

(ウ) 現地における関係機関との連絡調整に関する事

なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

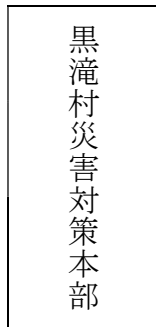
(10) 黒滝村災害対策本部組織図



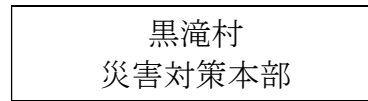
◎印は課長が部長を、○印は副部長を務める。☆印は消防団長が部長、消防団副団長が副部長を務める。

5 標識の掲示

災害対策本部を設置したときは、次の標識を掲示する。



(本部入口)



(腕章)



(車両等へ掲示)

第7節 災害情報の収集・伝達計画

村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。村長は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

県は、村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

1 気象情報の伝達

(1) 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報、火災気象通報等は、市町村単位で発表する。

竜巻注意情報は、北部と南部に分けて発表する。

本村の予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は次のとおりである。

■ 細分区域名

府県予報区（担当気象官署）	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域の区域名	二次細分区域名
奈良県（奈良地方気象台）	南部	南東部	黒滝村

注 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 気象に関する情報

ア 警戒レベル

避難情報等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

住民は、村から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は村が発令する避難情報等よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報等が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難に当たっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

■ 防災気象情報を基にとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布） 「災害切迫」黒	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報 （警報級の可能性） 注：大雨に関して、[高] 又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※ キキクル：大雨による災害発生危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

〔出典：気象庁ホームページを基に作成〕

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

■ 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発

特別警報・警報・注意報の種類		概要
		表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき

特別警報・警報・注意報の種類		概要
		きに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

■ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等「キキクル」

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常

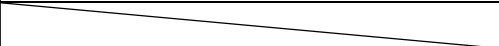
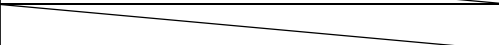
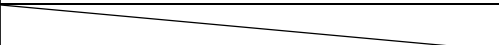
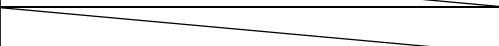
種類	概要
	時 10 分ごとに更新している。

エ 注意報・警報の種類及び発表基準

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は、次のとおりである。

■ 注意報・警報の種類及び発表基準（黒滝村）

令和5年6月8日現在 奈良地方気象台

黒滝村	府県予報区	奈良県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	南東部	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21
		土壌雨量指数基準	174
	洪水	流域雨量指数基準	丹生川流域＝13.1
		複合基準 ^{*1}	丹生川流域＝（10, 11.7）
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	135
	洪水	流域雨量指数基準	丹生川流域＝10.4
		複合基準 ^{*1}	丹生川流域＝（10, 8.3）
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% で実効湿度 65%	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨 ^{*2}	
	低温	最低気温－5℃以下 ^{*3}	
	霜	4 月以降の晩霜	

	着氷	
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 気温：-2℃～2℃
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は奈良地方気象台の値。

※3 気温は奈良地方気象台の値。

■ 気象官署が発表する特別警報の基準

特別警報名	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

■ 雨を要因とする特別警報の指標

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨が降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。

①表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現

②流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

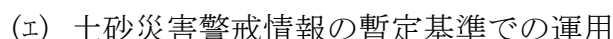
オ 土砂災害警戒情報について

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる

発表は市町村を最小単位として、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町を除く奈良県内全市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部（大塔町以外）と五條市南部（大塔町のみ）に分割して発表している。

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動に当たっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

■ 土砂災害警戒情報の伝達体制



a 県内で震度5強以上の地震を観測した場合

b その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可

能性が高いことを表す〔高〕だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す〔中〕も発表されている。

大雨に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1である。

キ 全般気象情報・地方気象情報・府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ク 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ケ 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

キキクル（危険度分布）上では、「雨雲の動き」「今後の雨」（1時間雨量又は3時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示する。現在時刻に解析された線状降水帯の雨域を実線で、10～30分先に解析された線状降水帯の雨域を破線で表示する。

(3) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 火災警報

村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法22条第3項及び奈良県広域消防組合火災予防規則（奈良県広域消防組合火災予防規則）の規定に基づき「火災警報」を発す

ることができる。

「火災警報」を発したときは、村の区域にある者は奈良県広域消防組合火災予防規則で定める火の使用の制限に従わなければならない。

村は、「火災警報」を発し又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

■ 発表基準

区分	発表基準
火災気象通報	実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり平均風速毎秒12m以上の風が吹く見込みのとき。(降雨・降雪中は、通報しないこともある。)
火災警報	(1) 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が35%を下り、最大風速が毎秒7mを超える見込みのとき。 (2) 平均風速毎秒12m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(4) 雨量観測所

河川名	観測所名	所在地(設置場所)	備考
黒滝川	赤滝観測所	善龍寺	黒滝村気象観測システム
黒滝川	寺戸観測所	黒滝村中央公民館	
黒滝川	長瀬観測所	道の駅 吉野路黒滝	
脇川	槇尾観測所	龍光寺	

2 情報の受理、伝達

(1) 村

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

ア NTT 西日本による伝達は、警報の種類のみであるから県防災行政通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送によりあるいは吉野警察署、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

イ 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通報するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。

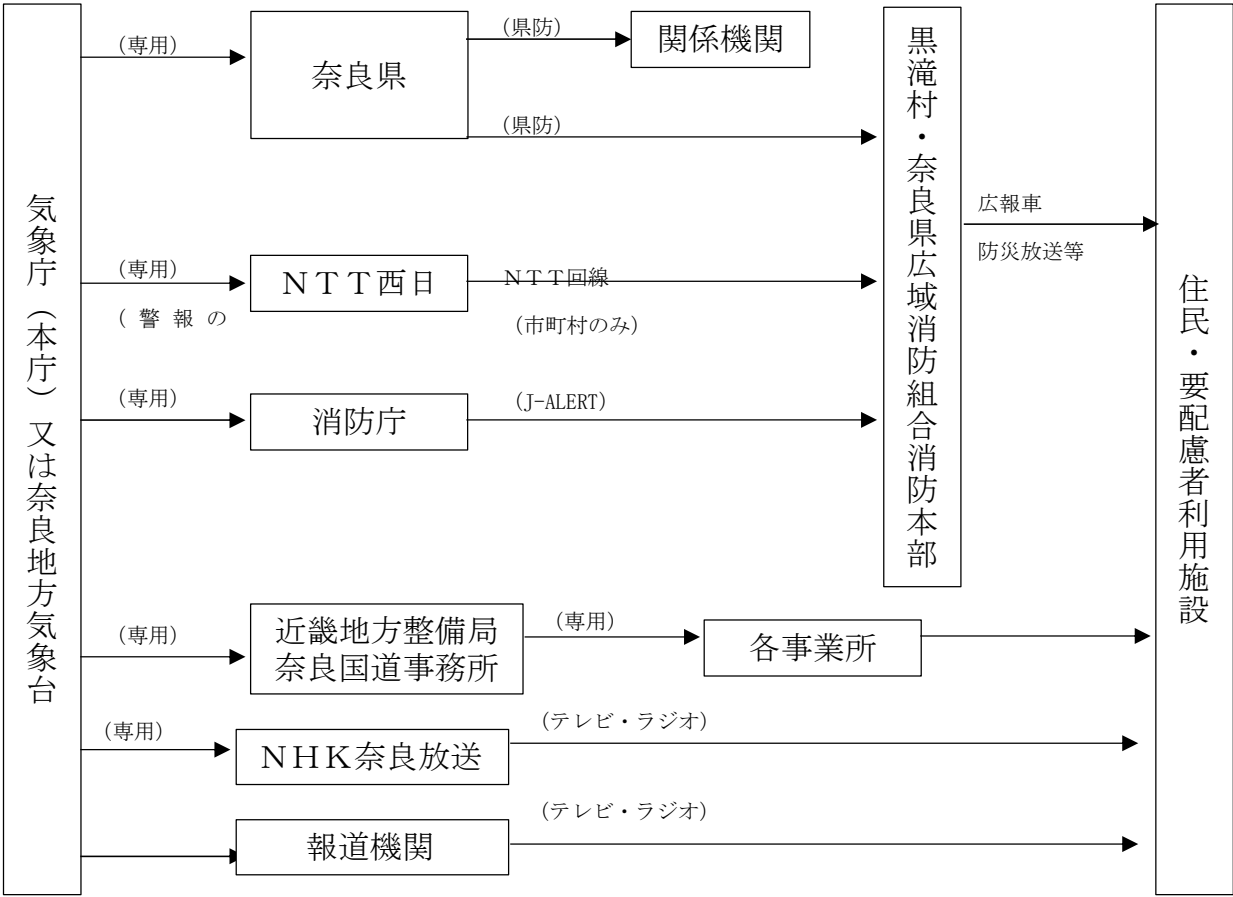
ウ 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

エ 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の予防対策に関する指示も併せて行う。

(2) 特別警報にかかる村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、村内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

■ 伝達系統概観図

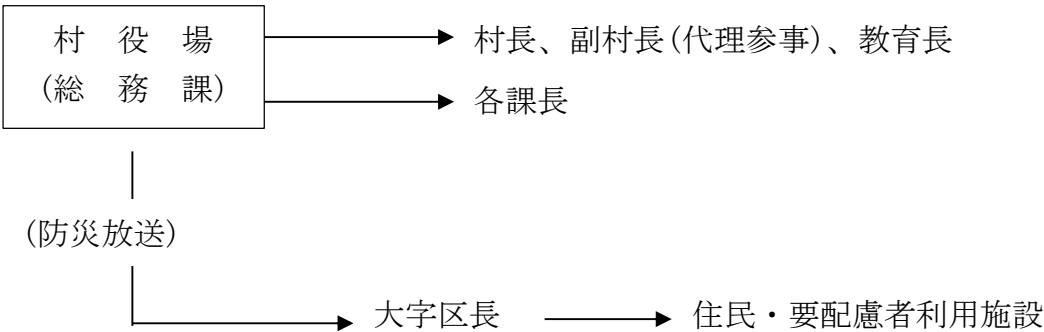


(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

(3) 住民等への伝達体制

ア 勤務時間内の連絡法

(7) 連絡系統図



(イ) 連絡の方法

勤務時間内における気象予警報発表、解除の受信は、総務課で行い、必要に応じて関係各課長等、副村長、村長に伝達するとともに、防災放送を通じて住民への周知を図る。

各区長は、役場における予警報等の受発信の要領に準じてこれを受信し、各

種予警報等の区分に応じて下記の方法をもって区内住民へ周知徹底を図る。

a 気象予警報

気象情報……防災放送利用

気象注意報…サイレン吹鳴、防災放送利用

気象警報……サイレン吹鳴、防災放送利用

b 火災警報

サイレン吹鳴

イ 勤務時間外の連絡方法

勤務時間外にあっては、宿日直者が受信し、必要に応じて村長、副村長（代理参事）、教育長、関係各課長等に伝達するとともに、防災放送を通じて住民への周知を図る。

各区長においては、アの方法に準じて一般住民に周知する。

ウ 非常時の伝達体制

災害における予警報等の連絡、伝達についても、上記ア、イによるが、通信網の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、使者又はその他適当な方法を以て伝達を行う。

各区長は、消防分団と連携して無線放送その他の方法によって、関係住民に周知する。

2 早期災害情報の収集

(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知するため、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システムを活用し大規模崩壊発生に関する情報収集に努める。

(2) 実施機関

ア 村

村は被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

県が災害対策本部を設置した場合、被災市町村に職員を派遣することとなるため、村は派遣された職員の受入体制を整備するとともに、県災害対策本部との情報共有に努める。

イ 報告責任者

村は報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報を県（窓口：防災統括室）に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

災害発生後の第一報（即報）は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告ができない場合

村は、通信の不通等により県への報告ができない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は速やかに県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村及び奈良県広域消防組合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話 0742-22-1101 内線2288

直通電話 0742-27-8425

宿直室（夜間等） 0742-27-8944

西日本電信電話株式会社FAX 0742-23-9244

奈良県防災行政通信ネットワーク（衛星系） TN-111-9010

奈良県防災行政通信ネットワークFAX（衛星系） TN-111-9210

夜間等代表電話 0742-22-1001

（村が夜間等に電話・FAXをする場合には、宿直室が受信し、宿直室から防災統括室員に連絡される。）

消防庁への連絡先

		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
奈良県防災行政 通信ネットワーク （衛星系）	TEL	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

ウ 県の措置

(ア) 早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集することになっている。

(イ) 上記(ア)のみでは対応不可能な場合は、県は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請することになっている。

エ 指定地方行政機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定地方公共機関は災害情報を収集するものとする。

その際、当該災害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のため必要な情報の収集に特に努力するものとする。

(2) 情報の連絡手段

村は、電話、FAX、奈良県防災行政通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

(3) 災害概況即報

村は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（資料14-1）により、直ちに次の情報を県防災行政通信ネットワーク等で県（窓口：防災統括室）に報告する。

ア 人命危機の有無及び人命災害の発生状況

イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性

ウ 避難の必要の有無及び避難の状況

エ 住民の動向

オ 道路交通状況

カ 災害対策本部等の設置状況

キその他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、災害の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報（資料14-1）により、県に報告する。

(4) 災害概況即報記入要領

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。また、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して村（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記載する。特に、住民に対して避難の指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

エ 災害対策本部等の設置状況

村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は「済」に印をする。

また、災害対策基本法に基づかない本部等を設置した場合は「その他の本部等」に印をし、カッコ内に名称を記入する。

(5) 異常現象発見者の通報

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、関係機関（職員）に通報する。

(ア) 火災に関する現象……総務課又は消防団

(イ) 水防に関する現象……総務課又は林業建設課

(ウ) その他に関する現象……総務課又は吉野警察署

イ 受報者の処置

異常現象の通報を受けた関係機関（職員）は、その旨を速やかに村長に通報する。

異常現象の通報を受けた村長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

3 災害情報の調査・報告

(1) 大規模災害時における被害概況の調査（地区連絡員）

村は、災害対策本部を設置し、村長が必要と認めたときには、村内各地の被害概況を速やかに把握するため、地区連絡員を編成して、情報収集を行う。

ア 地区連絡員の編成

次のとおり編成するものとする。

班	調査地区	参集場所
西部	笠木、桂原、長瀬、栗飯谷	西部分団屯所
中央	御吉野、堂原、寺戸、脇川、槇尾、鳥住	中央分団屯所
東部	中戸、赤滝	東部分団屯所

イ 地区連絡員の指定

総務課長は、勤務時間外の災害発生にも対応できるよう、職員の居住地等を考慮の上、あらかじめ地区連絡員の指定を行っておき、これを周知徹底しておくものとする。

なお、発災時は村消防団長を通じて村消防団各分団がこの代役を担うものとする。

ウ 地区連絡員の活動

(ア) 地区連絡員の参集

地区連絡員は、村が災害対策本部を設置し、指令を受けたときには、上記上記アの表に定める参集場所に直接参集し、参集が完了した時点で、本部に第一報を報告する。

(イ) 調査事項

a 管轄区の自治会長と行動をともにし、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

- b 次の事項について地域の被害概況を調査する。その際、管轄地区の自治会長及び消防団との情報交換を行うものとする。

項目	調査内容
道路の状況	道路・橋梁等の被害、渋滞の発生状況
建物被害状況	建物の倒壊・損傷の状況
火災の状況	火災の発生箇所、消火活動の状況
救助者	救助を必要としている者の有無
避難者	避難所等への避難状況

(ウ) 現場での対応

現地において、火災発生・人身事故等の現場等に遭遇したときには、奈良県広域消防組合及び村災害対策本部へ通報をするとともに、付近住民の協力を得て、消火・救急・救助活動を行うものとする。ただし、現場に消防職員・消防団員等が到着したときには、その活動を引き継ぎ、調査活動を続行する。

(エ) 村本部への報告等

- a 地区連絡員による調査の目的は、あくまでも各地の概況を把握することであり、詳細な被害数値の調査ではない。このため、地区連絡員は、地区のおおまかな状況を把握し、速やかに村本部に報告しなければならない。
- b 村本部は、報告を受領した場合は、その内容を勘案し、調査の続行又は当該地区連絡員の解散（本部事務への移行）等について指示するものとする。

(2) 災害情報の収集

ア 防災関係機関からの情報収集

地区連絡員のほか、各防災関係機関から被災状況等の情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 気象に関する情報	奈良地方気象台、県、放送局
② 火災の発生状況	奈良県広域消防組合、吉野警察署
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	奈良県広域消防組合、吉野警察署、(一社)奈良県医師会、県(県内の被災者の状況)
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	西日本電信電話株式会社奈良支店、関西電力株式会社高田営業所、こまどりケーブル株式会社、一般社団法人奈良県LPガス協会、県
⑤ 主要道路等の交通施設の被災状況及び交通状況	吉野土木事務所、奈良交通株式会社榛原営業所、吉野警察署
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	吉野土木事務所、吉野警察署
⑦ 住民等の避難状況	奈良県広域消防組合、消防団、吉野警察署、施設管理者、自主防災組織
⑧ 学校、医療機関等の重要な公共施設の被害状況	村・県教育委員会、施設管理者、(一社)奈良県医師会、吉野警察署、県
⑨ 治安状況	吉野警察署

イ 災害時優先電話による収集

村役場、公共施設等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施

設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 情報連絡責任者による情報収集

消防団にあっては各地区の分団長、自治会にあっては各地区会長（単位自治会長と地区会長は事前に連絡方法を検討しておくこと。）を各地区の情報連絡責任者と定め、消防団及び自治会は、初期消火や救出活動とともに、各地区の被災状況を把握し、電話等により村本部に報告する。

電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 参集職員からの情報収集

休日・勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員から参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報を収集する。

(3) 被害状況の調査

ア 被害状況等の調査は、下表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

イ 被害状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期する。

ウ 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等正確を期する。

エ 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

No.	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1	人・住家の被害	村（総務課）	消防団
2	避難に関する状況 （避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	村（総務課、住民生活課、保健福祉課）	
3	福祉関係施設被害	村（保健福祉課）	
4	医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	村 （住民生活課、保健福祉課）	保健所
5	水道施設被害	村（林業建設課）	
6	農業生産用施設、農作物等被害	村（企画政策課）	農林振興事務所、農協
7	畜産被害	村（林業建設課）	家畜保健衛生所、農協
8	水産被害	村（林業建設課）	漁協
9	農地、農業用施設被害	村（企画政策課）	農林振興事務所、農協
10	林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林組合
11	林産物、林産施設被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林組合
12	商工関係被害	村（企画政策課）	商工会
13	公共土木施設被害	村（林業建設課）	土木事務所
14	村営住宅	村（林業建設課）	
15	公園緑地等の被害	村（林業建設課）	
16	県有建築物被害（財産を含む。） （文化財、警察関係施設を除く。）	各施設	村
17	文教関係施設被害	村教育委員会	
18	文化財被害	県教育委員会	

No.	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
		村企画政策課	
19	警察関係施設被害	警察署	村
20	生活関連施設等被害	指定公共機関等	村

オ 調査上の留意点

(ア) 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複的調査のないよう十分留意し、正確を期する。

(イ) 被害世帯数等については現地調査のほか、住民登録と照合する等の確を期する。

(ウ) 日常的に介護を必要とする高齢者や障がい者等の被害状況については特に配慮する。

(エ) 収集した被害情報は、地理情報システム等で活用できるように努める。

(4) 報告の基準

村は、下記に該当する災害について被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

ア 即報基準

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 村が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。

(エ) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。

(オ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

(カ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

(キ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

(ク) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

(ケ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

(コ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

イ 直接即報基準

村等は、アの(オ)(カ)及び(キ)のうち、死者又は行方不明者が生じたもの（該当するおそれがある場合を含む。）について、県に加え、直接消防庁に報告をするものとする。

4 県（防災統括室）への報告

(1) 報告系統

村から県（防災統括室）への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県（防災統括室）は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、必要があれば関係機関に連絡することになっている。

(2) 災害概況即報

村は、「3(4)ア 即報基準」に災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

また、「3(4)イ 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

(3) 被害状況即報

村は、「3(4)ア 即報基準」に該当する災害が発生したときは村域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（資料14-1）を電子メール、県防災情報システム等により、県（防災統括室）により報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

(4) 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に災害確定報告（資料14-1）で県（防災統括室）に報告する。

(5) 災害年報

村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（資料14-1）により報告する。

5 報告系統

村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

6 報告を行うことができない場合

村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

7 県事業担当課への報告

(1) 村

災害が発生したときは担当する調査事項（「本節 3(3) 被害状況の調査」参照）について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

(2) 関係機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県事業担当課に報告する。

8 被災者の安否情報

(1) 安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

ア 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、村は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

ア 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

(3) 被災者に関する情報の利用

村は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第8節 長期停電対策計画

大規模災害により停電・通信障害が発生した場合には、長期化を防止するため、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。村及び県は、ライフライン施設管理者等と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。また、重要施設等の燃料不足に対して、関係機関と連携の上、迅速な対応を図るものとする

1 情報収集と応急対策の検討

村及び県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

2 電気事業者等の役割及び連携

村、県、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り、派遣を要請、受入れの調整や準備を行う。

1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

(1) 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施することになっている。

(2) 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施することになっている。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 災害応急対策活動

エ 災害防御活動

オ 広域航空消防防災応援活動

(3) 各関係機関の相互協力

村長等は、緊急運航が必要と判断した場合に、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(4) 要請の方法

ア 村の要請担当窓口は、総務課とする。

イ 要請は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行う。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに県防災航空隊に連絡する。

(ア) 災害の種別

(イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況

(ウ) 災害発生現場の気象状態

(エ) 災害現場の村側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

(オ) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(カ) 支援に要する資器材等の品目及び数量

(キ) その他の必要事項

(4) 緊急運航の要請先

ア 勤務時間内の要請窓口

県防災航空隊（奈良市矢田原町2450）：直通電話 0742-81-0399、FAX 0742-81-5119

イ 勤務時間外の要請窓口

県宿日直室：電話 0742-27-8944、FAX 0742-23-9244
 防災行政通信ネットワーク TN-111-9071、防災行政通信ネットワーク TN-111-9210
 TNは自局の地上又は衛星回線選択番号

(5) 村の受入体制

緊急運航を要請した村長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

2 自衛隊へのヘリコプターの派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「本章 第14節「受援体制の整備（村内で災害発生の場合）」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班：
 電話：0774-44-0001 内線233・239・235・236
 （夜間・休日は当直室 内線212・302）
 防災行政通信ネットワーク TN-571-91（夜間は当直室TN-571-92）

3 警察へのヘリコプター要請

警察保有のヘリコプターの要請については、次による。

吉野警察署警備課： 電話 0747-53-0110	奈良県警察本部警備第二課・地域課： 電話 0742-23-0110 内線5802・3572

4 受入準備

村及び奈良県広域消防組合はヘリコプター等の派遣等の事実を知り又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸地点には「6 離着陸地点等の基準」に定める記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- (3) ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- (4) ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- (5) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

- (6) 離着陸の際には砂じんが発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総務情報班）に報告する。

（※ 緊急ヘリポートは、資料5－1・5－2参照）

5 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- (1) 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- (2) 前線通過などのために突風や乱気流のある場合
- (3) 日没後
- (4) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

6 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、村、県等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第10節 通信運用計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図ることはもとより、村の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 通信手段

(1) 村防災放送による通信

ア 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

イ 村は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、村防災放送の効果的な運用に努める。また、移動系無線の適正配置について検討し、実施する。

(2) 県防災行政通信ネットワークによる通信

県をはじめ、他市町村や奈良県広域消防組合、関西電力株式会社など防災関係機関との通信連絡には、県防災行政通信ネットワークを使用する。

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、奈良県広域消防組合、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（すべての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生するおそれがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

(3) 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

(4) 非常の場合の通信

村域内にある防災関係機関が保有する無線設備を利用して、通信の確保を図る。

(5) 衛星携帯電話等

災害時に村で孤立集落対策用の衛星携帯電話等が不足する場合、県は国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

(6) 通信連絡手段の活用順位

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段に

職員に徹底する。

イ 孤立防止用無線電話

NTT 西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等の際に活用する。

ウ 特設公衆電話の利用

NTT 西日本が、災害により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために、移動無線車及びポータブル衛星通信システム等による特設公衆電話を設置し活用する。

エ 災害用伝言ダイヤルの利用

災害が発生した被災地等への安否確認等の通話が増加するため、電話が著しく輻輳したり、かかりにくい場合は、災害用伝言ダイヤル（安否確認）を利用する。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

録音：171＋1＋被災者の電話番号＋伝言内容（被災地エリアの顧客）

再生：171＋2＋被災者の電話番号

(3) NTT 西日本電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災放送、消防無線等の自己保有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、非常通信協議会構成員所有の無線局又はアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(4) 非常通信の利用方法

ア 非常通信の内容

(ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

(イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

イ 非常通信の依頼手続

無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

(ア) あて先の住所、氏名、電話番号

(イ) 連絡内容（200字以内）

2 緊急放送の利用

村長は、気象に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての伝達、要請及び警報のために緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、村長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設

置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 村の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

3 通信施設の応急復旧

(1) 村

- ア 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- イ 村は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、村防災放送の効果的な運用に努める。

(2) 県

ア 県防災行政通信ネットワークシステム施設

通信施設が被災した場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに施設の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保に当たることになっている。

イ 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設は、通信施設が災害によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意して、有効適切な処置を行い早急な機能の回復を図ることになっている。

(3) 関係機関

ア NTT 西日本

- (ア) 災害及び重大事故のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。
- (イ) 通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するものとする。
- (ウ) 通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。
- (エ) 孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機によ

る措置を行うものとする。

イ こまどりケーブル株式会社

(7) 災害及び重大事故のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った中継順路の変更等疎通確保の措置を実施するものとする。

(イ) 通信が途絶した場合は、通信の疎通状況及び被災したケーブルテレビ通信設備等の復旧の状況等を広報するものとする。

4 急使の派遣

通信網が全滅等したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により、急使を派遣して連絡等を行う。

5 公共放送の利用

村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、あるいは著しく困難な場合においては、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。なお、この場合、知事を通じて放送の要請を行う。

第11節 広報計画

災害時に、住民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

1 広報事項

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報、地震に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 住民の心得等住民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各課と緊密な連携を図り、資料作成を行う。また必要に応じて「災害写真」、「黒滝村報災害特集号」等を作成し、関係機関に配布する。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真・記録動画
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真・記録動画
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

3 一般住民に対する広報手段

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 交通通信施設が利用できる場合

防災無線及び広報車、消防車、地区有線放送を媒体として災害広報活動を行い、住民への周知を図る。

- (2) 交通通信施設が途絶した場合

各家庭における個別受信機の乾電池による受信可能時間内においては、災害対策本部が発電機を利用して、防災無線を使用し、災害広報活動を行うとともに、各消防分団長が携帯している防災無線（移動系）により、災害広報並びに情報の収集を

行う。

(3) その他の広報手段

ア 印刷物の配布・掲示

イ 自治会等に対する緊急避難情報の伝達（情勢に応じた連絡員の派遣）

ウ 住民相談窓口の開設

エ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

オ コミュニティメディア等

カ 県を通じた災害対策基本法に基づく緊急警報放送の放送要請（NHK、奈良テレビ）

キ 村ホームページ、こまどりケーブル、インターネット、SNS による広報

ク 屋外放送設備による広報（村役場等）

ケ 携帯マイクによる広報

4 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、外国語など十分配慮して行うものとする。

5 広報時における留意事項

民心の安定を図るため、次の事項に留意して広報を行うものとする。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

(1) 緊急性のあるもの、地域性のあるものを最優先に実施

(2) 具体的に分かりやすくまとめた広報の実施

(3) 各地区の被害状況（停電、断水、交通機関の運行状況等）、応急対策状況の正確な把握

(4) 被災者ニーズを把握した広報

6 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を一般職員に周知させる。また各課に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて周知する。

7 報道機関に対する情報発表の方法

収集した災害情報を災害対策基本法第 53 条による災害状況等の報告を終えてから、村の対策をその都度速やかに総務部長より発表する。報道事項及び広報の内容は次のとおりである。

(1) 災害の種別及び発生日時

(2) 被害発生場所及び発生日時

(3) 被害状況

(4) 被害推定額

(5) 応急対策の状況

- (6) 住民に対する避難指示等の状況
- (7) 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

8 災害時の公聴活動

災害等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

(1) 実施体制

村は、災害の態様により公聴活動が必要と認めたときは、避難場所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

(2) 通信回線の確保

村は、被災地からの情報を迅速に処理するため、公聴用電話回線、FAX 回線等を確保する。

(3) 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、村（災害対策本部）に報告する。

第12節 孤立地区支援活動計画

村は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

村は、気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、村防災放送等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

2 避難基準・避難行動

(1) 避難基準

村は、「本章 第1節 避難行動計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。

ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。

避難判断の基準は次のとおりとする。

- 大雨警報、洪水警報が発表されたとき
- 特別警報が発表されたとき
- 流域が被害を受け浸水のおそれがあるとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき
(湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)

(2) 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、最寄りの指定避難所又は垂直避難として自家の2階以上に避難する。

指定避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに村に災害や避難の状況等を報告する。

3 孤立地区の把握

村は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、村防災放送等を活用し、また、状況に応じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

4 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

5 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

6 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示の実施について、県等関係機関と検討する。

7 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

8 緊急支援物資の確保・搬送

村は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、村のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等対して、必要な物資の供給を要請する。

第13節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

過去の災害における対応の経験を踏まえて、村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入れを実施する場合に、村としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

1 他府県等への応援体制

村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等と締結した広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

(1) 被災地への人的支援

ア 県は迅速に、被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。

イ 村及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、全国村長会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

ウ 村は、NPO や企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

エ 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 村内への避難者の受入対応

ア 黒滝村への避難者に対しては、県、社会福祉法人、NPO 団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。

イ 村は、村内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第14節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

村内において災害が発生し、村のみでは、応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊その他の関係機関）からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、連携体制を整備する。

1 応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関からの情報や現地調査班による情報、また、各施設からの被害状況報告等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本村の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

(1) 応援要請基準

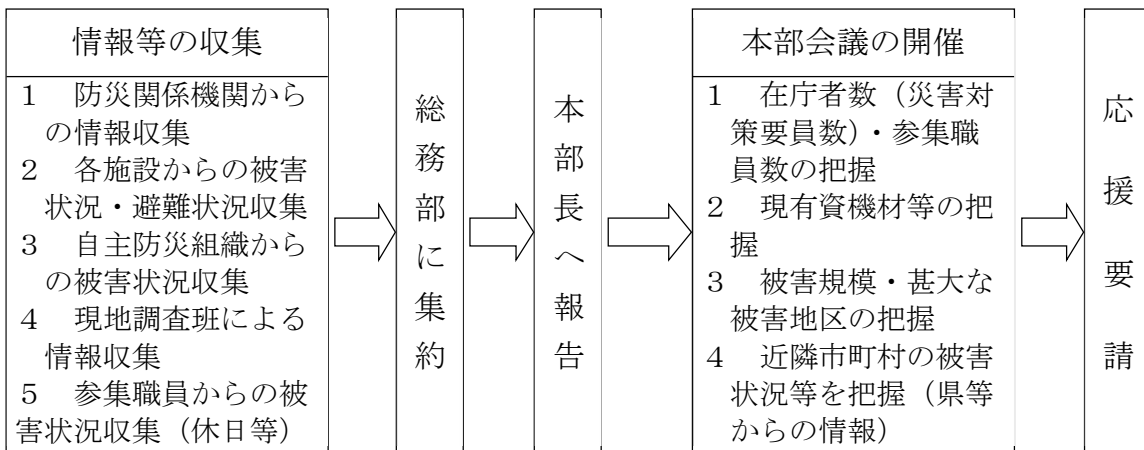
県及び他市町村等へ応援要請を行うときは、次に掲げる場合である。

- ① 災害の発生箇所が他の市町村に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。
- ② 村域内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

(2) 応援要請の決定

県及び他市町村等への応援要請は、被害状況、村の現有応急対応力等を調査、勘案して、本部会議の決定に基づき、行うものとする。

■ 応援要請決定フロー



2 応援要請の実施

(1) 県及び他市町村への応援要請

村内で災害が発生した直後、村内では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全すべての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。

県及び他市町村への応援要請は、「市町村相互応援協定」等に基づき行うものと

する。

ア 要請方法

応援を要請するときは、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合で、文書による暇のないときは、県防災行政通信ネットワーク又は電話により行うことができる。

この場合においては、事後、速やかに文書を提出するものとする。

明記事項
① 災害の状況及び応援を必要とする理由
② 応援を必要とする期間
③ 応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数
④ 応援を希望する地区及び活動内容
⑤ その他参考となる事項

イ 費用の負担

応援の要請を行ったときの費用は、災害対策基本法第92条の規定により、原則として応援を要請した村が負担するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請計画

ア 応援要請

村長は、被害の状況等から、村内の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

イ 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- (ア) 消火活動
- (イ) 要救助者の検索、救助活動
- (ウ) 救急活動
- (エ) 航空機を用いた消防活動
- (オ) 消防艇を用いた消防活動
- (カ) 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- (キ) 特殊な装備を用いた消防活動

(3) 国土交通省近畿地方整備局への災害派遣要請

村は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村単独では災害の状況が把握できないと判断した場合、必要に応じて国土交通省近畿地方整備局に対して、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む。）の派遣を要請する。

ア 災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む。）を派遣する。

- (ア) 公共施設等に災害が発生し又はそのおそれがあり、奈良県により要請があった場合。

(イ) 災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、(ア)の要請を待つ暇がないと認められる場合。

イ 災害派遣に関する活動内容

(ア) 被害状況の収集・伝達

(イ) 災害応急復旧

(ウ) 二次災害の防止

(エ) その他必要と認められる事項

ウ 災害派遣要請手続き

近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）：

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地方自治体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行う組織。

隊員は、災害対応を経験した職員や、日々現場で技術の研鑽を行っている職員等の全国の国土交通省職員（本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部局、気象庁の職員）の中から選出された災害対応エキスパートで構成されている。

(4) 応援協定に基づく応援要請

ア 消防相互応援協定等

本村は、「奈良県消防広域相互応援協定」のほか、消防相互応援協定や林野火災消防相互応援協定を締結している。

また、大規模な地震、風水害、林野火災等の災害時には、消防組織法第24条の3の規定に基づき、知事に広域航空消防応援を求めることができる。また、緊急消防援助隊要綱第4条第1項に規定する災害が発生した場合には、知事に他府県消防応援部隊の出動を要請することができる。

村は、災害の規模、状況等に応じて、適切な応援要請を迅速に行うものとする。

なお、消防相互応援協定等に基づく要請方法等については、本章第37節「消防計画」に定めるところによる。

イ 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定に基づく応援要請

災害発生時に被害を最小限に防止するため、奈良県が所有する消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に、応援協定に基づき奈良県知事に応援を要請する（「本章 第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」を参照のこと。）。

(5) 広域航空消防応援要請計画

大規模な地震災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

ア 対象とする災害

広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

(ア) 大規模な地震等の自然災害

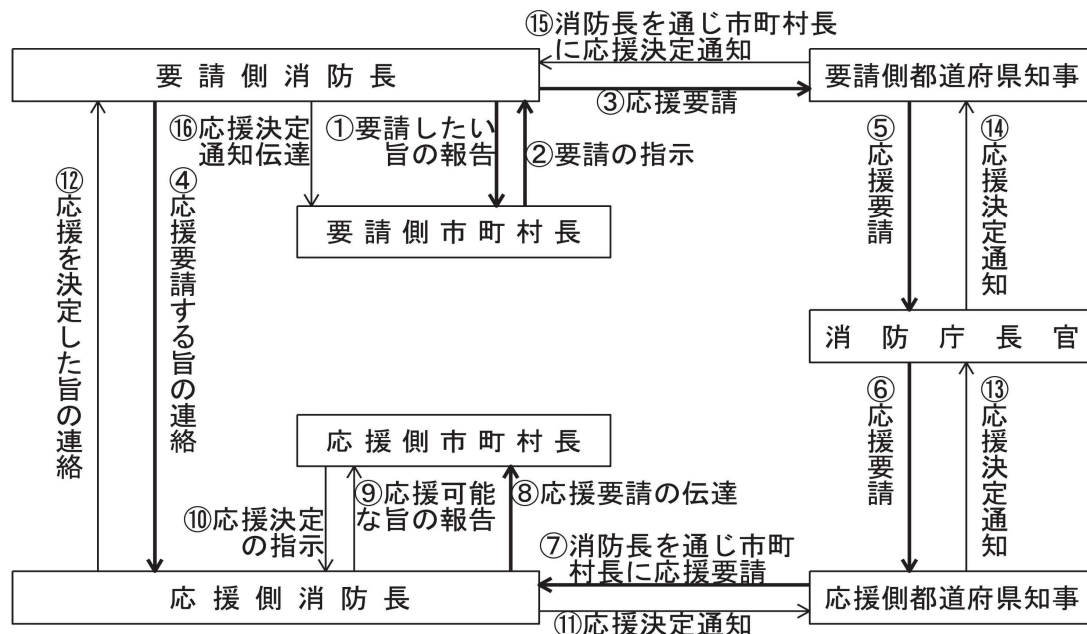
(イ) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

- (ウ) 高層建物の火災
- (エ) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (オ) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

イ 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX 等により行い、後日、正式文書を送付する。

■ 広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



ウ 応援の受入体制

村は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

エ 費用の負担

応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請を行う村が負担するものとする。

3 広域的な応援体制

村は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員（リエゾン等）の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係る斡旋を行う。

4 受入体制の確保

村は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

5 応急対策職員派遣制度の活用

村は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない場合、県外の地方公共団体から応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントの支援に当たる総括支援チームの派遣や災害対応業務の支援に当たる対口支援チームの派遣を県に要請する。

※ 災害マネジメント総括支援員：

災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者と災害マネジメント支援員避難所運営業務や罹災証明書の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

6 ISUT の受入体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成される ISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUT は、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、村及び県等の防災対応を支援する役割を持つ。

村及び県は、必要に応じて派遣される ISUT と連携し、対応に当たるものとする。

7 自衛隊への災害派遣要請依頼計画

天災地変その他の災害に際し、住民の人命又は財産の保護のため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は、次の事項に基づき実施する。

(1) 自衛隊派遣要請依頼の基準等

知事に対して自衛隊の派遣を要求する基準は、おおむね災害対策本部体制の第1次非常体制（レベル4）以上に相当する状況であって、気象情報等を考慮の上、本部会議において決定する。

(2) 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

ア 人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合

イ 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合

ウ その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

(3) 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して、次の活動を行う。

種類	活動内容
① 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
② 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

種類	活動内容
③ 遭難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
⑥ 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦ 応急医療、 救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫ その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(4) 災害派遣要請の要求手続

ア 要求の手続

自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

(ア) 知事への派遣要請の要求

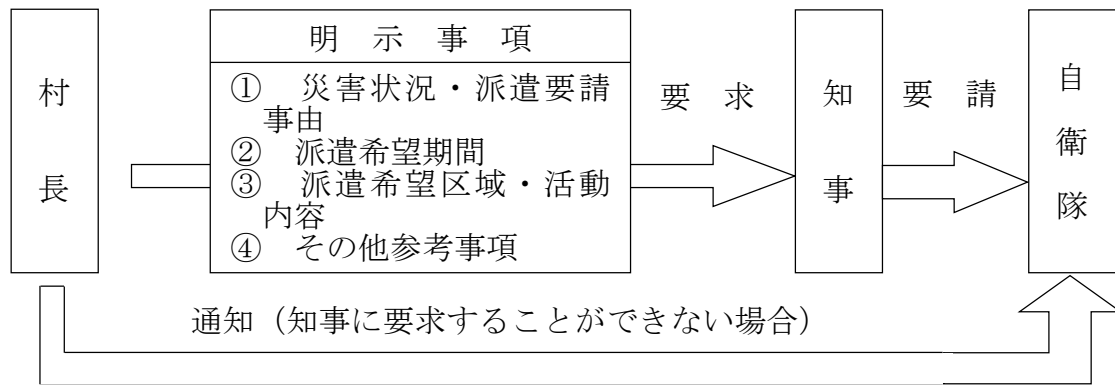
村長は、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、自衛隊による応急措置の実施が必要であると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

(イ) 知事への要求ができない場合の措置

村長は、知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び村の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、この通知をしたときは、村長はできる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

■ 派遣要請の要求フロー



イ 要求方法

村長は、知事に「自衛隊派遣依頼書」を提出して部隊等の派遣要請を要求する。

なお、緊急を要する場合、又は交通機関の途絶等やむを得ない理由により、文書によることができないときは、県防災行政通信ネットワーク、電話又は連絡員等により派遣を依頼し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

ウ 連絡先

(ア) 県防災統括室への連絡先

代表電話 0742-22-1101 内線2275
 直通電話 0742-27-8425
 NTTFAX 0742-23-9244
 奈良県防災行政通信ネットワーク TN-111-9011
 奈良県防災行政通信ネットワーク FAX TN-111-9210
 夜間等代表電話 0742-22-1001
 （守衛室が受信し、守衛室から防災統括室員に連絡する。）

(イ) 自衛隊への通知先

(ア) 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

NTT電話 0774-44-0001（代表）

通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班（内線 233、239、235、236）

夜間通信相手 第4施設団本部当直（当直室）（内線 212）

（大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線 233 に切替を依頼した後、FAX ボタンを押す）

奈良県防災行政通信ネットワーク TN-571-11 12（当直室）

（昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替）

奈良県防災行政通信ネットワーク FAX TN-571-21

注：TN は自局の地上又は衛星回線選択番号

(イ) 航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

NTT電話 0742-33-3951（内線 211）、夜間（内線 225）

NTTFAX 0742-33-3951（交換切替、内線 403）

（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線 403 に切替を依頼した後、FAX ボタンを押す。）

（注）TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

エ 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

(ア) 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

- a 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- b 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- c 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- d その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

(イ) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(ロ) 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(5) 派遣部隊の受入体制

村は、知事に派遣部隊の要請を要求した場合には、緊急に次の措置を講ずる。

ア 受入準備措置

(ア) 作業計画及び資材等の確保

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の基準により作業計画を樹立するとともに、作業実施に必要とする資材の確保を図るものとする。作業内容の調整に当たっては、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(イ) 連絡責任者の指名

あらかじめ派遣部隊指揮者等との連絡責任者を指名する。

(ロ) 宿泊施設等の準備

村は、派遣部隊に対し宿泊施設、駐車場等の施設を準備する。

(エ) ヘリコプターの受入準備

ヘリコプターの派遣の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、次の措置を講ずる。

- a ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- b 離着陸地点には、別表「離着陸地点等の基準」の㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。

- c ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
 - d ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
 - e 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
 - f 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。
- また、村は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

離着陸不能の条件
ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。 ① 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合 ② 前線通過などのため突風や乱気流のある場合 ③ 日没後 ④ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

イ 派遣部隊到着後の措置

(ア) 派遣部隊と作業計画等の協議等

派遣部隊の作業が効率的に行えるよう、派遣部隊と作業計画等の協議を行う。

(イ) 知事への報告

作業の進捗状況等については随時、知事に報告するものとする。

ウ 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として派遣要請を要求した村が負担するものとし、村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (ロ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係るものを除く。）の補償
- (オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議して決定する。

(6) 災害派遣部隊の撤収依頼

災害の応急対策作業が終了した場合、村長は速やかに県知事に対し、「自衛隊撤収依頼書」を提出し、派遣部隊の撤収を依頼する。

第15節 公共土木施設の初動応急対策

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

1 被災直後の初期段階での対応

(1) 県・国等との連携

村は、被災地からの被害情報を収集し、被害状況の把握に努め、県、国等との情報の共有化を図るものとする。

さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て次のア～エ等についての内容について実施する。

ア 現地の被害情報の収集

イ 緊急対応に必要な資機材の提供

ウ 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去

エ 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

(2) 情報収集と応急対策の検討

ア 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。必要に応じて、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターの派遣などを活用する。

イ 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。

ウ 県と連携して被災箇所に対し、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

エ 被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。

オ 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、県に対して土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施を要請する。

2 住民等への情報提供

(1) 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。

(2) 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を村のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く住民への周知を行う。

(3) 村防災放送等により地域住民への周知を行う。

3 道路・橋りょう等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、村はパトロールを実施する。これらの情報により二次災害にも配慮した応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、道路の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

4 河川・砂防施設等の応急対策

(1) 河川管理施設

災害等により護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

第16節 道路等の災害応急対策計画

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。

このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

1 被害状況の把握と情報発信

(1) 被害状況の迅速・的確な把握

村は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

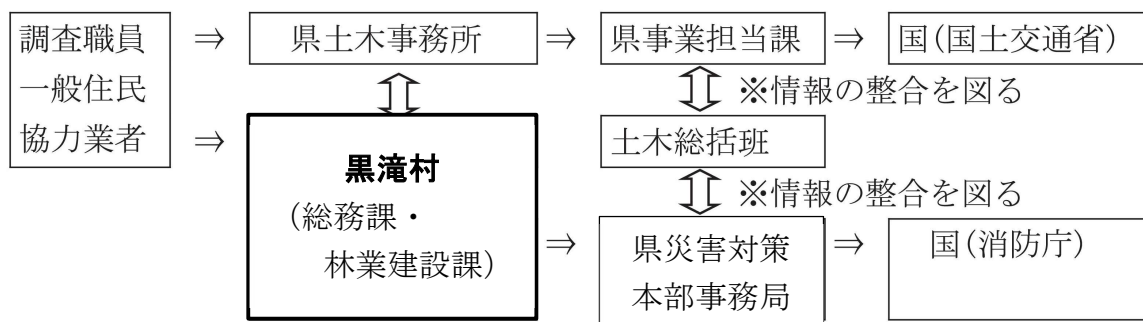
被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

(2) 情報収集の実施体制

大規模な道路事故災害が発生したときは、林業建設課が情報の収集・伝達を行う。

■ 情報の流れ



(3) 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

ア 県との協力

村は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに吉野土木事務所に報告するとともに、総務課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

イ 吉野警察署、奈良県広域消防組合との情報共有

村と同様に、一般住民等からの情報は、警察機関や消防機関にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれることから、県等を通じて、定期的に情報交換を行う。

ウ 道路占有者からの情報収集

道路機能の確保には、電気、電話等の道路占有施設の被災状況が大きく影響するため、村は、他の道路管理者との連携のもと、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

(4) 村管理道路等の情報収集

ア パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

村は、村管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

村は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等をあらかじめ定め、災害が発生した時には、吉野土木事務所等関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、村は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

イ 参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合に、自宅から村庁舎へ参集する村職員は、参集途上において可能な限り村管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

ウ 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、県や関係団体等に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。なお、調査結果については、県、関係機関を共有し、速やかな応急復旧につなげるものとする。

エ 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を日頃より整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に

村内は山間地域が多く、目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、県と協力し、道路への距離標等の設置を進める。

オ 情報の一元化管理

村は、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

(5) 情報発信

村及び県は、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

ア 住民に対する広報の内容

- (ア) 道路等の土木施設の被害状況
- (イ) 交通規制の状況
- (ウ) 迂回の方法
- (エ) 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- (オ) 本復旧の見込み

イ 広報の手段

- (ア) 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- (イ) 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- (ウ) 村防災放送等による地域住民への周知
- (エ) 報道機関への情報提供
- (オ) 村ホームページへの記載
- (カ) 緊急速報メール、こまどりケーブルの活用
- (キ) 県、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、住民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

2 道路啓開と応急対策

(1) 道路啓開

ア 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため村は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、吉野土木事務所と協議の上、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため

必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

イ 雪寒対策作業の実施

村は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又はあらかじめ委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。

ウ 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

エ 道路占用施設の被災

電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、直ちに道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

オ 作業計画の立案

村は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、土木事務所、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

カ 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、村では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

(2) 災害応急対策

ア 被災状況の把握及び施設点検

村は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

イ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

村は、他の道路管理者と連携して道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制、う回道路の選定、その誘導等の措置

を講じ、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要などきは、応援協定に基づき、建設業協会等の協力を得、路上の障害物除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

エ 連絡・広報

村は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

オ 二次災害の防止対策

村は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

カ 交通規制と迂回路の設定

村は、他の道路管理者との連携を図り、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに住民へ広報する。

キ 交通マネジメント

村は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、近畿地方整備局が必要に応じて国、県、警察、市町村等で構成する「災害時渋滞対策協議会」に参加する。

(3) 応急復旧

ア 道路

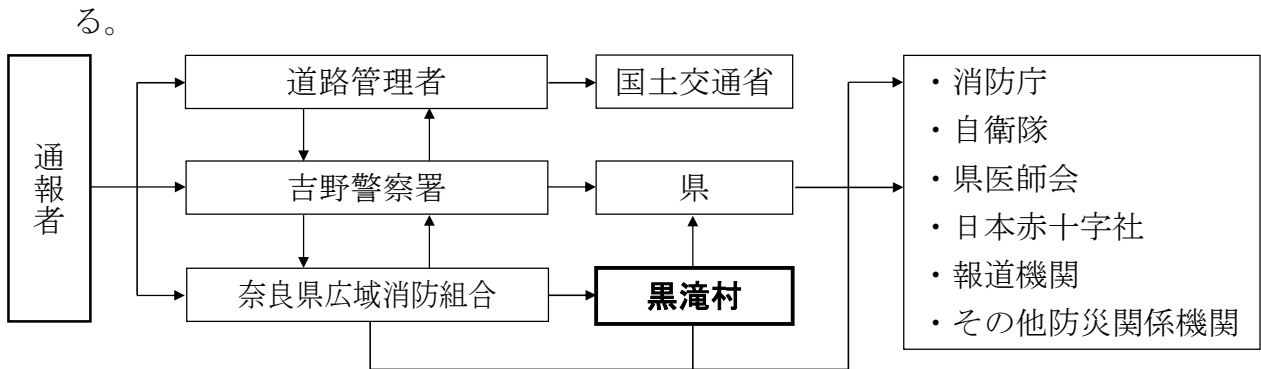
応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。村は、他の道路管理者との連携のもと、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 占用施設

簡易水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、村は、他の道路管理者と連携を図り、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施するものとする。

(4) 情報の収集・被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報の収集及び情報を伝達す



(5) 支援体制

ア 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、村長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

イ 被災地域への人的応援の要請

村は、応急対策に必要な技術者や労働力が村内において確保が困難な場合、必要に応じて、県に人的応援を要請する。

また、大規模な自然災害等の場合は、近畿地方整備局の技術支援（リエゾン、TEC-FORCE）を要請する。

ウ 災害派遣要請

(ア) 自衛隊の災害派遣

村長は、村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

(6) 交通安全施設

村は、警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

(7) 林道

ア 応急措置

村は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

イ 応急復旧

村は、森林組合等と連携を図り、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

また、必要に応じ、速やかに応急復旧工事ができるよう、県に指導協力を要請する。

ウ 農道

(ア) 応急措置

村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

(イ) 応急復旧

村及び農道管理者は、被災した農道のうち応急復旧活動、住民生活に必要な道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施する。

また、必要に応じ、速やかに応急復旧工事ができるよう、県に指導協力を要請する。

(8) 関係機関の措置

ア 県警察本部

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を確保することになっている。

(ア) 信号機の緊急措置

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、奈良県警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内並びに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。

(イ) 交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置し、交通の安全と円滑化を図る。

(9) 雪害対策

ア 雪害対策計画の作成

村は、他の道路管理者との協力のもと、積雪期までに雪害対策計画を作成し、それに基づき雪害に備える。

(ア) 緊急連絡体制表

(イ) 要対策路線及び箇所の選定

(ウ) 請負業者の選定

(エ) その他、雪害対策に必要な事項

イ 気象情報の把握

村は他の道路管理者との協力のもとに、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

ウ 資機材等の配備

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

エ 維持管理上必要な措置

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措

置を行う。

(ア) 道路情報提供装置の点検

(イ) 「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置

(ウ) 凍結防止剤の適所配置及び散布

(エ) 請負業者への出勤要請及び指示

(オ) その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。

オ 他機関との調整

村は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための通行規制等に伴う他機関（吉野警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

3 災害復旧工事の実施

(1) 被害額の算定

村は、県の協力により、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、県を通じて国に報告する。

被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

(2) 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

(3) 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて県と協議を行い、地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

(4) 予算・人員の確保

村において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や村債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては村全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

(5) 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速

やかに県及び関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

(6) 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

(7) 災害復興

村は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県及び国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。また、村、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。

1 簡易水道

村は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した簡易水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

(1) 応急措置

村は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行う。小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

また、被害状況について県に通報するとともに、住民に周知する。

(2) 応急復旧

ア 水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近しい箇所から送水管の復旧を進める。

イ 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

ウ 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

エ 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行う。

オ 被災状況により、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県に対し、応援を要請する。

カ 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

キ ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

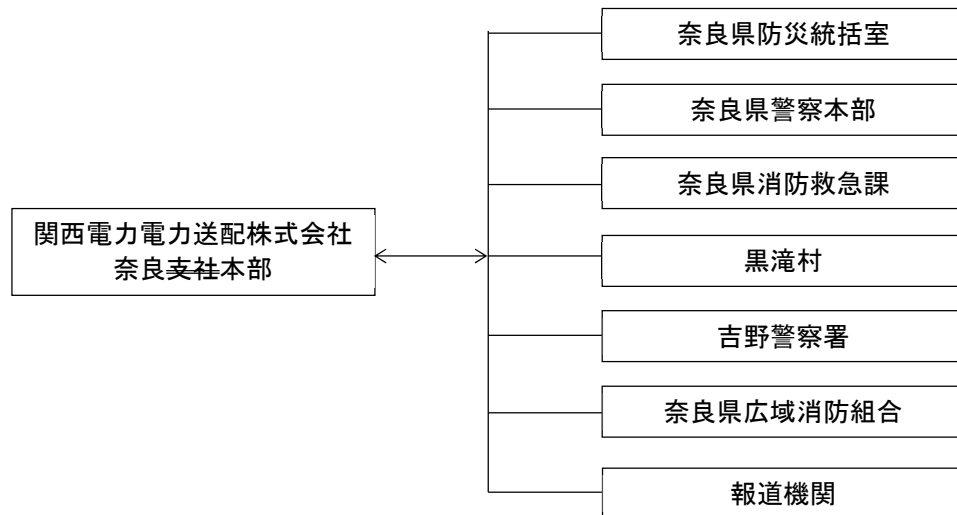
2 電力（関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

(1) 通報・連絡

ア 通報・連絡の経路

通報・連絡は次のとおりとする。



イ 通報・連絡の方法

通報・連絡は、「本編 第2章 第15節 2 電力（関西電力送配電株式会社）」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

(ア) 一般情報

a 気象、地象情報

b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

c 社外対応状況（黒滝村災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

d その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 当社被害情報

a 電力施設等の被害状況及び復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項

d 従業員等の被災状況

e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

国、県、村、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS 及び L アラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 対策組織要員の確保

ア 対策組織要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- (イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

イ 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社

の車両、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、黒滝村災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(7) 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

(8) 災害時における応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(9) 復旧計画

ア 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧応援要員の配置状況

(ウ) 復旧用資機材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 仮復旧の完了見込み

(カ) 宿泊施設、食料等の手配

(キ) その他必要な対策

(10) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

3 電信電話施設

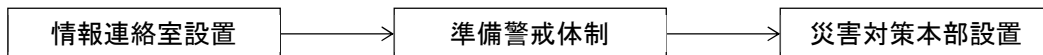
(1) NTT 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、次のとおり実施するものとする。

ア 発生直後の対応

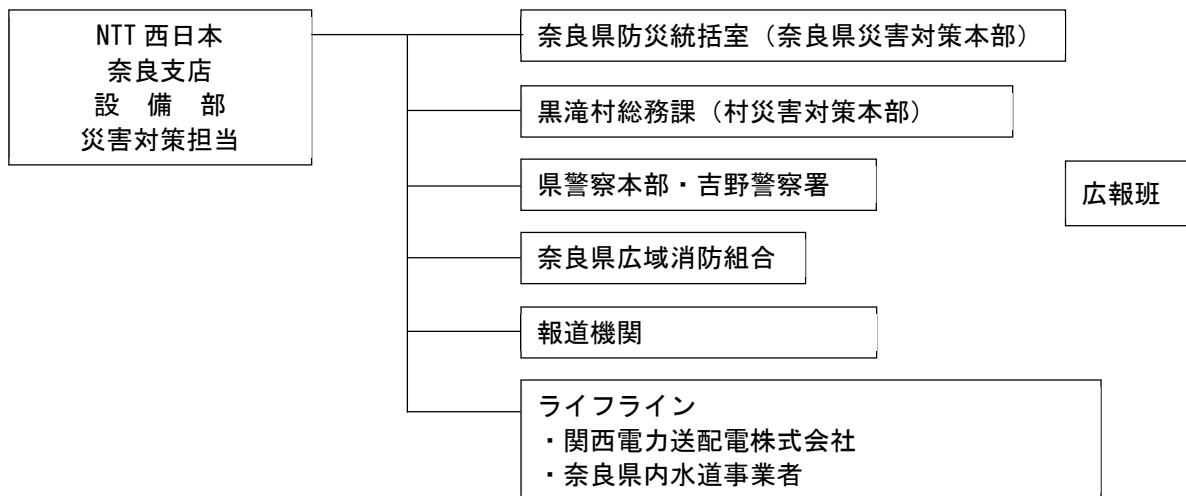
(イ) 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



(イ) 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



(ウ) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しく

は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- a 気象状況、災害予報等
- b 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- c 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- d 被災設備、回線等の復旧状況
- e 復旧要員の稼働状況
- f その他必要な情報

(エ) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- a 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- b 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- c 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、西日本電信電話株式会社グループ総体として広域復旧体制を整える。

(オ) 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

イ 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

- (ア) 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- (イ) 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- (ウ) 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- (エ) 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- (オ) 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

ウ 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■ 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関

順位	復旧回線
	○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く。）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

エ 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

オ 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

カ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信に輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

キ 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

(2) 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、次のとおり実施する。

応急復旧

ア 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

イ 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

ウ 通信の非常そ通措置

(ア) 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- a 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- b 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- c 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- d 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- e 電気通信事業者及び防災放送等との連携をとること。

(イ) 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(ロ) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

エ 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

オ 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(3) KDDI 株式会社（携帯電話）

KDDI 株式会社は、KDDI「防災業務計画」の定めるとおり以下を実施するものとする。。

ア 情報の収集及び連絡

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

(ア) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

(イ) 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

イ 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

ウ 防災に関する組織

- (ア) 災害が発生しは発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- (イ) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

エ 通信の非常疎通措置

- (ア) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

オ 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

カ 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

(4) ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、SB）は、災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

ア 顧客への発災時の支援

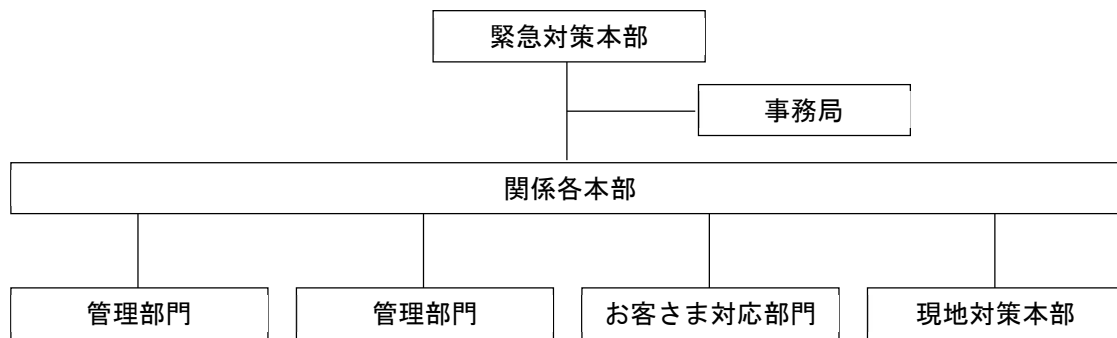
- (ア) 発災情報の通知
- (イ) 被災情報の相互連絡
- (ウ) 貸出用携帯電話等の配備
- (エ) 位置情報通知システム
- (オ) WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
- (カ) WEB サイト上での災害関連地域情報の公開

イ 通信サービス確保の対策

(ア) 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、SB が被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

■ 緊急対策本部 体制図



(イ) 通信の確保・維持

ウ 通信エリアの復旧と確保

SBでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に次の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

(ア) 停電基地局の発電機設備による電源確保

(イ) 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

a 移動無線基地局車

b 可搬型衛星基地局

(ロ) 新規伝送路確保による既存基地局復旧

(エ) 基地局の建て直し

(オ) 燃料調達

(カ) 移動電源車

(キ) 周辺基地局によるエリア救済

(ク) 代替基地局設備の導入

エ 災害時通信サービス

(ア) 緊急速報メール

(イ) 災害用伝言板サービス

(ロ) 災害用音声お届けサービス

(エ) WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

4 ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

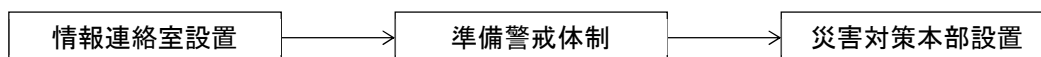
災害時におけるケーブルテレビサービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、次のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を

速やかに実施するものとする。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。

ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災したケーブルテレビ設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) ケーブルテレビ設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、ケーブルテレビ設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、こまどりケーブル株式会社グループ総体として広域復旧体制を整える。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

ケーブルテレビ通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況に応じ、適切な措置をもって復旧に努める。

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った中継順路の変更等疎通確保の措置を実施するものとする。

第18節 危険物施設等災害応急対策計画

村、県及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・LPガス等による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

1 危険物施設

村、県及び奈良県広域消防組合、施設の管理者は、水害・土砂災害等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

(1) 村、県及び消防機関が実施する対策

- ア 防災関係機関及び流出下流地域への通報
- イ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ウ 避難誘導及び群衆整理
- エ 消防活動及び被災者の救出救助
- オ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- カ 周辺住民に対する広報

(2) 施設の管理者が実施する対策

- ア 防災関係機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか村、県吉野土木事務所、県吉野保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡するものとする。

- (ア) 発生日時及び場所
- (イ) 通報者及び原因者
- (ウ) 下流での水道水源の有無
- (エ) 現状及びその時点での対応状況
- イ 消防活動及び被災者の救出救助
- ウ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等

(1) 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、災害等による高圧ガスの災害を最小限にとどめ、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、奈良県広域消防組合、吉野警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

- イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊

急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備の上実施する。

ウ 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

エ 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。

オ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

(2) LP ガス貯蔵施設等

LP ガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限にとどめ、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、奈良県広域消防組合、吉野警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

ア 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

イ 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

ウ 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入れに必要な作業を行う。

(3) 村の対策

村は、奈良県広域消防組合、吉野警察署等の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、県を通じて国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁）へ速やかに報告するとともに、ガスの漏洩等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

第19節 救急、救助活動計画

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

1 救急活動

- (1) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- (2) 村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携の上、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (3) 村又は消防機関は、医療機関の受入状況を確認の上、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (4) 村及び県は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

2 救助活動

- (1) 救助体制の確立
消防機関は、必要な車両その他の資機材の準備、救助が必要な生存者の情報の収集等により、状況に応じた救助作業を実施するものとする。
- (2) 自主防災組織の活動
自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- (3) 情報の収集
村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- (4) 警察への協力要請
要救助の通報を受けた場合、消防機関は直ちに救助活動を開始するとともに、警察等関係機関に連絡し協力を要請するものとする。
- (5) 資機材の確保
村の保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。
- (6) 医療機関への搬送
傷病者の搬送は、救急救命士等によるトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ速やかに搬送する。
(注) トリアージ：災害発生時などに多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。
- (7) 県等への応援要請
村による救助が困難と思われるときは、状況に応じて県又は隣接市町村の消防機関あるいは応援協定消防機関に協力を要請し、さらに自衛隊派遣要請についても考

慮する。

3 実施基準

災害救助法が適用された地域における実施基準は、次のとおりである。

(1) 救助の対象者

災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明であるが、諸般の情勢から生存していると推定される者を対象とする。

(2) 救助の実施期間

災害の場合、行方不明者の生存していると推定される日数から救助の実施期間は3日と定められているが、災害が続いて発生しているとき等現実には救助を要するときは、この期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

救助のために支出できる費用は、船舶その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費及び実際に要する費用とし、当該地域における通常の実費とする。

4 各関係機関の相互協力

村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

5 惨事ストレス対策

村、消防機関その他救助活動に参加した機関は、職員及び救助活動に関わった関係者等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、医師会等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第20節 医療救護計画

災害発生後 48 時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う被災地域の医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

1 実施責任者

村長を責任者とし、関係機関の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用されたときは原則として、村長は知事の補助機関としてこれを行う。

2 医療救護活動

村は、地区医師会長又は医療機関（資料 3－1）に医療救護班の派遣を要請する。また、村の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、地域保健医療調整本部を通じ、保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

なお、災害救助法に適用された場合の医療活動は、原則として知事が行うこととされているが、事態急迫のため知事による救助の実施を待ついとまがないときは、村長が知事の補助機関として行うものとする。

(1) 情報の収集・共有

ア 村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。

イ 村は、地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、吉野保健所と情報共有を図る。

(2) 医療救護班の編成

村は、災害時の医療救護班を診療所職員及び保健師をもって編成し、携行医療衛生材料を整備し、常時出動し得る態勢を整えておく。

■ 医療救護班編成表

	医師	看護師	保健師	運転手	その他
医療救護班	1	1	2	1	2

(3) 応援の要請

村の医療救護班の体制をもってしても、なお、医療救護が確保できないときは、奈良県医師会、地域保健医療調整本部を通じ、保健医療調整本部及び日本赤十字社奈良県支部等に応援を要請する。

また、必要に応じ、地域保健医療調整本部を通じ、保健医療調整本部へ DMAT の派遣を要請する。

(4) 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、村の設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。医療救護所等を設置した場合に

は、広報車等を使用して、また自治会を通じて地域住民に周知する。

ア 負傷者が多数発生した災害現場

イ 避難所

ウ 負傷者が殺到する病院

(5) 医療救護班の業務内容

ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）

イ 傷病者に対する応急措置

ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療

オ 助産活動

カ 死亡の確認

キ 遺体検案等への協力（状況に応じて）

3 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制

応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送は、状況に応じ次のとおり行う。

この場合、県防災行政通信ネットワークを活用し、被災地の人的被害や医療機関の被害状況、活動状況等を収集し、滞ることなく搬送を行う。

(1) 奈良県広域消防組合に搬送を要請する。

(2) 医療機関の患者搬送車で搬送する。

(3) 医療救護班が使用している自動車で搬送する。

(4) 広域搬送等を必要とする場合は、県に県消防防災ヘリコプターを要請、又は県を通じて自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

4 後方医療体制

(1) 県

保健医療調整本部は、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に対し、傷病者等の受入れを要請することになっている。

(2) 医療機関

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受入れ、治療に当たるものとする。

5 医薬品等の供給

村は、不足医薬品等の供給・調達については、地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部へ支援を要請するほか、主要販売業者等から調達又は斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資器材等が不足する場合は、奈良県医師会等に供給依頼して対応する。

(1) 保健医療調整本部は、医療救護班及び市町村に対する支援用として、県医薬品卸協同組合、県衛生材料協同組合の協力を要請することになっている。

(2) 保健医療調整本部は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿2府

7 県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。

(3) 血液製剤の供給

血液製剤の供給を要すると認めたときは、奈良県赤十字血液センターに供給を要請することになっている。

なお、県下における輸血用血液製剤の保管場所は下記のとおりである。

名 称	奈良県赤十字血液センター
所在地	大和郡山市筒井町600-1、電 話 0743-56-5916

6 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動に当たっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

(1) 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

また、収集した被災に関連する情報を地域保健医療調整本部へ報告する。

(2) 村からの要請に基づく派遣調整

村は、必要に応じて保健医療調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。

(3) 避難所での保健活動

ア 村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、次の事項に留意するものとする。

(ア) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

(イ) 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障がい・便秘等）の予防と対策を行う。

(ウ) 村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

イ 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

(4) 在宅被災者等への支援体制の整備

ア 村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- (イ) 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障がい・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- (ウ) 村は、在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。
- イ 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。
- (5) 村への支援
 - ア 保健医療調整本部は、必要に応じ被災直後に村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。
 - イ 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部と連携して、村が把握した高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。
 - ウ 保健医療調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。
- (6) 関係機関との連携、地域づくり

保健医療調整本部は、村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

7 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援

村及び県は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

(1) 人工透析患者への支援

ア 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

イ 医療支援

保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や村に協力を要請するとともに、本節5に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

(2) 人工呼吸器等使用者への支援

ア 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

イ 医療支援

保健医療調整本部は、村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導又は後方医療機関へ搬送する。

地域保健医療調整本部は、村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

(3) その他の要継続的医療支援者への支援

ア 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、本節7の(1)～(3)以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、又は継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。

イ 医療支援

保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段的確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

8 小児・周産期領域の患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

9 日本赤十字社奈良県支部への応援要請

(1) 救護班

村長は災害時の援護に際し、日本赤十字社の応援を必要とするときは、知事に対して応援要請を依頼するものとする。

(2) 奉仕団

災害の状況に応じ、赤十字奉仕団を要請する。

10 精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動

保健医療調整本部、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部、村等は、精神障がい者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

(1) 安否確認等

地域保健医療調整本部及び村は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

(2) 精神科病院等の被害状況の把握

保健医療調整本部は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。

(3) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請

ア 村は必要に応じ、地域保健医療調整本部を通じ、保健医療調整本部へDPATの派遣を要請する。

イ 派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。

ウ 地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。

(4) 障がい福祉サービス事業所等の被害状況の把握

村は、障がい福祉サービス事業所（旧精神障がい者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

(5) 相談支援等

保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職能団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

(6) 情報収集・発信

保健医療調整本部及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約の上地域保健医療調整本部及び村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

11 書類の整備、保管

医療及び助産を行った場合は、書類を整備、保管する。

第21節 緊急輸送計画

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

1 計画の基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医療品等の人命救助に要する要員及び物資
- (イ) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (ウ) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (カ) 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する食料及び飲料水等生命維持に必要な物資
- (キ) 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する生活必需品等の物資
- (ク) 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な要員及び物資

2 道路被害状況の把握

本村には災害危険箇所や道路危険区域等が存在するため、災害が発生した場合には、速やかに道路、橋梁の被害調査を実施し、危険箇所や道路上の障害物の状況を把握す

るとともに、吉野土木事務所や吉野警察署等の関係機関から交通規制状況、道路被害情報を収集するものとする。

3 緊急輸送道路の確保

(1) 村内の県指定緊急輸送道路の状況

県は、災害時におけるネットワークとしての道路機能の確保を図るため、緊急輸送道路を指定している。村内における県指定緊急輸送道路ネットワーク路線は、資料5-3のとおりである。

(2) 交通の確保

村は、県指定緊急輸送道路と、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等の村防災拠点とを結ぶ村道について最優先に被害状況を調査するとともに、被害箇所や障害物を発見した場合には、速やかに村内建設業者等の協力を得て啓開し、緊急通行車両等の交通の確保を図る。

4 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料（資料5-5）の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、緊急輸送路線を確保する。

イ 車両の確保

(7) 所管事務遂行上必要とする車両は、村保有車両を運用し、総務課長が、調整し配分する。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、「本章 第22節 災害警備、交通規制計画」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

(イ) 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。この場合は、業務の目的、積載内容、台数、期間、使用場所等を明らかにして行う。

a 民間業者への依頼

村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

b 県又は他市町村への要請

村内では調達が不可能な場合は、次の事項を明示して県又は他の市町村に対して調達の要請を行う。

(a) 輸送区間及び借上期間

(b) 輸送人員又は輸送量

(c) 車両等の種類及び台数

(d) 集結場所及び日時

(e) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

(f) その他必要事項

(2) 舟艇による輸送

浸水地域の被災者の収容、その他舟艇による輸送が適切と判断した場合は、奈良県広域消防組合所有の舟艇を使用し、又は民間所有者等から借上げて舟艇による輸送を行う。

(3) ヘリコプターによる輸送

ア 村

(ア) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送はヘリコプターによる。

そのため、村は県に対して緊急度に応じて、順次①県消防防災ヘリコプター②自衛隊等のヘリコプター③県警のヘリコプターの派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートを活用し、航空輸送の任に当たるものとする。

(イ) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県等に報告する。

イ 奈良県バス協会、奈良県タクシー協会、奈良県トラック協会

災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗合乗用車や貨物自動車及び車両等の供給に協力するものとする。

ウ 人力による輸送

上記のいずれの方法によっても輸送が困難な場合、又は、輸送量が少量の場合、輸送だけではなく現地の直接の確認や連絡、状況の把握等が必要な場合は、人力により輸送を行う。

5 物資の引き継ぎ等

災害輸送に当たっては、輸送責任者を定め車両等に同乗させ、あるいは同行させる等適確な輸送に努め、その引き継ぎに当たっては、物資の授受を明らかにしなければならない。当物資の授受の記録は、救助用物資引継書（資料14－8）のとおりである。

6 緊急物資集積場所の設置

災害が大規模である場合は、村における調達物資又は他市町村等からの救援物資は大量となることが予想されるため、あらかじめ物資の一時集積場所を定め、関係機関に周知しておくものとする。

第22節 災害警備、交通規制計画

県警察（吉野警察署）は、災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。

また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

1 災害警備

(1) 村

村は、警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

(2) 県警察（吉野警察署）

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期するとともに、迅速かつ的確な警察活動を行うことになっている。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに次に定める活動を行うことになっている。

ア 気象情報等の収集及び伝達

イ 被害の実態把握

ウ 河川その他の危険箇所の警戒

エ 住民に対する避難の指示及び誘導

オ 人命の救助及び行方不明者の搜索

カ 死体調査等及び検視

キ 被災地及びその周辺の交通規制

ク 災害に関する広報活動

ケ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

コ 警察庁等への援助要求

2 交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

なお、異常気象時における道路通行基準は、資料5－6のとおりである。

(1) 交通支障箇所の調査

村は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及びう回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

(2) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、村は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全

し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、村の管理に属する道路について区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(4) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）

ア 公安委員会の措置

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする（以下「通行禁止区域等」という。）。

イ 警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(5) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対して周知徹底するよう努めるものとする。

(6) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

(7) 交通情報の収集

公安委員会は、交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

(8) 交通管制の機能確保措置

公安委員会は、大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

ア 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

イ 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(9) 交通規制措置時の自動車運転者の取るべき措置

ア 速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動するものとする。

(イ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道

路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合

イ 移動が困難な場合はできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車するものとする。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従い車両の移動又は駐車を行うものとする。

(10) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

村は他の道路管理者、公安委員会との連携のもと、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

村は他の道路管理者と連携を図り、(一社)奈良県建設業協会の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。

ウ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

エ 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、村は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

(11) 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保するものとする。

3 緊急通行車両

(1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

ア 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「緊急通行車両確認証明書」(資料14-4)及び「標章」(資料14-6)を交付するものとする。

イ 緊急通行車両に該当する車両は、「緊急通行車両確認申請書」(資料14-5)に必要な事項を記載の上、緊急通行車両であることの疎明書類とともに吉野警察署及び交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をしておくものとする。

ア 事前届出の対象車両

公安委員会は、次の(ア) 及び(イ) のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

(ア) 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次の事項を行うものである車両

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ 事前届出の申請手続

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

(イ) 申請先

吉野警察署又は県警察本部交通規制課

(ウ) 申請書類等

- a 「緊急通行車両事前届出書」（資料 14－3）2 通
- b 村が所有する車両以外の車両にあっては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

ウ 緊急通行車両事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」（資料 14－3）を申請者に交付する。

エ 災害発生時の措置

吉野警察署又は交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

4 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

- (1) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会又は知事が行う。

- (2) 規制除外車両に該当する車両は、「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載の上、規制除外車両であることの疎明書類とともに最寄りの警察署又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。
- (3) 村及び県等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

5 規制除外車両の事前届出・確認・手続

県公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

- ア 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請手続

ア 申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

イ 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、県の機関が行う事前届出については県警察本部交通規制課

ウ 申請書類等

(ア) 「規制除外車両事前届出書」2通

(イ) 医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

(ウ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

(エ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの

(オ) 建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては車検証及び車両の写真

(カ) 重機輸送用車両にあつては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。）

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

吉野警察署、又は交通検問所において「規制除外車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

第23節 食料、生活必需品の供給計画

各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）の供給について、村・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

1 住民、村、県の役割分担

(1) 住民

住民は、「本編 第2章 第27節 食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

(2) 村

村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

(3) 県

県は、村からの要請に応じ、又は村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

2 物資の調達・供給状況の報告等

村及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

(1) 村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

(2) 村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

(3) 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

3 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、村の備蓄食料を供給する。また、災害救助法が適用されたときは、直ちに災害用応急食料の供給を、知事に要請するものとする。

(1) 実施責任者

ア 被災者等に対する炊出しその他による食料品の給与は村長が行うものとし、災害救助法が適用され、知事から村長に救助の委任があったときは、知事に報告しなければならない。

イ 災害救助法が発動され、炊出しを実施する場合は、災害救助用米穀の配給を知事に申請し、食料の確保をするものとする。

(2) 食料供給対象者等

ア 村

(ア) 供給の実施

食料の供給は、次の場合に実施する。

- a 炊出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- b 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- c 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

(イ) 供給対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- a 指定避難所に収容された者
- b 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けたため炊事できない者
- c 被害を受けたため一時縁故先等に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせのない者
- d 旅行中又は一般家庭来訪中の者で、災害のために食料品を入手できない者
- e 災害地において救助作業、応急措置、応急復旧作業等に従事する者

(ロ) 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及び麺製品又はその他代用食とする。

(ハ) 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本（目安）供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

- a (ア)のaの場合 1食当たり精米換算 200g
乳児1日当たりの粉乳 150g（1回30gで5回分）
幼児1日当たりの粉乳 90g（1回45gで2回分）

- b (ア)のbの場合 1日当たり精米 400g

- c (ア)のc場合 1食当たり精米換算 300g

知事が、特に必要があると認めるときは上記のほかに、パン類、麦製品その他代用食が加配されることがある。

イ 県

県は、被災住民に給与する食料及び市町村の要請を受けて必要となる食料について供給を行う。

4 食料の調達

(1) 供給量等の把握

村は、指定避難所への避難者数等から必要な供給量を把握する。なお、この場合、

高齢者や乳児、食物アレルギー等の人数についても把握するものとする。

(2) 備蓄食料の放出

村は、把握した供給人数に応じた必要量の備蓄食料を放出する。

(3) 調達方法

ア 食料の調達は、村内の販売業者により一次調達し、主食に不足が生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を通知し、「政府所有米穀の販売要領」（平成16年3月31日付け15総食第829号農林水産省総合食料局長通知）による応急用米穀又は「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号農林水産省総合食料局長通知）に基づき、農林水産省近畿農政局奈良県拠点（以下「奈良県拠点」という。）と奈良県知事の間に締結された協定の定めるところによる災害救助用米穀等の供給を要請する。

イ 交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合は、災害救助法又は国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、奈良県拠点の地域課長等又は倉庫の責任者に対し、直接引渡しを要請する。

ウ 副食が不足する場合には、知事に対し斡旋を要請する。

(4) 主食等の販売業者は、資料6－1のとおりである。

(5) 災害救助法が発動された場合

災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき実施する。

なお、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行ったときは、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

5 食料集積場所の確保

県等から搬送される救援食料及び村内で調達した食料は、資料6－4の施設に集積するものとするが、あらかじめその所在地等を関係機関に周知するものとする。

また、災害時には管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

6 炊出しの実施方法

(1) 村

ア 炊出し対象者

指定避難所に収容された者、食料の確保が困難な者及び自宅で炊飯が不可能となった被災者に対し、状況により応急的炊出しを行う。

(ア) 炊出しは原則として、指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(イ) 炊出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。

(ウ) 炊出しに関する事務の責任者は、村長とする。

(エ) 炊出しの献立は、栄養を考慮して作らなければならないが、被災の状況により、食器等が確保されるまでは缶詰等副食物を配給する。

(オ) 記録等

炊出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

a 炊出し受給者名簿

b 食料品現品給与簿

c 炊出し、その他による食品給与物品受払簿

d 炊出し用物品借用簿

e 炊出しの協力者、奉仕者名簿

f 炊出し、その他による食品給与のための食料購入代金支払証拠書類

g 炊出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類

h その他必要書類

イ 応急措置

炊出し、献立では、栄養等を考慮して作らなければならないが、被害の状況により食器等が確保されるまでの間、にぎり飯とつけもの、かん詰等を調達し、給与するものとする。

ウ 炊出し時の留意事項

炊出しの際には、常に食品の衛生に心掛けるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 食料の配膳とともに飲料水の供給

(イ) 必要な器具、容器の確保

(ウ) 炊出し場所への皿洗い設備及び器具類の消毒設備の設置

(エ) 感染症予防への留意

(オ) 原材料の吟味及び保存等の注意

(2) 住民

住民及び自治会等は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保するものとする。

7 災害救助法による食品給与の基準

(1) 費用

炊出し及びその他による食品の給与のための費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(2) 期間

食品の給与を実施できる期間は、原則として7日以内とするが、大災害のため引き続き食品の給与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

また、被災者が一時縁故先等へ避難する場合で、必要と認めるときは3日以内の

食料品を支給する。

8 生活必需品の供給

被災者に対する生活必需物資の給与又は貸与は、村長が、職員、消防団、日赤奈良県支部及び地域住民等の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規程に基づき、知事の委任により実施する。

(1) 村

村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
- イ 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
- ウ 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
- エ 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- オ その他、物資の供給に必要なことを定める。

(2) 県

県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- ア 物資の供給の方法及び体制等を決定する。
- イ 近畿府県間等の応援協定に基づく、応援実施方法等を決定する。
- ウ 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- エ その他、物資の供給に必要なことを定める。

(3) 住民

- ア 住民は、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- イ 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備するものとする。
- ウ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進めるものとする。

9 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

10 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

- (1) 寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料
- (5) 緊急燃料

11 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

- (1) 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対して1枚
布団※	1人に対して1組

- (2) 床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

- (3) 死亡者の遺族 弔慰金1人 20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

12 救援物資集積場所

- (1) 救援物資集積場所の確保

県等から搬送される救援物資及び村内で調達した物資は、資料6-4の施設に集積するものとするが、あらかじめその所在地等を関係機関に周知するものとする。

また、災害時には管理責任者及び警備員等を配置し、物資の管理に万全を期する。

- (2) 人員の確保

輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入れ、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

13 給与又は貸与の方法

- (1) 被災者ニーズの把握

村は、被災者が必要とする品目、数量を調査・把握する。

なお、被災者ニーズは、時間の経過、天候等により変化し、また年齢によって必要品目も異なるため、これらを十分に留意して把握するものとする。

- (2) 備蓄物資の放出

村は、村が備蓄している物資を速やかに被災者に供給する。

ア 物資の購入及び配分計画

(7) 衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案の上村内又は近隣の市町村の業者から購入する。

(イ) 村長は、被害報告を取りまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

イ 物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。

ウ 県への斡旋要請

災害の状況により、村内で必要な生活必需品の調達ができない場合には、県に必要とする品目等の斡旋を要請する。

エ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

(7) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、村長とする。

(イ) 支給責任者は、消防団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

オ 給付又は貸与の限度（災害救助法適用の場合）

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

カ 給与又は貸与の記録等

給与物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

(7) 物資購入（配分）計画表

(イ) 物資受払簿

(ウ) 物資給与及び受領簿

(エ) 物資購入関係支払証拠書類

(オ) 備蓄物資払出証拠書類

キ 被災者への周知

被災者に対する物資の支給に関する連絡周知は、事前に自治会長に連絡して行うものとする。

14 物資の調達先

生活必需品の給貸与は、資料6-3に掲げる物資について、関係業者（資料6-2）から各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

(1) 県

市町村から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、市町村に対し、供給を行うことにしている。

(2) 日本赤十字社奈良県支部

備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市町

村を通じ速やかに被災者に配分するものとする。

15 救援物資への対応

村は、救援物資の集積場所が混乱したり不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入れ・管理体制及び事務処理環境を整える。村限りでは困難な場合は県に援助を要請する。

(1) 村

ア 村は、救援物資の集積場所（資料6－4）を指定する。

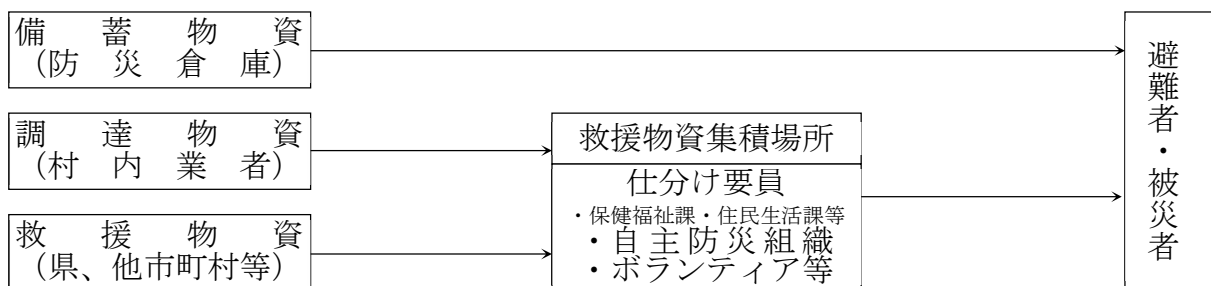
イ 村は、集積場所における要員を確保し、救援物資の受入れ、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

ウ 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当課
村保有車両の確保及び緊急車両の調達	総務課
調達・救援物資の仕分け	保健福祉課、住民生活課
主食及び食料品の調達	保健福祉課、住民生活課
生活必需品、燃料等の調達	保健福祉課、住民生活課
食料・炊出し	保健福祉課、住民生活課
生活必需品の配分	保健福祉課、住民生活課

エ 物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災組織及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

■ 食料・生活必需品の供給フロー



オ 指定避難所における供給計画

甚大な震災により、指定避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

区分	食料	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

(2) 県

県は、住民等の善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不用な物資が蓄積するなどの弊害が生じないように、適切な情報提供活動や市町村が行う受入れ・管理の支援等、必要な援助を行うことになっている。

16 生活必需品の給与又は貸与の限度

(1) 給与(貸与)の期間

給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引き続き給与又は貸与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

(2) 費用の限度

給与(貸与)の費用の限度は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

第24節 給水計画

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

1 実施体制

(1) 実施責任者

飲料水の供給は原則として村が行うが、村において供給できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の協力を得て供給する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が事務の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料 13－3 参照）に基づき、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

(2) 給水対象者

災害発生時に飲料に適する水を得られない者に対して、応急給水を実施する。

(3) 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

災害発生から の日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約 250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

(4) 給水順位

指定避難場所、医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

(5) 拠点給水等

ア 村は、各水道施設（浄水場・配水場・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、村役場等の所在を配慮した給水体系を検討する。

イ 給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点配水を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

2 飲料水等の確保

(1) 水源の確保

- ア 水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、谷水、河川水又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。
- イ 給水車、給水容器、容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）は必要量を確保し、交通途絶状態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- ウ 村は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

(2) 水源の水質検査・保全

- 確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。
- また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

3 給水体制の確立、資機材の調達

- (1) 村は災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、村内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。
なお、災害の規模等により村で処理できないときは、隣接市町村及び県に自衛隊の応援要請をする。
- (2) 各家庭及び住民に対して 10～20ℓ入りのポリ容器を常備しておくように周知を図る。

4 給水方法

(1) 村

- ア 給水の実施は、消防団の協力を得て行う。
- イ 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- ウ 給水は、給水車又は水槽付消防車により現地給水を行う。また、容器に水道水を詰め、トラック輸送により給水を行う。
- エ 実施に当たっては、資機材の整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・さらし粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- オ 給水タンク車による場合は、近くの簡易水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- カ 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

(2) 住民

- ア 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いるものとする。
- ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

5 ろ過器利用等による給水

水道水による給水ができないときは、給水対象者を考慮の上、プールの貯留水や河川の表流水を水源とし、ろ過器によりろ過した後、浄水剤により消毒を行い給水する。

また、村内の簡易水道及び飲料水供給施設並びに深井戸等所有者の協力を求め、簡易ろ過器によりろ過した後、浄水剤により消毒を行い、給水にあてる。

6 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、地域住民、ボランティア等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、きめ細かい給水活動を行うものとする。

7 広報の実施

(1) 給水実施時の広報

給水を実施する場合には、防災放送、広報車等により、給水場所・時間等について、被災地の住民に周知する。

(2) 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、防災放送、広報車等により、断水地区の住民に対して、断水状況、復旧見込み等の広報を行う。

8 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道工事業者を要請し、災害後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、隣接する市町村に応援を要請するとともに、村長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水・導水・浄配水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 送配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの送配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配水管

(ウ) その他の配水管

(5) 家庭井戸への応急措置

各被災家庭の井戸についても早急に消毒滅菌するよう指導する。

9 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿

10 応援要請

村内で飲料水の供給を実施することができないときは、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料 13－3 参照）に基づき、次の事項を示して県に調達斡旋を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (6) その他必要な事項

11 災害救助法適用時の給水基準

- (1) 給水対象者

給水対象者は、災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

- (2) 給水期間

給水期間は、原則として災害発生の日から7日以内とするが、大災害のため引き続き給水を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

- (3) 給水量及び給水のための費用

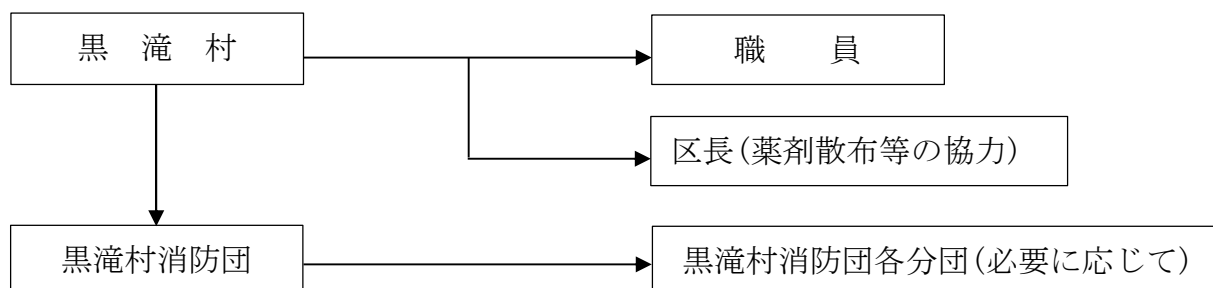
給水量は1人1日3ℓとし、支出費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上料、修繕料及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第25節 防疫、保健衛生計画

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

1 防疫体制

(1) 防疫組織



(2) 実施責任者

被災地の防疫は、村長が吉野保健所長の指導、指示に基づいて実施するものとする。ただし、村の被害が甚大で、村単独で実施が不可能又は困難なときは、吉野保健所に応援の要請をし、吉野保健所又は吉野保健所管内の各市町村からの応援を得て実施するものとする。

(3) 防疫の実施組織

村は、保健福祉課職員が中心となって必要な班を編成し、吉野保健所と緊密な連絡のもとに防疫活動を実施する。

なお、吉野保健所においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 防疫・保健活動

(1) 情報の収集

ア 被災地の状況把握

イ 資器材、薬剤等の確保及び施設の整備

(2) 防疫活動に必要な資器材の確保

ア 機械

村が保有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入れを図り行う。不足する場合は、各農家所有の噴霧器を借上げるものとする。防疫資機材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

なお、消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件を勘案し、必要な噴霧器、運搬器具などを確保、整備しておく。

イ 薬剤

村で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県に斡旋を要請するとともに業者から購入する。

- (3) 感染症患者及び病原体保有者の発生家屋内、給食施設等の清掃
- (4) 薬品及び資器材による消毒
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

- (6) 臨時の予防接種の実施

疾病のまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

- (7) 検病調査（健康診断及び検便）
- (8) 感染症のまん延時の処理

村は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年厚生省令第99号）の規定に基づき、知事の指示に従って、次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

村は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- (ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- (イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- (ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

イ 物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準等を勘案し、物件に対し必要な措置を行う。なお、消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

- (ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- (イ) 廃棄にあつては、消毒、下記の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- (ウ) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

ウ 生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたとき

は、村は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

エ 県への連絡

村長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

オ 感染症発生状況又は防疫活動の周知方法

防災放送、広報車等により、住民に周知するとともに、発生した地域の当該家屋に対する立入を禁止する。

(9) 避難所の防疫措置

ア 避難所の管理については、保健所の協力を得て食品衛生管理を行う。

イ 検疫調査については、保健所担当職員による調査を実施する。

(10) 防疫業務の実施基準

ア 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

災害の程度	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便槽及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6 kg	200g
床下浸水	50g	6 kg	200g

(注) 特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生組織等を通じて、各戸にクレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒及び飲料水(井戸)、生野菜等の消毒を指導する。

(ア) 家屋内の消毒

浸水等により汚染された家屋は、床板、柱、壁板等は水洗い後十分乾燥させ台所、炊事場及び食器棚などは、3%クレゾール水等で拭浄する。床下は通風をよくして乾燥させるが、汚泥のため乾燥しにくいときは石灰を散布する。

(イ) トイレの消毒

トイレは、3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布し、便池にはか製石灰末(消石灰)又はクロール石灰をそそぎ、十分攪拌する。

(ロ) 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地並びに溝渠には、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、塵芥は焼却する。

(エ) 患者運搬用器などの消毒

病毒に汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度3%クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布する。

(オ) 飲料水の消毒

井戸水を飲用している地域では災害の状況に応じて、飲用に適する井戸には「飲用適」、冠水等により飲用できない井戸には「飲用不適」などの標識を立て、住民に明示する。

- a 井戸の消毒は、水量の 50 分の 1 のか製石灰（生石灰）を乳状にしたもの又は水量の 500 分の 1 のクロール石灰（さらし粉：クロール石灰 5 分、水 95 分）を投入し、よくかきまわした後 12 時間以上放置する。
- b 簡易水道の消毒は、塩素消毒を強化し、管末における遊離残留塩素を 0.2ppm 以上に保持する。
- c 給水を井戸又は水道以外による場合の消毒の基準は、b に準ずる。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (トイレ)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1 戸当たり 2 ℓ 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 2 ℓ 粉剤 1 戸当たり 0.5kg	1 戸当たり 40g
床下浸水	油剤 1 戸当たり 1 ℓ 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 1 ℓ 粉剤 1 戸当たり 0.5kg	1 戸当たり 40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

(11) 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

(12) 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- ア 災害状況及び防疫活動状況報告書
- イ 検病調査及び健康診断状況記録簿
- ウ 清潔及び消毒状況記録簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫薬品資材受払簿
- カ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
- キ 防疫関係機械器具修繕支払簿
- ク 防疫経費、所要見込額調及び関係書類

ケ 患者台帳

コ 防疫作業日誌

(13) 住民

ア 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理するものとする。

イ 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

3 防疫指導等

(1) 指定避難所の防疫活動

村は、指定避難所を開設した場合は指定避難所に村職員を常駐させ、県又は吉野保健所の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者等を含めた衛生に関する自治組織を編成させ、その協力等を得て指定避難所の防疫活動を実施するものとする。

(2) 広報活動

被災地住民に対して、広報車の巡回、パンフレット・ビラ等の配布等により、災害時における感染症や食中毒予防等に関する注意事項等を周知する。

4 食品衛生管理

(1) 村

被災地における食品の衛生確保を図るため、吉野保健所や関係機関の協力を得て監視指導を実施する。

ア 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い・加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

イ 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

(ア) 滞水期間中営業の自粛

(イ) 浸水を受けた施設の清掃、消毒

(ウ) 使用水の衛生管理

(エ) 汚水により汚染された食品の廃棄

(オ) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

ウ 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う

(ア) 手洗いの励行

(イ) 食器類の消毒使用

(ウ) 食品の衛生保持

(エ) 台所、冷蔵庫の清潔

(2) [県]

ア 県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により現地指導等の徹底によって食中毒の発生を防止することになっている。

イ 県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止することになっている。

ウ 県は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請することになっている。

5 防疫・保健衛生用資器材の調達等

(1) 村

村は、防疫・保健衛生用器材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

(2) 県

県は、市町村から資器材の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。なお、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。

6 ペットの災害対策

災害の発生に伴って死亡したペットの処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は、協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

ア 移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。

イ 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

(2) 処理場所の確保について村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(3) 特定動物の逸走対策

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：トラ、ワニ等)

村は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。

ア 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

イ 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、上記アの指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、県と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

(4) 放浪犬猫の保護収容

村は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護

収容する場所の確保に努める。必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

(5) 飼養者の責務

ペット等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

7 生活衛生対策

村が宿泊施設等を指定避難所として利用する場合、県は、感染症発生防止の観点から次の対策を講じる。

(1) トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

(2) 浴槽等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第26節 遺体の火葬等計画

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村に協力を要請する。

1 実施責任者

- (1) 遺体の搜索及び処理、埋葬は、村長が警察官の協力を得て行う。
- (2) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するように努める。
- (3) 災害救助法が適用され、知事から村長に救助の委任があったときは、その状況を知事に報告する。

2 遺体の搜索

(1) 村

ア 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官、消防団等の協力を得て遺体の搜索を行う。

イ 搜索活動

村は、警察及び消防機関と協力して搜索活動を実施する。必要により地域住民の協力を得て行うものとする。

遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、身元の確認等のため、遺品については、適切に保管するものとする。

ウ 搜索の依頼

遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して搜索を依頼する。

(ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

(イ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

エ 村長は、遺体の搜索、処理、火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

(ア) 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員

(イ) 搜索地域

(ウ) 火葬施設（資料7-1）等の使用許可

(エ) 必要な搬送車両の数

(オ) 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量

エ 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するように努める。

オ 行方不明者に関する相談窓口の設置

村は、行方不明者に関する相談窓口を住民生活課に設置し、吉野警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣

その他必要事項を記録するものとする。

カ 費用の限度

遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等であって、当該地域の通常の実費とする。

キ 遺体の捜索をしようする期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 県警察（吉野警察署）

県警察（吉野警察署）は、大規模災害等により多数の遺体が収容され、死体の調査等及び検視、検案を行う必要がある場合に備え、村長が開設した遺体収容所において、死体の調査等及び検視、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めることとしている。

3 遺体の収容処理

(1) 遺体の収容処理は、消防団、警察署の協力を得て、次の事項について行う。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

ウ 検案

検案は、原則として医療救護班の医師によって行うものとする。この場合、警察官の立会いを必要とする。

エ 処理に必要な物資の調達

(2) 発見した遺体その他の事故遺体は、村長が開設した遺体収容所（資料7-2）へ収容する。

(3) 村長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、公共施設等適当な場所を準備する。

(4) 記録表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

(5) 身元不明者については、(4)の調査表を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全につとめ、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬等を実施する。

(6) 被災地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅病死亡人としての取扱いによる。

(7) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体毎に棺に表示する。

(8) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認の上引き渡す。

(9) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

(10) 変死体については、警察署へ届け出る。

(11) 相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管の上火葬する。

(12) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人

が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。

(13) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

(14) 村は、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

(15) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(16) 村地域内の埋葬のための棺、その他は村内及び最寄市町村の葬具店より購入する。

(17) 費用の限度

遺体の処理のために支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(18) 処理期間

遺体の処理を実施し得る期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

4 遺体の埋葬

災害により死亡したものであって、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合、また死亡した者の遺族のない場合は、応急処理程度の埋葬を行うものとする。

(1) 埋葬の方法

埋葬は、土葬又は火葬とする。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 災害死については、警察官から引き継ぎを受けた後に埋葬するものとする。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬を行うものとする。この場合、遺留品については、適切に保管するものとする。

ウ 遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、一時保存場所や埋葬場所等に相談窓口を設置する。

(2) 費用の限度

埋葬のため支出しうる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 埋葬の期間

埋葬を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

(4) 火葬の実施

火葬は、原則として資料7-1に掲げる施設で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼働できなくなったり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合には、県に要請し、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

5 知事への報告

村長は、遺体の処理及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告するものとする。

6 県への応援要請

村長は、遺体の捜索・処理・火葬等について、村のみで対応できないときは、次の

事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

7 書類の整備保管

遺体の処理及び埋葬を実施した場合には、書類を整備保管するものとする。

8 大規模災害発生時の県及び他市町村等の連携

- (1) 村は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県を通じて県内他市町村へ火葬等の受入れを要請する。
- (2) 県は、県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬等の受入れを要請する。
- (3) 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、村に通知する。
- (4) 村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- (5) 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、村及び他市町村で対応できない場合には、各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

第27節 廃棄物の処理及び清掃計画

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、村が実施する対策について定める。

1 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、村が実施する対策について定める。

(1) 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

また、県と連携し、がれき等の発生状況から建築物等の倒壊・損壊の被害が大きい地域及びアスベストの露出等の情報収集を行い、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者や周辺住民等へアスベストのばく露防止に関する注意喚起を行う。また、飛散防止の指導や環境モニタリングの実施を行う地点の優先順位の決定を行う。

(2) 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、できる限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

(3) 広域支援

ア 支援要請

村は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- (ア) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- (イ) 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- (ウ) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (エ) その他必要な事項
- (オ) 連絡責任者

イ 支援

他市町村より支援求められた場合は、村の処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- (ア) がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- (イ) がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- (ウ) がれき等の処理に必要な職員等の派遣

2 ごみ・し尿の処理体制

(1) 小規模災害時の体制

小規模な災害の場合は、可能な限り現有の人員、機材によって行う。

(2) 災害救助法適用時の体制

災害救助法の適用を受けた災害の場合も可能な限り現有の人員、機材によって行うことを原則とするが、必要に応じて機材等の借上げによって迅速な処理をするものとする。

(3) 甚大な災害発生時の体制

ア 支援要請

特に甚大な被害を受けた場合で収集運搬等に支障を生ずる場合は、村は県に連絡の上、近隣市町村又は県及び自衛隊からの応援を求めて緊急事態の收拾処置に当たる。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

(ア) 災害の発生日時、場所、ごみ・し尿等の発生状況

(イ) 支援を必要とするごみ等の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ) その他必要な事項

(オ) 連絡責任者

イ 支援

村が被災他市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア) ごみ・し尿等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

(イ) ごみ・し尿等の処理に必要な資機材等の提供

(ウ) ごみ・し尿等の処理に必要な職員等の派遣

(エ) その他ごみ・し尿等の処理に関し必要な行為

3 し尿処理

(1) 村

ア 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

イ し尿排出量の把握

電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集見込み量を推定し、仮設トイレの必要数を把握する。

ウ 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。

エ 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測し、県に報告する。

オ 処理作業

(ア) 村は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流

失しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。

(イ) 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿くみ取り業者に委託して収集し、奈良県葛城地区清掃事務組合の施設で処理する。

(ウ) 村は、必要により他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(エ) 村は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対して支援を要請する。

カ 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレを設置する。

(ア) 仮設トイレの設置基準

指定避難所や被災地域における仮設トイレは、おおむね 100 人に 1 基の割合で設置することとする。

(イ) 付属用品の手配

仮設トイレの必要数を確保するため、業界団体と早急に連絡をとるとともに、次の手配も行う。

①トイレットペーパー ②手洗い水 ③清掃用品 ④照明施設（屋外用）

(ウ) 衛生管理

仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等を確保し、衛生状態の保持に配慮するとともに、し尿収集業者・浄化槽清掃業者等に消毒の実施を委託する。また、設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に、日常の清掃等を要請する。

なお、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに行い、指定避難所等の衛生向上に努めるものとする。

(エ) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置に際しては、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。

キ 公共施設トイレの利用

水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促すものとする。

ク 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を広報車等により広報を行うものとする。

また、水洗トイレを使用している世帯に対して、断水時には平素から汲み置きしてある風呂水等の水を使用するよう広報を行う。

ケ 応援要請

村単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、村本部を通じて県又は他の市町村に応援を要請する。

(2) 県

ア 県は、村の要請に基づき県内各市町村及び関係団体に対し、広域的な応援を要請するとともに、応援活動の全体調整を行うことになっている。

イ 県は、当該県内でし尿の処理を行うことが困難であると認められた場合は、広

域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請することになっている。

(3) 住民

各家庭の合併処理浄化槽等が被災したときは、村の指示に従って水洗トイレは使用しないで、仮設トイレ等を使用する。

4 生活ごみの処理

(1) 村

ア 収集体制

災害の規模の特定を急ぎ、従来の収集体制が維持できない場合は、住宅密度の高い地域から収集することとし、道路交通の状況その他により夜間収集も検討する。

イ 仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されると判断される場合は、災害廃棄物の収集場所としての「仮置場」を利用し、中継して処理を図る。

ウ 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、県に報告する。

エ 村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。

オ 村は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

カ 処理作業

(ア) 村は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時を周知を行う。

なお、収集場所については、冠水等により流失又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

(イ) 村は、さくら広域環境衛生組合と協議し、ごみ処理を行うために必要な人員・収集運搬車両等の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。

(ウ) 村は、さくら広域環境衛生組合のごみ処理施設が使用不能等により処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

キ 指定避難所ごみ対策

指定避難所においては、開設規模にもよるが、初期に至っては大量のごみの排出が予想されるため、状況によっては一般収集とは別ルートでの収集を速やかに検討する。

ク 委託許可業者との協議

収集を委託する際には、あらかじめ委託許可業者と収集分担区域、収集順位、収集ルート等について協議を図るものとする。

ケ 住民への協力要請

各自治会を通じて、状況により住民に対して住民自らの処理あるいは運搬、分別等の協力を求めるものとし、あわせてごみ排出ルールの徹底を促す。

コ ごみ処理施設の復旧

(ア) 被害状況の把握と応急措置

ごみ処理施設管理者は、災害発生直後に被害状況を調査把握し、村災害対策本部へ報告するとともに、必要な緊急防御・復旧措置を施すものとする。

(イ) 広域的処理・処分

施設の早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理（村域外処理）についても検討を行う。

(2) 県

ア 県は、村の要請に基づき、焼却場・最終処分場及び仮置き場の確保を支援することになっている。

イ 県は、必要により、県内各市町村及び関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を図ることになっている。

ウ 県は、当該県内でごみの処理が困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請することになっている。

(3) [住民]

生活ごみは、分別の上、指定された日時に集積場所へ搬出する。

5 がれきの処理

(1) 村

ア 村は、倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、県に報告する。

イ 村は、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握し、県に報告する。

ウ 処理作業

(ア) 村は、がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

(イ) 村は、倒壊家屋・焼失家屋等から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。

(ウ) 村は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。

(エ) 村は、がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

(2) 県

ア 県は、村の要請に応じて、被災状況から職員を派遣し、被害の状況等の情報収集、連絡調整を行うことになっている。

イ 県は、村の要請に基づき、最終処分場及び仮置き場の確保を支援する。

ウ 県は、必要により、県内各市町村及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、全体的な調整を行うことになっている。

エ 県は、当該県内でがれきの処理が困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請することになっている。

6 死亡獣畜等の措置

(1) 犬猫の保護収容

災害により放浪する犬猫について、関係機関等と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

(2) 死亡動物・家畜の処理

ア 死亡動物の処理

災害により死亡した所有者不明の動物の処理については、処理施設が窓口となり、焼却処分あるいは必要に応じて埋立処分を行い、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

イ 死亡家畜の処理

災害により死亡した家畜（牛・馬・豚等）は、家畜の所有者が、原則として処理する。死亡家畜発見者の通報を受けた場合は、県畜産課又は県家畜保健衛生所へ連絡する。

7 廃棄物処理施設の復旧

村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧に当たっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

8 環境保全対策の推進

村及び県は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第28節 ボランティア活動支援計画

村及び県は、村及び県の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

1 災害ボランティア本部の設置

- (1) 村は、村社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。
- (2) 県は、県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、奈良県災害ボランティア本部は、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について村災害ボランティアセンターの支援を行う。

2 ボランティアの受入対応

- (1) 村は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受入対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- (2) 県は、被災地でのニーズの把握に努め、災害対策本部及び村と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。
- (3) 県は、「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受入等情報発信を行う。
- (4) 村及び県は、村及び県の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。
- (5) 県及び県から事務の委任を受けた村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 情報収集・情報提供

- (1) 村は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、村災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

- (2) 県は、災害ボランティア本部及び村災害ボランティアセンター、ボランティア団体・NPO 等関係機関・関係団体から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報・交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供を行う。
- (3) 村及び県は、村及び県の社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ICT や SNS の活用を図る。

4 感染症対策

「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO 等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD））、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協 VC の考え方～」（令和2年7月9日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

第29節 災害救助法等による救助計画

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

1 救助の種類

村は、災害により一定規模以上の被害が発生した場合には、県に対して災害救助法の適用を求め、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

また、災害救助法に基づく救助に関する事務は、知事が事務の一部を村長が行うこととする場合に、委任される。救助の委任を受けない事項についても、村長は知事を補助して救助を実施する。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び出産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 被害認定

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するに当たり必要不可欠のものであるため、迅速かつ適正に行わなければならない。

村は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくよう努める。

■ 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき実施する。

判定する住家の被害の程度は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」

(令和2年12月4日公布・施行)により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」の6区分となった。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊 (世帯)	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）第2条第2号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

3 適用基準

災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めたときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。

(1) 住家が滅失した世帯数が、次の表の1号基準の世帯数以上に達したとき。（災害

救助法施行令第1条第1項第1号)

(2) 被害世帯数が、1号基準に達しないが、奈良県の区域内被害世帯数が1,500世帯以上で、本村の被害世帯が2号基準に示す世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)

(3) 被害世帯数が、(1) 又は(2) の基準に達しないが、奈良県の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で本村の被害世帯数が多数であるとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)

(4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)

(5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当すること。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

なお、被害世帯数の換算は、次による。

ア 住家の全壊、全焼、又は流失は、1世帯を、1滅失とする。

イ 住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯で、1滅失1世帯に換算する。

ウ 住家の床上浸水3世帯をもって、滅失1世帯に換算する。

■ 災害救助法適用基準

	人口 (人) (R2国勢調査)	適用基準(滅失世帯数)		備考
		1号基準	2号基準	
黒 滝 村	623	30	15	※適用基準 1号基準 市町村毎に当該基準以上の世帯数滅失で適用 2号基準 県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用

4 災害救助法の適用手続

村長は、村における災害の程度が、適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに、その旨を知事に報告する。

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

しかしながら、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することにする。

6 災害報告

(1) 県への報告

災害が発生した場合に、どのような被害が生じているかを調査把握し伝達するこ

とは、その後に行われる救助活動の基本となるものであり、災害救助法の適用の判断に必要な基礎資料となるものである。

村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに県に報告しなければならない（被害報告基準については、資料11-1を参照）。

なお、おおむね次に定める程度のものは、すべて県に報告しなければならない。

ア 災害救助法の適用基準に該当するもの

イ その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの

ウ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの

エ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの

オ その他特に報告の指示があったもの

(2) 報告責任者の指名

ア 村は、被害状況の報告を行うための責任者（災害報告主任）として総務課長を、またその補助者（災害報告副主任）として総務課の係長以上の者をもってこの任に当たらせるものとする。

イ 村は、上記アの災害報告主任及び災害報告副主任を県に報告しておかなければならない。また、交替した場合も同様とする。

ウ 災害報告主任及び災害報告副主任は、村の被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものとする。

7 救助の実施

(1) 村の実施事務基準

ア 村は、災害救助法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うこととする場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。

イ 村は、村が行う事務以外の、知事が行う救助についても、補助するものとする。

(2) 県への報告

村は、村が行った救助の実施状況を県に報告するものとする。

(3) 村の自主着手

村は、上記(1)アの場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができる。また、その状況を県に報告し指示を受ける。

8 費用

災害救助法第33条により救助に要する費用は、県が支弁する。ただし、同法第36条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。

9 災害救助法の規定による記録の作成、保存

災害救助法が適用され、同法に定める諸種の救助を実施したときは、その記録を作成し、保存するものとする。

10 災害救助法適用に至らない災害への救助

災害救助法の適用に至らない非常災害が発生した場合には、救助を必要とする者に対して、必要最小限度の範囲内において、次により応急的な救助を行うものとする。

(1) 小災害救助内規に該当する小災害の救助

「小災害救助内規」の規定に基づき、住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して応急救助を行う。

ア 救助の範囲

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）し、又は床上浸水等により被害を受けた世帯数が20世帯以上に達したとき。

イ 救助の程度

村長は、この内規の適用を決定したときは、速やかに県知事に対し県における「小災害に対する救助内規」の適用を申請し、次の各号の救助を行う。

(ア) 県における「小災害に対する救助内規」に基づいて支給される衣服寝具等の救助物資を配分

(イ) 食品の給与と飲料水の供給

(ウ) 避難所の設置

(エ) 被災者の救助及び救護

(2) 小災害救助内規に該当しない小災害の救助

小災害救助内規に該当しない小範囲の災害が発生した場合における応急救助事務については、災害の状況に応じて本計画に基づいて実施するものとするが、その他各課の平常業務に関連する事項の処置については、その都度村長の指示により行うものとする。

第30節 文教対策計画

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。

また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。

併せて、児童・生徒等が教育を受けることができるよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

1 実施責任者

村長（災害対策本部を設置した場合は本部長）及び村教育委員会とし、村立小・中学校の応急教育並びに村立文教施設の応急復旧対策を行うものとする。学校ごとの災害発生に伴う措置については、校長等が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

また、学校法人にあっても、この計画に準じ、文教対策を実施しなければならない。

2 児童・生徒等の安全確保

(1) 防災計画の策定

小学校、中学校等学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、村地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1) 防災体制に関する内容

ア 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）

イ 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）

ウ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

ア 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）

イ 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）

ウ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

ア 防災教育の推進及び指導計画の作成（「本編 第2章 第6節 防災教育計画」参照）

イ 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

ア 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数

の避難経路、避難場所の設定)

イ 防災(避難)訓練指導(実践的で多様な訓練の実施)(「本編 第2章 第6節 防災教育計画」参照)

ウ 児童・生徒等の安否確認

エ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

(5) 緊急時の連絡体制及び情報収集

ア 教職員及び保護者への連絡体制(複数の連絡方法の整備)

イ 関係機関(消防、警察、医療機関等)への連絡体制

ウ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集(災害の内容や規模、地域の被害状況等)

(6) 学校等が指定避難所になった場合の対応

ア 教育部及び地域との連携体制(施設開放の手順の確認等)

イ 施設開放区域の明示

ウ 避難所支援体制(避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等)

(7) 防災上必要な教育及び訓練の実施

ア 児童・生徒等にあらゆる機会を通じて防災上必要な安全教育の徹底を図るものとする。

イ 関係職員を教育するための講習会、研修会を開催するとともに、県その他関係機関の開催する防災講習会等には積極的に職員を派遣するものとする。

ウ 学校等においては定期的に避難訓練を行い、災害発生時における児童・生徒等の避難の安全を期するとともに、関係職員に対し避難指導、救助等の訓練(図上訓練、指導者演習を含む。)を実施するものとする。

(8) 文教施設、設備等の防災措置

ア 学校その他教育機関の建築物の建設あるいは改築に当たっては、不燃堅牢な構造に努めるものとする。

イ 災害発生時において迅速かつ適切な消火、避難及び救助が実施できるよう、消火、避難及び救助に関する施設、設備及び救急医療用資材等の設備、備蓄に努めるものとする。

ウ 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所の補強修理に努めるものとする。

エ 化学薬品、その他の危険物については、転倒防止策等の適切な災害予防措置を講ずるものとする。

3 応急措置

(1) 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

ア 校内での応急対応

(ア) 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。

(イ) 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難(避難経路・避難場所)の指示を行う。

(ウ) 非常持ち出し品の搬出を指示

- (エ) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討するとともに、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

イ 登下校時の応急対応

- (ア) 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- (イ) 避難場所の安全を確認、確保するとともに、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
- (ウ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

ウ 学校行事（校外）における応急対応

- (ア) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - (イ) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
 - (ウ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。
- (2) 村立の小学校、中学校では、被害状況等を村教育委員会に報告し、報告を受けた村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

4 応急教育の実施

- (1) 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、村教育委員会と連絡の上、被害の状況に応じ休校、又は、短縮授業等の応急教育を実施する。

ア 応急教育への対応

- (ア) 村教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、村教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

- (イ) 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、村教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- (ウ) 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地など仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。
- (エ) 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、村教育委員会と相談して教員の確保に努める。

イ 児童・生徒等及び保護者への対応

- (ア) できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- (イ) 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- (ウ) 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

ウ 休校（園）措置

災害発生時間、災害の状況等に応じて、次のような措置を速やかに講じるものとする。

- (ア) 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件の場合、学校長等は村教育委員会と協議し、必要に応じて休校（園）措置をとるものとする。
- (イ) 児童・生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、集団下校させるものとする。
- (ウ) 低学年児童にあつては、教師が地区別に付添う等の措置をとり、児童の安全を図るものとする。
- (エ) 幼児にあつては、保護者に連絡して確実に引き渡すものとし、状況によっては園で保護するものとする。
- (オ) 休校（園）措置を登校（園）前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他確実な方法をもって児童・生徒等の家庭に徹底させるものとする。

(2) 教育施設の確保

村教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。

- ア 校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、空き教室、屋内体育館等を利用するものとする。
- イ アの場合でなお不足する場合は、二部授業の方法をとる。
- ウ 校舎の全部又は大部分が利用できない場合は、公共施設を利用して授業を行うものとする。
- エ 利用すべき施設がない場合は、応急仮校舎を建設し、授業を行うものとする。
- オ その他振替授業、二部授業、講堂の間切り利用、学級の臨時編成替等の方法で、できる限り教育活動に支障をきたさないよう配慮するものとする。

(3) 避難

- ア 学校等が住民の避難所として利用される場合は、災害の状況に応じて児童・生徒等と避難者との住み分けなど必要な措置を講ずるものとする。
- イ 指定避難所の運営に当たっては、あらかじめ学校ごとに避難所運営マニュアルを作成しておき、教職員等が交代で避難所運営を支援するものとする。
- ウ 児童・生徒等の集団避難については、避難先（収容施設）への輸送方法、教育、保健衛生及び給食等の方法について、あらかじめ計画をしておくものとする。

(4) 臨時予防接種等の実施

災害の状況に応じて、教職員及び児童・生徒等に臨時予防接種、健康診断等を実

施するよう配慮する。

(5) 応急教育実施上の留意すべき事項

応急教育を実施する場合にあっては、次の事項について留意するものとする。

- ア 教科書、学用品の損失状況を考慮の上、児童・生徒等に対し過度の負担にならないよう留意する。
- イ 学校以外の施設を利用して授業を行う場合にあっては、その効率化、児童・生徒等の保健等に留意する。
- ウ 通学路等の安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において児童・生徒等を災害から保護するために、村長は関係者と緊密な連携をとり、次のような対策を講ずる。

(ア) 災害危険箇所の実態把握

災害危険箇所の実態を把握し、村長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

(イ) 保護者、自主防災組織等への協力依頼

状況により、保護者又は自主防災組織等に児童・生徒等の学校等までの送り迎え、あるいは引率等の協力を依頼する。

(6) 教員の確保

校長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理に当たるものとするが、その実施が不可能な場合は、村教育委員会は臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。村教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と連絡をとり、教職員の確保に努める。

5 児童・生徒等に対する援助

(1) 教科書及び学用品の給与

ア 村

(ア) 被災児童・生徒等の掌握並びに所要教科書等の掌握の方法及び配分

- a 校長等は災害後直ちに学校職員を動員し、被災児童・生徒等並びに所要教科書、文房具、通学用品の調査を行い、その結果を村教育委員会に報告する。
- b 学用品の支給に当たっては、学校長を通じて配分する。

(イ) 災害救助法による学用品の給与基準

災害救助法については、「本章 第29節 災害救助法等による救助計画」参照。

イ 県

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査することになっている。

調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して教科書等の学用品を給与するため、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講ずることになっている。

(2) 転出・転入の手続き

村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾

力的措置をとる。

(3) 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

6 学校給食の実施

(1) 被害状況等の調査報告

現在、学校給食センターにより村内の小中学校及びこども園に給食を実施しているが、災害発生時には速やかに給食関係の被害状況を掌握するとともに、給食施設の被害状況を調査し、報告するものとする。

(2) 給食の実施

村教育委員会は、次の点に留意し、応急給食を実施するものとする。

ア 施設等に被害があった場合、食中毒など衛生管理に十分に配慮した上で、できる限り学校給食を継続して実施するものとする。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

(ア) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため、炊出しに学校給食施設を使用したとき。

(イ) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(ウ) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。

(エ) 給食物資の調達が困難なとき。

(オ) その他教育の実施が外因的事情により不可能なとき。

(カ) 給食の実施が適当でないと認められるとき。

なお、この場合、給食再開に当たっては、衛生管理には十分注意する。

イ 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

(3) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者の炊出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と、被災者炊出しとの調整に留意する。

(4) 被害物資対策

村教育委員会は、被害を受けた給食用原材料の状況を取りまとめ、県教育委員会に報告するとともに、その物資の処分方法等について県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておくものとする。

7 書類の整備保管

学用品の給与を実施したときは、次の書類を整備し保管するものとする。

(1) 救助実施記録日計票

(2) 学用品の給与状況

(3) 学用品購入関係支払証拠書類

8 こども園対策

こども園の災害予防対策、応急対策については、学校等の災害予防対策、応急教育対策に準じて措置するものとする。

第31節 文化財災害応急対策

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 被害状況の把握

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、村を通して県へ報告する。

なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は村を通して、その旨を県に報告する。県は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。

2 被害状況の調査と応急措置

- (1) 県は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。
- (2) 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。

3 復旧対策

村企画政策課は、下表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者等とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国、県指定文化財については、県教育委員会の指導を受ける。

■ 文化財災害応急処置

災害別	種別・応急対策
1 火災	1 焼損 素材がもろくなっている場合が多いので、取扱いは県の指示に従う。 2 すす、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。 3 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。 状況に応じ県の指示に従う。
2 風水害	1 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。 2 水損 火災の水損に準ずる。 3 崖崩れ等による建造物の傾斜

災害別	種別・応急対策
	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民族指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

4 大規模災害における応急対策

(1) 村

災害の規模が大きく、本村限りでは応急対策がとれない場合は、県に支援を要請する。

(2) 県

奈良県下において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県への応援を要請することになっている。

＜個別項目＞

第32節 河川施設応急対策

河川管理施設の応急対策として、被災直後の巡視、確認、点検を行い、応急的な対策を講じる。

1 河川施設

(1) 応急措置

河川管理者は、災害の発生後直ちに河川管理施設等の緊急点検を行い必要な措置を講ずる。

(2) 応急復旧

応急の措置が完了した場合は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第33節 土砂災害応急対策

災害発生時には、各施設の管理者は応急措置、応急復旧に取り組む。また、被害の拡大や二次災害防止のため、崩壊やその兆候がみられる箇所については、最優先で対応する。

1 応急措置

村は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、施設管理者等との連携により被害の拡大防止対策に着手する。

(1) 砂防施設

砂防指定地（資料10－4）に対して施設管理者との連携により次の措置をとる。

ア 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

イ 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

ア 危険区域に位置する人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地すべりにより、下方の人家、集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

イ 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

ウ 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

エ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 危険箇所（資料10－3）に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

イ 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

ウ 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域

での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動

村及び県は、二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

第34節 大規模土砂災害応急対策

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した近隣市町村（五條市、十津川村等）の深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、県及び国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講じる。

1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

(1) 大規模崩壊の検知

村は、国土交通省の大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で近隣市町村で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、近隣市町村との間で情報共有に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の収集・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国若しくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報が通知された場合、通知された土砂災害緊急情報に基づき、村長は、災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

2 緊急工事

(1) 監視体制

大規模土砂崩壊地の監視体制は国と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

(2) 緊急対策工事

大規模土砂崩壊の緊急対策工事は、国と連携を図りながら、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、緊急対策工事として適切な工法により実施する。

第35節 被災宅地の危険度判定

豪雨により大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

1 二次災害の軽減・防止対策

村は、県の協力を得て、豪雨災害で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、村災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県支援本部と連携して実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難所等の防災上重要な宅地については、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

庁舎・指定避難所等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県及び村職員以外の被災宅地危険度判定士に要請する。

第36節 山地災害応急対策

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

1 山地防災ヘルパー

県は、民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、治山事業を十分に認識し、地域の森林実態に詳しく、かつ、過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者、又は過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者、若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者であり、ボランティア的な性格を有している。

山地防災ヘルパーの活動は、(1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握、(2) 台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、(3) 台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

村は、これらの山地防災ヘルパーや県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第37節 火災応急対策

奈良県広域消防組合及び村は、実際に火災が発生した際には初期消火活動や消防活動を行うが、村内の消防力をもってしても対処しきれなくなる可能性もあるので、他消防本部からの応援体制の整備も必要である。

1 一般火災応急対策

(1) 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、村は、奈良県広域消防組合及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(2) 村

ア 救急活動

(ア) 村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携の上、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(イ) 奈良県広域消防組合と連携して医療機関の受入状況を確認の上、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(ウ) 村は、奈良県広域消防組合と連携して道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

イ 救助活動

(ア) 村は、奈良県広域消防組合及び消防団の全機能を挙げて救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

(イ) 村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(ウ) 村は、各防災関係機関との連携を図り、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

ウ 応援要請

(ア) 県内の消防応援協定

a 村の消防力では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定及び近隣市町村との消防相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

b 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、次表のとおり緊急消防援助隊奈良県大隊応援等実施計画に定める代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定各消防本部へ行う。

■ 奈良県

時間帯別	連絡・要請 窓 口	西日本電信電話株式 会社 電話番号	西日本電信電話株式 会社 FAX番号	消防無線 呼出名称
昼 間	消防救急課	0742-27-8423	0742-27-0090	防災 奈良県
夜 間	宿日直室	0742-27-8944	0742-23-9244	

■ 消防本部

機関名		時間 帯別	連絡・ 要請 窓 口	電話番号	電話 FAX 番 号	衛星系 TEL ・ 防災 FAX	無線 呼出 名称
代行 消防本部	奈良県 広域消防組合 消防本部	昼間 夜間	警防課	0744- 26-0118	0744- 46-9113	029-550-11 029-550-21	

(イ) 明示事項

応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- a 災害の発生日時、場所及び状況
- b 必要とする人員、車両及び資機材等
- c 集結場所及び連絡担当者
- d その他必要事項

(ウ) 他県への応援要請

村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、代表消防本部を通じて知事に対し応援の要請を行う。

a 緊急消防援助隊の要請

大規模災害（緊急消防援助隊要綱第4条第1項に規定する災害）が発生した場合、村長は、消防組織法第44条の3に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を知事に対し行う。

b 広域航空消防応援

大規模な地震、風水害、林野火災等の災害が発生し、ヘリコプターの使用が有効と考えられる場合、消防組織法第44条の3の規定に基づき、村長は知事に対し「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請を行う。

なお、応援を要請した場合、同時に奈良県広域消防組合へも連絡を行うものとする。

(a) 対象とする災害

広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次のいずれかに掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

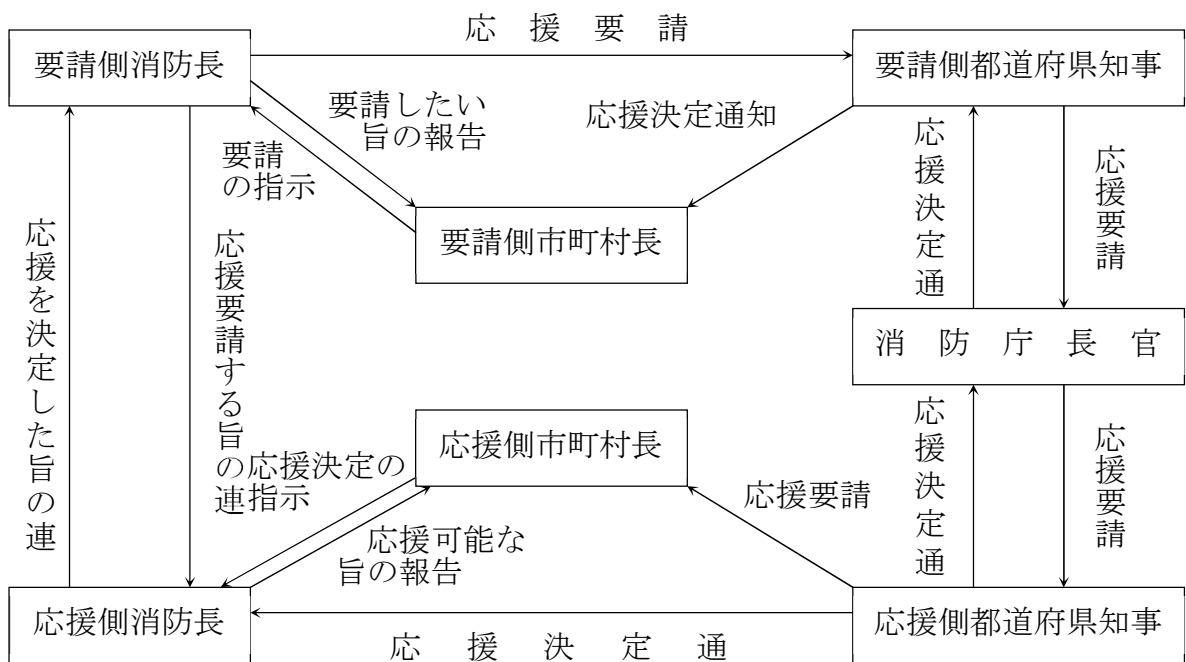
- ・大規模な地震、風水害等の自然災害

- ・ 山林、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- ・ 航空機事故等集団救助救急事故
- ・ その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

(b) 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として電話、無線、FAX 等により行い、後日、正式文書を送付する。

■ 広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



(c) 費用の負担

応援に直接要するヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請側である村が負担する。

(e) 応援受入体制の整備

村は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成しておくものとする。

- 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- 資機材の手配
- 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

(3) 県

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、必要に応じて「大規模特殊

災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行うことになっている。

(4) 奈良県広域消防組合

奈良県広域消防組合下市消防署長は、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、村、消防団及び吉野警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 住民等の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏洩等により火災が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 消防団、住民等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

(5) 消防団

ア 組織及び消防力

黒滝村消防団の組織及び消防力については、資料9-1のとおりである。

イ 活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として全分団が出動し、消防団長の指揮の下、奈良県広域消防組合と協力して次の消防活動を行う。ただし、団長等が、火災の状況等により一部の分団に限定した場合は、この限りでない。また、奈良県広域消防組合が初期に出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

(ア) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

(イ) 避難誘導

避難の指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をと

りながら住民を安全な場所に避難させる。

(ウ) 救急救助活動

奈良県広域消防組合による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

ウ 災害配備

消防団の配備については、資料9-2のとおりとする。

(6) 住民、自主防災組織、事業所

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

ア 住民

(ア) 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(イ) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

イ 自主防災組織

(ア) 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(イ) 消防隊（奈良県広域消防組合、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(ウ) 独力で救助可能な場合には、自主的に被災者の救助を行う。

ウ 事業所

(ア) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防火措置を講ずる。

(イ) 災害拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- a 周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとる上で必要な情報を提供する。
- b 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- c 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

2 防御対策

(1) 消防隊の出動

火災を覚知し、その出動指令により出動し現場到着後、現場の状況を的確に把握し、奈良県広域消防組合と情報連絡を密にして防御活動の適正を図り、被害の軽減に全力を挙げるものとする。

(2) 出動体制区分

出動区分		内容
火災出動	第 1 出動	火災を覚知（火災と認定される受信も含む。）すると同時に出動するもの
	第 2 出動	1 特別消防対象物の火災に出動するもの
		2 火災が拡大し、又はそのおそれがあり、第 1 出動では鎮圧しがたい場合に 出動するもの
		3 気象状況、密集地等地理的条件、その他の状況から火災が拡大し、又は そのおそれがあると認められる場合に 出動するもの
第 3 出動	第 2 出動に相当する火災がさらに拡大し、又はそのおそれがあり、現場の 最高責任者からの要請により出動するもの	
警戒出動		1 火災と紛らわしい通報の受信又は怪煙の発見により、調査及び警戒の 必要がある場合に 出動するもの
		2 災害の発生が予想され、特に警戒の必要があると認められる場合に 出動するもの
応援出動		消防相互応援協定に基づく要請又は奈良県広域消防組合下市消防署長の指 示により出動するもの
救急出動		救急事故の覚知（救急事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に 出動するもの
救助出動		1 救助事故の覚知（救助事故と認定される情報の受信を含む。）すると同 時に 出動するもの
		2 救急出動した救急隊より消防無線等にて救助隊の要請があれば出動す るもの

(3) 動員体制

火災等が発生しその規模が拡大するおそれのある場合、防御活動及び警備体制に万全を期するため、奈良県広域消防組合下市消防署長が消防職員の非番者（日勤者を含む。）の動員を行い、消防団長が消防団員の動員を行う。

(4) 招集計画

火災等の災害時その規模に応じて、次表により職・団員の招集を行うものとする。

区分	奈良県広域消防組合	消防団
第1出動	非常招集連絡表により日勤者及び非番者のうち第1出動の職員が出動する。	全消防団員が出動する。
第2出動	非番職員全員が出動する。	
第3出動		

3 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、災害の規模、形態に応じて、次の基準に基づき設置する。

設置の基準
① 家屋密集地域の火災で延焼拡大のおそれがあると認められる場合
② 特定防火対象物及び危険物施設の火災で二次的災害の発生するおそれがあると認められる場合
③ その他奈良県広域消防組合下市消防署長が必要と認めた場合

4 異常時の火災防御体制

乾燥注意報発令時及び強風時などの気象条件により、大火が発生するおそれのある場合の火災防御対策は、次によるものである。

(1) 飛火警戒隊の編成

強風下の火災及び大火により飛火警戒の必要があると認められる場合、指揮本部の長は、非番職員又は消防団員に飛火警戒隊を編成し、飛火による延焼防止を図る。

ア 飛火警戒の要領

飛火の警戒は、必要により警戒待機隊及び警戒巡回隊に区分し、警戒待機隊は重要方面に消防車を配置する。また、巡回隊は、簡易消火器具等を積載し重要方面を巡回し、飛火の早期発見と火災防止のため、付近住民に対し注意を呼びかける。

イ 飛火警戒隊の配置基準

飛火警戒の範囲は、風向、風力、湿度、温度、燃焼物件等により限定できないが、通常次の基準により配置する。

配置基準	
①	風速4m以下は、火災現場直近
②	風速5m以上10m未満は、おおむね500m以内
③	風速10m以上は、おおむね1,000m以内

※この数値は、気象状況等により増減する。

(2) 火災防御線の設定

火災が延焼拡大し、大火に進展したときは、現場指揮者は機を失することなく、風向、風力、燃焼物等を考慮し、地区内の耐火建築物、幹線道路、河川、公園、広場等を基準とし、防火線を設定する。

(3) 人命救助

災害現場において生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明とする者の有無を検索し、危機に瀕する者がある場合は、防御活動に優先して人命救助活動を行うものとする。

(4) 増援部隊の要請

延焼拡大し、大火が予想され全出動隊（消防職員、団員）及び関係機関並びに地域住民の協力を得ても防御困難と判断したときは、増援部隊として消防広域相互応援協定市町村に出動を要請するとともに、必要により県知事等に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

5 強風時の火災防御

(1) 火災警報発令時の予防措置

ア 火災発生未然防止を図るため広報車により広報を行うとともに、住民に対し火気使用制限の指導に当たる。

イ 村内消防団各分団に連絡し、それぞれ分団の管轄する地元住民に対し、消防車により広報活動を行い、火災の予防に当たる。（乾燥注意報発令時もこれに準ずる。）

ウ 奈良県広域消防組合（消防団）は、有事に備え消防機械器具の点検を実施し、防御の万全を図る。

(2) 防御要領

ア 消防隊の出動

出動体制区分に基づく第2出動とし、出動分隊の出場途上又は現場状況報告により直ちに第3出動及び飛火警戒体制をとるものとする。

イ 防御活動

(ア) 出動分隊は、装備の無線を活用し部隊の合理的な運用を図るとともに、風向、風力による延焼面及び重要方面の延焼阻止を第一とする。

(イ) 出動分隊は、災害現場直近の有効水利（消火栓）のほか、水量豊富な自然水利を重点に部署する。

(ウ) 現場指揮者は、飛火警戒隊（消防団）の配置指示を行い、飛火による火災発生を防止を行う。

(エ) その他警戒配置等は、4(1)アの飛火警戒の要領に準ずるものとする。

6 断・減水時の火災防御

長期にわたる降雨量の不足及び水源地及び浄水場の異常事態が起因する広域的な消火栓の使用不能並びに自然水利の減少等に際し、火災が発生すれば大火災が予想される。このような条件下における防御につき、その対策を次により講ずるものとする。

(1) 事前対策

ア 浄水場において仕切弁の開閉により給水制限をしているときは、火災発生時仕切弁を操作し増水するよう、関係者と事前協議しておくものとする。

イ 自然水利の確保

池、水槽、河川、プール等の自然水利の利用方策の再検討及びこれら水源を確保するものとする。また、消防車両が接岸できる進入路の整備を図るものとする。

(2) 予防対策

火災発生した場合の拡大危険条件に直面している場合、火災発生の未然防止をする必要があるため、断・減水地域周辺に対し予防広報を行うものとする。

(3) 防御要領

ア 出動部隊は、異常時の出動体制区分に基づく第2出動を初動出動とし、出動途上及び現場の状況判断により増減する。

イ 現場直近の貯水池及び防火水槽等の水量豊富な水源に部署し、奈良県広域消防組合と消防団が連携し、中継送水により平常時の筒先口数の確保に努めるものとする。

ウ その他気象条件等による大火様相時における防御要領は、異常時の火災防御体制の要領によるものとする。

7 特殊火災防御計画

重要文化財及び危険物等の特殊火災に関する予防及び防御体制は、次によるものとする。

(1) 国宝・重要文化財の火災防御

ア 予防業務

(ア) 防火指導

国宝・重要文化財建造物については、定期的に行うほか、毎年1月23日から1月29日までの文化財防火週間に特別査察を行い、併せて消火訓練を実施し、関係者及び住民に対し文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

(イ) たき火、喫煙の制限

必要と認める建造物の付近を制限区域に指定し住民に告示するとともに、制札の掲出を行うものとする。

(2) 危険物火災防御

爆発、引火及び発火のおそれのある危険物等を大量貯蔵・取扱建物又は施設の位置、構造等の実態を常に把握し、これらによる災害の予防と防御に関する対策は、次のとおりとする。

ア 予防対策

(ア) 法令に基づく査察を年間を通じて、定期的・随時又は特別に区分して実施し、防火指導に当たる。

(イ) 危険物取扱者を対象に講習会及び研修会を行い、直接の従事者に指導教育を行う。

(ウ) 春の火災予防運動期間に街頭における危険物輸送車両の取締り又は給油所等の巡回防火指導を実施する。

イ 防御対策

(ア) 危険物関係の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止を第一とする。

(イ) 現場指揮者は、対象物（施設）の防火管理者（危険物取扱者）又は責任者から状況を聞き、爆発物等の危険度を察知し、又は判断して危害防止に努める。

(ウ) 油脂火災に際しては、化学消火剤による消火を結集し、他の注水は火災鎮滅後とし、火元タンク等の冷却と付属施設への延焼拡大防止に当たることを原則とする。

(エ) 未燃焼の油槽缶（ドラム缶）等については、移動分離する。

(オ) 火災の状況等により判断し、爆発飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備する。

ウ 消火薬剤の調達

奈良県広域消防組合が保有している消火薬剤（エアーホーム等）では制圧できないと判断される火災に際しては、消防相互応援協定都市から緊急調達を手配する。

8 その他事故等に対する応急対策計画

引火・衝撃などにより爆発事故を伴うLPガスに対しその事前及び事故の応急対策は、次のとおりとする。

(1) 液化石油ガス対策

住民生活に直結しているガスであり、当ガスを大量に貯蔵し充填している施設で事故があった場合の対策は次による。

ア 消火作業は、必ず風上に部署し数口集中し、タンクの冷却注水を行う。

イ 防御隊員は、遮へい物を利用し遠隔注水を行い、必要以上に接近しない。

- (3) 漏洩直後の着火、爆発の場合は、生ガスの流動はないが、輻射熱によって次々とボンベが爆発を起こし、一挙に火面が拡大し容器の破片等が飛散する危険があるため、隊員の保護を考慮するものとする。

9 多数傷病者事故に対する災害応急対策計画

多数の傷病者が発生した災害や各種の事故については、次により対処する。

(1) 対象災害

次に掲げる災害又は事故による傷病者を対象とし、通常の出動体制では対処できないときに適用する。

ア 地震等の災害

イ 自動車、航空機等の大規模事故

ウ 火災、爆発等の大規模事故

エ 危険物、ガス、放射性物質、毒劇物等の流出又は漏洩の事故

オ 前各号以外の突発的事故で奈良県広域消防組合下市消防署長が必要と認めるもの

(2) 実施方法

救急活動（搬送時）にあつては、負傷者の状況、救護所や診療所に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、現場救急処置を施す必要がある者が多数いるときは、「集団救急事故時の救急業務計画」に基づき活動する。

また、現有の消防車両や人員では処置が困難なときは、隣接市町村の消防関係機関に応援を要請する。

具体的な方法は、「集団救急事故時の救急業務計画」に準ずるものとする。

ア 出動体制

イ 活動の原則

ウ 各隊の活動区分

エ 指揮所の設置

オ 現地救護所の設置

カ 報告、広報

キ 非常招集

ク 関係機関等の連絡調整

ケ 村本部との連携

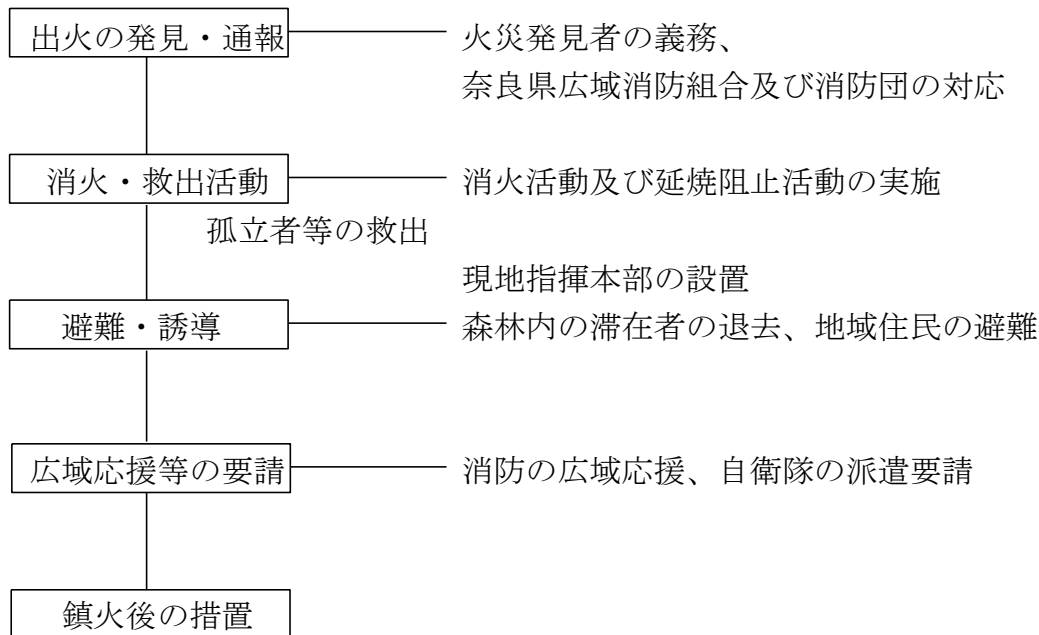
(3) 事故処置

村長は、関係部に迅速な事態の収集を行わせ、その結果を県知事に報告するものとする。

第38節 林野火災応急対策

林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、火災の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、村は、林野所有（管理）者、地域住民、奈良県広域消防組合及び消防団、県、その他関係機関と連携して消火・救助活動に当たる。

1 応急対策フロー図



2 火災の発見・通報

(1) 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに奈良県広域消防組合に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合に限り、奈良県広域消防組合及び消防団が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

(2) 奈良県広域消防組合及び消防団の対応

通報をうけた奈良県広域消防組合は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

ア 消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

イ 森林の管理者（森林管理署、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

ウ 県消防救急課

消防防災ヘリコプターの緊急運航

エ 吉野警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

オ 村

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の市町村に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係市町村に連絡し、協力を要請する。

3 消火・救出活動

(1) 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防団、消防隊は、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア 情報収集

消防団、消防隊は、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防団、消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ 出動は、通報内容により出動区分を判断し、現場到着時の状況により出動隊を増減する。

ウ 消防団出動は、現場指揮者の状況判断により、第2・第3出動を要請するものとする。

エ 山林火災の防御活動が長時間（長期間）にわたると判断されるときは、食料、飲料水、医療機材の補給対策を考慮するものとする。

オ 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

カ 消火活動の実施

消防団、消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要あれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

(3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たる。

(4) 現場の状況によっては、関係機関及び付近住民の協力を要請する。

- (5) 延焼拡大が甚だ著しく、消防隊（消防職・団員）及び関係機関の協力を得ても防御困難な場合は、消防相互応援協定市町村の応援を要請するとともに、必要により村長から県知事に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請をする。

なお、自衛隊の派遣要請については、「本章 第14節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）」による。

- (6) 消防隊は、幹部の指揮統制のもと防御に当たり、行動は常に部隊行動とし、個人行動は避けること。

- (7) 火災が鎮火した後、部隊毎に集結し、人員、資機材等点検した後、奈良県広域消防組合本部長（奈良県広域消防組合下市消防署長）に報告し、指示により引き揚げるものとする。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報をうけたときは直ちに、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

(2) 地域住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

5 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

奈良県広域消防組合本部長は、奈良県広域消防組合単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近隣の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行うことになっている。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

6 鎮火後の措置

奈良県広域消防組合は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒に当たる。

森林所有（管理）者は、焼失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

村長は、そのための指導を行う。

第39節 原子力災害応急対策

奈良県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

1 情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災放送等により村へ速やかに伝達する。

2 広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

県は、村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等とのべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災放送その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

村は、県から収集した情報を防災放送、広報車、緊急速報メール、こまどりケーブル等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

村は県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

村は、原子力災害の発生時において、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの結果を入手し、速やかに公表する。

また、必要に応じて村内でも環境放射線モニタリングを実施し、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

4 その他の対策

村は、県と協力し、国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制のあり方等について検討していく。

5 県外からの避難者の受入れ

村及び県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等により、可能な限り要請に応じるものとする。

村は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。

村及び県は、入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図るものとする。

1 災害復旧事業計画

- (1) 村及び県は、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。
- (2) 公共施設の災害事業復旧計画は、おおむね次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画	
(ア) 河川災害復旧事業計画	(オ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
(イ) 砂防施設災害復旧事業計画	(カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	(キ) 下水道災害復旧事業計画
(エ) 道路災害復旧事業計画	(ク) 公園災害復旧事業計画
イ 農林水産業施設災害復旧事業計画	カ 公立学校施設災害復旧事業計画
ウ 都市災害復旧事業計画	キ 公営住宅災害復旧事業計画
エ 水道災害復旧事業計画	ク 公立医療施設災害復旧事業計画
オ 社会福祉施設災害復旧事業計画	ケ その他の災害復旧事業計画

- (3) 災害復旧事業の実施に当たって、次の事項に留意する。

ア 村及び県は、被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

イ 被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。

ウ 事業の実施に当たり、ライフライン機関とも連携を図ること。

エ 奈良県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、村、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、村及び県は、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携の上、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

オ 指定区間外の国道の災害復旧に当たり、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当と認められる場合又は府県の区域の境界に係る場合においては、国の権限代行制度を活用する。

カ 重要物流道路（代替・補完路含む。）に指定された地方道の災害復旧に当たり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が村及び県に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。

キ 指定区間内の一級河川における災害復旧に当たり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。

ク 指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資す

る河川管理施設の災害復旧を行うに当たり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。

第2節 被災者の生活の確保

村は県及び関係機関と連携して、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

村長は、災害対策基本法第90条の2に基づき、村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から罹災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

村長は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、村は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

被害認定基準については、「本編 第3章 第29節 災害救助法等による救助計画」参照。

2 感染症対策

(1) 罹災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組みを実施する。

ア 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

イ 交付

(イ) 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

(イ) 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高ま

ることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

(2) 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

(3) 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）を踏まえて、検討を行う。

(4) 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

3 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害

エ ア又はイの被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

オ ウ又はエに規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあつては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 支援金の対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額

ア 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸（公営住宅を除く。）	100	50	150
解体世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸（公営住宅を除く。）	100	50	150
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸（公営住宅を除く。）	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸（公営住宅を除く。）	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸（公営住宅を除く。）	—	25	25

イ 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸（公営住宅を除く。）	75	37.5	112.5
解体世帯	建設・購入	75	150	225
	賃貸（公営住宅を除く。）	75	37.5	112.5
長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	賃貸（公営住宅を除く。）	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸（公営住宅を除く。）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸（公営住宅を除く。）	—	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

4 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

なお、窓口担当職員は、被災者からの相談内容及びその処理内容等について、「相談連絡票」により記録するものとする。

5 女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）

5 女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）

6 職業の斡旋

被災者が災害のため収入のみちを失い、他に就職する必要が生じた場合には、公共職業安定所、関係機関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第17条）により広く就職の機会を求める等の方法により、就職斡旋を行うとともに、県立高等技術専門校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得されるよう努める。

7 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く。）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む。）を支給する。また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことができない場合には事後に証明書により基本手当を支給する。

8 援助資金の貸付等

(1) 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身

体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(下表参照)

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年法律第82号))

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	自然災害であり、かつ、下記のいずれかに該当するものであること。 1 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること。	1 実施主体 村(村条例に基づく) 2 経費負担 国1/2 県1/4 市町村	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 その他の場合 250万円以内	1 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合(村長の判断による) ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規程 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他村長が支給を不適当と認める場合
災害障害見舞金	2 県内において5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上であること 3 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること。 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	1月4日	対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障がい害を有する者に支給する 1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 4 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 5 両上肢をひじ関節から先を失った者 6 両上肢の用を全廃した者 7 両下肢をひざ関節から先を失った者 8 両下肢の用を全廃した者 9 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる者	1 障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 その他の場合 125万円以内	

(2) 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年法律第82号))

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害	1 実施主体村（村条例に基づく） 2 経費負担 国2／3 県1／3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の1／3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失又は流出 350万円以内 3 1と2が重複した場合 ア 1と2アが重複 250万円以内 イ 1と2イが重複 270万円以内 ウ 1と2ウが重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2イの場合 250万円以内 イ 2ウの場合 350万円以内 ウ 3イの場合 350万円以内	1 申請被害を受けた後3か月以内 2 据置期間3年（特別の事情のある場合は5年） 3 償還期間据置期間経過後7年（特別の事情のある場合5年） 4 償還方法年賦又は半年賦 5 貸付利率年3％（据置期間中は無利子） 6 延滞利息年10.75％

(3) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱

(平成21年7月28日厚生省社援0728第9号))

種別		対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	福祉資金 (災害援護資金)	災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 村社会福祉協議会及び民生児童委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率年 1.5% (保証人がいる場合は無利子) (据置期間中は無利子)

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

ア 母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

イ 父子福祉資金

父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

ウ 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法）

（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号））

貸付金の種類	被害の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	住宅又は 家財の被害	個人： 3,030,000 円 団体： 4,560,000 円	1 年間	7 年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.0%)
事業継続資金		個人： 1,520,000 円 団体： 1,520,000 円	6 か月間	7 年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.0%)
住宅資金		1,500,000 円 特別 2,000,000 円	6 か月間	6 年以内 特別 7 年以内	無利子 (連帯保証人無し 1.0%)
事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から 1 年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から 2 年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。					

9 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

(1) 住宅相談窓口の設置

村は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構を利用した災害復興住宅資金の融資に係る臨時相談窓口を設置する。

(2) 災害復興住宅資金

村は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが被災者に対し円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、資金の借入の促進を図る。

(3) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資の斡旋について、村及び県は災害特別貸付と同様の措置を講ずる。

(4) 災害予防建築物、災害予防移転建築物、災害予防関連工事

住宅金融支援機構法の規定により、建築基準法や地すべり等防止法、土砂災害警戒域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等により除却、移転、擁壁工事等の対策が必要な建築物については、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

10 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失して低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を設整備し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

なお、公営住宅を建設し、被災者に住宅として居住させる場合、従前の地域コミュニティの維持や居住者同士の交流の促進等に努め、孤立しないよう配慮に努める。

11 防災集団移転促進事業の活用

村は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

実施主体は村とするが、大規模な移転が必要となる場合は、県に協力を要請するものとする。

(1) 移転促進区域

ア 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、土砂災害その他の異常な自然現象）にかかるもの

イ 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

(2) 補助制度等

ア 国の補助

次の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：3／4）

(ア) 住宅団地の用地取得造成

(イ) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

(ロ) 住宅団地の公共施設の整備

(ハ) 移転促進区域内の宅地等の買い取り

(ニ) 住宅団地内の共同作業所等

(ホ) 移転者の住居の移転に対する補助

(ヘ) 事業計画の策定

イ 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

12 税負担等の軽減

村及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

また、村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(1) 国民健康保険税（料）の減免

村は、県の指導を受け、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

(2) 国民健康保険税（料）の減免の基準

ア 災害により障がい者となったとき 9／10 を減免

イ 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所

得が1,000万円次の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

■ 国民健康保険税（料）の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上
500 万円以下	1/2	10/10
500 万円超	1/4	1/2
750 万円超	1/8	1/4

(3) 国民健康保険税（料）の一部負担金の減免

村は、県の指導・助言により、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税（料）の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、村が基準を定め減免を行う。

13 支援のための環境整備

国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3節 被災中小企業の振興

被災した中小企業者の早期の事業再開、経営の安定化が図られ、より一層の振興が図られるよう必要な措置を講ずる。

1 中小企業支援対策

- (1) 被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
- (2) 再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- (4) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- (5) 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- (6) 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

2 金融支援

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるよう、県に依頼する。

- (1) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるために必要な措置を講ずること。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行うこと。
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大等を要請すること。
- (4) 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求めること。
- (5) 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

3 雇用対策

- (1) 被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。

- (2) 被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第4節 農林漁業者への融資

農林漁業者が災害による被害を受けた場合、経営の再建等のための融資制度を活用できる。

1 農業災害に対する融資制度

(1) 株式会社日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

ア 農林漁業施設資金

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。

イ 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）を融通する。

ウ 農業基盤整備資金

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通する。

エ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成 25 年 10 月 21 日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期間	うち 据置期間
農林漁業施設 資金	(共同利用施設災害 復旧) 農協等が設置する農 産物の生産・流通・ 加工・販売に必要な 共同利用施設等の復 旧	農業を営む者	0.50% ～ 1.00%	個人施設 15年以内	3年以内
				果樹改植 等 25年以内	10年以内
農林漁業セー フティネット 資金	災害により被害を受 けた経営の維持安定	認定農業者、認定就 農者、所得の過半が 農業所得の方、農業 の粗収益が 200 万円 以上の方（個人）等	0.50% ～ 0.75%	10年以内	3年以内
農業基盤整備 資金 (災害復旧)	農地、牧野又はその 保全、若しくは利用 上必要な施設の災害 復旧	農業を営む者、土地 改良区・同連合、農 協・農協連等	0.50% ～ 1.00%	25年以内	10年以内

(2) 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

■ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類		貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	貸付限度額
天災資金	経営資金	一般天災(注1)	種 苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料等購入、漁船の建造・取得等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収量30%以上の減収でかつ年収入10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者 ②林業、漁業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者	3.0%以内 ～ 6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円 法人 2,000万円
		激甚災(注1)				4～7年以内	個人 250万円 法人 2,000万円
	事業資金	一般天災(注1) 激甚災(注1)	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連、水協	6.5%以内	3年以内	組合 2,500万円 連合会 5,000万円 組合 5,000万円 連合会 7,500万円

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみの適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用をも受ける天災をいう。

2 貸付利息は、天災融資法の発動の都度設定、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

2 林業災害に対する融資制度

(1) 株式会社日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

ウ 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）を融通

■ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成21年1月26日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期間	うち 据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要な共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 造林、異常降雪等による被害森林の復旧〈補助対象事業〉	林業を営む者	1.15～ 1.60%	15年以内	3年以内
林業基盤 整備資金	(造林) 台風、異常降雪等による被害森林の復旧〈補助対象事業〉	林業を営む者、森林組合、同連合会	1.15～ 1.60%	30年以内	20年以内
	(樹苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.15～ 1.60%	15年以内	5年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物搬出用機械含む。)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内
農林漁業 セーフティ ネット 資金	天災等による物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を受けた経営の再建	農林漁業を営む者	金利情勢により変動	10年以内	3年以内

(2) 経営資金等の融通(天災資金)

「本節 1 農業災害に対する融資制度 (2) 金融機関(農協、銀行等)が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

3 漁業災害に対する融資制度

(1) 株式会社日本政策金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用(災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。)を融通

ウ 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通

■ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成21年1月26日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期間	うち 据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設) 水産業協同組合等(漁業生 産組合を除く。)が設置す る内水面養殖施設及びその 他共同利用施設の復旧	水産業協同組 合、5割法人・ 団体、漁業振興 法人	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 内水面養殖施設等の復旧	漁業を営む者	1.15～ 1.45%	15年以内	3年以内
漁業基盤 整備資金	漁場及び水産種苗生産施設 等の復旧	水産業協同組 合、5割法人・ 団体、水産振興 法人	1.15～ 1.60%	20年以内	3年以内

(2) 経営資金等の融通(天災資金)

「本節 1 農業災害に対する融資制度 (2) 金融機関(農協、銀行等)が被災農
林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、村の被災状況を十分考慮しながら、村、県及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携を図ることにより、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

1 義援金の募集

村は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、村が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて国民への周知を図る。

2 義援金の配分

- (1) 義援金の配分について、日本赤十字社奈良県支部が義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）を設置した場合には、配分委員会等が定める配分計画に従って、公平かつ迅速な配分を行うものとする。また、この業務に関して、村広報等による広報活動やその他必要な支援を行う。
- (2) 配分委員会等は、次のことについて検討するものとする。
 - ア 配分金額
 - イ 配分対象者
 - ウ 配分方法
 - エ その他義援金配分に関すること。

3 支援活動

- (1) 村
 - ア 村は、県、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。
 - イ 村は、配分委員会等と連絡調整等に努め、当該組織が行う義援金の受入れ・管理等について、防災放送、広報車等を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。
- (2) 県

県は、日本赤十字社奈良県支部、又は配分委員会等の要請により、配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うことになっている。
- (3) 日本赤十字社奈良支部

日本赤十字社奈良県支部、又は日本赤十字社奈良県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努めるものとする。

 - ア 配分委員会等を設置する場合の委員等の選考に当たっては、学識経験者・福祉

関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせたものとする。

イ 義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

ウ 配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

エ 義援金にかかるすべての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

1 県における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局が激甚法に定められる必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(2) 国の機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部局は速やかに国の関係機関と密接な連絡の上、指定の迅速化を図る。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続き等を実施するものとする。

2 村における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県の調査等への協力

村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

村は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

3 激甚災害の指定基準

（根拠法令：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
昭和37年9月6日法律第150号）

適用すべき措置	指定基準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5％ B基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25％ 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額＞都道府県内市町村の標準税収入額×5％
法第5条 農地等の災害復旧事業	次のいずれかに該当する災害 A基準

適用すべき措置	指定基準
等に関する補助の特別措置	査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額＞10億円
法第6条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B基準 農業所得推定額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×3%
法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万m³以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） B基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	次のいずれかに該当する災害。 A基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は > 1,400億円
法第16条 公立社会教育施設災害	激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認めら

適用すべき措置	指定基準
復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	れる場合は除外。
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A基準 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 4,000$ 戸 B基準 次の1, 2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 10\%$ 2 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 20\%$
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮される。

4 局地激甚災害指定基準

(根拠法令：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
昭和37年9月6日法律第150号)

適用すべき措置	指定基準
法第2章(第3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ (ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額 $>$ 農業被害額

適用すべき措置	指定基準
	かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の10% (ただし、当該漁船等の被害額が10,000千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人口林に係るもの。)のおおむね25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が10,000千円未満は除外) に該当する市町村が1以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	法第2章又は5条の措置が適用される場合適用

第7節 災害復旧・復興計画

災害発生後から被災者が、速やかに再起できるよう各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、村と県が連携して復旧・復興計画を作成する。

1 基本方針

(1) 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。村・県は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指し、発災後、住民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(1) 復旧・復興計画

村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、村復旧・復興計画を策定するものとする。

(2) 事前の復旧・復興対策

復旧・復興に当たっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、村及び県は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平常時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

(3) 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくり

に関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、村及び県は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

村は、次の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民心安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

4 特定大規模災害からの復興

(1) 国の復興基本方針

特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る法第 28 条の 2 第 1 項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

(2) 村の復興計画

村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2編 地震編

〈地震編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、さらには火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「地震編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「水害・土砂災害等編」の各施策を準用している。

ただし、地震災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。

第1章 総 則

第1節 目的

黒滝村の地域における大規模地震に対処し、地震の被害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できるかぎり被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。

また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

1 計画の目的

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 1 計画の目的」に準ずる。

2 災害の定義

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 2 災害の定義」に準ずる。

3 計画の基本方針

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 3 計画の基本方針」に準ずる。

4 計画の推進

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 4 計画の推進」に準ずる。

5 計画の修正

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 5 計画の修正」に準ずる。

6 計画の構成

本計画は、第1編 水害・土砂災害等編と本編の第2編 地震編、資料編から構成する。なお、本編の構成は次の5章による。

(1) 第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本村の地勢・既往地震や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防計画

地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

(3) 第3章 災害応急対策計画

地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな震災復旧・復興

を図るための計画を示す。

(5) 第5章 南海トラフ巨大地震等の広域災害対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

7 計画の周知

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 7 計画の周知」に準ずる。

8 計画の運用・習熟

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 8 計画の運用・習熟」に準ずる。

9 黒滝村国土強靱化地域計画との関係

計画内容については、「第1編 第1章 第1節 9 黒滝村国土強靱化地域計画との関係」に準ずる。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

計画内容については、「第1編 第1章 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第3節 黒滝村の地勢と過去の地震

1 村の位置

計画内容については、「第1編 第1章 第3節 1 村の位置」に準ずる。

2 自然的要因

計画内容については、「第1編 第1章 第3節 2 自然的要因」に準ずる。

3 社会的要因

計画内容については、「第1編 第1章 第3節 3 社会的要因」に準ずる。

4 災害記録

本村の地震災害の、主なものは次のとおりである。

発生年月日	名称	被害概要	備考

第4節 地震被害想定

奈良県が平成16年に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、奈良県に影響を及ぼす地震は、内陸型地震と海溝型地震が考えられる。

内陸型地震については、現在の観測体制での予知は不可能に近く、今のところまったく分からないというのが現状である。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人を超える死者を出す戦後最大の災害となった。

一方、海溝型地震については、駿河湾から遠州灘に地震発生の可能性が指摘され、東海地方を観測強化地域として「地震防災対策強化地域判定会」が設置される等の地震予知体制の整備が図られている。

前述の地震被害想定は、奈良県内で内陸型、海溝型地震が起きた場合において、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進する上での基礎資料として参考にするものである。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、平成23年度から「南海トラフの巨大地震に関する被害想定」が行われている。平成24年8月29日の報告では、本県の最大震度は、震源域が陸地に近いケースで6強、その他のケースでは6弱と想定されている。

これは、中央構造線断層帯を震源とする、これまで想定してきた地震の最大震度6.5と同程度、又は、それを上回る揺れとなるものであることから、本節における被害想定以上の大規模災害を念頭に置く必要がある。

1 第2次奈良県地震被害想定調査報告書による想定地震

「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、次の地震を想定し、調査を行っている。

(1) 内陸型地震

対象地震	断層長さ (km)	想定マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

※①～④は地震調査委員会による全国主要98断層帯に該当

(2) 海溝型地震

対象地震	想定マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

2 第2次奈良県地震被害想定調査報告書による奈良県全体の想定結果

(1) 内陸型地震

対象地震	避難者		避難者		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
①奈良盆地東縁断層帯	119,535	83,442	5,153	19,045	435,074
②中央構造線断層帯	98,086	84,973	4,319	18,817	393,781
③生駒断層帯	98,123	87,691	4,257	17,578	431,210
④木津川断層帯	38,714	74,334	1,800	15,864	251,817
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	84,874	84,692	3,675	16,579	398,139
⑥大和川断層帯	92,234	85,660	3,996	16,935	411,899
⑦千股断層	56,676	76,800	2,673	14,296	253,245
⑧名張断層	56,167	77,915	2,643	14,261	257,094

(2) 海溝型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
①東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484
②東南海地震	520	498	3	163	2,375
③南海地震	713	648	2	232	3,102
④東海・東南海地震同時発生	520	498	3	163	2,375
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484

3 第2次奈良県地震被害想定調査報告書による黒滝村の被害想定結果

(1) 内陸型地震

		①奈良盆地 東縁断層帯	②中央構造 線断層帯	③生駒断層 帯	④木津川断 層帯	⑤あやめ池 撓曲－松尾 山断層
最大震度		6 強	6 強	6 弱	6 弱	6 弱
液状化危険度		なし	なし	なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	104	118	65	6	48
	半壊棟数	175	172	156	8	82
火災被害	炎上出火 件数	1	1	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	7	8	6	1	4
	負傷者数	13	15	8	0	3
断水世帯数		246	289	143	12	99
電力供給障害世帯数		442	442	442	150	442
電話使用不能世帯数		61	62	—	—	—
避難人口 (避難所)	地震直後	333	344	274	24	187
	1 週間後	358	372	295	28	210

		⑥大和川断 層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
最大震度		6 弱	6 強	6 強
液状化危険度		なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	55	117	74
	半壊棟数	106	172	158
火災被害	炎上出火 件数	0	1	0
	焼失棟数	0	0	0
人的被害	死者数	5	8	6
	負傷者数	4	15	10
断水世帯数		113	287	174
電力供給障害世帯数		442	442	442
電話使用不能世帯数		—	62	1
避難人口 (避難所)	地震直後	221	343	282
	1 週間後	246	370	305

(2) 海溝型地震

		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
最大震度		5 弱	5 弱	5 弱	5 弱	5 弱
液状化危険度		ほとんどなし	ほとんどなし	ほとんどなし	ほとんどなし	ほとんどなし
建物被害	全壊棟数	0	0	0	0	0
	半壊棟数	0	0	0	0	0
火災被害	炎上出火件数	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0
断水世帯数		0	0	0	0	0
電力供給障害世帯数		0	0	0	0	0
電話使用不能世帯数		—	—	—	—	—
避難人口 (避難所)	地震直後	0	0	0	0	0
	1 週間後	0	0	0	0	0

4 南海トラフ巨大地震の被害想定

本節に記載の数値は、第2次奈良県地震被害想定調査報告（平成16年10月公表）のものであり、南海トラフ巨大地震に関する最新の情報については、次の数値及び「本編 第5章「広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画」を参照する。

(1) 内閣府が公表した被害想定について

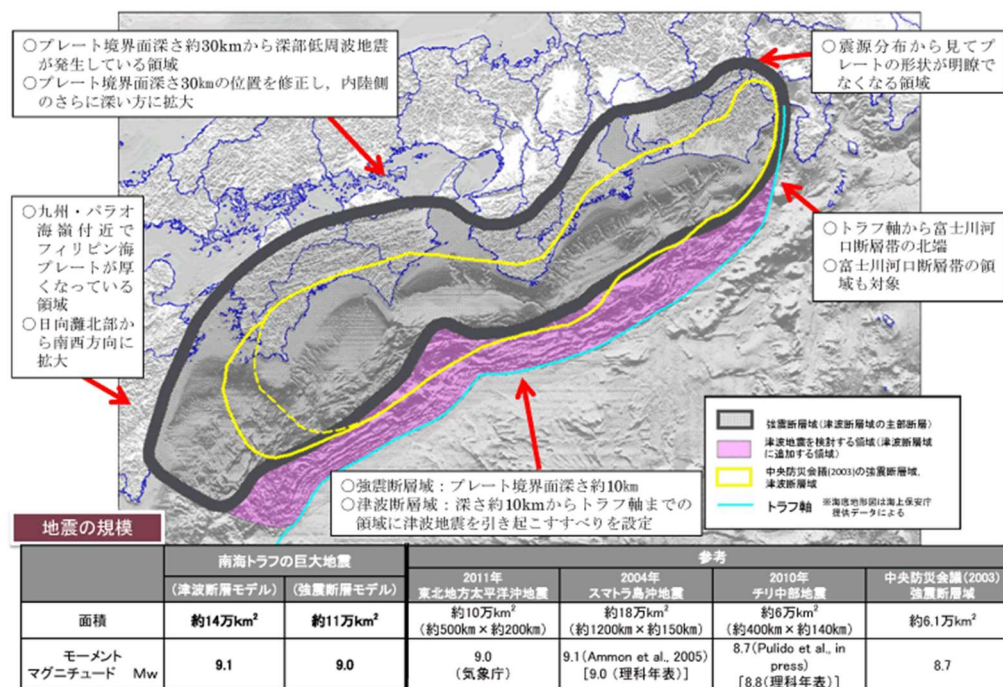
ア 前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されている（令和5年1月1日現在）。

■ 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域



イ 検討経過（内閣府の検討会及び中央防災会議のワーキンググループで検討）

南海トラフの巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝征 東京大学名誉教授、以下「モデル検討会」という。）において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成 24 年 3 月に第一次報告として、震度分布・津波高（最小 50m メッシュ）の推計結果を取りまとめ、さらに同年 8 月、モデル検討会において、第二次報告として新たな震度分布並びに最小 10m メッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果が取りまとめられた。

また、併行して、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（主査：河田恵昭 関西大学教授、以下「WG」という。）において、被害想定手法等の検討が進められ、平成 24 年 8 月、被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果を取りまとめ、続いて、平成 25 年 3 月、被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害が取りまとめられた。

ウ 被害想定の設定（複数ケースの比較）

(ア) 想定する地震動

- a モデル検討会で検討された最大クラスの地震動について、想定される複数の震源域のうち「基本ケース」と、揺れによる被害が最大となる「陸側ケース」の 2 パターンについて想定。

(イ) 想定するシーン（季節・時刻）

- a 想定される被害が異なる 3 種類のパターンを設定。

(a) 冬の深夜：多くが自宅です寝中。家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、

津波からの避難が遅れる可能性がある。

(b) 夏の昼：木造建築物内の滞留人口が少ない時間帯

(c) 冬の夕方：家庭での火器使用（暖房、炊事等）が多い時間帯

b 火災による被害が異なる2種類の風速を設定。

(a) 平均風速：（参考：奈良県の平均風速：5 m/秒以下）

(b) 風速8 m：火災による被害が多くなる。

(ウ) なお、国の被害想定においては、(ア) と(イ) の組み合わせの他、津波被害について4ケース、津波からの避難率について2ケースが想定され、全部で96ケースに及び被害想定が出されているが、本県は、津波被害に関するケース分けの影響は受けない。

(2) 被害想定項目

次の項目について被害想定を実施した。各被害想定項目の主な特徴は、次のとおりである。

被害想定項目	主な特徴
①自然現象	
地震動	マグニチュードを地震調査委員会の公表値に変更 最新の知見を基に震源の深さを10 kmに変更
液状化	道路橋示方書の最新版を基に想定
②物的被害	
建物被害	中央防災会議の手法（斜面崩壊による被害は新規項目）
火災被害	中央防災会議の手法（焼失棟数は新規項目）
文化財被害	独自の手法（新規項目）
③人的被害	
死傷者数	中央防災会議の手法 （液状化・斜面崩壊・火災による被害は新規項目）
④基盤機能支障	
道路・鉄道被害	独自の手法（鉄道被害は新規項目）
橋梁被害	独自の手法
ため池被害	独自の手法（新規項目）
ライフライン被害	中央防災会議の手法（下水道被害は新規項目）
⑤生活機能障害	
避難	中央防災会議の手法
医療	中央防災会議の手法（新規項目）
飲食・必要物資	中央防災会議の手法
清掃・衛生（瓦礫発生量）	中央防災会議の手法（新規項目）

(3) 本県において想定される被害の概要について

ア 県内市町村における想定震度

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強であり、県内市町村ごとの最大震度を見ると、すべての市町村において震度6弱以上の揺れが想定されている。

■ 南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6 強	平群町	6 弱	広陵町	6 強
大和高田市	6 強	三郷町	6 強	河合町	6 強
大和郡山市	6 強	斑鳩町	6 強	吉野町	6 弱
天理市	6 強	安堵町	6 強	大淀町	6 弱
橿原市	6 強	川西町	6 強	下市町	6 弱
桜井市	6 強	三宅町	6 強	黒滝村	6 強
五條市	6 強	田原本町	6 強	天川村	6 弱
御所市	6 強	曾爾村	6 強	野迫川村	6 強
生駒市	6 弱	御杖村	6 強	十津川村	6 強
香芝市	6 強	高取町	6 弱	下北山村	6 強
葛城市	6 弱	明日香村	6 弱	上北山村	6 強
宇陀市	6 強	上牧町	6 弱	川上村	6 強
山添村	6 弱	王寺町	6 強	東吉野村	6 強

イ 本県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害についての最大値及び最小値は次のとおり。

■ 県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6 強：2 市町村 5 弱：35 市町村 5 強：2 市町村	6 強：27 市町村 6 弱：12 市町村 5 強：なし
死者数	約 100 人	約 1,700 人
住家全壊棟数	約 7,500 棟	約 47,000 棟

なお、全国では最大約 32 万人県内における最大想定死者が想定され、そのうち約 70%が津波によるものとされている。一方、県内では最大約 1,700 人の死者のうち約 90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

ウ 本県における施設等の被害想定

南海トラフ巨大地震により想定される県内の施設等の被害の概要は次のとおり。

(ア) ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約 130 万人
	下水道（支障人口）	約 93 万人
	電力（停電軒数）	約 82 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 23 万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3 万 8 千戸

(イ) 交通施設被害

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約 920 箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約 590 箇所

(ウ) 避難者数

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
避難者数	発災 1 日後	約 14 万人
	発災 1 週間後	約 29 万人
	発災 1 か月後	約 23 万人

(エ) 帰宅困難者数

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
帰宅困難者数	約 13 万人

(オ) 被災可能性のある国宝・重要文化財

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）	38 施設

(カ) 孤立可能性のある集落数

被害想定項目	県内の想定被害（最大値）
孤立可能性のある集落数（農業集落）	41 集落

※ 被害想定の新計算（参考）

南海トラフ巨大地震の被害想定（平成 24 年 8 月公表）について、最新のデータ（建築物）や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、再計算されたものである。

令和元年 6 月の被害想定（再計算）は、マクロの被害を把握する目的で実施されており、都府県別の数値はその計算根拠を明確にするために示されたものであるため、ある程度幅をもって見る必要がある。なお、この結果は各都府県において地域の実情に応じ

て実施されている被害想定に影響を与えるものではないとされている。

■ 県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6 強：2 市町村 5 弱：35 市町村 5 強：2 市町村	6 強：27 市町村 6 弱：12 市町村 5 強：なし
死者数	約 60 人	約 1,300 人
住家全壊棟数	約 6,500 棟	約 38,000 棟

■ ライフライン施設被害

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約 130 万人
	下水道（支障人口）	約 97 万人
	電力（停電軒数）	約 88 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3 万 8 千戸

■ 避難者数

被害想定項目		県内の想定被害（最大値）
避難者数	発災 1 日後	約 10 万人
	発災 1 週間後	約 26 万人
	発災 1 か月後	約 20 万人

第2章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平常時からの取組みが重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。

そのため、村、県及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

1 定義

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 1 定義」に準ずる。

2 避難路の選定基準

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 2 避難路の選定基準」に準ずる。

3 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準

村長は、地震時における緊急の避難場所として、次の基準に適合する施設又は場所を指定する。なお、指定緊急避難場所は資料4-1のとおりである。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。

イ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。

ウ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 4 指定緊急避難場所及び避難路の整備」に準ずる。

5 指定緊急避難場所の公表

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 5 指定緊急避難場所の公表」に準ずる。

6 住民への情報伝達手段の確保

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 7 住民への情報伝達手段の確保」に準ずる。

7 住民への周知及び啓発

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 8 住民への周知及び啓発」に準ずる。

8 村における計画

村は、地震災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (2) 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- (4) 避難準備及び携帯品の制限等
- (5) その他必要な事項

9 自主避難所の開設

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 10 自主避難所の開設」に準ずる。

10 避難体制確立のための留意事項

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 11 避難体制確立のための留意事項」に準ずる。

11 防災上重要な施設における計画

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 12 防災上重要な施設における計画」に準ずる。

12 住民自らが取組むべきこと

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 13 住民自らが取組むべきこと」に準ずる。

13 自宅療養者等の避難

計画内容については、「第1編 第2章 第1節 14 自宅療養者等の避難」に準ずる。

第2節 避難生活計画

村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

計画内容については、「第1編 第2章 第2節 避難生活計画」に準ずる。

第3節 帰宅困難者対策計画

大規模地震等の発生により、幹線道路の途絶や公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、村及び県は、東日本大震災や大阪府北部地震の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

1 帰宅困難者の定義

地震等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 普及啓発

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。

このため、村及び県は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し次の内容の啓発を行うこととする。

(1) 住民への普及啓発

村及び県は、住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

(2) 企業等への普及啓発

村及び県は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

(3) 集客施設や公共交通機関への普及啓発

村及び県は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

(4) 情報提供の体制づくり

指定緊急避難場所等に関する情報、バス等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページや緊急速報メール、こまどりケーブル等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

(5) 観光客対策

本村を訪れる観光客の輸送対策等の体制づくり、また、外国人に対する情報提供のため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

3 徒歩帰宅者への支援対策

計画内容については、「第1編 第2章 第3節 3 徒歩帰宅者への支援対策」に準ずる。

第4節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者とは災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障がい者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組みに努めることとする。

併せて、平常時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

村は国、県の指針等を参考に、地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備に努める。

計画内容については、「第1編 第2章 第4節 要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

第5節 住宅応急対策準備計画

村及び県は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

計画内容については、「第1編 第2章 第5節 住宅応急対策準備計画」に準ずる。

第6節 防災教育計画

災害発生時における被害の軽減を図るため、村、県及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

1 村職員に対する防災教育

計画内容については、「第1編 第2章 第6節 1 村職員に対する防災教育」に準ずる。

2 学校における防災教育の充実

計画内容については、「第1編 第2章 第6節 2 学校における防災教育の充実」に準ずる。

3 住民に対する防災知識の普及

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、村、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは村や県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、村、県、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、県住民の災害に対する備えを進める。

(1) 普及の内容

普及する知識は、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

ア 地域の災害危険箇所

イ 過去の主な災害事例及びその教訓

ウ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性

エ 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること

オ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方

カ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

キ 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、宿泊施設等の避

難場所、避難経路等の確認

- ク 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等
(アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む。)
 - ケ 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - コ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - サ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
 - シ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)についてあらかじめ決めておくこと
 - ス 緊急地震速報の受信及び対応 等
 - セ ライフライン途絶時の対策
 - ソ 生活再建に向けた事前の備え(地震保険及び火災保険・共済等への加入 等)
 - タ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (2) 啓発普及の方法
- 村、県、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。
- ア 広報媒体の利用(テレビ、ラジオ、新聞、村・県広報紙、インターネット等)
 - イ 講演会・講習会等の開催
 - ウ パンフレット等の作成
 - エ 視聴覚教材の貸出
 - オ 県政出前トーク
 - カ 災害リスクの現地表示
 - キ 避難訓練(特に水害・土砂災害等のリスクがある学校) 等

4 防火管理者に対する防災教育

計画内容については、「第1編 第2章 第6節 4 防火管理者に対する防災教育」に準ずる。

5 災害教訓の伝承

計画内容については、「第1編 第2章 第6節 5 災害教訓の伝承」に準ずる。

第7節 防災訓練計画

大規模地震発生時において、住民（自主防災組織等）、村、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等を積極的に実施していく。

計画内容については、「第1編 第2章 第7節 防災訓練計画」に準ずる。

第8節 自主防災組織の育成に関する計画

地震の最初の一撃から、最も重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民が平常時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取組むことが重要である。

村、県及び奈良県広域消防組合は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ウ 住宅周辺の谷等が出水による危険がないかを確認し、災害が発生するおそれがないよう常に整備しておく。
- エ 建物の補強、家具の固定をする。
- オ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- カ 飲料水や消火器の準備をする。
- キ 非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たら、まず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川や谷には近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ク みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。
- サ 電話の利用を自粛する。

2 自主防災組織の活動

村は、自主防災組織と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。その際、自主防災組織は、黒滝村消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防

災関係機関をはじめ、女性団体、民生児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

(1) 平常時の活動内容

- ア 地震とその対策についての知識の普及や啓発
(例：学習会においての奈良県で起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等)
- イ 地域における危険箇所の把握
(例：土砂災害危険箇所の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- ウ 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・川などの把握と現状確認等)
- エ 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
(例：家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具固定と建物の耐震化）についての啓発等)
- オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：平常時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等)
- カ 要配慮者の把握
(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- ク 防災資機材の整備、配置、管理
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機の動作確認、消火器の点検等)
- ケ 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
(例：初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等)
- コ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- サ 地域全体の防災意識向上の促進
(例：PTA や民生児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

(2) 災害発生時の活動内容

- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 正しい情報の収集、伝達

- オ 避難誘導
- カ 避難所の運営、避難生活の指導
- キ 給食、給水、備蓄品・救援物資の運搬・配分
- ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

3 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

計画内容については、「第1編 第2章 第8節 3 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等」に準ずる。

4 育成強化対策

計画内容については、「第1編 第2章 第8節 4 災育成強化対策」に準ずる。

5 事業所等の自主防災活動

計画内容については、「第1編 第2章 第8節 5 事業所等の自主防災活動」に準ずる。

6 地区防災計画の策定等

計画内容については、「第1編 第2章 第8節 6 地区防災計画の策定等」に準ずる。

第9節 企業防災の促進に関する計画

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定する。村、県、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

計画内容については、「第1編 第2章 第9節 企業防災の促進に関する計画」に準ずる。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

計画内容については、「第1編 第2章 第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画」に準ずる。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、村及び県は、平常時より村及び県の社会福祉協議会等と協働して、村内外のボランティア団体、NPO 等の関係機関・関係団体、住民と連携・協働して活動できる環境を整備する。

計画内容については、「第1編 第2章 第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に準ずる。

第12節 むらの防災構造の強化計画

震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いむらづくり」を進めるため、むらの防災構造の強化を行う。また、地震等の災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災拠点となる災害応急対策施設等の機能整備を進める。

1 施設に求められている防災機能

計画内容については、「第1編 第2章 第12節 1 施設に求められている防災機能」に準ずる。

2 災害に備えた計画的なむらづくり

計画内容については、「第1編 第2章 第12節 2 災害に備えた計画的なむらづくり」に準ずる。

3 災害に備えた取組み

(1) 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、診療所、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

ア 避難場所、防災拠点の確保

災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

イ 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む。）の整備

(ア) 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

(イ) 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

(ロ) 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

(2) 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

ア 建築物の耐震対策

災害時における防災機能向上のため、県等は次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに耐震改修を促進する。

なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

(ア) 診療所、店舗、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なもの

(イ) 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸

送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物

(ウ) 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

(3) 災害に強いむらづくり施策

村及び県は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いむらづくりを推進する。

ア 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

イ 空家等の状況の確認

村は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

ウ 都市防災総合推進事業の活用

避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

エ 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。

オ 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

4 防災空間の整備拡大

村は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、村全体の安全性の向上を図る。

震災時において一時集合場所や防災活動の拠点として、また、延焼防止の緩衝帯としての役割を持つ河川空間の整備促進に努める。なお、大規模地震が発生した際には、地盤の軟弱化等により、浸水の危険性が高まることから、河川施設の強度の維持に努めるとともに、大規模地震発生後の河川空間の利用には十分な注意が必要であることを啓発しておくものとする。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて貯水槽、防災倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第13節 建築物等災害予防計画

震災による人的被害の軽減のため、村耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、同等の地震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

1 村有建築物の耐震性の確保

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

村は、防災拠点となる村庁舎、被災者の救護活動を担当する診療所、指定避難所となる学校、体育館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

(2) その他の既存建築物

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 民間建築物等の耐震性の確保

(1) 耐震性向上の普及啓発

村は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実、相談窓口の設置等により、広くわかり易く耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の推進

村は、民間建築物について、建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

村及び県は、地震による人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を進める。特に、古い木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、「黒滝村既存木造住宅耐震診断事業実施要綱」に基づき、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作

成などにより、指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

(4) 非構造部材の耐震対策

村及び県は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

(5) 技術者の養成等

村は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

3 被災建築物応急危険度判定対策

(1) 応急危険度判定士登録の推進

奈良県被災建築物応急危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。

(2) 実施体制の整備

村及び県は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を図る。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

(3) 応急危険度判定制度の普及・啓発

村及び県は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

(4) 応急危険度判定用資機材の備蓄

県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

4 コンピュータの安全対策

村は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努める。

5 文化財建造物等の耐震性向上対策

(1) 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成24年6月改正）に則し、耐震性能の確保を図る。

従来、文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、近い将来の発生が予想される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模

修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する県は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。県は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

(2) 災害時の応急対応体制の確立

村は、村が所有又は管理する文化財の被害状況について県に報告する。また、県から文化財建造物修理技術職員が派遣されたときは、被害状況の調査に協力する。

県は、災害発生時において、文化財の所有者又は管理者及び村から被害状況を収集する。

6 その他

(1) ブロック塀・石塀等対策

村及び県は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及啓発を行う。また、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組強化を図る。

(2) 落下物等対策

村及び県は、地震等による落下物からの危害を防止するため、窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

(3) 家具等転倒防止対策

村及び県は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。村は、定期的にパトロールを実施するとともに、県と協力し、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施できるよう体制も整備するものとする。

計画内容については、「第1編 第2章 第13節 災害に強い道づくり」に準ずる。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

平成7年に発生した兵庫県南部地震や、平成23年に発生した東日本大震災等の経験から、地震発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

計画内容については、「第1編 第2章 第14節 緊急輸送道路の整備計画」に準ずる。

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、震災時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

1 簡易水道

村は、震災時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

(1) 水道施設の耐震化

村は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

(2) 水の融通体制の確立

村は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な簡易水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援要請等を行うために、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県及び近隣市町村との相互協力体制を整備する。

また、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

(3) 防災用資機材等の整備・点検

村は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から給水車等の点検、管路図等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

(4) 給水データベースの整備

村は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

(5) 初動マニュアルの整備及び防災訓練の実施

村は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

2 電力（関西電力送配電株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

(1) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び県・村等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ次の設備対策を実施する。

ア 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

イ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

エ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(3) 防災業務施設及び設備の整備

ア 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

(イ) 地震動観測設備

イ 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

(ア) 無線伝送設備

- a マイクロ波無線等の固定無線回線
- b 移動無線設備
- c 衛星通信設備
- (イ) 有線伝送設備
 - a 通信ケーブル
 - b 電力線搬送設備
 - c 通信線搬送設備、光搬送回線
- (ロ) 交換設備
- (エ) IP ネットワーク回線
- (オ) 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

エ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

- (ア) 水防関係
 - a 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - b 排水用のポンプ設備
 - c 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
 - d 警報用設備
- (イ) 消防関係
 - a 消火栓、消火用屋外給水設備
 - b 各種消火器具及び消火剤
 - c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

カ 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

- (ア) 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器

(イ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

キ その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

(4) 復旧用資機材等の確保及び整備

ア 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

カ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(5) 電気事故の防止

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動

(ア) 電気事故防止 PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

a 無断昇柱、無断工事をしないこと。

b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

d 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付するこ

と、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

e 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

f 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

g その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

村等を通じて、医療施設等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

3 電信電話施設

地震をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。

(1) 西日本電信電話株式会社（固定電話等）

NTT 西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

(2) 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき実施する。

(3) KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、「防災業務計画」の定めるとおり実施するものとする。

(4) ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

地震による災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、地震発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

4 ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

地震災害が発生した場合にケーブルテレビ設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等のケーブルテレビ設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、地震災害が発生した場合に重要通信を疎通させるため、過去の災害実績等を参考とし、ケーブルテレビ設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

県、奈良県広域消防組合及び関係団体は、危険物施設の火災や、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

村は、これらの対策に協力し、災害発生時に速やかな対応に取組めるよう、体制の整備に努める。

1 危険物施設

県、奈良県広域消防組合及び危険物施設の管理者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取締り並びに保安対策の強化に努める。

(1) 県、奈良県広域消防組合が実施する対策

ア 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。

イ 関係機関は、立入検査等を実施し、関係法令を遵守させる。

ウ 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可に当たって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

エ 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い耐震性の向上を図る。

オ 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

カ 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

(2) 危険物施設の管理者が実施する対策

ア 危険物施設の管理者は、次のとおり自主防災体制を整備する。

(ア) 防災資機材の整備

(イ) 自主的な防災組織の結成

(ウ) 保安教育の充実

(エ) 防災訓練の実施

イ 危険物施設の管理者は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 高圧ガス・LPガス施設

高圧ガス・LPガス事業者等は、地震等により発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、保安対策の強化に努める。

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LP ガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) LP ガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLP ガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLP ガス漏出事故発生防止を徹底する。
- (4) (一社) 奈良県LP ガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付けと整備を充実強化する。
また、奈良県広域消防組合、吉野警察署及び防災関係機関への応援協力を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第18節 水害予防計画

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

1 河川・ダム施設

(1) 河川施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、液状化が発生する可能性があり、液状化の危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

(2) 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるように、災害復旧用資材の備蓄に努める。

第19節 地盤災害予防計画

地震による大規模な二次災害の発生を未然に防止するための対策の整備を図る。

本村は、地震時において、斜面災害、山地災害等の地盤災害が予想される。また、大雨等により地盤が大量の水を含み、地盤災害等が大規模化する可能性がある。このため、これらの災害を防止するため、地震にかかる災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

1 総合的な土砂災害防止対策

計画内容については、「第1編 第2章 第32節 総合的な土砂災害防止対策」に準ずる。

2 大規模土砂災害防止対策

計画内容については、「第1編 第2章 第33節 大規模土砂災害防止対策」に準ずる。

3 砂防設備計画

計画内容については、「第1編 第2章 第34節 砂防設備計画」に準ずる。

4 地すべり防止施設計画

計画内容については、「第1編 第2章 第35節 地すべり防止施設計画」に準ずる。

5 急傾斜地崩壊防止施設計画

計画内容については、「第1編 第2章 第36節 急傾斜地崩壊防止施設計画」に準ずる。

6 山地災害予防計画

計画内容については、「第1編 第2章 第37節 山地災害計画」に準ずる。

7 宅地の安全性の向上

(1) 宅地の安全性

村及び県は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地のおおむねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。

(2) 宅地防災パトロール

宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く住民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

8 宅地災害の軽減・防止対策

計画内容については、「第1編 第2章 第39節 2 二次災害の軽減・防止対策」に準ずる。

9 災害危険住宅の移転計画

計画内容については、「第1編 第2章 第39節 3 災害危険住宅の移転計画」に準ずる。

第20節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、村、奈良県広域消防組合及び県等は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

1 出火防止

村及び奈良県広域消防組合は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ 対震自動しゃ断装置付きのガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器等の設置並びにこれら器具の取扱方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校等においては、混合火災が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、プロパンガス施設、電器施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 初期消火

(1) 村、奈良県広域消防組合

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家

庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、奈良県広域消防組合と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

(2) 事業所等

- ア 地震時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
- イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

3 火災拡大要因の除去

(1) 建築物不燃化対策

- ア 県は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の新築、増改築に際し、建築確認申請受付時に、建築物の不燃化について建築基準法の防火規定に準じた指導を行う。
- イ 県は、旅館等の不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するために、防災・避難所等の調査点検及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活動により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

(2) 消防活動対策

村及び県は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

4 消防力（消火）の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、村は、次により消防計画の整備及び消防力の強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

ア 震災警防計画

震災時において、奈良県広域消防組合及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

(2) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

ア 消防資機材等の整備

(ア) 奈良県広域消防組合においては、消防ポンプ自動車、小型ポンプ自動車等日

常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。

また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(イ) 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

(ロ) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

イ 消防団の育成

消防団は、震災時には奈良県広域消防組合の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

また、災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。

(ア) 他の組織との関係

a 常備消防との関係

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

(a) 消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動

(b) 地震等の大規模災害時を想定した実践的な実働・図上訓練

b 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

(a) 定期的な合同訓練等による連携強化

(b) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

c 事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組み、事業所の防災活動との連携のための取組みを強化する。

(a) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

(b) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

d 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

(イ) 消防団員数の確保

a 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

b 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

c 女性団員の確保

d 若年層の入団促進と高齢化への対応

e 機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保

(ウ) 地域における初期消火の担い手の確保

地域における活動的で消防の知識・経験を有する高齢層に火災時の初期消火を担ってもらうため、機能別団員（OB 団員）制度を設けて団員を募集し、迅速な初期消火活動が可能となるように組織の育成・充実を図る。

5 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

- (1) 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。
- (2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- (3) 家庭における風呂水の活用等について啓発・指導する。

第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画に基づく事業を推進する。

1 計画の概要

- (1) 計画年度
令和3～7年度
- (2) 事業の実施
村及び県は、奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。
- (3) 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例
地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。
- (4) 本村に関連する事業
奈良県地震防災緊急事業五箇年計画のうち、本村に係るものは資料11-3のとおりである。

第22節 防災体制の整備計画

村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図るとともに、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

1 災害対策本部体制の充実

計画内容については、「第1編 第2章 第17節 1 災害対策本部体制の充実」に準ずる。

2 防災拠点の整備

計画内容については、「第1編 第2章 第17節 2 防災拠点の整備」に準ずる。

3 地震観測体制及び地震調査研究の活用

(1) 地震観測

村は、県（震度情報ネットワークシステム）、気象庁、独立行政法人防災科学技術研究所が行う観測により把握する地震に関するデータ等の受信体制を整備し、災害対策に活用するものとする。

(2) 地震調査研究の推進

村は、県等が実施する地震被害想定調査等その他の地震調査研究に協力するとともに、調査研究結果の提供を受け、災害対策に活用するものとする。

4 防災関係情報の共有化

計画内容については、「第1編 第2章 第17節 3 防災関係情報の共有化」に準ずる。

5 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、診療所等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

(1) 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。

(2) 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。

(3) 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

6 大規模停電災害予防計画

計画内容については、「第1編 第2章 第17節 5 大規模停電災害予防計画」に準ずる。

第23節 航空防災体制の整備計画

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。また、村は県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

計画内容については、「第1編 第2章 第18節 航空防災体制の整備計画」に準ずる。

第24節 通信体制の整備計画

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、県との情報交換のための通信網を確実に運用する。

計画内容については、「第1編 第2章 第19節 通信体制の整備計画」に準ずる。

第25節 孤立集落対策

通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生 of 未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村及び県は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

計画内容については、「第1編 第2章 第20節 孤立集落対策」に準ずる。

第26節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入れを実施する場合に、村としての対応、県との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

計画内容については、「第1編 第2章 第21節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）」に準ずる。

第27節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

村内において災害が発生し、村だけでは救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

計画内容については、「第1編 第2章 第22節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）」に準ずる。

第28節 保健医療計画

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

計画内容については、「第1編 第2章 第23節 保健医療計画」に準ずる。

第29節 防疫予防計画

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

計画内容については、「第1編 第2章 第24節 防疫予防計画」に準ずる。

第30節 火葬場等の確保計画

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣市町村等との連携体制を整備する。

計画内容については、「第1編 第2章 第25節 火葬場等の確保計画」に準ずる。

第31節 災害廃棄物処理計画

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、村及び県が実施する対策について定める。

計画内容については、「第1編 第2章 第26節 災害廃棄物処理計画」に準ずる。

第32節 食料、生活必需品の確保計画

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、村・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

また、村及び県は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

計画内容については、「第1編 第2章 第27節 食料、生活必需品の確保計画」に準ずる。

第33節 文化財災害予防計画

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定、県指定及び村指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、震災等だけでなく、盗難・き損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

なお、平成16年に榎尾～赤滝の大峯奥駈道が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録されており、その防災上の対策についても、考慮するものとする。

計画内容については、「第1編 第2章 第28節 文化財災害予防計画」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 避難行動計画

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

1 避難指示等の発令

(1) 実施責任者

災害時の避難指示等の実施責任者は次のとおりである。

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法 第56条第2項	災害全般
村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】 避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があるときと認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法 第60条第1項、第2項	災害全般
村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法 第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法 第60条第6項	災害全般
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があるときと認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

(2) 避難指示等の発令の判断

村長は、地震発生に伴う、火災、山崩れ、崖崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、積極的な災害情報の収集に努め、地震情報、気象情報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、地震後の大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

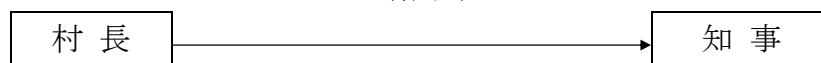
県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、村に積極的に助言する。また、県は村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

なお、地震発生後の降雨による避難指示等の発令の判断基準については、「第1編 第3章 第1節 1 避難指示等の発令」に準ずる。

(3) 避難指示等の報告

村長は、避難指示等を行った場合又は警察官等から避難指示等を行った旨の報告を受けた場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(報告)



(災害対策基本法第60条)

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

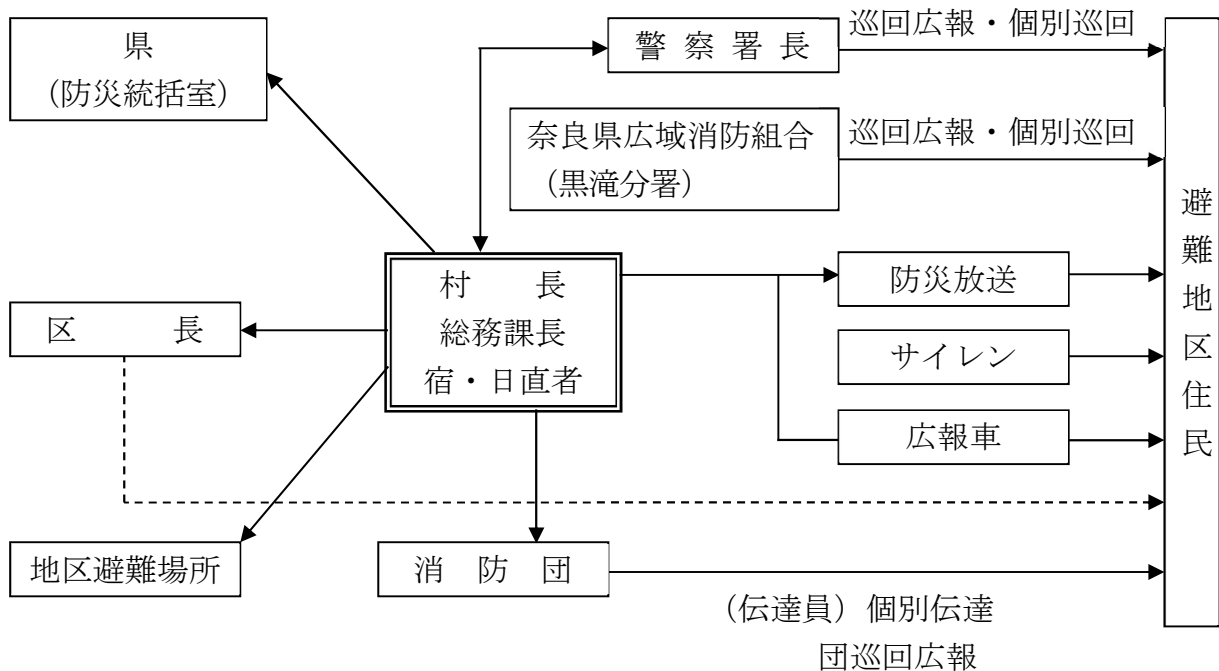
避難指示等を実施する者は次の事項を明示して行う。なお、住民に対し周知を図る際には、避難行動要支援者に配慮して行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難所の場所
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

(5) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

避難指示等は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

- (ア) 総務課長は、各区長がまとめた情報等によって、避難指示等が必要と認めるときは、村長に報告し、その命令により直ちに村防災放送、サイレン、広報車等により地区住民に伝達する。
- (イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、各分団長に連絡し、警鐘、巡回広報及び個別伝達等により住民に周知する。
- (ウ) 総務課長は、避難指示等があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。
- (エ) 伝達の留意事項
 - a 避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災放送の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、FAX、

SNS、Ｌアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

- b 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は住民等への周知徹底に努める。
- c 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- d 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達に当たっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。
- e 村長は、避難指示等の伝達に当たっては、事前に例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
- f 避難指示等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」をおそれず、判断基準に基づき避難指示等が発令する。
- h 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等が発令する等、臨機応変に対応する。
- i 住民に対して避難指示等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- j 災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- (オ) 村長等から避難指示等がなされたときは、次により関係機関に報告又は連絡するものとする。
 - a 警察官等（村長以外）の者が、避難指示等を行ったときは、その旨を村長に通知しなければならない。
 - b 知事が村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、終了したときは、速やかにその旨及び代行した措置を村長に通知しなければならない。

- c 村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。
 - (a) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
 - (b) 発令時刻
 - (c) 対象地域
 - (d) 対象世帯数及び人員
 - (e) その他必要事項
- (h) 関係機関への連絡

避難が円滑に行われるように協力を得るため、関係機関へ連絡を行う。

 - a 吉野警察署及び同署管内各駐在所並びに交番へ避難誘導等の協力を得るため通知する。
 - b 避難者の受入施設の管理者に通知し、開設準備等を依頼する。
 - c 近隣市町村への通知

災害の状況等により、地域住民が近隣市町村に避難するような場合には、近隣市町村にも協力を得るため通知する。
- (i) 住民等への伝達方法

住民等に対する避難指示等の伝達方法は、次により行うものとする。

 - a 防災放送
 - b サイレン
 - c 広報車
 - d 自治会を通じ各戸伝達
 - e 村ホームページ
 - f 緊急速報メール
- (k) 避難時の注意事項

住民等に対する避難時の注意事項は、次のとおりである。

 - a 家屋補強
 - b 避難後の戸締り
 - c 必要最小限の携帯品（限られた必需品、例えば水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬、懐中電灯、携帯ラジオ、多少の食料等）
 - d 服装（帽子、頭巾（ヘルメットなど）、雨合羽等とし、軽装のこと）等

2 住民に求める避難行動

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模等によっても状況が異なるため、村の避難指示等を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生したときに、ニュースや近隣の被害状況などを参考

に、自らの判断で避難行動を判断する。

このため、非常時に避難行動を判断できるよう、日頃から避難の仕方をよく知り、非常時にあっても落ちついて避難できるよう努めるものとする。

3 警戒区域の設定

計画内容については、「第1編 第3章 第1節 3 警戒区域の設定」に準ずる。

4 避難の誘導・移送

計画内容については、「第1編 第3章 第1節 4 避難の誘導・移送」に準ずる。

5 広域避難

計画内容については、「第1編 第3章 第1節 5 広域避難」に準ずる。

第2節 避難生活計画

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平常時からの取組みを活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

1 避難所の設置

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 1 避難所の設置」に準ずる。

2 避難状況の報告

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 2 避難状況の報告」に準ずる。

3 避難所の運営

(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと村が適切に行う。避難所を開設し、避難者を収容したときは、所属職員を派遣し、これを駐在させて避難者の管理に当たる。

イ 村は、避難所ごとにそこに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難者の心のケアやプライバシーの確保に努めるとともに、避難所のバリアフリー化に努めるなど、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

ウ 駐在員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たるとともに、避難所を管理し、常に村（災害対策本部）との連絡をとることとする。

エ 避難所の運営に当たって、避難運営マニュアルを基本に運営する。また、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。さらに、さらに、避難所の運営における女性の参画、役割分担は性別のみに依らない等の配慮に努める。

オ 村は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。

カ 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を明確にし自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努めるものとする。

(2) 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、「第1編 第3章 第23節 食料、生活必需品の供給計画」、「第1編 第3章 第24節 給水計画」により実施

するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。
また、畳等がない施設については、ござ、むしろ等を調達し配置する。

(3) 情報提供

村は、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。

(4) 応急住宅の提供

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

(5) 留意事項

村は、避難所の運営に当たっては、次の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。

なお、人手不足や長期化等により、村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

県は、村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。

ア 避難者による自主的な運営

イ 避難所の運営における女性の参画

ウ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮

エ 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ

オ 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

カ 感染症対策

キ 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

(6) 収容避難者への措置

ア 縁故先がある者への措置

一時収容した避難者に対しては、所要の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできうるだけ短期間に縁故先に転出するよう指導するものとする。

イ 要配慮者の保護

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な要配慮者に対しては、必要により被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等、さらには、介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする。

(7) 職員等の役割

ア 職員

避難所に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ア) 被災者の収容

(イ) 収容者名簿の作成

(ウ) 被災者に対する食料、飲料水の配給

(エ) 被災者に対する生活必需品の供給

(オ) 負傷者に対する医療救護

イ 避難所の所有者又は管理者

村が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

(8) 書類の整備

避難所の開設・運営に当たっては、次の書類を整備するものとする。

- ア 避難所一覧集計用紙
- イ 避難者名簿
- ウ 避難所の報告用紙

(9) その他

日時が経過し、災害が落ち着くとともに避難所の収容人員が次第に減少するときは、村長は避難所を逐次整理減少し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

(10) 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は次のとおりである。

ア 初動期

初動期とは、地震発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組みは次のとおりである。

(ア) 避難所建物の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難所建物が同等の地震による二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により建物の安全性を確認する。

a 施設管理者によるチェック

避難所建物の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を村に報告する。

b 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の資格を有する職員を避難所建物に派遣し、施設の安全性を確認する。危険度判定士が不足する場合には、県に派遣を要請する。

(イ) 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難生活に必要な設備の使用可否を点検する。

(ウ) 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

(エ) 避難者の受入れ、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。

名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(オ) 感染症対策

村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、村及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と保健福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努

めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

イ 展開期

展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組みは次のとおりである。

(ア) 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

(イ) 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

(ロ) 要配慮者に関すること

a 避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて避難生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

b 視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

(ハ) 衛生に関すること

a 仮設トイレの速やかな設置に努める。

b 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

c 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

d ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

(ニ) その他

a 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

b 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

c 暑さ寒さ対策に努める。

d 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

ウ 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組みは次のとおりである。

(ア) 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

(イ) 要配慮者に関すること

必要に応じて宿泊施設等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

(ウ) 衛生に関すること

a 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

b 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

エ 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

(11) 村の取組み

村は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

4 学校、こども園、医療機関等における避難対策

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 4 学校、こども園、医療機関等における避難対策」に準ずる。

5 避難地区の警戒警備

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 5 避難地区の警戒警備」に準ずる。

6 在宅被災者等への支援

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 6 在宅被災者等への支援」に準ずる。

7 車中泊者への対応

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 7 車中泊者への対応」に準ずる。

8 広域一時滞在

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 8 広域一時滞在」に準ずる。

9 避難所の閉鎖

計画内容については、「第1編 第3章 第2節 9 避難所の閉鎖」に準ずる。

第3節 帰宅困難者対策計画

大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、村は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

計画内容については、「第1編 第3章 第3節 帰宅困難者対策計画」に準ずる。

第4節 要配慮者の支援計画

村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き」等に基づき、保健福祉課が担当し、防災知識の普及啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

計画内容については、「第1編 第3章 第4節 要配慮者の支援計画」に準ずる。

第5節 住宅応急対策計画

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上住宅等の確保・供給計画を示す。

計画内容については、「第1編 第3章 第5節 住宅応急対策計画」に準ずる。

第6節 活動体制計画

村域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災活動体制

計画内容については、「第1編 第3章 第6節 1 防災活動体制」に準ずる。

2 地震発生直後の職員の対応

(1) 勤務時間外に地震（震度4以上）が発生した場合の対応

ア 職員の服務

- (ア) いつでも配備につけるよう、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- (イ) 状況に応じて、行事、会議、出張を中止する。
- (ウ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに自席で待機する。
- (エ) 勤務場所を離れる場合には、必ず所属長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- (オ) 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払う。

イ 職員の行動基準

- (ア) 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に当たる。
- (イ) 住民来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合は、安全な場所へ避難誘導を行う。
- (ウ) 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺における危険箇所への立ち入り規制と薬物、危険物等に対する緊急防護措置を講ずる。
- (エ) 庁舎周辺の施設や機器に関する被害状況を把握し、速やかに各担当へ報告するとともに、可能な範囲でそれぞれの機能の復旧に努め、機能の回復、確保に当たる。
- (オ) 職員は、警戒体制又は非常事態体制がとられた場合、各課長の指示により初動対応に当たる。

(2) 勤務時間外に地震（震度4以上）が発生した場合の対応

ア 職員の服務

(ア) 参集

配備体制の指示・連絡があった場合は、自身と家族等の安全を確保した後、速やかに原則として役場1階執務室に参集する。また、災害発生時には、通信の途絶などのより直接の動員命令が伝達できない事態も予想される。その場合、職員はあらかじめ定められている職員配備計画に基づき、動員命令を待つこと

なく自主的に参集する。

(イ) 参集時の心得

職員は、参集する際は、次に掲げるものを携行・着用する。なお、参集の途中において、可能な限り被害状況等の把握に努めるものとし、参集後直ちにその状況を本部事務局職員に報告する。

- a 職員災害対応マニュアル
- b 雨具・防寒着・軍手等
- c 作業しやすい服装
- d 自分用の食料・飲料水
- e ラジオ・懐中電灯

(ロ) 参集に支障が生じた場合の対応

職員は、道路事情や交通手段等の途絶により参集に遅れる。又は困難となった場合は、次に定めるところにより対応する。

a 通信手段（機能）が確保されている場合

職員は、参集に遅れる又は困難となった旨を所属長又は本部事務局に連絡する。なお、遅れが生じることとなっても可能な限り参集する。

b 通信手段も途絶している場合

職員は、遅れが生じることとなっても可能な限り参集する。

※なお参集困難者は、道路事情や交通手段、通信手段が好転した場合は、速やかに所属長又は本部事務局に連絡し、所定の場所に参集する。

イ 職員の行動基準

(ア) 職員は、自身及び家族の安全確保と周囲の安全を確認後、配備基準に基づく参集行動を開始し、参集後は所属長の指示により初動対応に当たる。

(イ) 参集の途上においては、可能な限り被害状況その他必要な情報の把握に努めるとともに、参集後直ちにその状況を本部事務局職員に報告する。

(ロ) 役場以外の施設に参集する職員は、当該施設の被害状況を把握し、速やかに本部事務局へ報告した上で、所定の初動対応に当たる。

3 配備体制・動員

(1) 初動対応の組織及び活動体制

地震（震度4以上）が発生した場合配備体制は、次のとおりとする。

体制	体制時期	体制内容	対応組織
第1次 準備体制 (レベル1)	○村内で震度4の地震が発生したとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	事態に対処するため、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とし、次の動員体制に移行し得る体制とする。	警戒本部
第2次 準備体制 (レベル2)	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき		

警戒体制 (レベル3)	○地震により多くの住屋や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	情報収集連絡活動に当たるとともに、被害状況等に応じ、速やかに第1次又は第2次非常体制へ移行できる準備を行う。	
第1次 非常体制 (レベル4)	○村内で震度5弱の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を実施し、被害状況等に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	災害対策本部
第2次 非常体制 (レベル5)	○村内で震度5強以上の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	村の組織、機能のほぼすべてをもって応急対策活動に当たる体制とする。	

※夜間や休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、報道メディアによる気象庁が発表した黒滝村の観測地点の震度とする。なお、気象庁の発表がない場合や、震度情報が得られない場合は、体感や建物及びライフライン等の被害状況により初動対応を決定する。また、非常体制の区分によっては、各課の日常業務を必要最小限にとどめ災害対応を優先とする。

※体制時期及び対応組織について、本部長が特に必要と認めたときは、弾力的な運用を行うことができる。

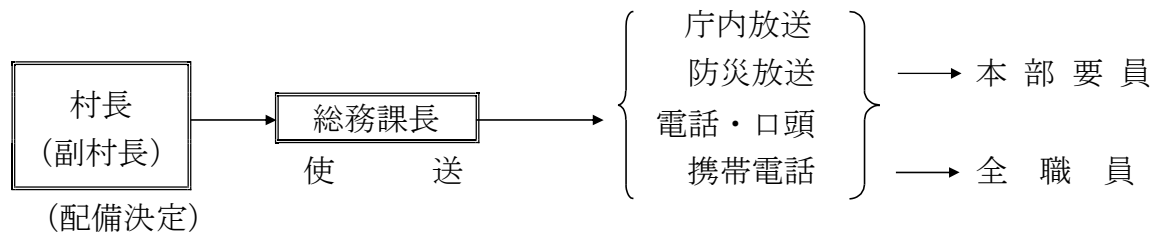
■ 標準配備要員数

区 分	総務課		住民生活課	保健福祉課	林業建設課	企画政策課	議会事務局	教育委員会	診療所	こども園
		会計室								
第1次 準備体制 (レベル1)	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-
第2次 準備体制 (レベル2)	4	-	-	1	3	-	-	1	-	-
警戒体制 (レベル3)	5	1	1	2	5	1	1	1	2	1
第1次 非常体制 (レベル4)	5	2	3	4	5	3	1	2	2	2
第2次 非常体制 (レベル5)	全 員									

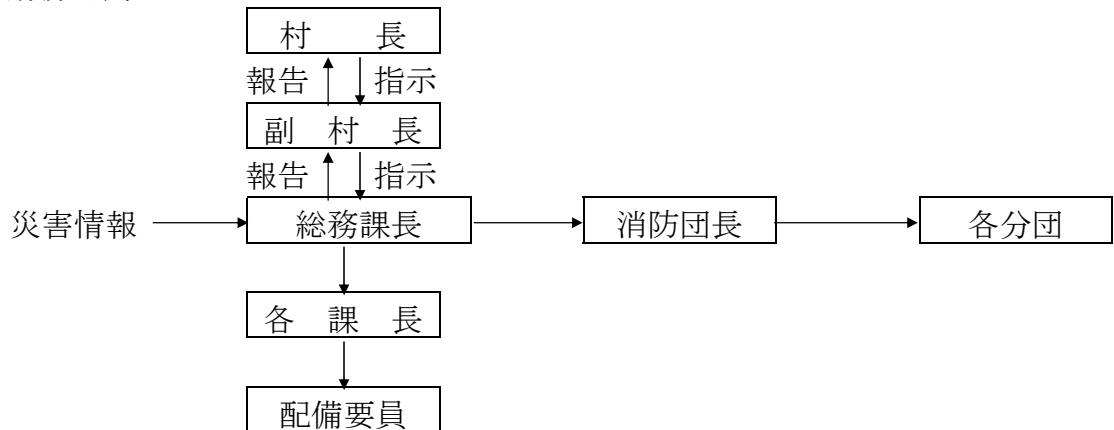
(2) 動員の方法

職員の動員は、村長の配備決定に基づき次の系統で実施する。

ア 動員伝達系統



(7) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外

職員配備計画に定められた職員は、地震が発生した場合、直ちに、自動的に本計画に基づく配備体制が指令されたものとして参集し、災害対策活動を開始する。また、その他の職員は勤務時間内外にかかわらず、各自状況判断を行い、参集に備える。

イ 伝達の方法

(7) 村長が配備を決定したときは、総務課長は本部要員に連絡するとともに、在庁時にあっては庁内放送等を通じて全職員に伝達する。庁外職員に対しては、防災放送又は電話により伝達する。

(イ) 休日及び勤務時間外の伝達方法は上記ア(イ)による。

(ウ) 防災放送又は電話が不通のときは、村長が別に定める職員が伝達の任務に当たる。

(エ) 職員は休日及び勤務時間外であっても動員の指令が発せられたときは、直ちに平常勤務場所に登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

ウ 応援体制

災害応急対策の実施に当たっては、編成された各班において職員に不足が生じる場合は、次により応援を行う。

(7) 本部内で余裕のある班から応援

(イ) 上記により実施してもなお不足するときは、他市町村、県に対して応援を要

請する。

(3) 参集場所・本部の設置場所 ⇒ 原則として勤務場所

ア 本庁勤務職員は、本庁勤務場所（1階執務室）に集合し参集確認を受ける。

イ 本庁以外勤務職員は、原則として当該勤務場所（施設）に集合し、参集確認を受ける。また、施設の被害状況等の確認・報告を行う。

(4) 参集・動員状況の報告

各部長は、職員の参集・動員状況を速やかに把握確認し、総務部へ報告するものとし、総務部は、速やかに本部長に報告する。また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間単位とする。

ア 部名

イ 参集・動員連絡済職員の職、氏名、人数

ウ 連絡が不通となっている職員の職、氏名、人数

エ 参集（動員）職員の職、氏名、人数

オ 参集に遅れる又は困難となっている職員の職、氏名、人数

カ その他（職員の被災状況）

(5) 機器機能の確保

参集した職員は、電気・通信機器機能の確保を行う。

ア 通信網（電話、FAX、携帯電話、庁内LAN、その他防災関連機器等）の点検・確保

イ 電源の点検・確保

ウ その他庁舎機能の点検・確保

4 警戒本部

計画内容については、「第1編 第3章 第6節 3 警戒本部」に準ずる。

5 災害対策本部

計画内容については、「第1編 第3章 第6節 4 災害対策本部」に準ずる。

6 標識の掲示

計画内容については、「第1編 第3章 第6節 5 標識の掲示」に準ずる。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。村長は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

県は、村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

1 地震情報の伝達

(1) 地震に関する情報

ア 地震に関する情報の種類

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手しない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報（気象庁）	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報（気象庁）	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。
(震度については、「3 気象庁による震度階級関連解説表」参照のこと。)

イ 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度1以上を観測したときに「震源・震度情報」を、県に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	次のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の震度や長周期地震動階級に関する情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。気象庁の報道発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて単独で提供することもある)。
奈良県の地震	・定期(毎月初旬から中旬)	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

エ 東海地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

(ア) 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。防災対応は特になし。

(イ) 東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。

(ロ) 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

(エ) 東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

オ 南海トラフ地震に関連する情報

(ア) 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

(イ) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

(ウ) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

■ 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

■ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関

		連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※ ¹ において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 7.0以上の地震※ ³ が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

カ 地震に関する情報に使用する震度観測地点

奈良県地震情報ネットワークシステムのうち、本村の地震観測地点は次のとおりである。

震度発表名称	観測点所在地	北緯			東経		
黒滝村寺戸	吉野郡黒滝村大字寺戸77 （黒滝村役場）	度	分	秒	度	分	秒
		34	18	22	135	51	20

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

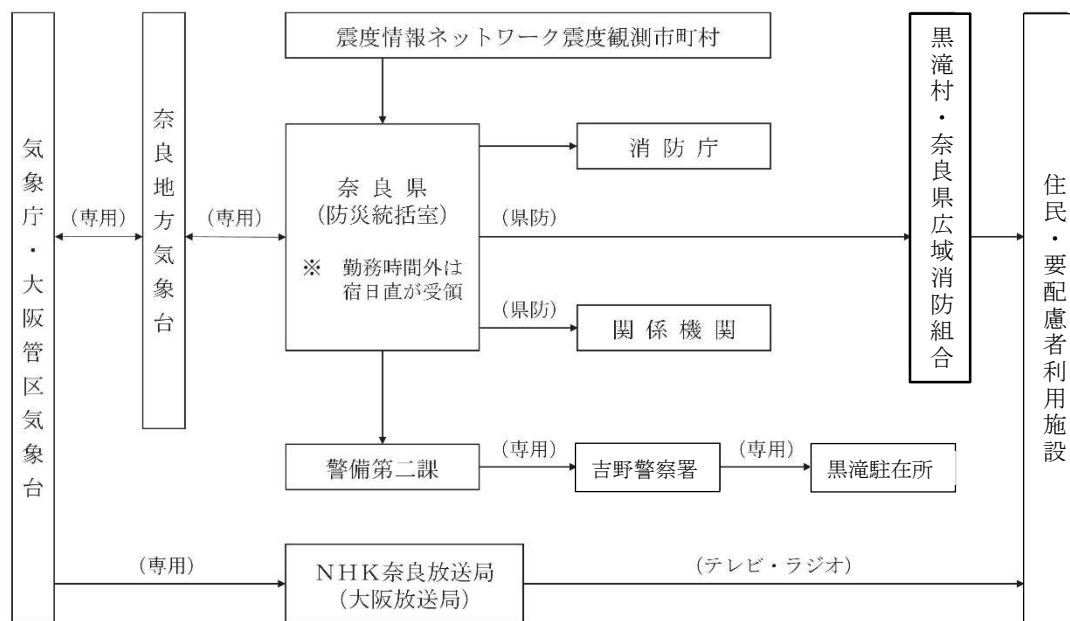
県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、村、奈良県広域消防組合、関係機関へ情報が送られる。

村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに村防災放送等により、迅速に住民等へ情報を伝達する。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次のとおりとする。

■ 伝達系統概観図

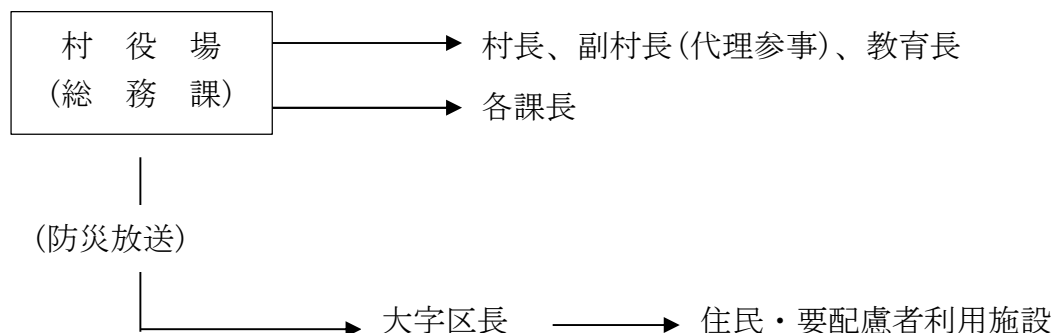


(県防)は県行政通信ネットワーク、(専用)は専用線又は専用無線

(3) 住民等への伝達体制

ア 勤務時間内の連絡法

(7) 連絡系統図



(イ) 連絡の方法

勤務時間内における気象予警報発表、解除の受信は、総務課で行い、必要に応じて関係各課長等、副村長、村長に伝達するとともに、防災放送を通じて住民への周知を図る。

各区長は、役場における予警報等の受発信の要領に準じてこれを受信し、区内住民へ周知徹底を図る。

イ 勤務時間外の連絡方法

勤務時間外にあつては、宿日直者が受信し、必要に応じて村長、副村長（代理参事）、教育長、関係各課長等に伝達するとともに、防災放送を通じて住民への周知を図る。

各区長においては、アの方法に準じて一般住民に周知する。

ウ 非常時の伝達体制

災害における予警報等の連絡、伝達についても、上記ア、イによるが、通信網の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、使者又はその他適当な方法を以て伝達を行う。

各区長は、消防分団と連携して無線放送その他の方法によって、関係住民に周知する。

3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
 （「気象庁震度階級関連解説表」は、資料 11－5 参照。）

4 早期災害情報の収集

- (1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

- (2) 実施機関

ア 村

村は被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・

公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

地震が発生し、村域内で震度4以上を記録した場合は被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。また、村域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、消防庁にも直接報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、被災市町村に職員を派遣することとなるため、村は派遣された職員の受入体制を整備するとともに、県災害対策本部との情報共有に努める。

イ 報告責任者

村は報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報を県（窓口：防災統括室）に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

災害発生後の第一報（即報）は、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告ができない場合

村は、通信の不通等により県への報告ができない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は速やかに県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村及び奈良県広域消防組合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話 0742-22-1101 内線2288

直通電話 0742-27-8425

宿直室（夜間等） 0742-27-8944

NTT西日本 FAX 0742-23-9244

奈良県防災行政通信ネットワーク（衛星系） TN-111-9010

奈良県防災行政通信ネットワークFAX（衛星系） TN-111-9210

夜間等代表電話 0742-22-1001

（村が夜間等に電話・FAXをする場合には、宿直室が受信し、宿直室から防災統括室員に連絡される。）

消防庁への連絡先

		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
奈良県防災行政 無線（衛星系）	TEL	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

ウ 県の措置

(ア) 早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集することになっている。

(イ) 上記(ア)のみでは対応不可能な場合は、県は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請することになっている。

エ 指定地方行政機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定地方公共機関は災害情報を収集するものとする。

その際、当該災害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のために必要な情報の収集に特に努力するものとする。

(2) 情報の連絡手段

村は、電話、FAX、奈良県防災行政通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

(3) 災害概況即報

村は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（資料14-1）により、直ちに次の情報を県防災行政通信ネットワーク等で県（窓口：防災統括室）に報告する。

ア 人命危機の有無及び人命災害の発生状況

イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性

ウ 避難の必要の有無及び避難の状況

エ 住民の動向

オ 道路交通状況

カ 災害対策本部等の設置状況

キその他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、災害の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報（資料14-1）により、県に報告する。

(4) 災害概況即報記入要領

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。また、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して村（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記載する。特に、住民に対して避難の指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

エ 災害対策本部等の設置状況

村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は「済」に印をする。

また、災害対策基本法に基づかない本部等を設置した場合は「その他の本部等」に印をし、カッコ内に名称を記入する。

(5) 異常現象発見者の通報

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、関係機関（職員）に通報する。

(ア) 火災に関する現象……総務課又は消防団

(イ) 水防に関する現象……総務課又は林業建設課

(ウ) その他に関する現象……総務課又は吉野警察署

イ 受報者の処置

異常現象の通報を受けた関係機関（職員）は、その旨を速やかに村長に通報する。

異常現象の通報を受けた村長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

5 災害情報の調査・報告

(1) 大規模災害時における被害概況の調査（地区連絡員）

村は、災害対策本部を設置し、村長が必要と認めたときには、村内各地の被害概況を速やかに把握するため、地区連絡員を編成して、情報収集を行う。

ア 地区連絡員の編成

次のとおり編成するものとする。

班	調査地区	参集場所
西部	笠木、桂原、長瀬、栗飯谷	西部分団屯所
中央	御吉野、堂原、寺戸、脇川、槇尾、鳥住	中央分団屯所
東部	中戸、赤滝	東部分団屯所

イ 地区連絡員の指定

総務課長は、勤務時間外の災害発生にも対応できるよう、職員の居住地等を考慮の上、あらかじめ地区連絡員の指定を行っておき、これを周知徹底しておくものとする。

なお、発災時は村消防団長を通じて村消防団各分団がこの代役を担うものとする。

ウ 地区連絡員の活動

(ア) 地区連絡員の参集

地区連絡員は、村が災害対策本部を設置し、指令を受けたときには、上記アの表に定める参集場所に直接参集し、参集が完了した時点で、本部に第一報を報告する。

(イ) 調査事項

- a 管轄区の自治会長と行動をとともにし、関係機関との連絡調整に努めるものとする。
- b 次の事項について地域の被害概況を調査する。その際、管轄地区の自治会長及び消防団との情報交換を行うものとする。

項目	調査内容
道路の状況	道路・橋梁等の被害、渋滞の発生状況
建物被害状況	建物の倒壊・損傷の状況
火災の状況	火災の発生箇所、消火活動の状況
救助者	救助を必要としている者の有無
避難者	避難所等への避難状況

(ウ) 現場での対応

現地において、火災発生・人身事故等の現場等に遭遇したときには、奈良県広域消防組合及び村災害対策本部へ通報をするとともに、付近住民の協力を得て、消火・救急・救助活動を行うものとする。ただし、現場に消防職員・消防団員等が到着したときには、その活動を引き継ぎ、調査活動を続行する。

(エ) 村本部への報告等

- a 地区連絡員による調査の目的は、あくまでも各地の概況を把握することであり、詳細な被害数値の調査ではない。このため、地区連絡員は、地区のお

おまかな状況を把握し、速やかに村本部に報告しなければならない。

- b 村本部は、報告を受領した場合は、その内容を勘案し、調査の続行又は当該地区連絡員の解散（本部事務への移行）等について指示するものとする。

(2) 災害情報の収集

ア 防災関係機関からの情報収集

地区連絡員のほか、各防災関係機関から被災状況等の情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 気象に関する情報	奈良地方気象台、県、放送局
② 火災の発生状況	奈良県広域消防組合、吉野警察署
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	奈良県広域消防組合、吉野警察署、（一社）奈良県医師会、県（県内の被災者の状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	西日本電信電話株式会社奈良支店、関西電力株式会社高田営業所、こまどりケーブル株式会社、一般社団法人奈良県LPガス協会、県
⑤ 主要道路等の交通施設の被災状況及び交通状況	吉野土木事務所、奈良交通株式会社榛原営業所、吉野警察署
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	吉野土木事務所、吉野警察署
⑦ 住民等の避難状況	奈良県広域消防組合、消防団、吉野警察署、施設管理者、自主防災組織
⑧ 学校、医療機関等の重要な公共施設の被害状況	村・県教育委員会、施設管理者、（一社）奈良県医師会、吉野警察署、県
⑨ 治安状況	吉野警察署

イ 災害時優先電話による収集

村役場、公共施設等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 情報連絡責任者による情報収集

消防団にあつては各地区の分団長、自治会にあつては各地区会長（単位自治会長と地区会長は事前に連絡方法を検討しておくこと。）を各地区の情報連絡責任者と定め、消防団及び自治会は、初期消火や救出活動とともに、各地区の被災状況を把握し、電話等により村本部に報告する。

電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 参集職員からの情報収集

休日・勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員から参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報を収集する。

(3) 被害状況の調査

ア 被害状況等の調査は、下表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

イ 被害状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期する。

ウ 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等正確を期する。

エ 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

No.	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1	人・住家の被害	村（総務課）	消防団
2	避難に関する状況 （避難指示等の発令状況、避難所の 開設状況、避難世帯数・避難者数）	村（総務課、住民生活 課、保健福祉課）	
3	福祉関係施設被害	村（保健福祉課）	
4	医療、環境衛生施設、廃棄物 処理施設被害	村 （住民生活課、保健福 祉課）	保健所
5	水道施設被害	村（林業建設課）	
6	農業生産用施設、農作物等被害	村（企画政策課）	農林振興事務所、農協
7	畜産被害	村（林業建設課）	家畜保健衛生所、農協
8	水産被害	村（林業建設課）	漁協
9	農地、農業用施設被害	村（企画政策課）	農林振興事務所、農協
10	林地、造林地、苗畑、林道、作業道 被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林 組合
11	林産物、林産施設被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林 組合
12	商工関係被害	村（企画政策課）	商工会
13	公共土木施設被害	村（林業建設課）	土木事務所
14	村営住宅	村（林業建設課）	
15	公園緑地等の被害	村（林業建設課）	
16	県有建築物被害（財産を含む。） （文化財、警察関係施設を除く。）	各施設	村
17	文教関係施設被害	村教育委員会	
18	文化財被害	県教育委員会 村企画政策課	
19	警察関係施設被害	警察署	村
20	生活関連施設等被害	指定公共機関等	村

オ 調査上の留意点

- (ア) 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複的調査のないよう十分留意し、正確を期する。
- (イ) 被害世帯数等については現地調査のほか、住民登録と照合する等の確を期する。
- (ウ) 日常的に介護を必要とする高齢者や障がい者等の被害状況については特に配慮する。
- (エ) 収集した被害情報は、地理情報システム等で活用できるように努める。

(4) 報告の基準

村は、下記に該当する災害について被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

ア 即報基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

- (イ) 村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- (エ) 地震が発生し、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- (オ) 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (カ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

イ 直接即報基準

村等は、地震が発生し、村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告するものとする（被害の有無を問わない。）。

6 県（防災統括室）への報告

計画内容については、「第1編 第3章 第7節 4 県（防災統括室）への報告」に準ずる。

7 報告系統

計画内容については、「第1編 第3章 第7節 5 報告系統」に準ずる。

8 報告を行うことができない場合

計画内容については、「第1編 第3章 第7節 6 報告を行うことができない場合」に準ずる。

9 県事業担当課への報告

計画内容については、「第1編 第3章 第7節 7 県事業担当課への報告」に準ずる。

10 被災者の安否情報

計画内容については、「第1編 第3章 第7節 8 被災者の安否情報」に準ずる。

第8節 長期停電対策計画

大規模災害により停電・通信障害が発生した場合には、長期化を防止するため、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。村及び県は、ライフライン施設管理者等と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。また、重要施設等の燃料不足に対して、関係機関と連携の上、迅速な対応を図るものとする。

計画内容については、「第1編 第3章 第8節 長期停電対策計画」に準ずる。

第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り、派遣を要請、受入れの調整や準備を行う。

計画内容については、「第1編 第3章 第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に準ずる。

第10節 通信運用計画

地震災害が発生した場合、防災関係機関相互及び住民との間における地震情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実に図ることはもとより、村の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

計画内容については、「第1編 第3章 第10節 通信運用計画」に準ずる。

第11節 広報計画

災害時に、住民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

計画内容については、「第1編 第3章 第11節 広報計画」に準ずる。

第12節 孤立地区支援活動計画

村は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

1 孤立地区の把握

計画内容については、「第1編 第3章 第12節 3 孤立地区の把握」に準ずる。

2 外部との通信手段を確保

計画内容については、「第1編 第3章 第11節 4 外部との通信手段を確保」に準ずる。

3 緊急救出手段の確保

計画内容については、「第1編 第3章 第11節 5 緊急救出手段の確保」に準ずる。

4 集団避難の検討

計画内容については、「第1編 第3章 第11節 6 集団避難の検討」に準ずる。

5 防犯パトロールの強化

計画内容については、「第1編 第3章 第11節 7 防犯パトロールの強化」に準ずる。

6 緊急支援物資の確保・搬送

計画内容については、「第1編 第3章 第11節 8 緊急支援物資の確保・搬送」に準ずる。

第13節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）

過去の災害における対応の経験を踏まえて、村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入れを実施する場合に、村としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

計画内容については、「第1編 第3章 第13節 支援体制の整備（村外で災害発生の場合）」に準ずる。

第14節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）

村内において災害が発生し、村のみでは、応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊その他の関係機関）からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、連携体制を整備する。

計画内容については、「第1編 第3章 第14節 受援体制の整備（村内で災害発生の場合）」に準ずる。

第15節 公共土木施設の初動応急対策

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

計画内容については、「第1編 第3章 第15節 公共土木施設の初動応急対策」に準ずる。

第16節 建築物の応急対策計画

大地震により被災した建築物を調査し、その後の同等の地震の発生などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止する。

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 公共建築物

村は、庁舎・避難所等の防災上重要な建築物は、村職員である被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) 民間建築物

村は、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

ア 村は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 実施に当たって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 村は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第17節 公園、緑地の応急対策計画

震災等の災害時に公園、緑地は指定緊急避難場所として、また地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

1 公園、緑地

(1) 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収集に努める。

公園・緑地は、震災時の指定緊急避難場所・避難路として使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び指定緊急避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

(2) 応急対策

ア 公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、指定緊急避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

イ 占用施設

水道、電気、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

第18節 道路等の災害応急対策計画

道路は、震災発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。

このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

計画内容については、「第1編 第3章 第16節 道路等の災害応急対策計画」に準ずる。

第19節 ライフライン施設の応急対策計画

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。また、村、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。

計画内容については、「第1編 第3章 第17節 ライフライン施設の応急対策計画」に準ずる。

第20節 危険物施設等応急対策計画

村、県及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・LPガス等による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

計画内容については、「第1編 第3章 第18節 危険物施設等災害応急対策計画」に準ずる。

第21節 水防活動計画

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は大地震発生後（特に、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要なとき）は、直ちに、消防団等を出動させ、必要に応じた地域内外の協力・応援を得て区域内の河川、砂防施設等を巡視するなど警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

1 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

2 河川施設の早期復旧

(1) 村

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(2) 河川等の管理者

大地震が発生した場合には、河川護岸に亀裂が生じるおそれがあるため、河川、砂防施設等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要なときは、直ちに所管施設を巡視し、必要に応じて応急措置を講ずるものとする。

また、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡するものとする。

第22節 地盤災害応急対策計画

地震により大規模な地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

1 初動応急対応

大規模震災により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

2 砂防施設等

(1) 応急措置

ア 砂防施設

(ア) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

イ 地すべり防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、各施設管理者は危険な箇所が存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(ロ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(2) 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(3) 二次災害の防止活動計画

村及び県は、同等の地震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

(4) 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度5強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

暫定基準の設定は、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議により決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

村は、暫定基準の設定の情報を受けたときは、地域住民にその旨を広報する。

3 林道

(1) 応急措置

村、県及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害を調査し二次的被害の発生を防止するための対策を講ずる。

(2) 応急復旧

村及び森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は速やかに応急復旧工事を実施する。

4 治山施設

村は、地震により護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、状況を確認するとともに、復旧対策を講じる。

また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

5 宅地災害の軽減・防止対策

計画内容については、「第1編 第3章 第35節 被災宅地の危険度判定」に準ずる。

第23節 消火活動計画

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- (1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- (4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

2 火災発生状況の早期把握

駆け込み情報、119番通報、参集職員、消防団員、地域住民等から次の情報を収集して被害の状況を的確に把握し、活動体制を整える。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

3 非常招集

地震により火災が発生すると察知した場合は、自主的に所属部署（団員にあつては、所属分団格納庫等）に参集し、指揮を受けるものとする。

- (1) 応招した職員、団員の指揮

奈良県広域消防組合下市消防署長は、応招した職員、団員を指揮する。

- (2) 災害状況の収集

職員及び団員は、自己住居地付近及び応招途上における火災被害状況の概要の収集に努めるものとする。

4 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、住民、自主防災組織等及び自衛消防組織などによって行われるものであるが、消防機関は防災関係機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

5 消防活動

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等も同時期に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害などが発生するため、消防活動については、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、実施するものとする。

その際、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

震災時には、住宅等が密集する地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

(2) 消防水利の確保

震災時には、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

(3) 段階的防御方針

ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。

ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

6 応援要請

震災時には、本村の消防力だけでは発生したすべての災害に対応できないことが予想されるので、村が締結している消防相互応援協定や県下の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、村の区域を超えて必要な消防力を被災地に投入して、被害の軽減を図り、人命の救助を最優先するものとする。

第24節 救急、救助活動計画

震災時には、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

計画内容については、「第1編 第3章 第19節 救急、救助活動計画」に準ずる。

第25節 医療救護計画

災害発生後 48 時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う被災地域の医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

計画内容については、「第1編 第3章 第20節 医療救護計画」に準ずる。

第26節 緊急輸送計画

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

計画内容については、「第1編 第3章 第21節 緊急輸送計画」に準ずる。

第27節 災害警備、交通規制計画

1 災害警備

(1) 村

村は、警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

(2) 県警察（吉野警察署）

県警察は、奈良県下で大震災が発生した場合において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期するとともに、迅速かつ的確な警察活動を行うことになっている。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに次に定める活動を行うことになっている。

ア 被害の実態把握

イ 被災者の救出救助及び被害の拡大防止

ウ 行方不明者の搜索

エ 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導

オ 死体の調査等及び検視

カ 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制

キ 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙

ク 地震に関する広報活動

ケ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

コ 警察庁等への援助要求

2 交通規制

計画内容については、「第1編 第3章 第22節 2 交通規制」に準ずる。

3 緊急通行車両

計画内容については、「第1編 第3章 第22節 3 緊急通行車両」に準ずる。

4 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

計画内容については、「第1編 第3章 第22節 4 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い」に準ずる。

5 規制除外車両の事前届出・確認・手続

計画内容については、「第1編 第3章 第22節 5 規制除外車両の事前届出・確認・手続」に準ずる。

第28節 食料、生活必需品の供給計画

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）の供給について、村・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

計画内容については、「第1編 第3章 第23節 食料、生活必需品の供給計画」に準ずる。

第29節 給水計画

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

計画内容については、「第1編 第3章 第24節 給水計画」に準ずる。

第30節 防疫、保健衛生計画

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

計画内容については、「第1編 第3章 第25節 防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第31節 遺体の火葬等計画

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村に協力を要請する。

計画内容については、「第1編 第3章 第26節 遺体の火葬等計画」に準ずる。

第32節 廃棄物の処理及び清掃計画

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、村が実施する対策について定める。

計画内容については、「第1編 第3章 第27節 廃棄物の処理及び清掃計画」に準ずる。

第33節 ボランティア活動支援計画

村及び県は、村及び県の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

計画内容については、「第1編 第3章 第28節 ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第34節 災害救助法等による救助計画

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

計画内容については、「第1編 第3章 第29節 災害救助法等による救助計画」に準ずる。

第35節 文教対策計画

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。

また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。

併せて、児童・生徒等が教育を受けることができるよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

計画内容については、「第1編 第3章 第30節 文教対策計画」に準ずる。

第36節 文化財災害応急対策

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 被害状況の把握

計画内容については、「第1編 第3章 第31節 1 被害状況の把握」に準ずる。

2 被害状況の調査と応急措置

計画内容については、「第1編 第3章 第31節 2 被害状況の調査と応急措置」に準ずる。

3 復旧対策

村企画政策課は、下表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者等とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国、県指定文化財については、県教育委員会の指導を受ける。

■ 文化財災害応急処置

災害別	種別・応急対策
1 震災	1 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 2 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。
2 火災	1 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県の指示に従う。 2 すず、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。 3 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。
3 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

4 大規模災害における応急対策

計画内容については、「第1編 第3章 第31節 4 大規模災害における応急対

策」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図るものとする。

計画内容については、「第1編 第4章 第1節 公共施設の災害復旧」に準ずる。

第2節 被災者の生活の確保

村は県及び関係機関と連携して、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

計画内容については、「第1編 第4章 第2節 被災者の生活の確保」に準ずる。

第3節 被災中小企業の振興

被災した中小企業者の早期の事業再開、経営の安定化が図られ、より一層の振興が図られるよう必要な措置を講ずる。

計画内容については、「第1編 第4章 第3節 被災中小企業の振興」に準ずる。

第4節 農林漁業者への融資

農林漁業者が災害による被害を受けた場合、経営の再建等のための融資制度を活用できる。

計画内容については、「第1編 第4章 第4節 農林漁業者への融資」に準ずる。

第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、村の被災状況を十分考慮しながら、村、県及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携を図ることにより、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

計画内容については、「第1編 第4章 第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画」に準ずる。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

村は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

計画内容については、「第1編 第4章 第6節 激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第7節 災害復旧・復興計画

災害発生後から被災者が、速やかに再起できるよう各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、村と県が連携して復旧・復興計画を作成する。

計画内容については、「第1編 第4章 第7節 災害復旧・復興計画」に準ずる。

第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

第1節 総 則

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、村における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取扱う。取扱いに際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

2 計画の基本方針

- (1) 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められてきた。村においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、村全域を対象としてその対策を推進してきた。
- (2) こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- (3) 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国

民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、本県においても最大で死者数約 1,700 名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。

- (4) この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、村及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。
- (5) 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

ア 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本村においても、村が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努めるものとする。

イ 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、村内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

ウ 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、村や県がその支援を行う。

エ 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70～80%に達すると評価されており（令和 5 年 1 月 1 日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

オ 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約 2 年間の間隔において発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約 1 ヶ月後にマグニチュード 7.2 の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

カ 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

村は、気象庁が①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- (1) 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- (2) 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

2 南海トラフ地震臨時情報の発表

(1) 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

(2) 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、次の情報が発表される。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上

8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 k m 程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記 2 つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

(4) 臨時情報の発表に対する警戒等措置

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間（対象地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに 1 週間（対象地震発生から 336 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 k m 程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）の発生から 1 週間（対象地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

ウ 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

村は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、村全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

(ア) 日頃からの地震の備えの再確認

a 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

b 避難場所・避難経路の確認

c 家族等との安否確認手段の取り決め

d 家庭等における備蓄の確認

(イ) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

(5) 必要な情報の伝達・周知等

ア 村及び県等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

(イ) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

イ 村及び県等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動に当たるよう周知する。

ウ 村及び県等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

ア 村及び県、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。

イ 住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

ウ 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について周知する。また、住民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

村、県は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」等に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

村、県は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

2 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

村が管理する不特定かつ多数の者が出入りする施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

3 その他

上記1及び2以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第4節 防災訓練計画等

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民（自主防災組織等）、村、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

1 防災訓練計画

防災訓練計画については、次の点に留意して「本編 第2章 第7節 防災訓練計画」に基づき実施する。

- (1) 村は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- (2) 防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- (3) 防災訓練の実施に当たっては、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- (4) 村は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- (5) 村は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

2 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

村は、県その他の防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、「本編 第2章 第6節 防災教育計画」に基づく取組みのほか、次の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

1 村職員に対する防災知識の普及

村は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナー受講や「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での研修受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図るものとする。その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 膨大な数の避難者の発生
 - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - カ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - キ 復旧・復興の長期化
- (5) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民に対する防災知識の普及

住民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という自助・共助の意識を普及させるため、村は、県等と協力して、インターネット（消防庁、村、県のホームページなど）等により、住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の地震災害の事例及びその教訓

- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (6) 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む。）
- (8) 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生等

3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

村、県及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童・生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - ア 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - イ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
 - ウ 地震発生時の緊急行動
 - エ 応急処置の方法
 - オ 教職員の業務分担
 - カ 児童・生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - キ 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
 - ク ボランティア活動
 - ケ その他
- (2) 教育・指導の方法
 - ア 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
 - イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節1に準じる。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から奈良県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため他地域からの奈良県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、村、県及び各消防（局）本部は、「本編 第2章 第8節 自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

村においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

3 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

南海トラフ地震が発生した場合、村内の被害確認後、出動可能な隊が消防本部から

出動するため、各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

また、村内が大きく被災している場合、近隣市町村にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

1 建築物の耐震性の確保

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（令和5年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、黒滝村耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。

（「本編 第2章 第13節 建築物等災害予防計画」参照）

(1) 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から住民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。村は、住民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、耐震セミナーの開催等により、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、住民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、すべての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。村及び県は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及啓発を図る。

(3) 非構造部材の耐震対策

村及び県は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、村その他の防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

3 斜面崩壊、液状化対策

(1) 斜面崩壊対策

第2次奈良県地震被害想定調査によると、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊された場合、本県では約 80 棟の建物が斜面災害により全壊するとされている。また、中央防災会議が平成 15 年 9 月に公表した被害想定によると、急傾斜危険箇所の急傾斜地崩壊対策がまったく行われていなかった場合を全国レベルで想定すると、建物の全壊棟数は現時点での想定被害の約 1.5 倍になるとされている。

ア 地すべり防止区域

「本編 第2章 第19節 地盤災害予防計画」4に基づき実施する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域

「本編 第2章 第19節 地盤災害予防計画」5に基づき実施する。

ウ 山地災害危険区域

「本編 第2章 第19節 地盤災害予防計画」6に基づき実施する。

エ 土地利用の適正化

「本編 第2章 第19節 地盤災害予防計画」8～10に基づき実施する。

(2) 液状化対策

第2次奈良県地震被害想定調査結果によると、本県では約 1,200 棟の建物が液状化により全壊するとされている。また、国が平成 25 年 5 月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

村その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、村管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

また、村は、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

4 時間差発生による災害の拡大防止

(1) 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、村、県及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

(2) 応急危険度判定の迅速な実施

ア 予防計画

村は、震災後の判定活動の速やかな実施に向け、村から「奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会」を通じて、応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築）を構築する。

応急危険度判定士の派遣要請については、県との連絡体制を整備するとともに、早急な応急危険度判定作業を実施するため、村職員の判定士資格の取得促進に努める。

また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を超えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定連絡協議会」、「近畿被災建築物応急危険度判定連絡協議会」及び「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も引き続き判定士の派遣、判定資機材の備蓄等を含めた相互支援体制の整備を図る。

村は、県の協力のもとで、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

イ 応急対策計画

(ア) 土砂災害対策

「本編 第3章 第22節 地盤災害応急対策計画」に基づき実施する。

(イ) 被災建築物の応急危険度判定

「本編 第3章 第16節 建築物の応急対策計画」に基づき実施する。

(ロ) 被災宅地の危険度判定

「第1編 第3章 第35節 被災宅地の危険度判定」に基づき実施する。

5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

- (1) 県外就業者・就学者（住民）に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発等の帰宅困難者対策を推

進する。

- (2) 観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

6 文化財保護対策

本村には多数の文化財建造物が存在するので、被害軽減対策の強化、及び近隣市町村等の関係諸機関との連携が必要である。被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考にするほか、「本編 第2章 第13節 建築物等災害予防計画」5に基づき対策を促進する。

第8節 地震発生時の応急対策等

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

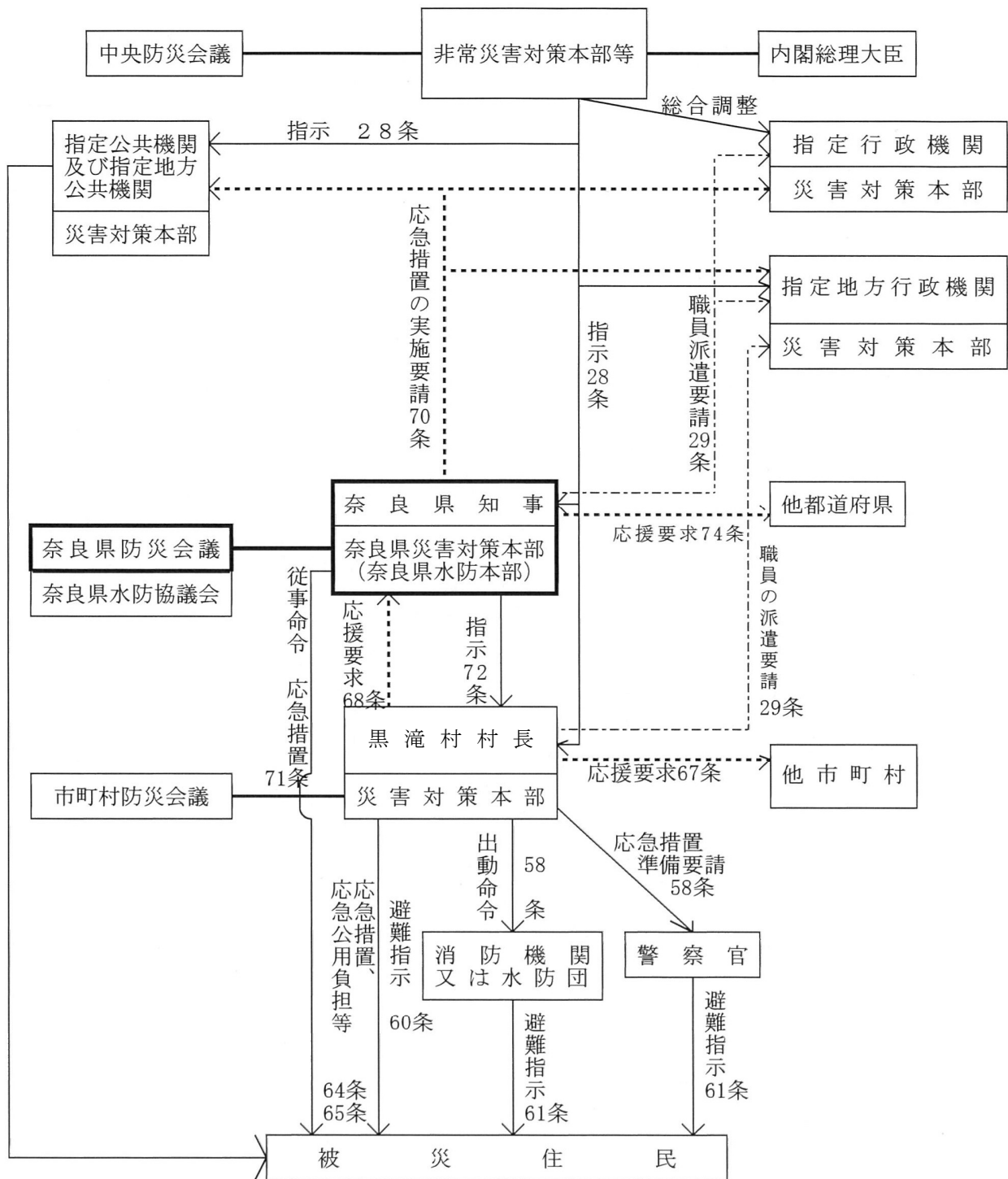
1 災害対策本部等の設置

(1) 防災組織計画

村は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部又は災害支援対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

■ 災害対策系統図



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

(2) 災害対策本部の設置

村長は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震又は当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

(3) 災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

黒滝村災害対策本部体制は「第1編 第3章 第6節 活動体制計画」に準ずる。

(4) 村の活動体制

村は、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

2 地震発生時の応急対策

(1) 地震情報の収集・伝達

ア 地震に関する情報の種類

種類	内容
震度速報 (気象庁)	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報 (気象庁)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報 (気象庁)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図 (気象庁)	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報 (気象庁)	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報 (気象庁)	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報 (気象庁)	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。
緊急地震速報 (気象庁)	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、すべてオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査したうえで発表される。

イ 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度情報」を県に通知する。また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（「本章 第2節 南海トラフ地震臨時情報」及び「本編 第3章 第7節 災害情報の収集・伝達計画」参照）を発表した場

合も県に通知する。

(ア) 県内で震度1以上を観測したとき

(イ) その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

ウ 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

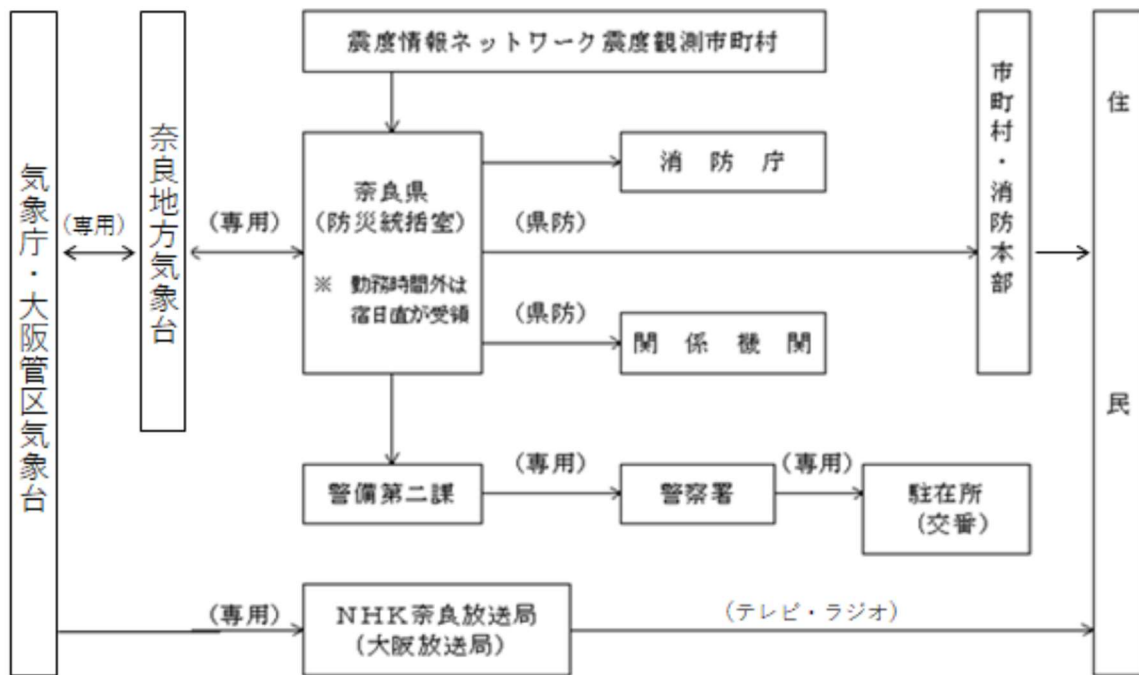
県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

村は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに村防災放送等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

エ 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次のとおりとする。

■ 地震に対する情報の伝達系統図



（県防）は県行政通信ネットワーク、（専用）は専用線又は専用無線

(2) 早期災害情報の収集

ア 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難指示等の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

イ 実施機関

(ア) 村（奈良県広域消防組合等含む。）

村（奈良県広域消防組合等含む。）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

(イ) 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

ウ 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を村災害対策本部等に報告する。

エ 異常現象発見者の通報

(ア) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、村又は警察官に通報する。

(イ) 村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村に通報する。異常現象の通報を受けた村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

(3) 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

ア 報告の基準

村等は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

イ 調査・報告

(ア) 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第1編 第3章 第4節 要配慮者の支援計画」参照）。

No.	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1	人・住家の被害	村（総務課）	消防団
2	避難に関する状況 （避難指示等の発令状況、避難所の 開設状況、避難世帯数・避難者数）	村（総務課、住民生活 課、保健福祉課）	
3	福祉関係施設被害	村（保健福祉課）	
4	医療、環境衛生施設、廃棄物 処理施設被害	村（住民生活課、保健 福祉課）（県）	保健所
5	水道施設被害	村（林業建設課）	
6	農業生産用施設、農作物等被害	村（企画政策課）	農林振興事務所、農協
7	畜産被害	村（林業建設課）	家畜保健衛生所、農協
8	水産被害	村（林業建設課）	漁協
9	農地、農業用施設被害	村（企画政策課）	農林振興事務所、農協
10	林地、造林地、苗畑、林道、作業道 被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林 組合
11	林産物、林産施設被害	村（林業建設課）	農林振興事務所、森林 組合
12	商工関係被害	村（企画政策課） （県）	商工会
13	公共土木施設被害	村（林業建設課） （県）	土木事務所
14	村営住宅	村（林業建設課）	
15	公園緑地等の被害	村（林業建設課）	
16	県有建築物被害（財産を含む。） （文化財、警察関係施設を除く。）	各施設	村
17	文教関係施設被害	村教育委員会	
18	文化財被害	県教育委員会 村企画政策課	
19	警察関係施設被害	警察署	村
20	生活関連施設等被害	指定公共機関等	村

(イ) 報告の基準

a 即報基準

村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (b) 奈良県又は村が災害対策本部を設置したもの。
- (c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (d) 地震が発生し、市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- (e) 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (f) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

ｂ 直接即報基準

村等は、地震が発生し、市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告するものとする（被害の有無を問わない。）。

ウ 村防災担当課から県防災統括室への報告

(ア) 報告系統

村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とする。

(イ) 災害概況即報

村防災担当課は、「イ(イ) a 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、「イ(イ) b 直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

(ロ) 被害状況即報

村防災担当課は、「イ(イ) a 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災情報システム等で県防災統括室に報告する。

(ハ) 災害確定報告

村防災担当課は、応急対策終了後、14 日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

(ニ) 災害年報

村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

エ 報告系統

村は、県に報告する。

オ 報告を行うことができない場合

村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

カ 村事業担当課から県事業担当課への報告

(ア) 村事業担当課

村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節 2(3)「被害状況、避難状況等の調査・報告計画」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

キ 被災者の安否情報

(7) 安否情報の提供

村、県は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

a 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

b 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

c 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

村、県が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、村、県は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(i) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村、県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

a 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

b 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

c 照会をする理由

(v) 被災者に関する情報の利用

村、県は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3 資機材、人員等の配備手配

(1) 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、奈良県地域防災計画に定める災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第9節 消火活動計画

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防組織等などによって行われるものであるため、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

2 消防活動

(1) 消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

(2) 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

(3) 段階的防御方針

ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。

ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

3 相互応援協定

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

ア 村が被災し自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。

イ 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、村から他の協定市町村等へ行う。

(2) 県への応援体制

村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

(3) 応援受入体制の整備

村は、応援要請した場合、次の受入体制を整備する。

ア 応援消防隊の結集場所、誘導方法明確化

- イ 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- エ 資機材の手配
- オ 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第10節 保健医療活動計画

災害発生後 48 時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。

災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

1 村の保健医療活動

- (1) 村は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 村は、村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援

村及び県は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者への対策として次の活動を行う。

(1) 人工透析患者への支援

ア 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

イ 医療支援

保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や村に協力を要請するとともに、本節 6 に示す「災害時における医薬品等の供給体制」により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

(2) 人工呼吸器等使用者への支援

ア 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

イ 医療支援

保健医療調整本部は、村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導又は後方医療機関へ搬送する。

地域保健医療調整本部は、村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

(3) その他の要継続的医療支援者への支援

ア 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、本節2の(1)～(3)以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、又は継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

イ 医療支援

保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

3 小児・周産期領域の患者への支援

ア 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

イ 医療支援

保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。地域保健医療調整本部は、村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

4 DMAT 及び医療救護班の活動

(1) DMAT の派遣調整

DMAT 調整班は、独自の情報収集や、村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMAT の出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT 指定病院に派遣要請を行う。

(2) 医療救護班の派遣調整

保健医療調整本部（医療支援調整班）は、村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき、又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。

5 後方医療体制の整備

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受入れ、治療に当たる。

6 災害時における医薬品等の供給体制

村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

7 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動に当たっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

(1) 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

(2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請

村は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

(3) 避難所での保健活動

村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、次の事項に留意するものとする。

ア 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

イ 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障がい・便秘等）の予防と対策を行う。

ウ 村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

(4) 在宅被災者等への支援体制の整備

村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、次の事項に留意するものとする。

ア 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

イ 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・スト

レス関連障がい・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

ウ 村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

8 精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動

村、保健医療調整本部（精神保健支援班）、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部等は精神障がい者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

(1) 安否確認等

村及び地域保健医療調整本部は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

(2) 障がい福祉サービス事業所等の被害状況の把握

村は、障がい福祉サービス事業所（旧精神障がい者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

(3) 相談支援等

保健師等支援チームは、D P A T等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

第11節 緊急輸送計画

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

1 計画の基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (イ) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (ウ) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (カ) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- (キ) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- (ク) 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害応急対策に必要な要因及び物資

2 輸送力の確保

(1) 村及び防災関係機関の措置

ア 村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画

により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。

イ 村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して、県又は他市町村等に斡旋を要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (カ) その他必要事項

3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限にくい止めるためにも、交通路の確保が重要である。

（「第1編 第2章 第14節 緊急輸送道路の整備計画」参照）

(2) 航空輸送の確保

緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機（ヘリコプター）による。

災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

（「第1編 第3章 第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照）

第12節 防疫、保健衛生計画

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

1 防疫体制

(1) 実施責任者

ア 村

被災地の防疫は、村が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、村の被害が甚大で、村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 防疫・保健衛生用資機材の調達等

(1) 村

村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

3 ペットの災害対策

(1) 飼養者の責務

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第13節 支援・受援体制の整備

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、国や他都道府県等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。また、本県の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他都道府県への支援を行う。

1 広域防災体制の確立

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定など既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。

村及び県は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

2 被災地への人的支援

村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。

また、必要に応じて、被災市区町村応援職員確保システムや災害マネジメント（総括）支援員制度等の国の制度を活用し、支援又は受援に努める。

第14節 広域避難対策

村及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。

1 広域避難者の受入体制の整備

村及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。このため、村は県と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を進める。

避難に際して、多数の避難者を迅速に移動させる必要があるため、空路での大量移送力を備えた広域防災拠点の整備を図る。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

2 広域避難者への対応

村は、奈良県への避難者に対しては、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第15節 物資等の確保

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。

こうした被害想定を、住民、村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。

また、村及び県は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

1 村、住民の役割分担

(1) 住民の役割

住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

(2) 村の役割

村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

2 平常時の村の物資調達

村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を次により行う。

村は、供給するのに必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に被災した住民に物資を円滑に供給するために、迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の

締結、共同備蓄、又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。

(3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。

(4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

(5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

3 平常時の報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

4 食料備蓄率の向上

住民による食料備蓄率は防災意識向上及び村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、村及び県は積極的に災害時の物資確保に努めるべきである。また、学校等においては、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなった乳幼児・児童・生徒等のための物資を備蓄するよう努める。

村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保の手段により積極的に確保する。